

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
813	外務省	11		192		アフリカ連合(AU)平和 基金拠出金(任意拠出 金)	AU平和基金への拠出を通じて、G7を始めとするアフリカ 開発のパートナー国と連携しつつ、AUの紛争予防、紛争解 決及び紛争後の復興・開発に係る取組を支援するもの。 なお、AU平和基金を財源とする紛争予防・管理・解決メカ ニズムは、紛争の予防を第一義とし、紛争勃発後は早急な 和平工作により解決を目指すし、そのため時宜に応じ規模及 び期間を限定して文民又は軍人の監視ミッションを配置し、 情勢の展開によっては国連等の介入を依頼するもの。	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛 争解決分野においては、アフリカ自身の取組(調停、ミッシ ョンの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等)の重要 性が増している。本案件はこれらの分野におけるAUの活動 を支援するもの。 これまで、AUソマリア・ミッション(AMISOM)のモガディシュ やナイロビの事務所、ソマリア、リベリア、コートジボワ ール、中央アフリカ、大湖地域、マリ/サヘル地域のAU連絡事 務所等の開設・運営の支援、AUテロ研究センターの調査 ミッション派遣、また、AU平和・安全保障理事会や整備され つつある賢人パネル等の支援を通じた関連組織の能力向上 等にも活用。 平成27年度は、「AU国連代表部の強化」支援事業に拠 出し、アフリカの平和安全保障に関する国連とAUの連携強	0	0										5,c4.2									非該当			
814	外務省	11		193		南太平洋経済交流支 援センター拠出金 (任意拠出金)	本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、 島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促 進及び観光促進を図り、特に経済分野において島嶼国の自立 を促すもの。本センターへの拠出を通じ、太平洋島嶼国 地域のみならず、国際場裡においても、これら太平洋島嶼 国の支持を得ることで、日本の外交的プレゼンスを高めるこ とに繋げるとともに、両国間の経済関係の強化を図ることを 目指す。本件拠出金は、双方向の人的交流を活性化し、日 本と島嶼国との関係を強化するための貿易・投資・観光の 更なる促進に向けた各種事業実施のために利用される。	本センターは、1996年10月1日、東京において日本政府 と南太平洋フォーラム(SPF、2000年に太平洋諸島フォー ラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターの 主な業務としては、貿易、投資、観光にかかる各種照会へ の対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対 する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、 広報活動等を実施。本件拠出金は、見本市やミッション等の 企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事 業、市場調査・統計整備等のために利用される。	0	0											8.6									非該当		
815	外務省	11		194		国際移住機関(IOM)拠 出金(第三国定住難民 支援関係)(任意拠出 金)	我が国は、アジアの主要国として人権外交を推進してきて いるところ、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定 住による難民の受け入れを実施することによって、長期化する 難民問題の恒久的な解決に資するほか、国際機関や国際 社会から高い評価を得ることによって、人権分野において我 が国がアジアにおける主導的地位を保つ。	我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国 前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教 室、渡航関連等我が国到着までの支援を、国際移住機関(I OM)が実施するための経費を拠出する。	0	0											8.6									非該当		
816	外務省	11		195		太平洋諸島フォーラム (PIF)拠出金 (任意拠出金)	太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFの活動を 資金面にて支援することにより、太平洋島嶼国地域におい てのみならず、それら太平洋島嶼国の支持を得て、国際場 裡における日本の外交的プレゼンスの向上等に繋げるとと もに、日本と島嶼国との経済関係の強化を図る。	PIFは、豪州、ニュージーランドの他、太平洋島嶼国14か国 により構成される国際機関。太平洋島嶼国14か国及び2地 域は、国際社会における我が国の政策及び活動の重要な 支持基盤。また、我が国にとり水産資源の供給源であるとも に、我が国のエネルギー政策に欠かせないシーレーンとし て重要であるところ、太平洋島嶼国の経済的自立及び持続 可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展 させることは極めて重要。本件拠出金は、我が国とPIFの政 策協調、国際場裡における共同行動を確保すべく、PIFが実 施する島嶼国間の貿易統合・投資政策・ビジネス開発等の プロジェクトの調査、企画・立案、実施に対して資金を拠出	0	0												8.6									非該当	
817	外務省	11		196		シナイ半島駐留多国籍 軍監視団(MFO)拠出 金	中東和平の実現は、我が国の安全保障とエネルギーの安定 供給を確保する上で、最重要外交課題の一つ。過去4回 にわたって戦火を交えたエジプトとイスラエルとの間で197 9年に締結された平和条約に基づく両国国境地帯の停戦を 維持し、もって他のアラブ諸国・地域とイスラエルとの包括 的な和平に向けた環境を醸成する。	1979年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び 同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限 に關し、右を脅かす活動の監視・報告、違反事実の認定 を行うため、監視活動を行っている。 2005年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト 国境警備隊の監視が任務に追加された。	0	0											8.6									非該当		
818	外務省	11		197		国際連合軍縮会議拠 出金(任意拠出金)	自由関連な議論を通じ、軍縮の進展に向けた国際的機運 を強化することが会議の目的となる。我が国としては、これ に加え、①我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に 示し、国際社会における我が国発言力を強化すること、② 国内外の政府関係者や著名な有識者等の出席を得て開催 し、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚を図るこ とも目的とする。これは軍縮教育を重視する我が国にとって 重要。	軍縮に関する様々な問題について国内外の政府関係者 や有識者等が議論を行う国連主催の国際会議。1989年に 京都市で第1回会議が開催されて以降ほぼ毎年開催されて おり、2015年には広島市で第25回会議が開催された。我が 国は、唯一の戦争被爆国として軍縮教育を重視しており、 その観点から本件事業を国連軍縮部との貴重な協力案件 の一つとして重要視しており、国連への拠出を通じて国 連関係者及び外国人有識者の渡航費用を負担しているほ か、サブスタンス面を中心とした協力を行っている。また、会 議冒頭に我が国政府代表が演説を行うことを通じ、我が国	0	0											5,d4.2										非該当	
819	外務省	11		198		特定通常兵器使用禁 止・制限条約締約国会 議拠出金(任意拠出 金)	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存 物に関する議定書(第5議定書)について、締約国としてで はなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているた め、同議定書第10条3項規定に基づき、その際の会議費を 負担する必要がある。本議定書のオブザーバーである我が 国は、締約国会合における意思決定には参加出来ないもの の、締約国会合に出席の上、我が国の立場と異なる議論が 行われていないか、議論の流れ及び関係国の意見を把握	本議定書は、爆発性残存物(ERW)の危険及び影響からの 文民及び民用品物の保護のための予防措置、現存するERW についての援助、一般的予防措置等について規定されて おり、締約国会合では議定書の履行及び運用等について議 論される。ERWには、戦争中及び武力紛争の当事者が残 置又は投棄した爆発性弾薬であって、残置又は投棄した当 該当事者の管理下にない弾薬を含んでおり、政治的にも重 要な議論が行われている。	0	0											8.6									非該当		
820	外務省	11		199		日・カリコム友好協力 拠出金(任意拠出金)	2000年11月の第1回日・カリコム外相会議で採択された 「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」 を踏まえ、設置。カリコム諸国への協力事業の拡大とそれ を通じて日・カリコム諸国間の友好・信頼関係の増進や国連 等のマルチの場におけるカリコム諸国14か国との協力関 係の維持、強化を目的とする。	日・カリコム友好協力の促進及びカリコム諸国の発展に資 するプロジェクトに対し支援するもの。カリコムからの要請に 基づき、支援分野の限定なく、日・カリコム友好協力の促進 及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを実施。201 6年は、心疾患リスク要因である塩分摂取を削減するため の国家戦略のモデル枠組みの開発等を行う「カリブ地域」 における非感染性疾患予防・統制のための塩分摂取量削減」 日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との 間で、10日間程度の招へい・派遣事業として、招へいは高 校生～社会人等、派遣は高校生～大学院生等を対象に、 対日理解を促進するプログラム(日本の概要等)についての 講義、政府機関への表敬、同世代やテーマ別関係者との意 見交換会や文化交流会、日本の技術・優位性を体験できる 展示会や施設及び企業等の視察、日本各地の文化遺産等 の名所訪問、ホームステイ等)を実施。また、プログラム中 又はプログラム後、被招へい者・被派遣者は日本の魅力を	0	0												7,b.7									非該当	
821	外務省	11		205		親日派・知日派育成の ための交流拡充拠出金 (対日理解促進交流プ ログラム)	日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との 間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を招へい・派遣 し、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する 対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、 また、日本の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派 遣者自ら積極的に発信してもらうことで対外発信を強化し、 我が国の外交基盤を拡充する。	日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との 間で、10日間程度の招へい・派遣事業として、招へいは高 校生～社会人等、派遣は高校生～大学院生等を対象に、 対日理解を促進するプログラム(日本の概要等)についての 講義、政府機関への表敬、同世代やテーマ別関係者との意 見交換会や文化交流会、日本の技術・優位性を体験できる 展示会や施設及び企業等の視察、日本各地の文化遺産等 の名所訪問、ホームステイ等)を実施。また、プログラム中 又はプログラム後、被招へい者・被派遣者は日本の魅力を	0	0												5,a4.2									非該当	
822	外務省	11		206		武器貿易条約締約国 会議等分担金	本件条約は、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与 等のために通常兵器の国際的属目を規制するための可能な 限り高い水準の共通の国際的基準を確立し、通常兵器の 不正な取引及びこれらの流用を防止することを目的として いる。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国とし ては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある	武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び 各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる 問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動 を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁 に活用される。	0	0											8.6									非該当		
823	外務省	11		207		対人地雷禁止条約拠 出金	本件拠出金は、対人地雷禁止条約(以下、「オタワ条約」) の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費。ISU の目的は、条約に関する知見を集約する基盤及び条約の 事務局として、全ての締約国に対してアドバイスや義務履行 のための支援を行い、締約国会議議長及び各委員会の共 同議長を支援する。条約の普遍化に関する活動を行い、条 約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式な会議 記録及び文書を管理・保存する。また、関連する国際機関、 市民社会、地雷除去機関等との連携を行う。このようにISU は条約の精神を実現するために必要不可欠な役割を果た しており、この運営費用を拠出することは、我が国が重視す る対人地雷の廃絶を含む軍縮問題促進することにつながる とともに、我が国が本条約の基盤となる事務局を支えること によって本件問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会 に示すものであり、国際社会の信頼を得る上でも非常に重	オタワ条約履行支援ユニット(ISU)は、締約国が義務を遵 守・履行することを支援し、条約の事務局機能を担うため に、2001年9月に設立された。 【事業内容】締約国会議議長及び各委員会の共同議長の作 業を支援、締約国会議、会期間会合等の非公式協議の円 滑な開催のためのサポート、スポンサーシップ・プログラ ムの執行、各国の義務履行状況を監視し、アドバイスを行う、 ホームページの更新・管理、プレスリリース、その他締約国 の求めに応じてあらゆる条約関連業務を行う。	0	0												8.6									非該当	
824	外務省	11		216		アセアン留学生交流等 拠出金(任意拠出金)	アスジャ・インターナショナル(以下アスジャ)は、ASCOJ A(ASEAN元日本留學生評議会(元日本留學生が組織する ASEAN各国の帰国留學生会の連合組織))傘下の帰国留 學生会と連携してASEAN諸国からの留學生に対し、日本文 化や生活習慣、日本人との交流を直接体験する交流事業を 実施し、将来我が国とASEAN諸国間の友好協力関係の中 核的担い手となる親日家、知日家を養成・支援する。また、 30年余りに亘る歴史を有するユニークな外交基盤であるア スジャ・ASCOJAネットワークを活性化・強化して、日・ASE AN関係を更に拡大する。	アスジャは、ASCOJA傘下の10か国の各帰国留學生会か ら推薦された毎年3名(大学院レベル2名、学部レベル1名) 計30名の留學生を対象に、本拠出金を以て、留學生の対 日理解と我が国との友好関係増進を図るため、様々な日本 文化体験行事、我が国市民との交流事業等を実施する。ま た、ASCOJA傘下の各帰国留學生会間、及び日本との連携 協力を強化するために、各国帰国留學生会メンバーを繋ぐ オンライン・プラットフォームを運営し、日本とASEAN各国 間の人的交流・ビジネス交流等のあり方について議論する ため、各国帰国留學生会メンバーを集めて分野別シンポジ ウムを開催する。	0	0												5,a4.2									非該当	
825	外務省	11		217		国際連合食糧農業機 関(FAO)分担金	次の施策を通じ世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放 を実現することが目的であり、かかる施策は、我が国の 食料安全保障の向上に資する。 ①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上 ②食糧及び農産物の生産及び流通の改善 ③農村住民の生活条件の改善	①国際条約等の執行機関としての国際ルールの策定・実 施(国際植物防疫条約、食料・農業植物遺伝資源に関する 国際条約等) ②世界の食糧・農林水産物に関する情報の収集・伝達、 調査分析及び各種統計資料の作成等(世界農業白書、GIE WS等) ③国際的な協議の場の提供(総会、国際会議の開催等) ④開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・	6,400,565	5,792,616	5	一般	-	50	4	-	-	-	-	2,c.5	1,c.3.1	6.5.7							該当			

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
835	外務省	11	227		北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)		NATOが中央アジア・コーカサス地域等において実施している小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の事業やアフガニスタンにおいて実施しているアフガニスタン治安部隊支援に関する事業への拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともに、NATO及び関係諸国との関係強化を図る。	NATOは、我が国と基本的価値を共有する欧米諸国をメンバーとする集団防衛組織であり、周辺地域の安全保障に関与する他、海賊対策を含む海洋安全保障やサイバー防衛等のグローバルな課題に対応。NATOとの連携は、既にある日米、米欧の同盟に加え、基本的価値を共有する日米欧の三角形の一角を形成する。我が国外交上重要な連携。NATOは信託基金の枠組みを利用して、中央アジア・コーカサス地域等において、小型武器廃棄、武器弾薬管理、対地雷廃棄等の事業を実施し、紛争予防、テロリストへの武器等の流出防止、地域の安定化及び平和の構築のための事業を実施しているほか、アフガニスタンにおいて、同国の治安維持を担うアフガニスタン治安部隊を強化するための事業を実施し、国際社会全体の課題であるアフガニスタンの治安の改善に貢献している。 我が国は、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタンにおける平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携することにより、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行い、以て世界の平和と安定への寄与を示すことが可能となっている。	0	0										8.6									非該当		
836	外務省	11	228		国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金		国際エネルギー・フォーラム(IEF)は、約80か国の産油国と消費国の関係が一堂に会し、エネルギー市場の安定をはじめ、エネルギー分野が直面する課題について直面的議論を行う場。産油国と消費国の対話・協調と国際機関共同データイニシアティブ(JODI)などを通じて石油市場の透明性を向上させることにより、市場の安定化を促進することを目的としている。かかる取組は、国際石油市場の安定に貢献するとともに、我が国の経済基盤に不可欠なエネルギー安	(1)石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解を促進 (2)エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供 (3)健全な世界経済、供給と需要の安定確保、エネルギー資源の世界的な取引の拡大のための安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(JODIなど)	0	0										5.64.2								非該当			
837	外務省	11	229		太平洋経済協力会議(PECC)拠出金(義務的拠出金)		産・官・学の三者から構成されるという組織の有意性を活用しつつ、現下の貿易・投資の自由化・円滑化をめぐる諸課題に加え、アジア太平洋地域の経済的、社会的インシニエーション、中長期的視点から調査、研究を実施し、これをAPECと共有することで、APECの将来的な議論の一環環となること等を目的としている。また、世界人口の約4割、GDPの約6割、貿易量の約5割を占めるアジア太平洋地域の市場を我が国経済成長のために取り込むべく、同地域の経済統合の深化、経済社会的福祉の向上に知的な貢献をすること等を目的としており、ひいては、アジア太平洋地域における新たな貿易と投資の拡大の機運を高め、日本を含め新たな繁栄と成長のチャンスをもたらすことが期待されるところであ	PECCはAPECの公的オブザーバーとして、全てのAPEC関連会合、WGに出席することが認められており、政府当局の視点とは異なる、第三者的な視点、大所高所の視点から、APECの議論に積極的に貢献している。PECCにおいては、経済連携協定(EPA)の潜在的なインパクトの測定、年金・医療保険・雇用保険等に関する調査研究が行われているなど、APECにおいて現時点では大きくは取り上げられていないものの、将来的な地域経済統合、社会的連結性強化の観点からは重要となる先進的な分野に関する調査等を実施しており、これをAPECに還元することでAPECの議論に大きな影響を与えている。	0	0										8.6									非該当		
838	外務省	11	230		アジア欧州財団(ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金)		ASEMの唯一の常設機関であるアジア欧州財団(ASEF)事務局の運営経費負担に係る我が国の継続的な貢献(義務的拠出)を果たし、アジア欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を示す。右はASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項(アジアの安保環境、テロ対策等)に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。	ASEFは、アジア欧州間の相互理解促進のため、ASEM3本柱を形成する政治、経済に並ぶ社会・文化のうち、特に知的交流、文化交流、人物交流等の分野において、人権セミナー(非公式人権セミナー)、若者や女性の社会進出を後押しするシンポジウム(ASEFヤングリーダーズサミット等)、災害時のリスクコミュニケーションを経験したジャーナリストがベト・ブラクティスを共有するアジア・ヨーロッパ(ジャーナリスト会議)、また、各国において影響力のある財界関係者が世界経済について意見交換するフォーラム(経済フォーラム)の企画・開催など、アジア欧州の民間セクターを取り込んだ交流事業を行っている。 本件義務的拠出金は、上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人的費、施設維持管理費等の経常経費に使用さ	0	0										6.6									非該当		
839	外務省	11	231		国際民間航空機関(ICAO)拠出金(義務的拠出金)		IC旅券は、ICに格納されたデータの真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティ性が向上した旅券である。右検証にはIC旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、同鍵を集中管理するICAO PKD(Public Key Directory:公開鍵ディレクトリ)に参加し、インターネットを介して各国出入国管理当局及び航空会社等に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供することを目的とする。	ICAO PKD参加には、参加申請が承認された後、PKD内に自国の公開鍵登録システムを設置し、同システムの動作確認、所定の登録費・参加費の支払い及び公開鍵の登録を行う。PKD参加国は3ヶ月毎に公開鍵と右失効リストの更新を行い、PKD運用経費(固定)と事務局経費(参加国で均等に分担)を支払わなければならない。PKDの運営方針はPKD理事会によって決定され、運営はICAO事務局に委託されている。システムの構築、運用は請負企業によって行われて	0	0										4.b4.1.1									非該当		
840	外務省	11	232		ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金(任意拠出金)		日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての貿易・投資の促進、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方間の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等、2025年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。	センターに対する義務拠出金が、事務局の維持と分野横断的な事業、ASEAN全加盟国に資する事業等を中心に充てられているのに対し、任意拠出金については、特にASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへ(CLMV)の支援による域内の格差是正のための事業(グッドデザイン賞メコン・デザインセレクションの実施によるCLMV産品の輸出競争力強化支援)や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野(クリエイティブ産業支援等)での事業等を中心として活用されている。	0	0											8.6								非該当		
841	外務省	11	240		日・経済協力開発機構協力拠出金(任意拠出金)		経済・社会等多岐にわたる分野における国際的なルール、標準づくり、加盟国間の相互審査(ピア・レビュー)、情報・ノウハウの交換、非加盟国・地域への協力といったOECDの活動に、任意拠出金を活用して、我が国として戦略的かつ柔軟・機動的に関与することにより、日本にとって好ましい国際経済理念を醸出する。例えば、2014年に立ち上げた「東南アジア地域プログラム」は、日本企業が多数進出しており、今後の成長セクターたる同地域における我が国のプレゼンス強化及び日本企業の活動環境の改善に資する。	(1)G7、G20を含め、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与すること、(2)「規制制度改革(構造改革)」、「持続可能な開発」、「腐敗(贈賄等)防止対策」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を適時に我が国に紹介すること、(3)OECDの経済・開発分野の知見や経験を活かして、OECD加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するためのプロジェクト(アジアへのアフリカ活動、中東・アフリカの投資円滑化のための取組、OECDの活動のアジアへの広範)を支援する	0	0											8.6								非該当		
842	外務省	11	234		アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)		世界人口の約4割、GDPの約6割、貿易量の約5割を占めるアジア太平洋地域の市場を、我が国経済成長のために取り込むべく同地域の経済統合の深化を推進するとともに、多角的貿易体制を強化する貿易・投資の自由化・円滑化の促進に向けた先進的な取組などを通じて、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備すること等を目的とする。特に、途上国の貿易・投資の自由化・円滑化に関する取組を支援することで、日本企業の海外展開の支援、アジア太平洋地域の経済統合の深化を図ることを目的とする。	本基金は、日本が初めてAPECをホストした1995年、我が国家のイニシアティブとして立ち上げられたものであり、同APECにおいて、総額100億円を上限に拠出することを表明したもので、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進に関するプロジェクト(ワークショップ開催、調査研究等)実施している。創設経緯に鑑み、TILFといえは日本というほど、当該基金における日本の知名度は非常に高い。当該基金を活用しつつ、特に発展途上国の当局の自由貿易協定に対する理解増進に関するセミナーなどが実施されているほか、我が国主導で、アジアとラテンアメリカ地域のバリューチェーン強化に関する調査・研究が実施されるなど貿易・投資の自由化・円滑化に関する当該分野における一	0	0											8.6								非該当		
843	外務省	11	235		世界貿易機関(WTO)事務局拠出金(任意拠出金)		多くの加盟国において、世界経済危機後、保護主義的圧力が高止まりしており貿易・投資の自由化推進と多角的貿易体制の強化が、日本経済及び世界経済の持続的成長のためにも不可欠。途上国がWTO協定等に対する正しい理解のもと、自由貿易を推進することで、多角的貿易体制の強化へと寄与することから、途上国の交渉参加を促すことを目的として、途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する理解促進、技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を	一、ハ開発アジェンダ(ドーハ・ハランド・DDA)において、WTO加盟国の分岐の点を定め、途上国の交渉能力の不足や投資及び世界円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設。途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施している。	0	0											5.a4.2								非該当		
844	外務省	11	236		日韓産業技術協力共同事業体拠出金(任意拠出金)		1992年の日韓首脳閣の合意をふまえた「実証計画」に基づき、日韓間の産業技術協力の促進のため、日韓ビジネス交流の促進、日韓の産業技術交流、地域間産業交流、産業技術協力に関する調査・広報等の事業を行うことを目的として	日韓両国の財団からなる日韓産業技術協力共同事業体が、①日韓ビジネス交流促進事業(日韓新分野連携セミナー)、②産業・技術交流事業(次世代若手経営者交流事業)、③日韓経済連携関連事業、④調査・広報事業を行う。	0	0										5.b4.1.3								非該当			
845	外務省	11	238		国際貿易センター(ITO)拠出金(任意拠出金)		開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、貿易のための援助(AFT)の実施に特化した唯一の援助実施機関としてCWTO及びUNCTADの下に設立され、途上国の輸出環境整備、貿易のための民間セクター支援を実施し、日本企業の途上国進出促進や途上国企業との貿易振興にも裨益。特に女性の企業家育成支援、女性企業家の貿易参画支援を目的としたプロジェクトを形成に力を注いでおり、日本の企業とも提携し市場価値の高い商品を開発するなど、日本経済にも貢献している。	開発途上国の輸出振興のための技術支援(援助)を行う目的で、WTO及びUNCTADの2国際機関の下に設立された国際機関である国際貿易センター(ITO)は、途上国の貿易促進及び輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な中小企業支援、及び女性企業家支援を含む民間セクター育成のための案件実施に精通しており、受益国政府に加え、他の国際機関からも高い評価を受けている。我が国は、東アフリカ及び西アフリカにおいて貧困女性を組織化し、そこで縫製された民族衣装をベースに作成された服飾品を、ファッション・マーケットに紹介・販売促進する「Ethical Fashion」プロジェクトにイ	0	0												5.a4.2								非該当	

[illegible]

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:△)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:△)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:△)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:△)	SBR対象 (該当:○ 非該当:△)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
857	外務省	11	251		気候変動枠組条約(U NFFCCC)拠出金(京都 議定書拠出金)(義務 的拠出金)		地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである 気候変動枠組条約京都議定書の加盟国として義務づけら れている拠出金。国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務 局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行 に資する。	気候変動枠組条約京都議定書は、気候変動枠組条約の 突極目標である大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に 資するため、締約国に対し温室効果ガスを一定数値削減す ることを義務付けている。当該拠出金はデータ収集分析や 人材育成等、気候変動枠組条約事務局の運用に充てられ ている。 本議定書は、1997年12月に気候変動枠組条約第3回締約 国会議で採択された。我が国は、1998年4月28日に署名し、 2005年2月16日に効力が発生した。本議定書に係る事務	0	0										8.6								非該当			
858	外務省	11	252		国際熱帯木材機関 (ITTO)分担金		本件事業は、持続可能な形で経営され、かつ、合法的な 伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び 多様化並びに熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進す ることを目的とする国際熱帯木材協定(ITTA)の実施に向 けた国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の活動を支援するも のである。	本件事業は、ITTAの運用に関する費用及び同協定に基 づき我が国(横浜市)に本部が置かれている国際熱帯木材 機関(ITTO)事務局運営費に充てられる義務的分担金であり、機関の意思決定を行う理事会の開催のほか、熱帯林経 営に関するガイドラインや基準の作成・普及、熱帯木材貿易 に関する統計資料の整備・公表や持続可能な熱帯林経営 を促進するための生産国支援などの活動を支援するものであ る。	0	0											8.6								非該当		
859	外務省	11	253		砂漠化対処条約拠出 金(義務的拠出金)		本件事業により、砂漠化対処条約の目的である、地球規模 の影響が懸念されている砂漠化の進行に関し国際的協調 の下に対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の 実施推進を達成することができる。特に、砂漠化対処の国 際的な体制に参加することにより、我が国は国際場におい てアフリカ諸国をはじめとする締約国から、我が国取組へ の支持と理解を得ているところ、本件事業の意義は大きい。	本件事業により、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するた めの義務的拠出金。同事務局は、締約国会議や補助機関 会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機 関との協力、締約国会議が決定する他の任務の遂行及び 各種の規範作りを行っている。特に、我が国は、本件事業を 通じて、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我 が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対 策の立案及び実施に大きく貢献している。	0	0											8.6								非該当		
860	外務省	11	254		バーゼル条約拠出金 (義務的拠出金)		本件事業により、バーゼル条約の目的である、有害廃棄物 及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制につ いて、国際的な枠組の策定と環境の保護等を推進するこ とが可能となる。有害廃棄物及びその他の廃棄物の発生 の増加及び複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える 移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する脅 威は、我が国にとって重大な問題であり、有害廃棄物及び その他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制を国際 的に進める本件事業は我が国にとっても重要である。	本件事業は、条約事務局の活動を支援するための基金に 拠出する義務的拠出金。拠出金は全締約国が国連分担率 に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められ ている。条約事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準 備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協 力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、 廃棄物処理等に関する技術の伝達、締約国会議が決定す る他の任務の遂行等の活動を実施している。我が国は、 本件事業を行うことにより締約国の資格を有し、締約国 会議に参加している。その上で、右会議において有害廃 棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化す ることにより我が国の利益を確保するとともに、これらの 廃棄物を環境上適正に処理し、その国境を越える移動の量	0	0											8.6								非該当		
861	外務省	11	255		野生動植物取引規制 条約信託基金拠出金 (義務的拠出金)		本件事業により、ワシントン条約の目的である野生動植物 の種の過度な国際取引の利用がなされないように、これら の種の保護のための国際協力をを行い、そのための議論に 参加していくことで、我が国として動植物の種の持続可能 な利用の確保を促進してい	1. 本件事業は、条約に規定された条約事務局の任務及び 締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動 の円滑な遂行に必要な経費を賄うため、条約信託基金に 対し拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率 に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出することな っている。 2. 条約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国 会議の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の 法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の 作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤ 条約附属書の編纂、⑥締約国会議で採択された新たな決 議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的 な特定を支援するための情報提供等を実施している。 3. 我が国は、本件事業に拠出することで締約国の資格を 有し、会議への参加・交渉等を通じて、決議案や決定案等	0	0											8.6								非該当		
862	外務省	11	256		水鳥湿地保全条約拠 出金(義務的拠出金)		本件事業により、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な 湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)の目的であ る、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれ らの湿地に生息する動植物の保全を促進するための条約 事務局の活動を支援する。湿地は水鳥など地球規模で移 動する生物の生息場であるとともに、水資源の供給源や洪水 の防止など防災上の生態系サービスを共有する場となっ ている。我が国の湿地も世界的に移動する水鳥の生息を支 える場となっており、湿地に生息する動植物の保護、特に渡 り鳥を保護するために国際的な協力を進める上で本事業は 我が国にとって極めて重要である。	本件事業は、ラムサール条約事務局の活動を支援するた めの基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連 分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出して いる。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会 議の開催準備、締約国会議の決議事項の推進、各国の国 別報告書の検討及び情報収集、水鳥の湿地保全に関す る助言、広報、普及啓発などの業務を行うために用いられ る。我が国は、本件事業を行うことにより締約国の資格に より、会議への参加・交渉等を通じて、国際的な湿地保全に おける我が国のプレゼンスを確保するとともに、我が国の方 針を反映することが可能となっている。	0	0											8.6								非該当		
863	外務省	11	257		オゾン層を破壊する物質 に関するモニタール 議定書拠出金(義務 的拠出金)		本件事業により、オゾン層を破壊する物質に関するモニ タール議定書の目的である、オゾン層の変化の結果生じる おそれがある悪影響から、人の健康及び環境を保護するた めに、オゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該 物質の生産、消費及び貿易の規制が実施されるものであり、 地球規模の環境問題であるオゾン層の保護を達成する上 で、本件事業は重要である。	本件事業は、条約事務局の活動を支援するための基金に 拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に 基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している(我 が国の分担率は10.797%であり、米国に次ぐ第二位の 拠出国)。条約事務局は、主に①締約国会合の開催、②公 開作業部会を開催、③各国のオゾン層破壊物質の生産・消費 ・輸出入量の集計及び公表、④その他締約国会議が決定 する他の任務の遂行等の業務を実施している。我が国 は、本拠出を通じて我が国の方針を反映させつつ、地球規模 環境問題であるオゾン層保護のための各種政策決定及び実	0	0												8.6								非該当	
864	外務省	11	258		国際自然保護連合 (IUCN)拠出金(義務 的拠出金)		本件事業により、IUCN(自然及び天然資源の保全に関わ る国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体)を 通じ、その目的である全地球的な野生動植物の保護、自然 環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究 の実施、各方面への助言、開発途上地域に対する支援等 を実施することが可能となる。また、我が国が、IUCNの国家 会員として、本拠出金を拠出することにより、①我が国の方 針をIUCNの取組に反映させつつ、②世界各国のNGO等 を通じて我が国の地球環境問題への積極的な取組を効果的	本件事業は、IUCN事務局の事業を支援するための拠出 金。同事務局は、4年に1度開催される世界自然保護会議 (総会)において、一般方針の決定、各種プログラムと予算 の承認、IUCNの全ての事項に関する監督及び全般的な運 営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野 における国際的な規範作りを担っている。特に、我が国は、 本件事業を行うことにより、国家会員として総会等への参 加・交渉等を通じて、我が国の方針を反映することが可能と なっている。	0	0											8.6								非該当		
865	外務省	11	259		ストックホルム条約 (POPs条約)拠出金 (義務的拠出金)		本件事業により、ストックホルム条約の目的である、ダイオキ シン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質 (PersistentOrganic Pollutants: POPs)の排出を削減し廃 絶するための手段を講じることにより、POPsによる悪影響から 人の健康と環境の保護が可能となる。POPsは、毒性が 強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における 移動の可能性を有する物質であり、地球規模での汚染防止 を達成する上でPOPs条約の着実な実施が不可欠である。 また、POPsの製造及び使用の規制等に関し、我が国の方 針を反映させる上でも、本件事業は重要である。	本件事業は事務局の活動を支援するための基金に拠出する 義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて 算出された拠出率に応じた額を拠出している(我が国の拠 出金分担率は14.461%であり、締約国中最大の拠出 国)。同事務局は主に①締約国会議及び補助機関会合の 準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な 支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調 整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報 に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める 事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行等 を実施している。本事業を通じて、我が国の方針を反映させ つつ、POPsの製造及び使用の規制等についての基準設定等	0	0												8.6								非該当	
866	外務省	11	260		世界遺産基金(WHF)分 担金		世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産 を調養、破壊等の脅威から国際的な枠組みで保護してい くことを目的としている。世界遺産一覧表の作成を含む条約 の諸活動は本分担金によって賄われており、富士山や富岡 製糸場、国立西洋美術館など、我が国の文化遺産や自然 遺産の世界遺産への登録も、この分担金によって可能と なっている。	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分 担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産 一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産 及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研 究、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づ く具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎 の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委 員会(締約国の中から選挙で選出された21カ国で構成)が	0	0												6.5.5								非該当	
867	外務省	11	261		無形文化遺産基金分 担金		無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担 金。同条約は、各国において伝承されている無形文化遺産 を国際的な枠組みで保護していくことを目的としている。無 形文化遺産代表一覧表の作成を含む条約の諸活動は本分 担金によって賄われており、和食や和紙など、我が国の無 形文化遺産の登録も、この分担金によって可能となってい る。	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分 担金等から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文 化遺産の代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある 無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職 員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、 本条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な 使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定め る指針に基づいて、政府間委員会(締約国の中から選挙で 選出された24カ国で構成)が決定する(条約第25条4)	0	0											6.5.5								非該当		
868	外務省	11	262		生物多様性条約カルタ ヘナ議定書拠出金 (義務的拠出金)		本件事業により、生物多様性条約カルタヘナ議定書(以下、 「カルタヘナ議定書」という。)の目的である、特に国境を越 える移動に焦点を合わせて、現代のバイオテクノロジーによ り改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可 能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの安全な移 送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を 確保するための事務局の活動を支援する。	本件事業は、カルタヘナ議定書の事務局の活動を支援する ための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国 連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額の拠出を求 められている。各国からの拠出金は、議定書の目的を達成 するため、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により 課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との 調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供などの業務	0	0											8.6								非該当		

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
869	外務省	11	263		北西太平洋地域海行 動計画(NOWPAP)提出 金 (義務的提出金)		本件事業により、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の目的である、主に日本、中国、韓国、ロシアの4か国の陸域に囲まれた閉鎖性海域である日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境の保護、管理及び発展の推進等に向けた取組を周辺諸国との協力の下、推進していくことが可能となる。閉鎖性海域は海水の循環が緩慢で人間活動による水域環境の悪化を招きやすいことから、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理を推進していく本件事業は重要である。	本件事情は、4か国が分担してNOWPAP信託基金(活動経費)に提出することで、NOWPAPの活動主体として指定された地域活動センターが、海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行う。また、我が国が誘致した地域調整部富山事務所の運営費(職員の給与等)を、我が国が負担することで、韓国の釜山事務所とともに、NOWPAPの活動を調整・監督することが可能となる。NOWPAP地域調整部は、年1回政府間会合を開催し、メンバー国や関係国際機関との調整、計画の管理業務、政府間会合で合意された運営や事業に係る業務を実施している。我が国は本件事業による政府間会合等への出席等を通じて、我が国の方針を反映させつつ、日本海及び黄海における海洋環境保護のための	0	0										8.6									非該当				
870	外務省	11	264		ロッテルダム条約(PIC 条約)提出金 (義務的提出金)		本件事業により、ロッテルダム条約の目的である有害な化学物質等に関する情報共有、及びその輸出入に係る手続を実施することにより、有害な化学物質の適正な管理の促進が可能となる。我が国は本条約事務局の活動を支援することで、締約国の責務を果たすとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮することが可能となる。	本件事業は、UNEPケミカル及びFAO事務局が提供している条約事務局の活動を支援するための基金に提出する義務的提出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された提出率に応じた額を提出している(我が国の提出金分担率は額は13.851%であり、締約国中最大の提出国)。同事務局は主に①締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行等を実施している。本事業を通じて、我が国の方針を反映しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与するとともに、科学物質管理の国際的な基準設定に関し、リー	0	0											8.6									非該当			
871	外務省	11	265		オゾン層の保護のため のウィーン条約提出金 (義務的提出金)		本件事業により、オゾン層保護のためのウィーン条約の目的である、フロン等のオゾン層破壊物質から生物に有害な紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層を保護するための国際協力が推進される。地球規模の環境問題であるオゾン層の保護を達成する上で、ウィーン条約の着実な実施は不可欠であり、本件事業は重要である。	本件事業は、条約事務局の活動を支援するための基金に提出する義務的提出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された提出率に応じた額を提出(我が国の分担率は10.797%であり、米国に次ぐ第二位の提出国)。条約事務局は、各国からの提出金を通じ主に①締約国会議、ビューロー会合等の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営及び締約国会議が決定する他の任務の遂行等を行う。本提出を通じ、我が国は、我が国の方針を反映しつつ、フロン等のオゾン層破壊物質からオゾン層保護のた	0	0											8.6									非該当			
872	外務省	11	266		南極条約(義務的提出 金)		本件事業により、南極条約および南極関連の国際的枠組としての南極条約体制の目的である、南極の平和的利用(軍事基地の建設、軍事演習等の禁止)、科学的調査の自由と国際協力の促進、領土権主張の凍結、鉱物資源の活動の禁止等を達成することができる。特に我が国は、南極における領土権を放棄していること、また、南極観測に黎明期から積極的に関わっており、昭和基地を有して観測を行っている観点から、南極条約体制の目的を達成するための本件事業は重要である。	南極条約の事務局の活動を支援するための義務的提出金であり、我が国を含めた南極条約協議国(29か国)が5つのカテゴリー別に負担。我が国は、米、英、仏、豪等と同じAランク(最高提出額)で、負担率は、4.37%(2015年に採択された2016年度予算時点)。 南極事務局は、年1回、「南極条約協議国会議」、「環境保護委員会」を開催し、喫緊の南極問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本件事業は、我が国は、本件事業を行うことによって協議国の資格を有し、会議への参加・交渉等を通じ、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に取	0	0												8.6									非該当		
873	外務省	11	267		コロンボ計画分担金		1951年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の27か国が参加する国際開発機関であるコロンボ計画はアジア地域のネットワークを用いて加盟国のニーズに対応した地域の経済・社会開発の促進のための触媒的な役割を果たしており、コロンボ計画への支援を通じ、我が国開発協力大綱に示す南南協力を積極的に推進するとともに産業対策をはじめとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性を強化する。	南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営のための分担金。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担、プログラムとして、行政・環境プログラム(加盟国公共セクターの人材開発)、長期奨学金プログラム(加盟国行政官の就学支援)、民間部門開発プログラム(中小企業振興)、麻薬アドバイサリープログラムなどを南南協力として実施。	0	0											8.6									非該当			
874	外務省	11	268		国際連合難民高等弁 務官事務所 (UNHCR) 提出金 (任意提出金)		我が国は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つと位置付けており、この分野で我が国の姿勢を国内外に示すとともに、外交上の発言権を維持するため、国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)が担当するパレスチナ難民を除く全世界の難民の保護・支援及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行う唯一の国際機関である国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)を通じ、積極的に貢献を行う。日本の提出により、約300万人の難民・国内避難民の支援を目	民族・宗教・政治的対立等起因する紛争の多発により急増した難民や国内避難民に係る問題は、人道上の問題であるとともに、周辺地域のみならず世界の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題である。我が国は、アフリカ地域、中東、アフガニスタン及び周辺国地域を中心に、難民帰還が進む地域における帰還支援、現地コミュニティにも裨益する形で帰還先における再統合支援に加え、帰還の見通しが立たない難民・国内避難民の保護・支援活動等を支援する。日本の提出により、約301万人の難民・国内避難民支	0	0												8.6									非該当		
875	外務省	11	269		国際連合児童基金 (UNICEF)提出金		UNICEFは子どものための活動(教育、保健、衛生、子どもの保護等)を専門とする唯一の国連の支援機関。UNICEFの公平性原則(最も脆弱な子どもへの支援の重視)は、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。また、その広範かつ包括的な活動を通じ、幅広い持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた開発支援を実施しており、我が国はUNICEFへの提出を通じ、すべての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献	UNICEFは、世界の子どものために、保健、HIV/AIDS、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害支援(最も脆弱な子どもへの支援の重視)は、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。また、その広範かつ包括的な活動を通じ、幅広い持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた開発支援を実施しており、我が国はUNICEFへの提出を通じ、すべての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献	0	0												8.6									非該当		
876	外務省	11	270		国際連合世界食糧計 画(WFP)提出金(任意 提出金)		WFPとの連携により、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等を実施することで、我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の実現と持続可能な開発目標の達成を目指す。WFPへの提出を通じ、自然災害や紛争により深刻な食料・栄養不足にある人々約250万人の食料安全保障・栄養改善を促進する。	①食料を通じた経済社会開発支援、②難民その他の緊急食料不足及び中長期的食料不足の解消、及び③国連及びFAOと連携した世界の食料安全保障の促進を目的に、2015年には約320万トンの食料を約7670万人に対して配布。2015年度の我が国の提出による事業では、シリア及び周辺国における難民・国内避難民支援やネパール地震への対応をはじめとし、サブサハラ・アフリカ、中東、アジアなどの国々で、自然災害や紛争による深刻な食料・栄養不足にある人々への緊急食料支援、子どもや妊産婦の栄養改善、学校給食、労働や職業訓練の対価としての食料配布、人道支援物資の輸送サービスの提供等の事業を実施し、約300万	0	0											8.6									非該当			
877	外務省	11	271		世界エイズ・結核・マ リア対策基金提出金		途上国におけるエイズ、結核、マリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、持続可能な開発のための2030アジェンダのゴール3で掲げられている三大感染症の流行終息達成に寄与すること。民間財団でも国連の基金でもなく、官民のパートナーシップによる新しいタイプの機関として、二国間の援助機関や国連機関と連携して感染症対策への支援を行う。なお、世界エイズ・結核・マリア対策基金(グローバルファンド)は、2000年の九州・沖縄サミットで感染症対策が主要課題とされ、追加的資金調達の必要性がG8首脳間で確認したことを受けて設立された。日本は、いわば同基金の生みの親であり、継続的に同基金を支援していく立場にある。	途上国におけるエイズ、結核、マリア(三大感染症)の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。また、三大感染症対策を効果的に実施するために、保険財政を含む保健システム強化に貢献する。	0	0												8.6									非該当		
878	外務省	11	272		国際連合開発計画 (UNDP)提出金(コア・ ファンド)		UNDPは、国連内で開発に携わる計32機関からなる国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDPは、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国はUNDPへの提出を通して、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDPに対する発言力・影響力を確保することを目的とする。	UNDPは、「貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正」を目標として、持続可能な開発プロセス、包括的で効果的な民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点分野とし、途上国のニーズに即した支援を177の国・地域で実施している。UNDPコアファンドはUNDPの通常経費であり、特に後開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・約130の国事務所の運営費や人件費等に充当される。	0	0													8.6									非該当	
879	外務省	11	273		赤十字国際委員会 (ICRC)提出金 (任意提出金)		赤十字国際委員会(ICRC)は、ジュネーブ諸条約にその役割が明記され、人道支援分野等において、他の国際機関にはない独自の活動を行使しており高い評価を得ている。また、人への被害を3度以上被害した世界唯一の機関である。ICRCを支援することは、紛争地域の平和と安定に資するのみならず、我が国が人道危機の解決に対して積極的であるとの姿勢を国内外に示すもの、この事業によって、前年同様1百万以上の紛争被害者を保護することを目指す。	ICRCは、紛争被害者の保護を中心として、医療支援、食糧・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の「緊急人道支援」を実施しており、我が国や他の国際機関が「安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所」で、特に脆弱な人道状況の監視、難敵家族の安否調査等の「保護」活動や、国際人道法の普及も行っている。ICRCのこのような活動を通じて、紛争で苦しむ人々を支援する。この事業によって、150万人の紛争被害者を保護が実現した。	0	0													8.6									非該当	

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
901	外務省	11		295		国際連合国際防災戦 略事務局 (UNISDR) 拠 出金		UNISDRは、唯一の防災に特化した国際機関であり、国際防 災協力を推進している。具体的には、第2回国連防災世界 会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵 庫行動枠組(HFA)は各国がその実施を要請されており、 UNISDRはその実施を支援するとともに、進捗のモニタリ ング及び報告を行っている。また、その後継枠組にあたる「仙 台防災枠組2015-2030」は、平成27年3月に仙台市で開催 された第3回国連防災世界会議において、コンセンサスで採 択され、また国連総会でも承認されたところ。我が国は、防 災大国としての経験・知見を活かし、国際防災協力を積極 的に進めていることから、同事務局の活動を支援している。	UNISDRを通じて、主に途上国における災害による被害の軽 減を、以下の活動を通じて実施する。 「第3回国連防災世界会議(於: 仙台)で採択された国際的 な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の推進および そのフォローアップ」 ・各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者 の協働・連携強化 ・3 防災に係わる知識・情報の共有(「世界津波の日」の世界 各地における普及啓発活動を含む)	0	0										8.6									非該当					
902	外務省	11		296		人的資源開発日本信 託基金拠出金(任意拠 出金)		本件信託基金で支援しているユネスコの人材育成事業に ついては、開発途上国の持続的開発・発展にとって中核を なすものであるとの観点から、ユネスコも中心的事業の一つ と位置づけており、我が国が重視する2030アジェンダや万 人のための教育(EFA)の達成に資する。ユネスコが得意と する「ソフト支援型援助」を支援することで、裨益国との関係 強化にも活用する。(事業1件あたり、金額は1～2千万円と 比較的小規模であるが、途上国政府が真に望む事業である ため費用対効果が高い。)また、プロジェクトに直接貢献し 我が国の「顔の見える支援」ができる拠出金として、我が国の デジタルリテラシーを確保する上でも役立っている。	ユネスコに設置した信託基金を用いて途上国の人材育成 プロジェクトを行う。プロジェクトの選択に際しては主にユネ スコ側が案件提案を行い、当省との年次協議や提案書の検討 を経て、日本側の目的(上述)及びユネスコ側の戦略的 重点分野双方に合致する場合に事業を承認している。具体的 には、本信託基金で重視しているジェンダー・アフリカ分野 を念頭に、人材育成を目的としたプロジェクトのほか、開発 途上国の若手研究者フェローシップ等を実施してきている。	0	0										5.a4.2										非該当				
903	外務省	11		297		アジア生産性機構 (APO) 拠出金		APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として196 1年に設立された地域国際機関。我が国は、生産性向上運 動の先進国として、加盟国・地域の発展のため、我が国で 開発された生産性向上手法をAPOを通じて積極的に普及し ていくとともに、我が国企業支援の一環として、我が国企業 の海外展開及びこれら企業との製品の輸出促進に資する事	本件拠出金は、女性の地位向上、海外における日本企業 の円滑な企業活動の促進、未加盟国のAPO加盟促進と いった我が国外交政策的見地から実施すべき事業を行うもの。 APOが直接事業を実施する。	0	0									8.6									非該当						
904	外務省	11		299		無形文化遺産保護日 本信託基金拠出金(任 意拠出金)		世界各地の無形文化遺産に関する豊富な情報・ネットワー クを有するユネスコを通じ、日本の持つ豊富な経験や実績 を活用して、存続の危機に瀕している、当該国の国民にとっ てアイデンティティの根拠である無形文化遺産の保護支援 を行う。無形文化遺産は、一度失われてしまえば取り戻すこ とが困難であり、緊急性の高い案件について、我が国の無 形文化遺産保護に関する豊富なノウハウを活用して協力を 行う効果は非常に高い。特に我が国専門家等が事業に参画 することにより、我が国の「顔の見える支援」としての効果 が大きく、長期に持続する対日理解・親近感の醸成・促進に 貢献している。こうした協力の積み重ねが、無形文化遺産保 護条約政府間委員会等、関連国際会議の場で我が国の	ユネスコへの拠出金。ユネスコ事務局は日本政府と協議 の上、本拠出金により、途上国を対象として、消滅の危機に 瀕し緊急性が高い無形文化遺産の保存・振興事業や関連 人材育成事業、さらに、2006年に発効した無形文化遺産 保護条約の実施促進のための事業を実施。 具体的には、世界各地で危機にさらされるなどしている個 別の無形文化遺産の継承者等の育成や記録保存等の事業 のほか、無形文化遺産に関する認識の喚起、実施国の 遺産目録作成や法整備支援のためのワークショップを通じ た条約履行の支援事業などが実施されてきている。	0	0										8.5.5										非該当				
905	外務省	11		300		ハイレベル政治フォー ラム拠出金(旧・持続可 能開発委員会拠出 金)(任意拠出金)		多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、 すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開 催が不可欠である。本件事業により、ハイレベル政治フォー ラムが目的としている、「今日の持続可能な開発の世界」の 課題に取り組むための効果的な多数国間体制を、我が国の プレゼンスを示しつつ推進及び強化することができる。多 数国間環境条約の事務局や国際機関等が実施する活動に おいては、我が国の国内における法制や政策、実践を踏ま えた我が国の立場を反映させる必要があり、本件事業を通 じて、我が国が効果的に事業実施や議論を主導することは	我が国は多数国間環境条約の事務局や国際機関等から の要請を踏まえつつ、締約国会議や関連会合の開催の支 援や、条約事務局や国際機関による能力形成セミナー等の 開催その他の個別プロジェクトの実施の支援を行い、多数 国間環境条約の遵守及び実施や関連事業の実施を促進す る。我が国は、本件事業を行うことにより、多数国間条約 事務局や国際機関における関連会合の開催支援や事業の 円滑化をはかりつつ、地球規模課題に対する我が国の積極 的な取組を示すとともに、我が国の方針が効果的に反映さ れるように取り組む。	0	0										8.6										非該当				
906	外務省	11		301		国際移住機関(IOM)拠 出金(人身取引被害者 の帰国支援事業)(任 意拠出金)		●犯罪対策関係会議が決定した「人身取引対策行動計画2 014」に明記された事業として、我が国で保護された外国人 人身取引被害者の出身国への帰国支援及び帰国後の社会 復帰支援を行うことを通じ、被害者への啓発を通じて人身取 引事業の再発を防止し、人身取引の根本原因たる貧困に 対処し、我が国においては被害者の出身国における人身取引 を撲滅する。 ●我が国で保護される外国人人身取引被害者の出身国と しては、東南アジアが多くを占めるため、その観点から当該 地域の人身取引対策の枠組みに積極的に貢献する。	●2014年12月に新たに策定された「人身取引対策行動 計画2014」に従い、IOMを通じ、国内で保護された被害者 のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の 社会復帰支援費用(職業訓練・医療費等)などを手当てす る。 ●また、人の密輸入・人身取引及び関連の国境を越える犯罪 に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・ プロセスに対する支援の一環として、IOMが維持管理する 同プロセスのウェブサイトの管理費用を手当てることによ り、同地域において人身取引に関する情報交換を促進し、	0	0									8.6	4.b4.2										非該当				
907	外務省	11		302		経済協力開発機構・開 発関連(DAC)拠出金		経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD・DAC)は、O ECDにおいて援助政策を議論し、援助の実施方法等に関 する国際的な潮流を決める重要なフォーラム。加盟国の大 部分は、援助実施の方法について我が国とは考え方が異 なる欧州ドナーであり、議論に我が国の主張を反映させる ためには、DACの活動に積極的に参画することにより、援助 潮流の形成に関与する必要がある。	我が国は、1995年以来、毎年DACに提出することにより、 援助効果向上他、我が国の優先分野ないし比較優位を踏 まえた活動に積極的に関与している。平成27年度拠出金 は、①効果的な開発協力に関するグローバルパートナ ーシップ、②三角協力、③質の高いインフラのプロジェクトに 活用されている。	0	0										5.c4.2										非該当				
908	外務省	11		303		国際開発教育・研究機 関拠出金(任意拠出 金)		●東南アジア地域において、知名度が高く、高い教育レ ベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学 (AIT)を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の 育成を支援し、我が国とアジア地域の協力強化に資する。 ●特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用 した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東 京大学やIAAなどの連携も進めており、アジア地域でトッ プレベルの学科(修士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。	奨学金:アジア工科大学において、リモートセンシング・地理 情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)に対して奨学 金を供与する。	12,034	12,034	4	一般	-	50	4	-	-	-	-	5.a12.1										該当				
909	外務省	11		304		エスカップ基金(ESCAP) 拠出金(任意拠出金)		国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連経済 社会理事会の地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域 各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決する ため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機 関等との連携による事業の実施等により、各国における開 発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格 差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に 寄与している。エスカップ基金(JECF)を通じて拠出するこ とで、我が国が重視する障害者支援や防災に関する事業に ついて、我が国の意向を反映した形で実施することを目的と	この拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが 行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定 者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術 協力事業である。	0	0										8.6										非該当				
910	外務省	11		306		世界蔬菜センター (AVRDC)拠出金		世界蔬菜センター(アジア蔬菜研究開発センターより昨年改 称、略称はAVRDCを維持)は、開発途上国の貧困削減のため 、蔬菜(野菜)類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市 場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配 布事業を行う国際機関である。本事業は、AVRDCの事業を 支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村 や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加 を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献するこ とを目的とする。また、事業実施においては、我が国民間セ クターが参画し、AVRDCが保有する遺伝資源等を活用し た研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開	AVRDCによる以下の活動及びこれを支えるAVRDCの運営 経費を支援する。(1)研究活動(品種の育種・改良、土壌分 析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収作物の加工 法及び流通面の研究)、(2)現場出張サービスプログラ ムの実施、(3)遺伝資源の保存、(4)種子の配布、(5)開発 途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、 セミナー及びワークショップの開催、(6)訓練コースによる研 修生教育、(7)情報提供サービス等 なお、本年度から、AVRDC理事に、岩永国立研究開発法 人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)理事長が就任 しており、日本との専門的・実務的な連携が強化されてい	1,030	1,030	5	一般	-	50	4	-	-	-	-	1.a.1	8.5.2	3.a.1	5.a4.1.1										該当	
911	外務省	11		307		国際連合訓練調査研 究所(UNITAR)拠出金 (任意拠出金)		UNITARは、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等 への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題 の解決に貢献することを目的とする国連専門機関である。 特に、UNITARのアジア太平洋やアフリカでの活動拠点であ る広島事務所(原元美穂所長)に対して、広島県等の地方 自治体等とともに、その活動の的確な実施を支援するこ とで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の 推進や広島地方創生に貢献している(UNITARはジュネ ーブ本部の他、ニューヨークと広島に事務所を設置)。		0	0										8.6										非該当				
912	外務省	11		317		国際機関評価ネット ワーク(MOPAN)拠出金		MOPAN(Multilateral Organization Performance Assessment Network)を通じて、参加国が合同で国際機関 のアセスメントを実施することによって、国際機関との対話 を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機 関への提出について、ドナー国政府が国民に対する説明責 任を果たす一助とする。	アセスメント対象となる国際機関を選定のうえ、MOPAN参 加国の監督の下でMOPAN事務局がコンサルタントによる アセスメント調査作業(文獻調査、本部及び裨益国における 質問票調査及びインタビュー等)を実施し、各機関の運営・ 管理・成果について調査のうえ、結果を公表している。同一 機関については4-5年のサイクルで改善の経過を追う。国際 機関の組織・運営の改善のための提言、対話の材料を提供 するもの。国際機関間の比較対象を目的としない、という 了解のもとアセスメントを実施している。また、コア資金による 活動を対象とし、個別ドナーによるイニシアティブ資金による 事業については対象としない。2014年まで年間4-6機関をア セスメント対象としていたが、2015年から二年間で12-14機 関をアセスメント対象とする体制に移行(一年目文獻調査、	0	0											8.6										非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
925	財務省	12		4		国税庁の広報活動経費		納税者に自発的かつ適正に申告・納税していただくため、申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確な周知・広報を行う。	① 国民に租税の意義・役割についての理解や税務行政に対する信頼を高めてもらうことを目的とした税の啓発活動の実施 ② 適正な申告及び納税を目的とした申告・納税手続に関する電話相談センターでは、より多くの相談等に効率的に対応するためのシステムを構築し、以下の内容を実施している。 ①税務署にかけられた電話を、自動音声案内により税に関する相談(電話相談センター)と税務署に対する照会とに振り分ける。 ②電話相談センターでは、担当者が税目別に対応することにより、相談時間の短縮を図るなど、納税者利便の向上に努めている。 ③相談の過程で税務署への照会が必要であると判明した場合には、税務署に転送する。	0	0													3,c4,5									非該当	
926	財務省	12		5		電話相談センター運営経費		納税者から寄せられる一般的な税に関する相談等について、限られた人員で、より多くの相談に迅速かつ的確に対応するため、電話相談センターに配置された担当者が集中的に受け付けることにより、納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る。	①税務署にかけられた電話を、自動音声案内により税に関する相談(電話相談センター)と税務署に対する照会とに振り分ける。 ②電話相談センターでは、担当者が税目別に対応することにより、相談時間の短縮を図るなど、納税者利便の向上に努めている。 ③相談の過程で税務署への照会が必要であると判明した場合には、税務署に転送する。	0	0												8,6									非該当		
927	財務省	12		6		国税総合管理(KSK)システム		国税総合管理システム(以下「KSKシステム」という。)は、税の申告及び納付手続、各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用することを目的とした税務行政事務の基盤システムである。	KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の手続や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコン	0	0											4,b4,2									非該当			
928	財務省	12		7		集中電話催告システム		新たに大量に発生する滞納事案等に対して、効果的・効率的な滞納整理を行うことを目的として、従来、各税務署において、大口・悪質事案へ実地の滞納整理を行う傍らで行っていた電話催告を、各国税局集中電話催告センター室に集約して、集中電話催告システムを活用して、早期かつ反復的な催告を集中的に実施している。	集中電話催告センター室においては、大量に発生する事案に対して、条件設定に応じて催告対象者を抽出する集中電話催告システムの機能を活用して電話をかけて、早期に反復的な納付催告を実施している。また、職員が端末機の画面に表示された滞納税額等の内容を確認しながら、滞納者に対して滞納国税の納付しようようを行い、応答内容等をシステムに入力している。電話催告の結果、短期間に完納する旨の申出があった場合には、システムで作成した納付書を送付するとともに、納付の履行監視も行っている。また、滞納者に納付意思のないような場合には、税務署徴収部門に回付して、センターでの応答内容を基に迅速に財産	0	0												8,6									非該当		
929	財務省	12		8		法人番号システム等		番号制度は、効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受により、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を図ることが可能となるほか、国民の利便性の向上を図ることを可能とするもの。	法人番号の付番機関として、法人等に対して法人番号を特定し通知するとともに、当該法人等の名称、本店の所在地及び法人番号を検索・閲覧できるサービスホームページで提供しており、民間においても利活用が可能となった。 また、番号の利活用機関として、番号付き納税申告書、法定調書等の税務関係書類の受付・入力、送達等を行うほ	0	0											8,6	4,b4,2								非該当			
930	財務省	12		9		国税電子申告・納税システム		①納税者利便の向上(納税者が自宅や事業所等からインターネットを利用して、申告・申請・届出・納税を行うことができるようにするためのシステムを提供する。) ②税務行政の効率化(納税者の情報を電子的に受理することにより、効率的な事務運営を可能とする。)	①国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」という。)の運用 ②e-Taxのプログラム開発・修正 ③納税者がシステムを利用するための、ヘルプデスクの運用 ④税務署において納税者が電子申告を行うための機器の	0	0											4,b4,2	8,6								非該当			
931	財務省	12		10		単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金		日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)が実施する、清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和45年法律第77号)(以下「安定法」という。)第3条第1項第3号及び第3条第2項第2号に掲げる事業への支援を通じ、清酒製造業者及び単式蒸留焼酎製造業者(以下「清酒製造業者等」という。)の経営基盤の安定を図り、酒税の確保並びに酒類業の健全な発達に資することを目的としている。	中央会が実施する安定法第3条第1項第3号及び第3条第2項第2号に掲げる事業に必要な資金として補助金を交付している。 中央会では、上記の目的を達成するため、清酒及び単式蒸留焼酎(以下「清酒等」という。)の輸出促進、酒造りの伝統の承継や酒文化の発信、東日本大震災による被災蔵元の設備再建のための借入金の利子補給などの事業を実施	0	0											8,6									非該当			
932	財務省	12		11		独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金		酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の信頼を高めることを目的とする独立行政法人酒類総合研究所の業務の財源に充てる。	酒類総合研究所は、国税庁の行政目的を達成するために必要不可欠な組織として、主に次の業務を行っている。 ① 分析・鑑定業務：酒税の適正・公平な賦課、酒類の品質及び安全性の確保のために必要な分析・鑑定 ② 品質評価業務：酒類の品質確保、製造技術の維持・向上のための調査・評価(監評会) ③ 講習業務：製造技術の維持・向上のための講習 ④ 研究・調査業務：分析・鑑定等業務の理論的裏付けとなる研究・調査等	976,993	943,202	1	一般	-	13	3	-	-	○	-		7,a,2										該当		
933	財務省	12		12		政府借入金入札システム(旧国庫事務電算化システム)		借入金入札を確実かつ円滑に行い、特別会計の多額な資金調達を確実に行うとともに、中長期的なコストを抑制する。	本システムは、国が民間金融機関から入札にて借入金を調達する際の事務手続きを電子化したもの。 具体的には、国と民間金融機関との間で①借入条件・入札結果の通知、②入札書の提出・收受等一連の入札事務、③借入金の債務管理を行っている。 ・平成13年5月より稼働。 ・現在は、「交付税及び譲与税配付金特別会計」、「エネルギー対策特別会計」及び「国有林野事業債務管理特別会計」の借入金入札事務に活用。	0	0											4,b4,2									非該当			
934	財務省	12		13		国有財産台帳価格改定時価倍率調査		国有財産はその分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない(国有財産法第32条)とされており、毎年(国有財産法施行令改正(平成23年8月30日施行)により価格改定時期を5年ごとから毎年へ変更)3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、国有財産の台帳価格を改定しなければならない(国有財産法施行令第23条)とされていることから、適切な価格改定を実施するため、客観性と妥当性があり、将来予測が適切に反映された時価倍率を作成するもの。	土地、立木竹、地役権等の国有財産台帳価格の改定にあたっては、前回の改定価格(あるいは取得価格)にそれぞれの価格変動に即した時価倍率を乗じて算出するなど、国有財産台帳価格に適切に時価を反映させることとしている。時価倍率の作成については、区分・種目ごとの膨大な地価情報等を全国レベルで調査・収集・整理・分析・検証しその客観性と妥当性を確保するため、不動産の専門家に委託している。	0	0											1,c,2,9									非該当			
935	財務省	12		14		府省共通国有財産総合情報管理システム		①国有財産法に基づく国有財産台帳の記録や、国有財産増減及び現在額計算書等の国会報告資料の作成業務等を効率的に行うこと ②国有財産に関する個別の情報や入札物件情報等を広く国民に提供すること等を目的としている。	委託調査の実施にあたっては、一般競争入札(総合評価 国有財産総合情報管理システムは、各府省で整備される利用端末と当該システムとを政府共通ネットワーク等で結 び、台帳記録・決算等の国有財産関係業務を電子計算機により情報処理するほか、インターネットを通して国有財産に関する情報を広く国民に提供している。 理財局において本システムの開発及び管理・運用を行っている。	0	0											4,b4,2									非該当			
936	財務省	12		15		公務員宿舎建設等に必要経費(民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む)		国家公務員宿舎法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。(国家公務員宿舎法第1条第9条の5)	理財局において宿舎の設置等の企画立案、事務の統一等を行い、財務局等において事業を執行している。 1. 「国家公務員宿舎の削減計画」等を踏まえ、真に必要な公務員宿舎(合同宿舎及び省庁別宿舎のうち財務省が設置する宿舎)の建替及び老朽化・耐震性等に問題のある合同宿舎の改修等を実施。 2. 過年度において民間資金等を活用(PFI方式)して整備された合同宿舎についての対価(割賦分)の支払い並びに維持管理運営費及び割賦金利の支払い。	0	0												4,a4,2									非該当		
937	財務省	12		16		特定国有財産の整備(一般会計)		国の庁舎等の整備を計画的に実施して、国有財産の適正かつ効率的な活用を図り、公共の利益の増進と公務の能率の向上に資することを目的とする(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(以下「庁舎法」という。)第1条)。 国の庁舎等に供する国有財産の使用の効率化及び配置の適正化を図る(庁舎法第5条)。	庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎を整備する場合に、新施設の新築後不用品となった旧施設跡地等の処分収入で整備費をまかなう、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画を策定し、庁舎等整備を実施する。 従前、本計画を経理していた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末をもって廃止されたため、平成22年度以降に定めた本計画の事業については、一般会計で経理されている。 事業の実施について、施設の企画や整備水準の設定、工事の発注、検査等は国で行い、設計や施工については民間事業者が実施している。国が行う発注等の業務について	0	0												4,a4,2									非該当		
938	財務省	12		17		普通財産管理処分経費		・国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行うことを目的としている。(国有財産法第9条の5) ※ 国有財産は、国の行政目的に直接供される「行政財産」と、それ以外の「普通財産」の二つに分類される。	・国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図る観点から、未利用国有地の管理等業務(物件調査作成及び物件整備等)及び普通財産の管理処分等業務(売却、貸付、上にある契約事務等)を実施。これらの業務を遂行する上に必要となる事務は、会計法令等により国が行わなければならない事務を除き、積極的に民間委託を実施している。 ・民間委託の実施に当たっては、法令の定めに基づき競争入札を実施し、予算の効率的執行に努めている。	0	0											8,6									非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二〇八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二〇九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 金(該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考
954	財務省	12		33		国際金融公社包括的 日本信託基金(CJTF) への拠出		国際金融公社包括的 日本信託基金は、途上国の民間セク ター育成を通じた投資及び雇用の促進による、支援対象地 域の持続的発展を目的としている。	国際金融公社(IFC)は、開発途上国の発展に不可欠な民間 セクターの育成を目的に、開発途上国の民間企業等に対 し、技術協力等を供与している。本基金では、IFCによる途 上国の投資環境整備や民間企業の能力強化に資する技術 協力等の実施を促進。	0	0									7.b.7								非該当		
955	財務省	12		34		米州開発銀行日本特 別基金(JSF)への拠出		米州開発銀行(IDB)は、貧困削減を目的に中南米・カリブ の開発途上国に対し、融資、無償支援、技術支援を供与して いる。日本特別基金(JSF)は、IDB加盟途上国における小 規模プロジェクト、技術協力プロジェクトに対して無償の資金 提供を行い、もって当該国における経済社会開発を促進	JSFは、IDB本体からの融資では支援が届きにくい分野を対象 に、開発途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支 援や、その担い手となるNGO等を通じて、開発途上国の貧 困緩和に役立つ支援を実施。	0	0									7.b.7								非該当		
956	財務省	12		35		アフリカ開発銀行開発 政策・人材育成基金 (PHRDG)への拠出		アフリカ開発銀行(ADB)は、貧困削減を目的にアフリカ諸 国に対し、各種開発プロジェクトやセクター改革等を対象と した融資、技術支援を供与している。ADBの域内開発途上 加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必 要な技術協力や人材育成等のための資金を供与し、もって 途上国の開発に資することを目的とする。	開発政策・人材育成基金(PHRDG)では、主に日本政府と ADBのパートナーシップを強化し、アフリカ諸国の開発に資 するプロジェクト(貿易促進、ソーシャルビジネスの推進、人 材育成支援等)を対象に、技術支援を提供。	0	0									7.b.7								非該当		
957	財務省	12		36		アフリカ開発銀行アフリ カ民間セクター向け支 援基金(FAPA)への拠 出		アフリカ開発銀行(ADB)は、貧困削減を目的にアフリカ諸 国に対し、各種開発プロジェクトやセクター改革等を対象と した融資、技術支援を供与している。アフリカ民間セクター 向け支援基金(FAPA)は、アフリカ開発銀行の域内開発途上 加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必 要な技術協力や人材育成等のための資金を供与し、もって 途上国の開発に資することを目的とする。	アフリカ民間セクター向け支援基金(FAPA)では、アフリカ開 発銀行の支援分野の中で、民間セクター開発に資する。特 に①投資環境整備、②金融システム強化、③インフラ開発、 ④中小零細企業支援、⑤貿易円滑化の5分野を対象に、技 術支援を提供。	0	0									7.b.7								非該当		
958	財務省	12		37		欧州復興開発銀行日 本・EBRD協力基金 (JECF)への拠出		欧州復興開発銀行(EBRD)は、中東欧・旧ソ連地域の民主 化、市場経済への移行、民間企業の育成等を支援すること を目的とする。日本・EBRD協力基金(JECF)は、EBRDが投 融資を補完する技術援助・指導及び助言サービスを支 援し、EBRDの受益国(支援対象国)の民主化、市場経済への 移行、民間セクターの活動を促進することを目的とする。	JECFは、中東欧・旧ソ連地域の民間企業等への技術協力 等に対して資金提供を行って同地域の経済の発展に貢献し ている(金融、エネルギー、農業・製造業、インフラといった 分野での支援)。	0	0									7.b.7								非該当		
959	財務省	12		38		国際通貨基金日本信託 基金(JSA)技術支援 への拠出		IMFは途上国による健全な経済政策運営を図るべく、マクロ 経済・金融分野での政策形成や制度構築に資する技術支援 を含めた途上国向けの支援を実施している。本基金は、ア ジア・太平洋を中心とする途上国におけるIMFによる技術 支援の推進を通じて、途上国の行政能力強化を図る。	アジア・太平洋を中心とする途上国に対し、具体的に、財 政・税分野、金融分野、統計分野、マネーロンダリング分野 についてIMFによる技術支援を実施。	0	0									7.b.7								非該当		
960	財務省	12		39		国際通貨基金日本信託 基金(JSA)奨学金制 度への拠出		① アジア・太平洋の途上国の政府又は中央銀行に勤務す る者に対し、高い水準のマクロ経済に関連する教育を受け る能力向上の機会を提供することにより行政執行能力の向 上を図るもの。 ② 将来IMF職員を目指している日本人に奨学金を付与し、 IMFにおける日本人職員の増加を図るもの。	① アジア・太平洋の途上国の政府又は中央銀行に勤務す る者に対して、日本国内の大学院の修士課程で高い水準 のマクロ経済に関連する教育を受ける機会を提供するため 奨学金を付与。 ② 将来IMF職員を目指して海外大学院の博士課程でマク ロ経済学の研究を行う日本人に対し奨学金を付与。	0	0									7.b.7								非該当		
961	財務省	12		40		東南アジア諸国連合 (ASEAN)事務局拠出 金		ASEAN+3地域の金融市場の安定と発展を実現するため、 ①1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期発 見や再発防止を行うこと、②アジアの金融市場の深化を通 じ、成長を日本の成長に取り込むこと、③これら施策を効果 的に推進するためのASEAN+3の地域金融協力プロセスを 推進することを目的とする。	本拠出金を通じ、主に以下の取り組みを実施。 ①アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へ活用する観 点から開始されたASEAN+3域内の現地通貨建て債券市場 育成に「アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)」 の取組に組みのうち、各国の発展段階に応じて、ASEAN諸 国の債券市場育成のために必要な各国当局の能力強化及び 人材育成を目的とした技術支援 ②ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議等の会議運営支 援ASEAN+3地域経済の監視(サーベイランス)・分析を行うと ともに、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態を予 防するために整備されたチェンマイ・イニシアティブの実施を 支援する機関であるASEAN+3マクロ経済調査事務局 (AMRO)への拠出を通じて、AMROの運営を支援するとと に、域内の経済・金融の安定化に貢献する。	0	0									7.b.7								非該当		
962	財務省	12		41		東南アジア諸国連合プ ラス三箇国マクロ経済 調査事務局(AMRO)拠 出金		ASEAN+3地域の経済・金融の安定及び発展を実現するた め、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態の早期 発見や再発防止を行うこと。	ASEAN+3地域経済の監視(サーベイランス)・分析を行うと ともに、1997年に発生したアジア通貨危機のような事態を予 防するために整備されたチェンマイ・イニシアティブの実施を 支援する機関であるASEAN+3マクロ経済調査事務局 (AMRO)への拠出を通じて、AMROの運営を支援するとと に、域内の経済・金融の安定化に貢献する。	0	0									7.b.7								非該当		
963	財務省	12		42		経済協力開発機構日本 基金(JVC)金融・環 境・開発への拠出		金融、環境、開発の分野について、アジア諸国を中心とする 途上国を対象にセミナー等を開催し、中長期的にこれらの 国の政策担当者の行政能力強化を図る。	アジア諸国を中心とする途上国を対象にセミナー等を開催 し、銀行・証券・保険分野や気候変動等に関する行政能力 評価を図るもの。	0	0									7.b.7								非該当		
964	財務省	12		43		経済協力開発機構日本 基金(JVC)税制及び 税務執行の支援に関 するOECDプログラム、 税に関する透明性と情 報交換についてのグ ローバル・フォーラム、 OECD/G20 BEPSプ ロジェクトへの拠出		我が国の適切な課税権の確保と、日本企業の進出先国に おける二重課税リスクの低減に資するべく、アジア諸国を中心 とするOECD非加盟国に対して、国際課税分野にかかわる 政策立案に関する技術支援を実施し、政府間の相互協力 及び施策強調を促進すること。	本基金は、経済協力開発機構(以下、OECD)租税委員会 に対する拠出金である。OECDモデル租税条約やOECD移 転価格ガイドラインの策定を通じて、国際課税分野における 国際基準策定の中心を担う機関として活動している当該委 員会と協力しつつ、アジア諸国を中心とするOECD非加盟 の支援対象国・地域に対してOECD関連の専門家を派遣 し、各国税制の政策立案及び執行を担当する職員に対して セミナーの開催・斡旋、技術協力等を実施している。	0	0									7.b.7								非該当		
965	財務省	12		44		関税協力理事会関税 協力基金(CCF)への拠 出		税関当局間の国際協力を通じて、安全・安心な社会の実 現、貿易円滑化の推進及び適正かつ公正な関税の徴収を 達成するため、世界関税機構(WCO)(正式名称:関税協力 理事会)と連携しながら、開発途上国税関の能力向上・構築	本拠出金により、開発途上国税関を対象として、不正薬物 密輸対策やテロ対策、貿易円滑化策支援等に係るワーク ショップや、留学生制度等の人材育成プログラムを実施す る。	0	0									7.b.7								非該当		
966	財務省	12		45		関税協力理事会関税 協力基金(CCF)模倣 品・海賊版拡散防止へ の拠出		水際における模倣品・海賊版の取締制度整備に必要な知 識の習得及び取締りに必要なリスク分析能力や模倣品等 の識別能力を高めるため、世界関税機構(WCO)(正式名 称:関税協力理事会)と連携しながら、開発途上国税関の能 力向上・構築を図ること。	本拠出金により、開発途上国税関を対象として、模倣品・海 賊版の取締能力向上に係るワークショップや、留学生制度 等の人材育成プログラムを実施する。	0	0									7.b.7								非該当		
967	財務省	12		46		アジア太平洋経済協力 (APEC)拠出金		本拠出金を原資に活動が行われているアジア太平洋経済 協力(以下APEC)は、先進エコノミーのみならず、途上エコ ノミーの貿易・投資に係る環境整備を通じて、地域の持続的 な経済成長を図ることを目的としており、APECが行う活動 にかかわる資金を拠出するもの(APECメンバーの半数以上が 途上エコノミーで構成)。 ※APECでは「国」とは呼ばず、「エコノミー」と呼ぶ。	我が国からは、会議運営支援や各種プロジェクトの実施に 関する支援、及び広報活動を主たる任務とする事務局の官 房経費及び事業経費に充当される「通常拠出金」(全参加エ コノミーが予め定められた一定の比率にしたがって拠出)及 び貿易・投資の自由化・円滑化に資するキャパシティビル ディング等の事業に充当される「TILF基金」(平成7年APEC 首脳会議(大阪)において村山首相(当時)が「今後数年間 で100億円を上限に拠出する」ことを表明した(国際約束)) JICAの有償資金協力業務は、開発途上地域の政府等に 長期かつ低利の譲許的条件で有償の資金供与による協力を 行うことで、開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し 、我が国との経済交流を促進することを目的としている (JICA法第13条第1項第2号)。JICAの有償資金協力部門への 出資事業は、こうした有償資金協力業務を行うJICA有償資 金協力制度の中長期的な財務基盤の強化を図るもの。 公庫(国民一般向け業務)が行う以下の貸付金利低減に 関して、その金利低減分について、国が公庫に対し補給金 を交付するものである。 ・公庫(国民一般向け業務)が、営業実績が乏しいなどの 理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場 合が多い創業企業等に対して融資をする際に、その融資に 対する上乗せ金利の低減。 ・特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付等に 係る金利の低減。	0	0							7.b.7						非該当						
968	財務省	12		47		独立行政法人国際協 力機構有償資金協力 部門への出資		国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資を通 じ、同部門の中長期的な財務の健全性を維持するとともに 、開発途上国のニーズに十分応える規模の有償資金協力事 業(円借款)の持続的な実施を確保。	JICAの有償資金協力業務は、開発途上地域の政府等に 長期かつ低利の譲許的条件で有償の資金供与による協力を 行うことで、開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し 、我が国との経済交流を促進することを目的としている (JICA法第13条第1項第2号)。JICAの有償資金協力部門への 出資事業は、こうした有償資金協力業務を行うJICA有償資 金協力制度の中長期的な財務基盤の強化を図るもの。 公庫(国民一般向け業務)が行う以下の貸付金利低減に 関して、その金利低減分について、国が公庫に対し補給金 を交付するものである。 ・公庫(国民一般向け業務)が、営業実績が乏しいなどの 理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場 合が多い創業企業等に対して融資をする際に、その融資に 対する上乗せ金利の低減。 ・特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付等に 係る金利の低減。	0	0									7.b.7								非該当		
969	財務省	12		48		新創業融資等実施事 業 (日本政策金融公庫補 給金)		株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民 一般向け業務)が新規開業者、災害被害者、再チャレン 者(廃業歴を有する開業者)等の特定の借り手に対し、政策 目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業 者の金融の円滑化を図る。	株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民 一般向け業務)が新規開業者、災害被害者、再チャレン 者(廃業歴を有する開業者)等の特定の借り手に対し、政策 目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業 者の金融の円滑化を図る。	0	0									8.6								非該当		
970	財務省	12		49		セーフティネット貸付等 実施事業 (日本政策金融公庫出 資金)		政府の経済対策等に沿って、株式会社日本政策金融公庫 (以下「公庫」という。)(国民一般向け業務)が、セーフ ティネット貸付等を積極的に実施することにより、中小企業・ 小規模事業者の資金調達の円滑化を図る。	平成20年度後半の経済金融危機以降、累次の経済対策の 中で、国は公庫を通じて、セーフティネット貸付、売上減少・ 雇用維持対応に係る金利引下げ、これらの措置の期間の 延長等、経済・金融情勢等に応じた措置を講じている。 平成27年度においては、一億総活躍社会の実現に向けて 緊急に実施すべき対策の一環として、保育・介護サービスを 行う中小企業等や、地方での雇用創出や本社機能の地方 移転等の地方創生への取組を行う中小企業等に対する融 資の促進を図るため、国は公庫(国民一般向け業務)の財 務基盤強化に必要な出資金を措置している。 当該事業は、国が、信用保証を引き受け、信用保証協会 による代位弁済が発生した場合に保険金を支払う公庫に対 して出資を行い、中小企業信用補完制度を支える公庫の財 務基盤強化を図るものである。 信用保証は、信用保証を通じ、中小企業等の約4割に当 たる141万社(平成27年度末)が利用しており、特に平成20 年度後半の経済金融危機以降は、緊急保証(平成22年2月 からは景気対応緊急保証。平成23年3月に終了。)(に係る保 険料総額27兆円引き受けたほか、平成23年3月の東日本大 震災以降は、東日本大震災復興緊急保証に係る保険を総 額2兆5,368億円引き受けている。 平成27年度については、中小企業の資金繰り等を支援す るために、国は公庫に対し公庫(信用保険等業務)の財務 基盤強化に必要な出資金を措置している。	0	0								8.6					非該当						
971	財務省	12		50		中小企業信用保険事 業 (日本政策金融公庫出 資金)		各都道府県等の信用保証協会が行う中小企業・小規模事 業者向け貸付に対する債務保証(以下「信用保証」という。) について、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」とい う。)が再保険(信用保険)を実施することにより、信用保証 協会の保証能力を強化し、中小企業等の資金調達の円滑 化を図るもの。	当該事業は、国が、信用保証を引き受け、信用保証協会 による代位弁済が発生した場合に保険金を支払う公庫に対 して出資を行い、中小企業信用補完制度を支える公庫の財 務基盤強化を図るものである。 信用保証は、信用保証を通じ、中小企業等の約4割に当 たる141万社(平成27年度末)が利用しており、特に平成20 年度後半の経済金融危機以降は、緊急保証(平成22年2月 からは景気対応緊急保証。平成23年3月に終了。)(に係る保 険料総額27兆円引き受けたほか、平成23年3月の東日本大 震災以降は、東日本大震災復興緊急保証に係る保険を総 額2兆5,368億円引き受けている。 平成27年度については、中小企業の資金繰り等を支援す るために、国は公庫に対し公庫(信用保険等業務)の財務 基盤強化に必要な出資金を措置している。	0	0									8.6					非該当					

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
972	財務省	12		51		危機対応円滑化業務 (危機対応円滑化業務 出資金・補助金・補給 金)		株式会社日本政策投資銀行等の指定金融機関が危機対応業務(内外の金融秩序の混乱や、大規模な災害等に対処するために必要な資金の貸付け等)を実施するにあたり、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が、指定金融機関に対する信用供与等を行うことにより、危機発生時における円滑な資金供給を図る。	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、公庫が指定金融機関に対し、以下の信用供与等を行う。 ①必要な資金の貸付け ②指定金融機関の貸付金が弁済されない場合における非弁済額の一部補填(損害担保) ③指定金融機関の貸付金利を引き下げるための利子補給金の交付	0	0										8.6									非該当					
973	財務省	12		52		地震再保険事業		一定額以上の巨額な地震等の損害を国が再保険することを内容とした地震再保険事業の実施により、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。	国民の自助の備えとしての地震保険について、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払を行う。また、地震再保険事業の健全な運営の観点から、地震保険制度の企画立案・運営や地震保険の普及促進のための取り組みを策定し、運営や地震保険の普及促進のための取り組みを実施。 ①「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金等の一部国庫負担分の日本郵政共済組合及び国家公務員共済組合連合会職員共済組合への交付 ②「旧令」による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に基づく年金の支給、共済組合に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部補助その他の国家公務員共済組合連合会が実施する事業に要する費用の一部の国家公務員共済組合連合会への交付等を実施している。	0	0										8.6										非該当				
974	財務省	12		53		国家公務員共済組合 連合会助成費		国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする。 旧陸海軍共済組合等の年金受給者及び一般財団法人日本製鐵八幡共済組合の年金受給者等に年金を支給するなどの措置を講ずることを目的とする。	①「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金等の一部国庫負担分の日本郵政共済組合及び国家公務員共済組合連合会職員共済組合への交付 ②「旧令」による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に基づく年金の支給、共済組合に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部補助その他の国家公務員共済組合連合会が実施する事業に要する費用の一部の国家公務員共済組合連合会への交付等を実施している。	0	0										6.6										非該当				
975	財務省	12		54		財政経済計量分析委 託		本事業は、財政経済モデルとフォワード型マクロ経済モデルを高度化・拡張し、財政経済の相互関係の検証を踏まえ、中長期のシミュレーションを実施することを目的とする。	平成27年度においては、マクロ経済モデルの高度化・拡張として、 ①財政経済モデルについて、2015年度予算、政府経済見通しその他の経済・財政に関する情報を踏まえてデータセットの更新を実施。同時に、税制改革や社会保障制度の制度改正、経済財政運営と改革の基本方針2015等を踏まえて、必要な方程式の修正を行い、再推計を実施。その上で、少子高齢化の進展を踏まえたシナリオを設定し、中長期の財政・経済の状況等の展望に資するよう、シミュレーションを実施 ②フォワード型マクロ経済モデルについて、税制、社会保障制度の相違などが日本経済に与える影響について定量的にシミュレーションが実施できるよう、モデルを拡張。また、経済理論や統計理論の発展、国際機関の動向等を踏まえながらモデルの高度化を実施等の成果を得た。 これらの研究成果等をもとに、有識者により構成される研	12,815	13,145	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	1_b.1													該当	
976	財務省	12		55		財務本省施設費		財務本省所属の庁舎、宿舍その他の建物について、経年により老朽化した設備等の改修・整備を行い、公務の能率増進を図ることを目的とする。	財務本省所属の庁舎、宿舍その他の建物の約8割が築後21年以上経過しており老朽化の進行が著しい状況にある。このような状況を踏まえ、次のような考え方により、改修工事を実施している。 ① 管理する施設の経年進行に合わせ、中長期にわたるライフサイクルの低減を考慮したうえで、維持管理・修繕(改修)を行っている。 ② 厳しい財政状況の下、毎年度の予算要求に際し、重要性・緊急性の精査を行っている。 ③ ①及び②により効果的・効率的・計画的な予算執行に努めている。	0	0										4_a.2											非該当			
977	財務省	12		56		財務局施設費		財務局の庁舎等について、耐震性能確保のための改修、劣化した設備の改修などを実施し、災害を防止するとともに来庁者の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。	財務局の庁舎の多くが昭和40年代から昭和50年代前半にかけ建築されており、老朽化が進行している状況にある。また、新建築基準法の施行(昭和56年)以前に建築された庁舎等の中には、耐震性能が低いといった問題を抱えている庁舎等が存在する状況にある。 このような状況を踏まえ、震災発生時における来庁者や職員の安全を確保するために必要な耐震改修工事や老朽などにより劣化した設備の改修工事を実施している。	0	0										4_a.2											非該当			
978	財務省	12		57		税関施設費		税関業務の遂行に必要な庁舎等について、災害に備えた整備、経年により老朽化した設備の改修等を行い、公衆の利便向上と公務の能率増進を図る。	税関業務の遂行に必要な庁舎等について、災害に備えた整備、経年により老朽化した設備の改修等を行い、公衆の利便向上と公務の能率増進を図る。 なお、「官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年6月1日 法律第181号)」に基づき、耐震改修等の一定のものについて国土交通省に対して支出委任を行い、実施してい	0	0										4_a.2											非該当			
979	財務省	12		58		国税庁施設費(税務署 庁舎等の改修事業)		災害を防止するとともに納税者の利便性向上と公務の能率増進とを図ることを目的とした庁舎等の整備。	国税局・税務署庁舎等の多くが昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備されたことから、老朽化が進行している状況にあるほか、新建築基準法の施行(昭和56年)以前に建築された庁舎等の中には、耐震性能が不足している庁舎等が存在する。 このような状況を踏まえ、災害発生時に納税者や職員の安全を確保するために必要な改修工事や老朽などにより劣	0	0										4_a.2											非該当			
980	復興庁 (財務省)	8		38		東日本大震災復興特 別貸付等実施事業		株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民股向け業務)が、直接的又は間接的に今回の震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした東日本大震災復興特別貸付等を積極的に実施することにより、被災した中小企業等における資金調達の円滑化を図る。	東日本大震災の発生に伴い、被災した中小企業・小規模事業者に対する東日本大震災復興特別貸付等の実施を踏まえ、国は公庫に対し公庫(国民一般向け業務)の財務基盤強化を図るために必要な出資金を措置している。	0	0										8.6										非該当				
981	文部科学 省	13	新28	1		学校から社会・職業へ の移行に係る縦断調査		教育再生実行会議(内閣総理大臣開催)等において、教育への投資の効果を客観的に計測する「証拠(エビデンス)」の必要性が指摘される中、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計(縦断調査)を整備することで(「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月閣議決定)」)、広く国民や研究者等が活用しやすい教育行政	本調査は、2001年(平成13年)に実施した調査の実績及び経年変化の状況を継続的に観察するものであり、調査対象者への 調査票の配布及び回収について往復郵送方式により行う。 提出された調査票については当省において集計を行い、その結果を公表する。	0	0										8.1.6											非該当			
982	文部科学 省	13	新28	2		専修学校版デュアル教 育推進事業		専修学校では、平成26年度より「職業実践専門課程」についての文部科学大臣認定制度が開始され、企業等との組織的な連携強化に関する取組が推進されているが、企業等と専修学校との連携についての方法論は必ずしも体系的に確立・共有されているものではない。そこで、専修学校において、産業界のニーズを踏まえた専門人材育成機能を強化するために、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築するとともに、順次拡大を図るとして、全国の専修学校における産業界のニーズを踏まえた専門人材の養成を推	専修学校において、これからの時代に求められるアクティブラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせを行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドライン(産学連携教育標準モデル)として作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築する。	0	0										3_c.2.3											非該当			
983	文部科学 省	13	新28	3		地域と教育機関の連携 による女性の学びを支 援する保育環境の在り 方の検討		学びを通じた女性の活躍促進には、出産や育児等と学びを両立できる環境整備が必要不可欠である。「『日本再興戦略(改訂版2015)』においても、「女性活躍のための重点方針2015」に基づき、女性活躍のための環境整備等を推進することとされている。しかしながら、大学等の教育・研究機関では、学内保育所の設置等の保育環境の整備が困難な現状があり、一方、地方自治体では、保育所の設置場所の確保が課題となっている。双方の連携を充実させ、女性が子育てと学業・研究を安心して行えるような保育環境の整備	大学等の教育機関と地域の双方にとって有用な保育環境の在り方について、関係主体と連携して検討するとともに、調査研究や実証的検証を通じて、先進事例の課題やグッド・プラクティスを把握し、地域と連携した大学等の教育機関における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築・普及することにより、女性の学びを支援する保育環境の充実を図る。	0	0										3_c.2.3											非該当			
984	文部科学 省	13	新28	4		博物館ネットワークに よる未来へのレガシー継 承・発信事業		博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業	先導的な立場にある国立の博物館等と複数の地方館が、それぞれの館の現状に合わせて連携協力しながら、国内外の好取組の収集、調査研究及び調査研究結果を基にした連携企画展を実施する。	25,605	23,009	5	一般	-	15	4	○	-	-	-	3_b.1.7										該当				
985	文部科学 省	13	新28	5		主体的な社会参画の力 を育む指導の充実		教育基本法や学校教育法の趣旨を踏まえ、政治参加や社会参画、社会における自立と共生に向けて行動できる力など、これからの時代に求められる資質・能力、態度を小・中・高等学校を通して育成する。	主体的な社会参画の力を育むための学習プログラムの開発や政治参加に関する学習活動に係る調査を行い、その成果を普及するとともに、次期学習指導要領改訂に活用することにより、各学校における指導の改善を図る。	0	0										1_b.2.6										非該当				
986	文部科学 省	13	新28	6		教育政策形成に関する 実証研究		教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえ、政策の持つ多面的な効果を総合的に評価し、学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因、地方自治体の政策ニーズを総合的に考慮した政策形成を推進するため、教育政策の効果を評価する実証研究を実施する。	有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価するための中期及び短期の実証研究を実施する。 (平成28年度に実施する実証研究) ①学級規模等の影響・効果(学力、非認知能力等)の調査 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析	0	0										1_b.3.6													非該当	

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
987	文部科学 省	13	新28	7		幼児教育研究センター		エビデンスに基づいた幼児教育政策の形成を実現し、質の高い幼児教育を実現するため、幼児教育に関する国内研究拠点として、他の研究機関等と連携しつつ、幼児教育に係る基礎研究、理論研究、調査事業、実践研究を行い、その調査結果を地方公共団体や幼稚園等の幼児教育関係者に広く普及する。	○幼児教育に関する科学的・実証的な調査研究を推進 質の高い幼児教育の実現に向け、幼児教育に関連する所内外の様々な研究者や地方公共団体、幼稚園等と連携しつつ、幼児教育施策・実践の質と効果に関する国内縦断調査の検討や、幼児教育の質に関する理論的・実証的研究を行う。 ○国における幼児教育の研究拠点(ナショナルセンター)の機能充実 国内外の研究機関や、地方自治体、幼稚園等とネットワークを形成し幼児教育の研究を推進すると共に、国内外の研究成果等を収集・整理する。また、国内外の研究により得られた科学的な知見を幼児教育の実践に生かし、質の高い幼児教育を実現するため、研究協議会等を通じて幼児教育大学入学者選抜において、「知識・技能」の十分な評価が行われるとともに、「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価がより重視されることとなるよう、受託機関において大学と連携して以下の調査研究を実施 ①現行の入学者選抜における課題や問題点の調査・分析 ②高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)で示された「思考力等」や「主体性等」の評価に関する考え方とともに、学習指導要領改訂の方向性等にも留意しながら、これからの時代に求められる学力を適切に評価するための革新的な手法の開発。	11,141	10,512	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b_1												該当	
988	文部科学 省	13	新28	8		大学入学者選抜改革推進委託事業		「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する大学入学者選抜改革を進める上での具体的な課題・問題点を整理するとともに、多面的・総合的な評価を行うための実践的で具体的な評価手法を構築し、その成果を全国の大学に普及することにより、各大学の入学者選抜改革を推進する。	以下の調査研究を実施 ①現行の入学者選抜における課題や問題点の調査・分析 ②高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年3月31日)で示された「思考力等」や「主体性等」の評価に関する考え方とともに、学習指導要領改訂の方向性等にも留意しながら、これからの時代に求められる学力を適切に評価するための革新的な手法の開発。	0	0										1_b_2,6										非該当			
989	文部科学 省	13	新28	9		先導的経営人材養成機能強化促進委託事業		我が国の経済成長を支える先導的経営人材を養成するため、産業界のニーズや国内外のビジネススクールの取組等を踏まえつつ、経営系専門職大学院の教育の基本となるコアカリキュラムの策定や、各経営系専門職大学院に共通する課題の解決等に資するプログラムの開発を行い、経営系専門職大学院の機能強化を図ることを目的とする。	(1)国内外の経営系大学院における教育課程、教員組織、企業等との連携状況等の実態調査及び、国内外の経営系大学院修了生についての出身校に対する評価や就業先での評価の変化等の実態調査、産業界の経営系大学院に対するニーズや修了者に対する評価・処遇の実態調査を実施する。 (2)経営系専門職大学院で学ぶ全ての学生が修得すべきと考えられる学習内容、共通的な到達目標(コアカリキュラム)を中核審専門職大学院ワーキンググループの検討状況を踏まえて策定する。また、策定したコアカリキュラムを実施するためのモデルとなる教育プログラムを開発する。 (3)産業界のニーズに応える教育プログラムの開発についての調査研究や経営系専門職大学院における教員の教育指導能力の開発についての調査研究など、(2)で実施するコアカリキュラム策定以外の経営系専門職大学院の機能強化に資する取組に関する調査研究を実施する。 (4)我が国の経営系専門職大学院の人材育成機能の強化に資するため、海外の先導的取組を参考にしつつ、10年、20年先のビジネス社会とそこで必要とされる人材像を想定し、当該人材を養成するために必要となる我が国の経営系専門職大学院の在り方についての提言を行う。また、我が国の経営系専門職大学院の人材養成機能の強化の	0	0											1_b_3,6										非該当		
990	文部科学 省	13	新28	10		地域イノベーション・エコシステム形成プログラム		地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、事業化計画を策定し、地域の成長に資するプロジェクトを推進する。国と地域が一体となって、グローバルな展開が可能なポテンシャルを持つ日本型イノベーション・エコシステムの形成と地方創生を実現する。	デルとなる可能性を有する事業化に向けた研究開発プロジェクト(事業化プロジェクト)、(2)イノベーション・エコシステムを形成し、持続的に機能させるために必要となる基盤づくり(基盤構築プロジェクト)、(3)(1)、(2)の活動を支える事業プロデューサー等の活動(事業プロデュース活動)に関する取組を支援する。事業化プロジェクトによりグローバルな成功事例の創出を支援するとともに、そこから蓄積されるノウハウを新たな事業化プロジェクトへ生かし、継続的に成功事例が創出されるシステム(地域イノベーション・エコシステム)を構築しようとする取組を支援する。また、基盤構築プロジェクトにより、当該システムを機能させるための基盤となる取組を支援する。(定額補助)	600,000	2,350,000	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1_a_1	5_b1_1									該当			
991	文部科学 省	13	新28	11		大型国際共同プロジェクトに関する調査		我が国の科学技術外交の戦略的展開を推進するため、諸外国における大型国際共同プロジェクトの事例等について調査・分析を行い、将来に実施が想定される大型国際共同プロジェクトの実施の可否判断に活用する。また、大型国際共同プロジェクトの枠組みに関する検討や、経済協力開発機構(OECD)等の国際組織での活動について、我が国での検討(戦略性を持った参画等)に資する情報を得て、大型国際共同プロジェクトに関する活動や議論での発表等に役立てると、科学技術国際戦略の立案に資することを目的	大型国際共同プロジェクトが増えている中で、我が国としても諸外国と協力し、積極的に取り組んでいく必要がある。このような情勢を踏まえ、日本外交の新機軸としての科学技術外交を戦略的に推進するため、諸外国において実施されている大型国際共同プロジェクト等の事例について、国際的な合意形成過程や国内の政策・意思決定過程、プロジェクトの推進体制等の観点から、戦略的な科学技術政策立案に向けた調査・分析を行う。	30,000	0	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b_3,3									該当				
992	文部科学 省	13	新28	12		卓越研究員事業		不安定な雇用によって、新たな研究領域に挑戦し独創的な成果を生み出すような若手研究者が減少していることや、産学官のセクター間を越えた流動性が低く、急速な産業構造の変化への対応が困難であることが指摘されている。これらの課題を解決するために、優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、自立した研究環境の下で活躍できる制度を創設する。	・優れた若手研究者が産学官の研究機関から最適な場所を選んで安定かつ自立した研究環境の下で挑戦的な研究を推進するとともに、このような新たなキャリアパスを拓くための制度を創設し、支援を行う。具体的には、研究者に対して、スタートアップ研究費の支援を実施するとともに、受入機関に対し、研究環境整備費を支援する。【定額補助】 ・卓越研究員は、公募により募集し、ピアレビュー審査により候補者を選定し、各機関が雇用する。	1,000,000	1,509,679	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	5_c1,2										該当			
993	文部科学 省	13	新28	13		AIP:人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト		世界をリードする革新的な人工知能基盤技術を構築する。現在の人工知能技術では高度に複雑・不完全なデータに対応できず、幅広い分野に適用可能な統合基盤技術を実現する。また、総務省・経済産業省等の関係省庁や、データプラットフォーム拠点、COI拠点等との連携により、サイエンスや実社会などの幅広い「出口」に向けた応用研究を推進する。	未来社会における新たな価値創出の「鍵」となる、人工知能、ビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティについて、「理研革新知能統合研究センター(AIPセンター)」に世界最先端の研究者を糾合し、革新的な基盤技術の研究開発や我が国の強みであるビッグデータを活用した研究開発を推進するとともに、関係府省等と連携することで研究開発から社会実装までを一体的に実施する。	1,450,000	2,950,000	5	一般	-	13	4	-	-	○	-	1_a_1	2_a_1								該当				
994	文部科学 省	13	新28	14		省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発		エネルギーの安定確保等の観点から徹底した省エネルギー社会の実現は我が国の喫緊の課題である。我が国においてエネルギー消費が増大している運輸部門、家庭部門等の電力消費低減に向けた革新的な省エネルギー化のため、パワーエレクトロニクスに応用できる窒化ガリウム(GaN)等の次世代半導体に關し、我が国の強みを活かし、研究開発	省エネルギー社会の実現に向け、理論・シミュレーションも活用した材料創製からデバイス化・システム応用まで、次世代半導体の研究開発を一體的に加速するための研究開発拠点を構築して、基礎基盤研究を実施する。	1,000,000	1,253,367	5	一般	-	13	4	○	○	-	-	1_a_1								該当					
995	文部科学 省	13	新28	15		革新的エネルギー研究開発拠点形成		「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「福島復興再生基本方針」等を踏まえ、福島県において再生可能エネルギーに関する開かれた世界最先端の研究拠点を形成し、超高効率太陽電池創出につながる研究成果を創出する。	経済産業省の福島県再生可能エネルギー研究開発拠点整備事業(平成23年度第三次補正予算)により産業技術総合研究所によって福島県に整備した研究開発拠点(平成26年度4月開所)の一角において、超高効率なシリコン太陽電池の創出を目指した基礎から実用化まで一貫した研究開発を実施する。 なお、平成24～27年度までは東日本大震災復興特別会計	236,000	0	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1_a_1									該当				
996	文部科学 省	13	新28	16		東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進		「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)等を踏まえ、東日本大震災により被災した東北の復興と、東北の潜在力を活かした技術革新による日本全体の再生を目指し、東北の風土・地域性等を考慮し、将来的に事業化・実用化され、新たな環境先進地域として発展することに貢献する再生可能エネルギー技術を創出する。	東北大学を中核とした研究機関等と地元自治体・企業との協力を得て、被災地の復興につながる研究開発を実施する。具体的には三陸海岸において活用が期待される海洋再生可能エネルギー(波力・潮力)、微細薄層のエネルギー利用、人・車等のモビリティの拠点を加えた都市の総合的なエネルギー管理についての研究開発を実施。 なお、平成24～27年度までは東日本大震災復興特別会計に計上(「東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発推進」復興庁0065)。	342,000	0	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1_a_1										該当			
997	文部科学 省	13	新28	18		次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト		御嶽山の噴火等を踏まえ、火山研究の推進及び人材育成・確保が求められているが、既存の火山研究は「観測」研究が主流であり、防災・減災に資する「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の実施には至っていない。それに加え、火山研究者は約80人と少数。そこで我が国の火山研究を飛躍させるため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合のもと、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の推進及び広範な知識と高度な技能を有する火山研究者の育成・確保を目指す。	中核機関をプラットフォームとし、プロジェクトリーダーの強力なリーダーシップの下、他分野との連携・融合を図り、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究を推進する。また、「火山研究・人材育成コンソーシアム」を構築し、大学間連携を強化するとともに、最先端の火山研究と連携させた体系的な教育プログラムを提供する。	670,000	650,271	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1_a_1	5_a1,2								該当				
998	文部科学 省	13	新28	19		子供の体力向上課題対策プロジェクト		全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、明らかになった体力向上に向けた様々な課題のさらなる分析とその対応方策、子供の体力がその後の健康へどのような影響を与えているか等について調査研究するとともに、それらに対する具体的な取組についての実践研究や子供の運動促進プログラムの開発等を行い全国の体力向上施策改善が図られるようにする。	(1)体力の低下種目等に対する調査研究 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等からみられる体力向上に向けた課題に対応した運動プログラム等を開発し普及取組を行う。 (2)体力向上方策の実証研究 子供の体力向上に向けて、課題のある教育委員会において、体力向上のためのPDCAサイクルを実施する実践研究	0	0									2_b_1,6										非該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二〇九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二〇九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
999	文部科学 省	13	新28	20		特別支援学校等を活用 した障害児・者のス ポーツ活動実践事業		障害児・者が安心して安全にスポーツができる場と想定される特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進する。	特別支援学校等を活用し、①放課後や休日に、在校生・卒業生・地域住民が共に参加できる地域スポーツクラブを特別支援学校を拠点に設立するとともに、②特別支援学校等における体育・運動部活動等に障害者スポーツ指導員を派遣	0	0										5_c4.2								非該当				
1000	文部科学 省	13	新28	21		スポーツ新事業開拓に 関する調査研究事業		本事業では、スポーツに関連する新事業の開拓をするため、スポーツ産業が拡大するための全体的な仕組みについて調査・研究することで、スポーツ市場の拡大のために必要な方策やボトルネックとなる課題を明らかにし、日本における新たなスポーツ産業の振興施策を打ち出すことを目的とする。	①地域特性やスポーツ特性に応じた効果的な、地域スポーツへの民間資金投資の促進について調査・研究を実施する。 ②新事業の取組を実施または検討しているスポーツ団体や事業者と、新事業支援の第一線で活躍する専門家とのマッチングの場を設け新事業について検討する。 ③国内外のスポーツ市場調査による国際的なスポーツ関連産業の動向と成長要因の把握をするための調査・研究を実施 (1)心身の健康の保持増進のための運動・スポーツガイドライン(仮称)の策定 心身の保持増進を図るため、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、運動・スポーツガイドライン(仮称)を策定。 (2)スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業 誰でも簡単に楽しみながら取り組むことができるスポーツ・レクリエーション活動等を活用することにより、介護予防の現場などで高齢者の自立への動機付けを高めることのできる効果的なプログラム等をスポーツ医・科学等の科学的な	0	0												1_b.3.6	5_b4.2								非該当	
1001	文部科学 省	13	新28	22		スポーツ医・科学等を 活用した健康増進プロ ジェクト		スポーツ参画人口を拡大し、スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的なプログラム等の検討を行う。	①東京プレナリー・基調講演 ②国際会議(スポーツ大臣会合の他、スポーツ及び文化に関連する会議及びセッションを開催) ③官民ワークショップ(官民協働のワークショップ及び世界経済フォーラムとのジョイントセッションを開催) ④文化行事(世界遺産の神社・仏閣等を活用して、日本の伝統芸能等と海外文化・現代アート等が調和した様々なプログラムを開催) ⑤海外との信頼・協力関係の構築、日本の教育機関の国際化、教育産業等の海外進出を図るため、関係府省・法人・民間企業等が構成する「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を創設し、関係者間で議論・情報共有を図るとともに、ニーズ調査、国際フォーラム及びバイロケット事業を実施し、具体の展開案件の形成を促進する。	17,866	15,758	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	3_c3.1	1_a.3										該当	
1002	文部科学 省	13	新28	23		スポーツ・文化・ワール ド・フォーラムの開催		ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスタースゲームス2021等に向けて、観光とも運動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信する国際フォーラムを官民協働で開催することで、国際的な機運の向上に資するとともに、最先端科学技術分野をはじめとする様々な分野において、対日直接投資の拡大等に寄与する情報の発信に資する。	2016年リオ大会直後の平成28年10月19日から22日までの4日間、京都(19日～20日)及び東京(20日～22日)において国際会議を開催する。文部科学省を中心として、関係府省、経済団体、地方自治体等の協力を得るとともに、世界経済フォーラムとも連携しつつ実施する。 【主な会議内容】 ①東京プレナリー・基調講演 ②国際会議(スポーツ大臣会合の他、スポーツ及び文化に関連する会議及びセッションを開催) ③官民ワークショップ(官民協働のワークショップ及び世界経済フォーラムとのジョイントセッションを開催) ④文化行事(世界遺産の神社・仏閣等を活用して、日本の伝統芸能等と海外文化・現代アート等が調和した様々なプログラムを開催)	0	0												5_d4.1.7									非該当	
1003	文部科学 省	13	新28	24		日本型教育の海外展 開		近年、諸外国から高い関心が示されている日本型教育の海外展開を推進するため、アジア、中東、アフリカ、中南米において、複数のセクターが協力して行う日本型教育の海外展開モデル(「初等中等教育」、「高等教育」、「職業教育」又は「これらの複合型」等)を形成させる。	⑤海外との信頼・協力関係の構築、日本の教育機関の国際化、教育産業等の海外進出を図るため、関係府省・法人・民間企業等が構成する「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を創設し、関係者間で議論・情報共有を図るとともに、ニーズ調査、国際フォーラム及びバイロケット事業を実施し、具体の展開案件の形成を促進する。	0	0											3_c4.5								非該当			
1004	文部科学 省	13	新28	25		2016年G7教育大臣 会合の開催		現在G7各国等が対峙すべき課題や新たな時代を見据えた新しい教育の役割、またその役割を果たすための具体的な教育の質の向上・改善策等について議論するため、2016年5月開催の伊勢志摩サミット(主要国首脳会合)関連閣僚会合としてG7教育大臣会合を開催し、成果文書を取りまとめることにより、国際協働の強力な推進の必要性を強く世界へ発信するとともに、開催地をはじめとした日本各地における新たな教育の在り方に対する関心の高揚を図る。	平成28年5月13日から15日までの期間、岡山県倉敷市において、G7各国の大臣及びEU等国際機関代表者が一堂に集う「G7倉敷教育大臣会合」を開催し、「教育におけるイノベーション」をテーマに議論を行い、その成果文書として「倉敷宣言」を採択した。またその他、G7各国大臣及び国内外有識者が登壇する公開シンポジウム「The Power of Education～教育の力で未来をつなぐ～」を開催した。	0	0												5_d4.1.7								非該当		
1005	文部科学 省	13	新29	1		教育政策の効果分析 強化プラン		教育政策の効果分析を専門的・多角的に分析・検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や、実証的な研究の充実も含めた総合的な体制を構築し、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるとともに、教育政策の効果(社会経済的な効果を含む。)を社会に対して示していく。	文部科学省に多様な分野の有識者から成る「教育政策研究タスクフォース」を設置し、教育政策への客観的根拠の活用の在り方等について有識者による検討を行う。	0	2,009	5	一般	-	15	4	-	-	-	-	1_b.1									該当			
1006	文部科学 省	13	新29	2		専修学校を活用した地 域産業人材育成事業		グローバル化に伴う国際競争の激化や、技術革新による産業構造・ビジネスモデルの変化が急速に進んでおり、これらの時代の流れに対応するため、これまで柔軟な制度特性を生かしながら職業教育を実施してきた専修学校において、常に情報のアップデートをし、各教育機関が実施する教育に反映する仕組みづくり、及び社会に出た後も、新たに必要とされる知識や技術を修得することができるような社会人の学び直し環境の整備を行うことにより、時代の流れに対応した人材育成や教育手法を確立することを目指す。	専修学校において、業界の最新の人材ニーズに対応した教育を実施するため、各分野の専修学校と業界団体等による教育内容の即応的改編・充実のための仕組みづくりを支援することにより、専修学校の産学連携による職業教育の充実を図るとともに、社会人等の学び直し講座の開設促進のための調査研究や学び直し講座検索ポータルサイトの創設を通じて、社会人の学び直し環境の整備を推進する。	0	0											3_c2.3								非該当			
1007	文部科学 省	13	新29	3		専修学校グローバル化 対応推進支援事業		専修学校、日本語教育機関及び諸外国の教育機関並びに産業界が一体となり、各地域における専修学校への外国人留学生の戦略的な受け入れに向けた体制の整備を推進することにより、日本の産業競争力を高めるため、外国人留学生の受け入れを促進する。	本事業は、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学生に係る入国から出入に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築するとともに、専修学校の外国人留学生の実態把握のため、留学動向や、その後の就職状況について、全国的な調査並びに広報ツールの更新・改善等を実施する。	0	0												3_c2.3								非該当		
1008	文部科学 省	13	新29	4		男女共同参画推進のた めの学び・キャリア形成 支援事業		女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、地方公共団体や男女共同参画センター等の関係機関と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催により、学びを通して、男女がともに仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指す。	大学等において、産業界からの人材ニーズに応じた講座や受講時の保育環境の在り方の検討、地方公共団体(男女共同参画センター等)と連携した女性の復職・再就職等の支援等、大学等及び地方公共団体、産業界等が連携した女性の学びを支援する保育環境整備と社会参画等につながるキャリア形成支援の一体的支援について取組をモデル的に実施し、取組実施プロセスや連携体制等、地域におけるニーズや課題を検証することで、女性の学びを通じた社会参画のための地域連携モデルを構築し、これらの取組の普及啓発のための研究協議会を開催する。	0	0												3_c4.5								非該当		
1009	文部科学 省	13	新29	5		地域の教育資源を活用 した教育格差解消プラン		地域の多様な教育資源を効果的に活用し、困難を抱える親子の状況等に応じたきめ細かなアプローチを行う多様で特色ある取組モデルを構築するとともに、地域発の教育格差解消の取組を全国に普及することにより、困難を抱える親子が共に学び・育つことを応援し、家庭環境にかかわらず全ての者が活躍できる一徳総活躍社会の実現の促進を図る。	以下事業について地方公共団体に委託し、困難を抱える親子の状況等に応じたきめ細かなアプローチを行う多様で特色ある取組モデルを構築し、地域発の教育格差解消の取組を全国に普及させる。 ・図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業 ・先駆的家庭教育支援推進事業(訪問型家庭教育支援の実施)	0	0												3_c2.3								非該当		
1010	文部科学 省	13	新29	6		家庭教育支援基盤整備 事業		家庭教育を支える環境の大きな変化や児童虐待相談対応件数の急激な増加など、家庭をめぐる問題が複雑化の中で、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。全ての保護者が安心して家庭教育が行えるよう、様々な事情で学習機会や相談の場に足を運ぶことができない保護者へのきめ細かい支援の充実を図る。	保護者向けの学習機会において参考資料として活用したり、仕事などで忙しい保護者も含めた全ての保護者が自ら手軽に学べるような新たな家庭教育啓発資料の作成や、地域で支援活動を担う人材の養成、家庭教育支援員等が先進地域の取組についての知見を得たり、相互に学び合うこと等を目的とした研究協議会の実施による家庭教育支援の	0	0											5_a4.2								非該当			
1011	文部科学 省	13	新29	7		次世代の教育情報化 推進事業		子供たちの基礎的・基本的な知識技能と、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など確かな学力を育成するために、子供たちの学習や生活の主要な場である学校において、ICTの特性を生かした効果的に活用した教育を推進するとともに、情報活用能力の育成を図る。また、教員の指導を支える質の高い教材を確保するとともに、教員のICT活用や情報教育指導力の向上を推進し、次期学習指導要領を見据えた情報教育・ICT活用の充実を図	次期学習指導要領を見据え、教科横断的な情報活用能力の育成に係るカリキュラム・マネジメントの在り方等の実践的な研究を実施するとともに、ICTを効果的に活用した指導方法の開発のための実践的な研究を実施する。また、次期学習指導要領における新たな学びに対応するため、官民コンソーシアムを設立し、優れた教育コンテンツの開発・共有等を推進するとともに、次期学習指導要領下での教員のICT活用や情報教育指導力向上を図る。	0	0												1_b.3.5	5_a4.1.1							非該当		
1012	文部科学 省	13	新29	8		次世代学校支援モデル 構築事業		校務の情報学習記録データ(学習履歴や学習成果物等の授業・学習の記録)等と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上や、学級・学校経営の改善等に資することを目指し、総務省との連携の下、学校におけるデータ活用の在り方、個人情報としての学習記録データの管理の在り方、学習記録のデータ化の方法、システム要件(情報セキュリティ対策を含む)等についての実証研究を行う。	全国6地域で、「一人一台のコンピュータ環境」を前提として、出席管理等の校務の情報学習記録データ(学習履歴や学習成果物等の授業・学習の記録)等と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上や、学級・学校経営の改善等に資することを目指し、総務省との連携の下、学校におけるデータ活用の在り方、個人情報としての学習記録データの管理の在り方、学習記録のデータ化の方法、システム要件(情報セキュリティ対策を含む)等についての実証研究を行う。	0	0												5_a3.2								非該当		
1013	文部科学 省	13	新29	9		これからの時代に求め られる資質・能力を育 むためのカリキュラム ・マネジメントの在り方 に関する調査研究		次期学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会における議論では、小・中学校の外国語教育の充実(中学校・高等学校において年間35単位時間の授業時数を増加する)の方針が示された。その授業時数の確保の在り方について、全小・中学校において一律の取扱いとすることは困難であり、各学校の実情に応じて、弾力的な時間割編成の在り方や教育効果を高めるための指導計画や教材等の在り方について実践的な調査研究を行い、その成果を普及することで、各学校のカリキュラム・マネジメントを支援する。	各学校における、カリキュラム・マネジメントを支援するため、弾力的な時間割編成の在り方や教育効果を高めるための指導計画や教材等の在り方について実践的な調査研究を行うモデル地域を指定し、カリキュラム・マネジメントの支援の充実に取り組むため、カリキュラム検討会議における議論、先進校視察、教材作成、報告書作成等を支援するとともに、国における企画評価会議の開催、指定先の研究を踏まえた手引きの作成等を行う。	0	40,120	5	一般	-	15	4	-	-	-	-	1_b.1	2_a.1										該当	

[illegible]

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二〇八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二〇九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
1042	文部科学 省	13	新29	44		観光拠点形成重点支 援事業		「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標の1つに「文化財の観光資源としての開花」が掲げられ、文化庁は、当該目標達成のための行動指針として「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備することとしている。 本事業においては、拠点整備を効果的に推進するため、歴史文化基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対する重点的な支援を実施する。	歴史文化基本構想を策定した市町村が、当該構想に基づき実施する情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援する。 また、200拠点において実施される文化財を面的・一体的に整備・活用する取組のうち、特に優良な事例に対して重点的に支援を行う。 さらに、「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」の各事業を実施する市町村のうち、観光庁や国交省等の関連事業を併せて実施することで総合的な観光振興を図る取組を優先的に支援する。	0	0										4,a,1,5									非該当			
1043	文部科学 省	13	新29	45		ナイトミュージアムプロ ジェクトの推進		訪日外国人観光客等の増加に伴い、夜間時間帯をより有意義に過ごすための取組として、各地の美術館・歴史博物館の夜間開館を試行的に実施し、その効果を検証する。	全国で少なくとも1地域を選別し、当該区域の美術館・博物館で夜間開館時間の延長を試行し、その効果を検証する。地方公共団体、法人等へ委託して実施する。	0	0									8,2,6									非該当				
1044	文部科学 省	13	新29	46		美しい日本探訪のため の文化財建造物魅力 向上促進事業		重要文化財(建造物)及び登録有形文化財建造物について、壁や屋根等の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位の美装化を行うことで、貴重な地域及び観光資源としての魅力向上を図り、更なる活用を促進する。	重要文化財(建造物)及び登録有形文化財建造物について、輪部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、壁や屋根等の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を、健全で美しい状態に回復するために、当該文化財の所有者及び管理団体等が行う取組に対し、補助を行う。	0	0									4,a,1,5									非該当				
1045	文部科学 省	13	新29	47		新時代の教育のための 国際協働プログラム		平成28年5月に開催のG7倉敷教育大臣会合で採択された「倉敷宣言」において、新たな時代に求められる資質・能力を育成するためには教育分野でのG7各国間の国際的な連携が重要であることが改めて確認されたことを受け、G7各国間の国際協働によって豊かな経験・知見の学び合いや理念・課題の共有を行い、多様化する教育課題に対する各国のグッドプラクティスを相互に共有するとともに、その成果を我が国の教育関係者に幅広く情報発信・還元することを目的とする。	(1) 倉敷宣言の合意事項に関連した分野における各国の教育実践や経験を評価・共有するための比較研究、モデル事業等を開発・実施する。 (2) 教員交流 G7各国に教員を派遣し、現地学校の視察、モデル授業等の実践及び現地教員とのワークショップ等を実施する。また、帰国後の派遣経験者と相手国教員等が参加し、成果の共有等を行う国際フォーラムを開催する。 (3) 優良事例共有プラットフォームの構築 G7各国等の学校・教員の先進的な取組の提供、教育関係の各種データの共有、教育関係者の意見交換のためのプラットフォームをウェブ上に構築する。 (4) 二国間教育ワークショップの開催 G7各国の関心が高い分野を中心に、日本及び相手国の政府、教育関係者、研究者等が議論するワークショップを開催する。 (5) 国際機関との連携によるグローバルな展開 国際機関の活用により、相互の学び合いや国際的な指標の開発を促進し、G7各国共通の課題への対処や、先進国を含む国際社会全体の開発目標である持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組を推進する。	0	0										8,6	5,c,4,1,4	5,d,1,4									非該当	
1046	文部科学 省	13	新29	48		留学生就職促進プロ グラム		少子高齢化が進む我が国において、高度外国人材の活用が求められている状況の中、我が国で学修する外国人留学生を我が国国内の企業に就職させるための特別な教育プログラムを構築し支援を行うことで、企業における高度人材の確保を促進させることが可能となるとともに、我が国への留学の魅力を高め、「留学生30万人計画」のさらなる推進を目指す。	成長戦略における「外国人材の我が国企業への就職の拡大」に向け、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「日本での企業文化等キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。	0	0										5,a,4,2									非該当			
1047	文部科学 省	13		1		地方教育費及び行政の 実態調査		以下の調査を着実に実施し、その成果を広く国民や研究者等が活用しやすい環境を整備する。 【地方教育費調査】学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。 【子供の学習費調査】子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。	【地方教育費調査】都道府県及び市町村(特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む。)の教育委員会並びに公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校に対し、オンラインの調査票(オンラインが不可能な客体は紙の調査票)により、教育委員会における教育費、知事部局における生涯学習関連費、教育行政機関の組織及び活動の状況について調査を行い、報告書等で公表する。 【子供の学習費調査】抽出された公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(全日制)とその幼児・児童・生徒の保護者を対象に、調査票を配付し、1年間の学校教育費・学校給食費・学校外活動費などの支出状況について調査を行い、報告書等で公表する。	0	0											8,1,6										非該当	
1048	文部科学 省	13		2		内外教育事情等調査		社会の変化に伴う社会的・政策的ニーズに的確に対応できるよう統計調査の見直し、調査データの分析及び二次の利用等を推進するために必要な検討を行う。 また、我が国の教育施策に資する諸外国の教育制度・事情に関する実地調査の実施等を行い、広く国民や研究者等が活用しやすい基礎資料の整備を図る。	統計分析アドバイザーによる指導・助言を基に国内統計調査の分析及び集計方法等の見直しを行う。 また、公的統計の整備に関する基本的な計画を踏まえた統計調査の体系的整備等、新しい時代に対応した統計調査を推進するため、外部有識者による検討会を開催し、必要な検討を行う。 外国教育事情調査については、実地調査、文献調査、外国調査アドバイザーによる指導・助言等を通じて、諸外国の教育制度・事情に関する情報を収集・整理・分析し、国際的な比較を可能とすること等によって、教育施策立案のため	0	0											1,b,2,6										非該当	
1049	文部科学 省	13		3		学校基本調査		学校教育法上の学校の全般に関し、その基本的事項を調査して、広く国民や研究者等が活用しやすい学校教育行政上の基礎資料を得る。	本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、学校調査、学校通達教育調査、不就学学齢児童生徒調査、学校施設調査、学校経費調査、卒業後の状況調査で構成されており、調査票またはオンライン調査システムにより毎年調査を行っている。 調査は、高等学校以下の学校及び専修学校・各種学校については、都道府県に調査事務を委託(法定受託事務)する地方分査の方式により、大学、短期大学、高等専門学校については文部科学省が直接実施の上、集計処理を行い、	0	0											8,1,6									非該当		
1050	文部科学 省	13		4		学校保健統計調査		学校における幼児・児童及び生徒の発育及び健康の状態を調査し、広く国民や研究者等が活用しやすい学校保健行政上の基礎資料を得る。	当該調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校に在籍する満5歳から17歳までの児童等の全部又は一部を対象とし、発育状態及び健康状態について、調査票またはオンライン調査システムにより毎年調査を行っている。 調査は、都道府県に調査事務を委託(法定受託事務)する地方分査の方式により実施し、文部科学省において集計処理を行い、報告書等で公表する。	0	0											8,1,6									非該当		
1051	文部科学 省	13		5		学校教員統計調査		学校の教員構成及び教員の個人属性、職務態様並びに異動状況等を明らかにし、広く国民や研究者等が活用しやすい学校教育行政上の基礎資料を得る。	当該調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、学校調査(高等学校以下の学校の全数調査)、教員個人調査(高等教育機関は全数、高等学校以下の学校等はサンプリング調査)、教員異動調査(全数調査)で構成されており、調査票またはオンライン調査システムにより3年毎に調査を行い、翌年度に報告書を作成している。調査は、高等学校以下の学校及び専修学校・各種学校については、都道府県に調査事務を委託(法定受託事務)する地方分査の方式により、大学、短期大学、高等専門学校については文部科学省が直接実施し、文部科学省において集計処理を行い、報告	0	0											8,1,6									非該当		
1052	文部科学 省	13		6		政府統計共同利用シ ステムの整備		「電子政府構築計画」(平成15年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、平成18年3月に策定された「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」により、政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化並びにオンライン調査の推進を図る。また、取集された統計データについては、「世界最先端IT 国家創造宣言について」(平成25年6月14日閣議決定)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、有効活用を図る。	各府省で整備していた統計情報システムを集約した「政府統計共同利用システム」で利用する電子調査票等を整備し、オンライン調査の推進を図るとともに、オンラインで取集した統計データを審査・集計するためのシステムを構築する。また、取集された統計データについては特別集計(調査票情報の二次的利用)により有効活用する。	0	0											4,b,4,2									非該当		
1053	文部科学 省	13		7		教育改革の総合的推 進に関する調査研究		教育改革に関する様々な施策を推進するために、教育制度の現状等を調査・把握し、基礎資料を得るとともに、教育を取り巻く課題の実態等の把握等を行い、情報を広く提供し、その成果を更なる教育改革施策の企画立案・実施等を行う。	幅広い国民を対象とし、教育を取り巻く課題の実態などを把握するための調査研究を実施する。特に、教育再生実行会議をはじめとする政府等の会議において指摘されている事項など、重要性の高い調査研究を優先的に行うこととする。 また、調査研究の成果は、中央教育審議会の審議をはじめとする文部科学省の企画立案において活用するとともに、関係機関における教育改革の推進に当たって活用でき	0	0											1,b,2,6									非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該当: ー)	競争的資 金(該当: ○非該当: ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
1054	文部科学 省	13		8		政策研究機能高度化 推進経費		政策研究機能の高度化を図り、国の教育行政上の課題に 関し、基礎的な事項についての調査研究などを実施して、 教育政策の企画・立案や教育関係者における活用に資する よう、その研究成果を集約・提示する。	○政策諸課題に関する準備的・予備的研究を実施(政策研究 課題リサーチ経費) ○研究所内の基礎的な研究組織の専門領域における調査 研究を実施(教育政策立案に資するための調査研究経費) ○教育行政上の政策課題についてプロジェクトチームによ って調査研究を実施(調査研究等特別推進経費) ○研究体制整備や研究領域拡充のため客員研究員を招へ いし研究を実施(客員研究員経費) ○研究所の多様な事業及び調査研究活動全般について総 合的かつ適切な外部評価等の実施(外部評価等実施経費)	99,458	83,421	2	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1_b,1										該当		
1055	文部科学 省	13		9		国際研究協力経費		OECD(経済協力開発機構)、IEA(国際教育到達度評価学 会)などの国際機関等を通じ、加盟国と共同して教育成 果や教育政策について国際比較の調査研究を行い、教育政 策の企画立案に資する客観的で信頼性の高いデータを広く 国民に提供する。	IEA及びOECDの加盟国とともに、各国の学校カリキュ ラムをもとにした小学校、中学校の算数・数学と理科の教育 到達度の国際比較、および義務教育終了時点の生徒、大学 修了時の学生、成人を対象としたそれぞれ学習到達度、学 習成果、成人力の国際比較調査研究を行い、政策・施策の 当該調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、社会 教育行政調査、公民館調査、図書館調査、博物館調査、青 少年教育施設調査、女性教育施設調査、体育施設調査、文 化会館調査、生涯学習センター調査の9つの調査で構成さ れており、各都道府県、市町村、都道府県・市町村教育委員 会及び該当社会教育関係施設について、調査票又はオンラ インシステムにより3年毎に調査を行い、翌年度に報告書 を作成している。 調査は、公私立の施設については、都道府県に調査事務 を委託(法定受託事務)する地方分庁の方式により実施し、 文部科学省において集計処理を行い、報告書等で公表す る。	237,850	270,582	2	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1_b,1											該当	
1056	文部科学 省	13		10		社会教育調査		都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の社会教育 関係職員に関する事項、社会教育行政の実施状況等や「公 民館調査」、「図書館調査」、「博物館調査」等の職員に関 する事項、施設・設備、事業実施、利用状況などの社会教育 に関する基本的事項を調査し、広く国民や研究者等が活用 しやすい社会教育行政上の基礎資料を得る。		0	0										8_1,6								非該当				
1057	文部科学 省	13		11		地域政策等に関する調査 研究		地域で実施する教育的な取組が、子供たちへの教育的効果 のみならず、地域政策等を推進する上で全国に共通してい る課題を解決し、地域社会全体の活性化や振興等につが るよう、今後国が施策の企画や立案の際に必要な基礎 データの集積や現状分析等に関する調査研究を行い、その 成果を全国に発信するとともに、全国の自治体で成果が 活用される。		0	0										1_b,2,6								非該当				
1058	文部科学 省	13		12		成長分野等における中 核的専門人材養成等 の戦略的推進		産業構造・社会構造の変化等が進む中で、我が国が一 層の発展をするためには、経済発展の先導役となる産業分 野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人 材シフトを円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専 門技術を高める必要があり、社会人等がそのような知識・技 術等を学び直しやすいするため、成長分野等における産学 官の連携した取組により、社会人等の多様なニーズに応 えるための学習機会を充実する。	本事業は、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専 門学校、高等学校等の教育機関が、業界団体・企業、その他 関係機関と協働して、各地域や産業界の人材ニーズに対応 した社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証 や、後期中等教育段階における特色ある教育推進のため の教育カリキュラムの開発等に関する取組を展開する。また、 大学院と産業界等が協働して社会人のキャリアアップに 必要な高度かつ専門的な知識・技術等を身につけるための	0	0										3_c,2,3								非該当				
1059	文部科学 省	13		13		生涯学習施策に関する 調査研究		生涯学習施策に関する各種調査研究を実施し、多様な学 習ニーズや学習機会の提供者等の実態を的確に把握する とともに、そのデータを分析・活用し、生涯学習施策の企画・ 立案等に活用する。	有識者等による委員会を開催し、調査研究の方向性を検討 するとともに、調査研究の実施はテーマに知見のある外部 機関へ委託し、生涯学習施策に関する調査研究を進め る。 また、本事業における成果は、文部科学省において活用 するだけでなく、地方自治体における生涯学習施策に係る 企画立案をはじめ、教育機関・生涯学習関係団体等におい	0	0									1_b,2,6								非該当					
1060	文部科学 省	13		14		高等学校卒業程度認定 試験等		高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験 を実施することにより、高等学校又は中学校を卒業してい ない者等の学習成果を適切に評価し、広く高等教育又は後 期中等教育を受ける機会を開き、教育による社会のセーフ ティネット機能を果たすとともに、国民の誰もが生涯を通じ て、自由に学習機会を選択して学び、その成果が適切に評価 されるよう、生涯を通じた幅広い学習機会の提供に資する。 。	本事業は、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度 認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種 証明書発行とそのためのデータ管理等を実施するものである。 (参考) ① 高等学校卒業程度認定試験は、様々な理由により高等 学校を卒業していない等、大学入学資格を有していない者 に対し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験であり、合格 者には大学入学資格が付与される。 ② 中学校卒業程度認定試験は、病気等やむを得ない事 由により就学義務を猶予又は免除された者等に対し、中 学校を卒業した者と同等以上の学力が あるかどうかを認定する試験であり、合格者には高等学校	0	0										8_6									非該当			
1061	文部科学 省	13		16		放送大学学園補助		放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他 附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって学 習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機 会を提供する。	放送大学学園に対し、放送大学における学習環境の充実・ 整備に必要な経費の補助を行い、大学教育の機会に対す る国民の広範な要請にこたえとともに、大学教育のため の放送の普及発達を図る。(補助率:定額)	0	0									7_b,6								非該当					
1062	文部科学 省	13		17		独立行政法人国立科学 博物館運営費交付 金に必要な経費		自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として、また 国内の主導的な博物館として、地球や生命、科学技術に対 する認識を深め、人々が生涯を通じて人類と自然、科学技 術の望ましい関係について考える機会を提供する。	(1)調査研究(自然史及び科学技術史に関する中核的研究 機関として、体系的に収集・保管している標本資料等に基づ く実証的な研究を実施) (2)標本資料の収集・保管(調査研究に裏付けられた標本 資料をナショナルコレクションとして収集・保管し、内外の研 究や展示等の利用に供するとともに、将来世代へ継承) (3)展示・学習支援活動(生涯を通じた国民の科学リテラ シーの向上を図るため、博物館ならではの展示・学習支援 活動により、調査研究及び標本資料の収集で得られた知的・ 物理的資源を社会へ還元) の三つの活動を、標本資料と研究者を介して、一体不可分 で実施。	2,749,400	2,796,871	1	一般	ー	13	3	ー	ー	○	ー	7_a,2									該当			
1063	文部科学 省	13		18		独立行政法人国立女 性教育会館運営費交 付金に必要な経費		女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、 女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことによ り、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形 成の促進に資することを目的とする。	①基幹的な女性教育指導者等の資質・能力の向上を目的 として各種研修会を実施 ②男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題 に係る学習プログラム等の開発・普及 ③男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の 成果や資料・情報の提供等 ④女性関連施設等、男女共同参画・女性教育・家庭教育に 関する国内の関係機関・団体等との連絡協力の推進 ⑤男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協 力の推進	131,006	129,713	1	一般	ー	95	3	ー	ー	○	ー	7_b,1	7_b,6									該当		
1064	文部科学 省	13		19		独立行政法人国立女 性教育会館施設整備に 必要な経費		女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、 女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことによ り、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形 成の促進に資することを目的とする。	国立女性教育会館は、市街化調整区域内にあり、公共下水 道法の適用を受けないため下水道の設置をしていない。そ のため会館から排出される汚水・雑排水は、排水処理施設 で生物処理をして処理後の排水をトイレ等の洗浄水として 再利用するなど環境に配慮した効率的な運用をしている。 当該排水処理施設が設置後37年が経過し、老朽化が著しく 進行しているため改修工事を行うものである。(補助率:定	0	0											4_a,4,2								非該当			
1065	文部科学 省	13		20		男女共同参画社会の 実現の加速に向けた学 習機会充実事業		第3次男女共同参画基本計画では「地域における身近な 男女共同参画の推進」、「男性・子供にとっての男女共同参 画」があらためて強調されていることから、男女共同参画社 会の実現の加速のため、男女共同参画の視点を地域づくりに 反映できるような女性人材の育成や男性・子供にとっても 多様な選択が可能となるような男女共同参画の学習機会の 充実を図る。	男女の働き方や家庭生活に関する現状を知り、将来の 「生き方」や「働き方」、「男女がともに活躍できる社会」につ いて、学生同士で議論し、考える機会を提供するため、大学 生を対象に参加型のワークショップを開催し、男子学生、女 子学生がそれぞれの考え方について共に理解を深めること を推進する。また、ワークショップの成果をもとに、その取組 みを全国へ周知するための報告書を作成し、今後のさらなる 普及・啓発に向けて手引書作成について検討する。さら に、高校生を対象とした男女共同参画の視点からのキャリ ア教育資料(ブックレット)の普及を行い、男女共同参画の 視点を踏まえたキャリア教育の一環の充実を図る。	0	0											5_a,4,2								非該当			
1066	文部科学 省	13		21		職業実践専門課程等 を通じた専修学校の質保 証・向上の推進		「職業実践専門課程」制度(企業等との密接な連携によ り、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を 編成し、学校評価や情報公開を積極的に行うなど、より実 践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の 専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として 認定し、奨励する。」等を通じて、専修学校全体の質保証・ 向上の推進	「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月 生涯学習政策局)」を踏まえた学校評価の実証・効果的な 学校評価の在り方の検討、「職業実践専門課程」の実態等 に関する調査研究及び各認定要件等に関する先進的取組 等を推進し、その結果を広く全国に提供することにより、専 修学校全体の質保証・向上を図る。	0	0										8_6								非該当				
1067	文部科学 省	13		22		専修学校留学生就職ア シスト事業		日本の産業競争力を高めるためには、優秀な外国人留 学生の受け入れを促進し、日本企業や日系企業における活 躍につなげていくことが重要であるため、実践的な職業教育 機関としての役割が期待されている専修学校においても、産 業界と連携し、留学に係る入国から出口までの総合的な取 組により、専修学校における外国人留学生の育成・確保を 促進する。	産業界等との連携のもと、①海外学生向けホームページ の制作及び管理運営等を通じた日本の専修学校に係る情 報発信機能の強化等による留学生の動向促進及び来日支 援、②中小企業の人事担当者向けセミナーの実施等を通じ た専修学校の外国人留学生受け入れ体制の推進、③専修 学校の外国人留学生を対象とした就職活動事前セミナー等 の就職支援、といった専修学校への留学に係る取組を推進	0	0										3_c,2,3								非該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特金 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
1094	文部科学 省	13		50		補習等のための指導員 等派遣事業		学校を取り巻く環境が複雑・困難化するとともに、様々な教育課題への対応を迫られる中、多様な経験・専門性を持った地域の人材を、地域や学校の実情に応じて配置することにより、学校の教育力の向上を図る。	公立の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における児童生徒の学力向上等に資するため、学校教育活動の一環として行われる放課後や土曜日ににおける学習・補充学習、教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取組について、都道府県及び指定都市が退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を活用できるように、地域人材配置に要する経費（報酬・賃金、報償費、旅費）の3分の1を国が補助する。 なお、指定都市以外の市町村が実施する事業を都道府県が補助する場合は、その補助額の3分の1を国が補助す	0	0											5,a4,2								非該当				
1095	文部科学 省	13		51		小・中・高等学校を通じ た英語教育強化事業		日本再興戦略・第2期教育振興基本計画等において提言された、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制の在り方や、中・高等学校における英語による英語授業実施や、言語活動の充実・高度化等、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について検討するとともに、28年度を目途とする次期学習指導要領改訂に向けた先進的な取組の支援や教材の整備・開発、教員指導力向上のための取組、生徒の英語力調査等を実施し、小・中・高等学校を通じた英語教育を抜本的に強化する。	日本再興戦略等で掲げられた提言を踏まえた下記の具体的な取組を通じて、小・中・高等学校における英語教育等の次期学習指導要領の改訂に向けて、初等中等教育段階における英語教育全体の強化を図る。 ①英語教育強化地域拠点事業：小学校英語の早期化・教科化・教員の英語指導力向上の取組、中・高等学校における英語教育の内容の高度化などの先進的な取組を支援するとともに、今後の機遇に生かす。（委託先：国公私立学校の管理機関・教育委員会、学校法人、国立大学法人） ②外国語活動・外国語教育の教材整備等：平成23年度から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施において必要な教材整備と、次期学習指導要領改訂（2018年度先行実施、2020年度全面实施）も見据え、外国語活動教材の開発・整備を図る。 ③外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業 事業開始の平成26年度以降、5年間程度をかけ、小学校中核教員、中・高等学校の英語担当教員の全員を対象とした研修を支援する。（委託先：都道府県、政令指定都市教育委員会、ブリティッシュ・カウンシル）併せて、中・高等学校の英語教育について、「英語教育改善プラン」策定・公表後のフォローアップを行う。 ④外部試験団体と連携した英語力調査事業：外部試験実施団体と連携し、生徒等の英語力を把握分析・検証するとともに、教員の指導改善に生かすためのフィージビリティ調査を国際化を進める国内の大学を中心に、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。	0	0										5,a4,2												非該当	
1096	文部科学 省	13		52		スーパーグローバルハ イスクール		急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーを高等学校段階から育成する。		0	0										5,a4,2								非該当					
1097	文部科学 省	13		53		土曜授業推進事業		学校、家庭、地域の三者が連携し、放課後に行なわれる、土曜日の学習・体験活動の機会を確保し、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにする。質の高い土曜授業の実施のための支援策や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動の促進のための支援策を講じることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、全国的に普及できる質の高い土曜授業の先進的なモデルの研究開発を行う。	全国的に普及できる質の高い土曜授業の先進的なモデルの研究開発を行うため、効果的なカリキュラムの開発、土曜授業コーディネーターの配置、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援する。	0	0											3,c2,3								非該当				
1098	文部科学 省	13		55		スーパー・プロフェッショ ナル・ハイスクール		近年の科学技術の進展等に伴い産業界に必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展しており、専門学校においては、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した実践的な教育が求められていることから、大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した実践的な教育を充実する。	高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など、先進的な卓越した取組を行う専門学校を指定し実践研究を行う。実施は都道府県教育委員会、学校法人、又は国立大学法人等に委託する。 また、外部有識者からなる企画評価会議を設け、委託テーマの設定、事業計画の審査、事業の進捗状況のフォローアップ及び事業成果の検証・普及等を行う。	0	0									8,2,6											非該当			
1099	文部科学 省	13		56		教育課程研究センター		教育課程の基準改善をはじめとした学校教育に関する指導行政の企画・立案等に資する調査研究を実施し、教育委員会、学校等に対する専門的な援助・助言を行うことにより、学習指導要領の目標・内容等の全国各地域・学校への普及・定着や学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等を図ることを目的としている。	初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査等を実施している。 具体的には、①学力に関する調査研究、②教育課程の改善に資する実践的調査研究、③教育課程の円滑な実施を推進するための事業、④全国学力・学習状況調査の問題作成・分析を行っている。 また、調査結果等を基にした指導資料の作成、研究協議会の開催等により、全国の教育委員会や学校等に対する専門的な援助・助言や優れた事例等の情報提供を行っている。	913,473	937,521	2	一般	-	13	4	-	-	-	1,b,1											該当			
1100	文部科学 省	13		57		課題発見・解決に向け た主体的・協働的な学 びの推進事業		グローバル化・少子化の進展の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組む、新たな価値を創造する力、社会性や人間関係形成能力などを育成することが一層重要となっていることから、学習プログラムの開発、指導方法・指導体制の工夫・改善、国際バカロレアのカリキュラムの分析を行い、その成果を普及することにより、子供たちが課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を推進する。	教育委員会等への委託により、 ①教科横断的な視点からの学習・指導方法の改善のための調査研究、②学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究 ③対話・創作・表現等を取り入れた教育活動の実践研究 ④国際バカロレアのカリキュラムに関する調査研究を行い、その成果を普及する。	0	0								1,b,2_6										非該当					
1101	文部科学 省	13		58		多様な学習を支援する 高等学校の推進事業		教育再生実行会議における「高等教育と大学教育の接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」（平成25年10月）や、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（平成26年6月）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく大綱（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科を設置する高等学校、遠隔教育を実施する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒に確かな学力や学習意欲等を身に付けさせる。特に広域通信制高等学校については、質保証の必要性等が指摘される中、本年9月に策定した高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインを踏まえた効果的な通信教育手法の研究や、学校運営改善のためのPDCAサイクルの確保を推進する。	(1)定時制・通信制課程の高等学校に対し、専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させ、教職員間の連携を図るなど、学校全体における体制の在り方や、その教育的効果について調査研究を実施。当該学校が地域の拠点校として、地域全体で定時制・通信制高校の一層の推進を図る体制を整備 (2)全日制・定時制課程の高等学校等において、ICTを活用した学習効果を高める遠隔教育の導入を進めるため、遠隔教育を先導的に導入する高等学校において、効果的な教育活動の在り方等について調査研究を実施 (3)広域通信制高等学校において、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインに示した各事項の内容を踏まえ、学校運営改善のためのPDCAサイクル及び効果的な通信教育手法等の確立のための研究を進め、専門的な観点から実践・検証を行うことにより、全国的に展開可能な学校現場においてきめ細かな学習指導に取り組みための指導体制の在り方の検討や教材開発等とともに、前述の指導を受けた生徒の基礎学力の定着度や学習状況等を的確に把握し、更なる指導改善に活かすためのテスト手法等に関する仕組みや実施方法を調査研究する。 (1)高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入を念頭に置いた基礎学力の着実な定着に取り組む実践研究校における調査研究	0	0							5,b4,1,4	1,b,3,5	2,b,2,5										非該当				
1102	文部科学 省	13		59		達成度テスト（基礎レベ ル）の準備経費		「教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月）」、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）等で示された高等教育・大学教育と入学者選抜を通じた高大接続改革を推進するため、高校生の学習意欲の喚起とともに基礎学力の着実な定着を目指して、高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入検討等に取り組む。	学校現場においてきめ細かな学習指導に取り組みための指導体制の在り方の検討や教材開発等とともに、前述の指導を受けた生徒の基礎学力の定着度や学習状況等を的確に把握し、更なる指導改善に活かすためのテスト手法等に関する仕組みや実施方法を調査研究する。 (1)高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入を念頭に置いた基礎学力の着実な定着に取り組む実践研究校における調査研究	0	0										1,b,3,6	2,b,2,6							非該当					
1103	文部科学 省	13		60		司書教諭及び学校司書の 資質の向上等を通じ た学校図書館改革		学校図書館が確かな学力や豊かな人間性の育成において果たす重要な役割や、第186回通常国会において成立した学校図書館法の一部を改正する法律を踏まえ、司書教諭と学校司書が連携した学校図書館の活用の促進や、司書教諭及び学校司書の資質向上等を図る。	(1)学校司書の資格・養成の在り方や資質能力の向上等に関する調査研究事業 司書教諭と学校司書の連携やそれぞれの資質能力の向上等を通じた、学校図書館の効果的な活用の在り方について、学校の設置者等が学校や地域の実情等にに応じたテーマを選択して調査研究を実施する。国はその先進的な取組事例を収集し、成果の普及を図ることとして、学校図書館の効果的な活用に係る取組を推進する。 (2)司書教諭養成講習会 学校図書館法第5条に定められている司書教諭の講習を文部科学省から大学等に委託し、司書教諭を養成する。	0	0									8,1,6	3,c2,3	5,a4,2									非該当			
1104	文部科学 省	13		61		生徒指導等に関する調 査研究		いじめ、暴力行為、自殺、不登校などは依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。これまでも、児童生徒の問題行動等への対応など生徒指導体制の強化や学校と家庭・地域・関係機関等との連携の推進などの施策に取り組んでいるところである。ついては、社会の変化が著しい昨今の情勢を踏まえ、喫緊の課題に対し、速やかで適切な対応が可能となるような施策を行うことが求められており、また、「いじめ防止対策推進法」においては、国の責務として、いじめ防止のための対策の実施状況についての調査研究等を行うものとされている。このため、教育委員会や学校等において適切に生徒指導の体制が構築されるよう促すため、調査研究を実施し、いじめ問題をはじめとする児童生徒の問題行動に対する今後の施策の在り方を検討するとともに、教育委員会や学校による未然防止、早期発見・早期対応などの、速やかで適切な対応を支援することを目的と	①児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究、 ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究協力者会議、③不登校施策の在り方に関する調査研究を実施し、教育委員会や学校の取組を支援する。	0	0											1,b,2,6									非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
1115	文部科学 省	13		72		青少年を取り巻く有害 環境対策の推進		インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっていることから、青少年の健全育成を図るため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進する。	(1)ネット安全安心全国推進フォーラムの開催、ネットモラルキャラバン隊の実施、青少年安全ネット・ワークショップ、ネット対策地域支援(名称変更:平成25年までは地域における有害情報対策推進事業)により、有害環境から子供を守るための推進体制の構築を図る。 (2)ネット依存傾向の青少年を対象とし、青少年教育施設を活用した自然体験や宿泊体験プログラム等を普及することにより、ネット依存対策を推進する。 (3)依存症予防教育を推進するため、シンポジウム等の開催や調査研究を実施するとともに、社会教育施設を活用した児童生徒、地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について支援を行う。	0	0										8,4	3,c4,5	8,6							非該当				
1116	文部科学 省	13		73		独立行政法人国立青 少年教育振興機構運 営費交付金に必要な経 費		独立行政法人国立青少年教育振興機構が行う業務(青少年教育の振興及び健全な青少年の育成)にかかる経費の一部に充てることにより、同機構の業務の円滑な実施及び同業務の推進に資する。	独立行政法人国立青少年教育振興機構の業務にかかる経費のうち、青少年教育事業や基金事業の実施にかかる費用、また法人の管理運営にかかる費用を運営費交付金として交付。 【青少年教育事業】 ＜教育事業＞ 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進として、青少年教育に関するモデル的プログラムの開発、青少年の国際交流の推進、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発等を実施。 ＜研修支援＞ 青少年及び青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言する等の教育的支援を行うことにより、研修利用者の多様で主体的・効果的な学習活動を促進する。 ＜青少年教育関係機関・団体との連絡促進＞ 青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、構築されたネットワークを活用した情報共有等を推進する。 ＜青少年教育に関する調査及び研究＞ 青少年教育に関する基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図る。 【基金事業】 ＜子どもゆめ基金＞ 主に地域レベルで民間団体が行う体験活動や読書活動等に対し財政的支援を行い、民間団体の活動を活性化することにより、青少年の健全育成を図る。	2,257,338	2,234,887	5	一般	-	95	3	○	-	-	-	7,b,6	7,b,1											該当	
1117	文部科学 省	13		74		独立行政法人国立青 少年教育振興機構施 設整備に必要な経費		独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)の設置する研修施設の整備充実を図るため、機構が行う研修施設の整備(災害復旧を含む)に要する経費に対して補助を行い、青少年を中心とした国立青少年教育施設の利用者や災害時の避難者が安全・安心に利用できる環境を確保することを目的とする。	国立青少年教育施設(昭和34年から順次設置)の基幹設備やライフラインは、設置以来、更新・改修が十分になされておらず、施設の機能低下や事故発生危険性がある。天井落下防止にかかる工事や地下重油タンク改修工事、建築基準法第12条に基づく各種改修工事等、施設の安全確保の上で必要不可欠な各種整備を実施する。	0	0										4,a4,2								非該当					
1118	文部科学 省	13		75		学校保健推進事業		学校における児童生徒の保健管理の効果的な取組を推進するうえで、新型インフルエンザや麻疹・風しん等の各種感染症や、ぜん息、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、これらに適切に対応するため学校保健の取組を推進する。また、平成28年12月に改正されたがん対策推進基本法に基づき、引き続き、学校における健康教育全体の中で、がん教育への取組を推進する。さらに、学校等における薬物乱用防止教育を充実させ、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。	・児童生徒の現代的な健康課題に対して、教師が正しく現状を把握し適切に対応を行うことができるよう、講習会や指導参考資料の作成、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行う。 ・これまで実施してきたモデル事業の成果と課題を踏まえた上で、その内容を全国に普及させるとともに、より効果的ながん教育が実施されるよう、指導方法の充実に取り組む。 ・児童生徒の健康課題を総合的に解説する啓発教材を作成し、全国の学校に配付する。 ・薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生向けの啓発教材の作成等を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会等を行う。	0	0											3,c4,5									非該当			
1119	文部科学 省	13		76		学校安全推進事業		昨今、学校内外における不審者による子供の安全を脅かす事件、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故や地震・風水害等の自然災害が発生するなど、学校における子供の安全の確保が喫緊の課題となっている。教職員の安全に関する資質・能力を向上させることにより、防犯対策、通学路における交通安全対策及び防災対策を推進するとともに、子供が自ら安全な行動をとれるようにするための安全教育を支援するなど、学校安全の取組を支援する。	① 教職員や児童生徒の防犯、交通安全及び防災に対する意識の向上等を目的とする学校安全教室の開催を推進するため、各教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施するとともに、応急手当に必要な技能として、心肺蘇生法(AEDの取扱いを含む。)の取組を講習会及び事件・事故発生時の初期対応等における教職員等の資質を高めるため、学校事故対応に関する講習会を実施する。 ② 児童の防犯、交通安全及び防災意識の向上等を図るため、児童向けパンフレットを作成・配布する。	0	0												5,a4,2									非該当		
1120	文部科学 省	13		77		学校給食・食育総合支 援事業		子供たちの食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、食に関する指導の充実が喫緊の課題となっているため、栄養教諭を中心に地域と連携した食育指導体制の充実を図ることにより、学校・家庭・地域が一体となった食育の推進を図る。	・学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承、会計事務に係る学校現場の負担軽減などの社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施する。 ・食を取り巻く環境が大きく変化する中、子供の日常生活の基盤である家庭においても食育を推進していく必要があることから、栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチ等、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進することで、家庭における食への理解を深める。 ・学校給食等を取り巻く様々な行政上の課題に関する調査研究を行う。	0	0												2,b,2,6								非該当			
1121	文部科学 省	13		78		災害共済給付事業		独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害児舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費等の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく学校災害に対する救済を行い、学校教育の円滑な実施を図ることを目的とする。	○災害共済給付補助 学校の管理下において、①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき、②学校の教育計画に基づく課外指導(部活動など)を受けているときの教育活動中の災害に対して、災害共済給付に要する経費の一部を補助 義務教育諸学校 (1/3) 高等学校、高等専門学校、幼稚園 (文部科学大臣の定める額) ○要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助 公立の義務教育諸学校の設置者が、児童又は生徒の保護者で、要保護者及び準要保護者からその共済掛金を徴収しない場合に、その一部を補助	0	0												8,6								非該当			
1122	文部科学 省	13		79		日本学校保健会補助		公益財団法人日本学校保健会が行う学校保健に関する普及指導事業、調査研究事業及び健康増進事業について、必要な経費の一部を補助し、もって学校保健の振興を図ることを目的とする。	・学校保健のセンターの機関として、学校保健の重要問題に関し、調査、研究、普及、指導、を行い、学校保健の向上に資するために必要な事業を行う。【補助率:定額】	0	0										1,b,4,6								非該当					
1123	文部科学 省	13		80		防災教育推進事業		児童生徒等が、特に自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」を育成したり、「安全で安心な社会づくり」に貢献する意識」を高めるための安全教育とともに、危険等発生時対処要領等の作成・検証や地域住民・保護者・関係機関との連携強化など学校の安全管理体制の充実・徹底を図る。	防災教育を中心とした安全教育の指導方法や教育手法の開発・普及、通学時を含めた学校における児童生徒等の安全管理体制の構築・普及、外部の専門家による指導・助言等を行うことにより、学校における安全教育・安全管理の充実を図る。	0	0										3,c4,2								非該当					
1124	文部科学 省	13		81		地域とともにある学校 づくりの推進		保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により社会総掛かりで教育再生を実行するため、協働による地域とともにある学校づくりや自律的・組織的な学校運営体制の構築を図る。	○「地域とともにある学校づくり」を推進するため、首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築や、学校運営協議会制度の発展・協働に関する調査研究を実施。 ○ 自律的・組織的な学校運営体制を構築するため、教育改革に結びつく学校評価システムの構築や、学校のマネジメント力強化、学校の業務改善、学校を支えるための教育委員会におけるサポートチームの構築に関する調査研究を実施。 ○ 文部科学省において、これらの取組を普及・推進するた	0	0												1,c,2,9	3,b,4							非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
1125	文部科学 省	13		82		地方教育行政推進事 業		学校教育法や地教法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携、協力による教育行政を行うため、教育委員会に対して、国や地方公共団体の教育施策の状況等について情報提供を進め、また、教育委員会に関する情報資料の収集、配付並びに教育行政の諸般の問題についての連絡及び指導を行う。	市(特別区を含む。)町村教育委員会の委員長、委員、教育長、事務局職員等を対象とした研究協議会の開催等を行うとともに、都道府県、指定都市(参加を希望する中核市)教育委員会の教職員管理主事等人事担当職員を対象として、学校管理運営、教職員の人事管理、公務員制度、公務員の労働関係等を中心とした講義及び、これらの諸問題についての演習・協議を行う教職員管理主事等研修講座等を実施する。また、国や地方公共団体の教育施策の状況等について情報提供するため、文部科学省で企画編集した「教育委員会月報」を毎月印刷製本し、都道府県教育委員会等に提供する。さらに、中学校夜間学級における学習指導、生徒指導上の課題とその解決策の実践を集約するとともに、中学校夜間学級未設置道県における設置に向けた課題の整理を支援する。加えて、我が国における少子化に対応した小・中学校教育の高度化の取組を加速させるため、①学校統合による魅力ある学校づくりのモデルや、②地理的な要因等により学校統合が困難な地域等において小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化させるための取組に係	0	0											5,a4,2	3,c4,5	8,1,4							非該当			
1126	文部科学 省	13		83		総合的な教師力向上の ための調査研究事業		教員の資質能力の向上を図るにあたっては、教育委員会と大学との連携が重要であるとされてきた。こうした背景を踏まえ、本事業は、教育委員会と大学の連携のもと、教員の養成・採用・研修における諸課題の解決等に資する先進事例を創出し、その成果を共有し全国への普及を図るとともに、得られた成果やデータを政策立案の基付けとして活用	平成28年度事業では、教育委員会19件、大学20件、民間団体(件委託契約を結び、それぞれ教育委員会や大学との相互の連携のもと、メンター制度)による研修等や教員等指標等の策定のためのモデルの確立、教職課程の質を継続的に保証できる仕組みの構築、モデルリーダー層及び管理職育成に関する研修の開発、外部の専門人材の活用な	0	0										5,a4,2								非該当					
1127	文部科学 省	13		84		大学における教員の現 職教育への支援		社会の急激な変化に伴い高度化・複雑化する教育課題について、教員として必要な最新の知識技能を身に付けるため、全国各地域で質の高い更新講習の円滑な受講環境を確保し、教員免許更新制の円滑な実施を目指す。	大学における教員の現職教育への支援を行うため、補助対象事業となる教員免許状更新講習を開設する大学等への補助(補助率:定額)を行うとともに、これまでの教員講習の成果と課題を踏まえつつ、今後の更なる教員の資質能力向上に資する講習の在り方について、調査研究事業を実施す	0	0									5,a4,2								非該当						
1128	文部科学 省	13		85		教員資格認定試験		広く一般社会から人材を求め、教員の確保を図るため、教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志す者に対して教員免許状を授与し、教職への道を開くことを目的としている。また、幼稚園教員資格認定試験については、保育所との連携を一層推進するために、保育士として一定の在職経験を有するものが幼稚園教諭免許状を取得する方策とし	本事業は、教員資格認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とその他のデータ管理等を実施する業務を、大学への委託等により実施するものである。 なお、教員資格認定試験は、教員免許状授与の特例として、実施される試験であり、合格者には都道府県への申請	0	0									8,6									非該当					
1129	文部科学 省	13		86		全国優秀教員顕彰事 業		教職員の意欲及び資質能力の向上を図るとともに今後の学校教育の改善に資するため、学校教育において教育実践等に特に顕著な成果を挙げた全国の中堅教職員及び教職員組織を文部科学大臣より表彰し、その功績を広く周知する。	本事業は、教員資格認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とその他のデータ管理等を実施する業務を、大学への委託等により実施するものである。 なお、教員資格認定試験は、教員免許状授与の特例として、実施される試験であり、合格者には都道府県への申請	0	0									3,c4,5									非該当					
1130	文部科学 省	13		87		公立学校共済組合普 及指導監査等		地方公務員等共済組合法第144条の27第4項に基づき、公立学校共済組合の業務及び財産の状況を的確に把握し、組合の事業遂行の適正を期し、もってその健全な運営に資することを目的とする。	公立学校共済組合本部、支部及び組合運営施設について、健全な運営が行われるよう、法令遵守状況、業務の執行状況、財産の状況などの監査を実施し、指導・助言を行う。	0	0									6,6									非該当					
1131	文部科学 省	13		88		義務教育費国庫負担 金及び標準法実施等		義務教育費国庫負担金及び公立学校の学級編制・教職員定数の適正な実施や今後の制度改正等に資すること。	義務教育費国庫負担金及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、今後の学級編制や教職員定数等の見直しのための検討会等を実施する。	0	0									6,6									非該当					
1132	文部科学 省	13		89		独立行政法人教職員 支援機構運営費交付 金に必要な経費		校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とし、教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき ①各地域で中核的な役割を担う校長・教頭等の総合的な学校経営力の育成 ②全国的な学校教育上の喫緊の課題に対する研修等の指導者の養成 など 各地域の中核リーダーを養成するため、総合的、一元的に研修を実施するものである。	1. 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修 教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき、下記の研修を実施 (1)各地域で中核となって活躍する管理職や中堅リーダーを育成する研修 (2)喫緊の重要課題に関する各地域における研修指導者を養成するための研修 (3)地方公共団体の共益的事业として委託等により例外的に実施する研修 2. 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助 (1)研修教材の作成・提供 (2)教員研修モデルカリキュラムの開発事業	0	0									5,a4,2											非該当			
1133	文部科学 省	13		90		独立行政法人教職員 支援機構施設整備に 必要な経費		独立行政法人教職員支援機構の施設の整備充実を通じ、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とし、教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修を総合的・一元的にかつ円滑に実施する。	独立行政法人教職員支援機構の用地は、教員研修センター(旧名称)発足当初、国より承継した部分及び独立行政法人都市再生機構が先行取得した土地の借地部分から構成されていた。本補助金により、この借地部分の購入を計画的に進めてきたが、平成26年度にすべての用地の取得が完了した。 機構が設置する施設については老朽化や機能向上のため	0	0									4,a4,2											非該当			
1134	文部科学 省	13		91		現職教員の新たな免許 状取得を促進する講習 等開発事業		現職教員が隣接校種の免許状をこれまでよりも容易に取得することができるような研修環境の充実を図るとともに、免許状認定講習及び研修又は更新講習の相互活用により新たな免許状取得の促進を目的とする。	大学等において現職教員の新たな免許状取得促進のために小・中学校免許状併有のための講習、更新講習との相互活用による講習、通信・放送・インターネット等を活用した講習及び新小・中学校教員等に関する講習の開発と実施を行う。 平成27年度は、有識者会議において、「教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)」や「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」等を踏まえた、小中一貫教育に適した学校施設の在り方や学校施設と他の公共施設との複合化の在り方について検討を行う。 また、地方公共団体等と連携し、地域等の関係者と合意形成を図りながら小中一貫教育に適した学校施設の具体的な計画の検討や、平成26年度に作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を踏まえたインフラ長寿命化のための個別施設計画策定の支援、実際の施設整備に向けた検討を通して老朽化した学校施設をより長く使い続けていたための手法を検証する実証事業を実施する。 これらの成果を全国の学校設置者に情報提供・普及啓発を図ることで、地域の実態を踏まえた計画的かつ効果的な学校施設整備を進める。	0	0									5,a4,2													非該当	
1135	文部科学 省	13		92		文教施設に関する整備 指針等の策定		安全・安心かつ機能的な学校施設等の整備を促進するため、社会情勢や地域の実情を踏まえた今後の学校施設の在り方に係る提言、手引き等を検討するための有識者会議や実証的研究を実施する。これらを踏まえ整備指針改訂や制度改正等を行うとともに、設置者に対して情報提供・普及啓発を図る。	既存施設の現状を詳細に調査した上で、学校設置者や建物所有者、建築専門家等で構成される対策協議会において、対策にかかる費用や期間、技術的課題、求められる施設の性能(断熱や吸音、意匠性)等を整理し、複数案を比較検討しつつ対策手法を決定する。 対策手法を決定した後、対策工事の具体的設計や施工を行い、技術的課題等について、検討経緯を含め詳細に報告してもらい、文部科学省において「事例集」としてとりまとめ、全国の学校設置者に対し普及啓発を図る。 特に危険性の高い屋内運動場等の天井を先行して実施し(平成25～27年度)、27年度からはその他の非構造部材も対象とする。	21,000	41,500	5	一般	-	14	4	○	-	-	-	-	1,b,1	3,c2,3									該当		
1136	文部科学 省	13		93		学校施設の天井等非 構造部材の耐震対策 先導的開発事業		平成23年3月の東日本大震災では、天井や外壁、窓等の非構造部材の落下等による被害が相次いだ。 非構造部材の耐震対策は、従来の構造体の耐震化とまったく異なる対応が必要であり、対策事例がほとんどないことから、委託事業により国が積極的に事例を収集し、迅速に情報提供・普及を行うことにより非構造部材の耐震対策を着実に推進することを目的とする。	津波対策、避難所としての防災機能強化等をテーマとした実証的検証を実施し、その成果をとりまとめるとともに、講習会を開催して普及・啓発を図る。 また、学校設置者が耐震化を進めるに当たったの施策的、技術的な問い合わせに対応するため有識者による相談窓口を設置し、情報提供機能の強化を図る。	24,950	0	5	一般	-	15	4	-	-	-	-	3,c2,1											該当		
1137	文部科学 省	13		94		文教施設の防災対策 の強化・推進		学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。このため、耐震化相談窓口による技術支援や講習会の開催による普及・啓発、実証的検証の実施等を通じ、学校設置者の防災に関する意識の向上及び知識の向上が継続的に図られることを目的	津波対策、避難所としての防災機能強化及び非構造部材の耐震対策等をテーマとした実証的検証を実施し、その成果をとりまとめるとともに、講習会を開催して普及・啓発を図る。 また、学校設置者が耐震化を進めるに当たったの施策的、技術的な問い合わせに対応するため有識者による相談窓口を設	0	0									3,c2,3											非該当			
1138	文部科学 省	13		94		文教施設の防災対策 の強化・推進		学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保や避難所機能の確保は極めて重要である。このため、耐震化相談窓口による技術支援や講習会の開催による普及・啓発、非構造部材の耐震対策を含めた実証的検証の実施等を通じ、学校設置者の防災に関する意識の向上及び知識の向上が継続的に図られることを目的	津波対策、避難所としての防災機能強化及び非構造部材の耐震対策等をテーマとした実証的検証を実施し、その成果をとりまとめるとともに、講習会を開催して普及・啓発を図る。 また、学校設置者が耐震化を進めるに当たったの施策的、技術的な問い合わせに対応するため有識者による相談窓口を設	0	21,026	5	一般	-	15	4	-	-	-	-	3,c2,1	3,c2,3									該当			

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
1162	文部科学 省	13		118		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費		特別支援教育に関する実務的、総合的な研究や特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等を行う独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)の施設の充実を通じ、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善を図ることにより、子供たち一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進に寄与する。	研究所の設置する研究所施設の整備充実を図り、研究所が行う研究所施設の整備に要する経費に対して補助を行う。 〔補助率・定額〕 中期計画における施設・設備に関する計画において、実施事業を定めており、業務の実施状況、施設・設備の老朽度合い等を勘案して施設整備が行われる。 平成25年度は、老朽化・塩害等により劣化した外灯や照明器具等の改修を行った。 平成27年度は、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備として、体育館壁面の養生マットの敷設、床フローリング材の改修等を行った。 平成28年度は、老朽化・塩害等により劣化した外壁の改修工事を実施する予定である。	44,691	39,935	1	一般	-	13	2	-	-	-	-	4,a1,2										該当		
1163	文部科学 省	13		119		義務教育費国庫負担金に必要な経費		義務教育の根幹(機会均等・水準確保・無償制)を国が責任を持って支えるため、義務教育費国庫負担制度に基づき、義務教育に必要な経費のうち最も重要な教職員給与費について国が3分の1を負担して、全国すべての学校に必要な教職員を確保する。	国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。(義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担の最高限度を定める政令) 国立大学法人等施設の整備に要する補助金等の予算案の準備及び補助金の交付に係る事務。 国立大学法人等施設整備に係る事業の選定にあたり、透明性・客観性を確保する観点から、外部有識者により国立大学法人等施設整備に関する検討会を開催。 国立大学法人等施設の整備に要する補助金の適正な執行を図るため、交付先の国立大学法人等において現地調査を実施。 国立大学法人等全体の中長期的な施設整備方針の策定に向け、平成26年2月から有識者により調査研究協力者会議において検討を開始(平成27年度に策定。28年度以降も国立大学法人等施設に関する課題について必要な検討を実施。)	0	0											5,a4,2										非該当	
1164	文部科学 省	13		120		国立大学法人等施設事務経費		国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の施設について、中長期的な整備方針を策定し、計画的・重点的な整備を進める。 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(28～32年度)においては、以下の①②③を基本的考え方として、施設整備を推進する。 ・安全・安心な教育研究環境の基盤の整備【安全・安心】① ・国立大学等の機能強化等変化への対応【機能強化】② ・サステイナブル・キャンパスの形成【サステイナブル】③	17,854	17,823	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	6,1	1,b,2,1	1,b,3,6										該当	
1165	文部科学 省	13		121		大学等施設の整備に係る基準等の策定等		国立の文教施設並びに国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人(以下「大学等」)における施設の整備や管理運営の在り方に係る基準や手引き等を検討するため、有識者会議や調査研究等を実施するとともに、大学等に対してその検討結果の普及に努めることで、大学等における施設の質の確保、施設整備事務の合理化・効率化、施設マネジメントの取組を推進する。	平成27年度は、文部科学省が定める技術的基準の改定を行うとともに、平成26年度に作成した指針(※1)や報告書(※2)の内容の理解を更に深め、各大学等における取組をより一層推進するため、指針や報告書の主旨を踏まえた事例集を作成し、大学等に周知した。 平成28年度は、指針や報告書の主旨を踏まえた事例集を作成し大学等に周知するとともに、説明会の開催により施設マネジメント及び質の確保について普及啓発を行う。 ※1「国立文教施設設計指針」：施設を設計する際の基本的な考え方や留意事項等を示した指針。H26.7改定。 ※2「大学経営に求められる施設戦略」：施設マネジメントの基本的な考え方や具体的な実施手法等を示した報告書。H27.3取りまとめ。	0	0											3,b,4									非該当		
1166	文部科学 省	13		122		国立大学法人等施設整備(文教施設費)		国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下、「国立大学法人等」という。)の施設について、中長期的な整備方針を策定し、計画的・重点的な整備を進める。 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(28～32年度)においては、以下の①②③を基本的考え方として、施設整備を推進する。 ・安全・安心な教育研究環境の基盤の整備【安全・安心】① ・国立大学等の機能強化等変化への対応【機能強化】② ・サステイナブル・キャンパスの形成【サステイナブル】③	国立大学法人等が行う施設整備事業に対し補助金を交付し、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援する(補助率・定額)。 ※うち大学共同利用機関法人分	1,315,758	1,339,387	5	一般	-	13	2	-	-	-	-	4,a12,2	4,a1,2										該当	
1167	文部科学 省	13		122		国立大学法人等施設整備(文教施設費)		国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下、「国立大学法人等」という。)の施設について、中長期的な整備方針を策定し、計画的・重点的な整備を進める。 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(28～32年度)においては、以下の①②③を基本的な考え方として、施設整備を推進する。 ・安全・安心な教育研究環境の基盤の整備【安全・安心】① ・国立大学等の機能強化等変化への対応【機能強化】② ・サステイナブル・キャンパスの形成【サステイナブル】③	国立大学法人等が行う施設整備事業に対し補助金を交付し、国立大学法人等施設の重点的・計画的整備を支援する(補助率・定額)。 ※うち国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構分	32,960,242	32,263,768	5	一般	-	15	2	-	-	-	-	4,a12,2	4,a1,2										該当	
1168	文部科学 省	13		124		高等教育改革の総合的な推進等		個別事業に直接関連につかない高等教育に関する政策の遂行を目的として、高等教育行政の今後の方向性等に関して企画・立案の為の検討材料を得るなど、主に政策・施策・事業立案段階において、必要となる行政事務を実施する。	高等教育行政の今後の方向性等に関して企画・立案の為の検討材料を得るなど、個々の事業に直接関連につかない以下の行政事務を実施し、その為の事務的経費を支出する。 ・特定の政策課題を専門的な見地から検討するために、外部有識者が参画する会議を開催 ・関係機関等への政策説明等の会議出席 ・その他、高等教育改革の総合的な推進等に資する一般行政事務	0	0																			非該当			
1169	文部科学 省	13		125		がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン		がんは、わが国の死因第一位の疾患であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっており、平成19年に施行された「がん対策基本法」において、手術療法、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医師その他の医療従事者の育成が求められていることから、がん医療に関する大学院教育を確立するなど教育体制の整備を図るとともに、がん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医師及びその他医療従事者を養成す	複数の大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を生かしながら相互に連携・補完して教育を活性化し、がん専門医療人養成のための拠点を構築する大学の優れた取組を支援する。 【補助率・定額補助】	1,453,692	0	4	一般	-	13	4	○	-	-	-	5,c12,1									該当			
1170	文部科学 省	13		126		未来医療研究人材養成拠点形成事業		我が国の成長分野と位置付けられている健康・医療関連産業の活性化や、国民に提供する医療水準の向上に資するため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学附属病院において、我が国の将来の医療をリードできる人材養成のための教育プログラムを構築し、医療関連分野のイノベーションの推進を担う人材、高齢化に伴う医療ニーズの変化に対応し得るリサーチマインドを持った優れた医師等を	大学・大学附属病院による以下の取組を支援する。【補助率・定額補助】 ○メディカル・イノベーション推進人材を養成するための教育プログラム・コースの構築及び学生等への教育 ○リサーチマインドを持った総合診療医等を養成するための教育プログラム・コースの構築及び学生等への教育	1,390,000	1,049,100	4	一般	-	13	4	○	-	-	-	5,c12,1										該当		
1171	文部科学 省	13		127		基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成		グローバル化した社会において活躍できる質をもった医師等を養成するため、国際基準に合致した診療参加型臨床実習のさらなる充実など、体系的な医学教育を行うとともに、その質を証明し、持続的な改善のための仕組みとして、分野別評価制度の確立に向けた取組を進める。また、基礎研究医の減少による国際競争力の低下が懸念される基礎研究分野において、基礎研究医の養成に向けた取組を推進することで、一層の活性化を進め、我が国の競争力強化を図る。	○医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成 ○医学士の研究マインドをシームレスに大学院につなげる教育プログラムなど、魅力ある基礎研究医養成プログラムを構築。 ○グローバル医学教育認証の確立とそれに対応した診療参加型臨床実習の充実 ・国際標準を満たし、我が国の医学・歯学教育の継続的な改善のため、医学教育認証の実施に向けた検討を行うとともに、それに対応した診療参加型臨床実習の充実を図る。	220,000	0	4	一般	-	15	4	○	-	-	-	5,c12,1										該当		
1172	文部科学 省	13		129		課題解決型高度医療人材養成プログラム		医療の高度化等に対応するため、優れた専門医療人材(医師、歯科医師、看護師、薬剤師等)を養成するとともに教育体制の充実を図ることで、社会から求められる多様な医療ニーズに対応できる優れた専門医療人材を養成、医療の安全確保や質の向上を図るための大学病院の体制強化や質の高い医療関連職種の養成・活用促進を目指す。	高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材の養成を推進する。 【補助率・定額補助】	880,000	750,000	4	一般	-	15	4	○	-	-	-	5,c12,1										該当		
1173	文部科学 省	13		130		大学改革研究委託事業		国を挙げて取り組むべき大学教育の改革課題に機動的に対応するため、専門的知見を持つ研究者を有する大学等に、(1)中教審等の審議に資する専門的な調査研究、(2)政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究、(3)その他実態把握等の調査研究を必要とする政策課題等を委託し、質の高い情報を効率的に収集する。その成果を今後の高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより、各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図ることを目的とする。	平成27年度の事業は大きく、(1)大学改革推進委託、(2)大学における公共獣医師教育推進委託に分かれる。いずれも、国公私立の大学(短期大学を含む)、独立行政法人、学協会、民間の調査研究機関等を対象に、調査研究テーマの実施計画を公募し、応募のあった実施計画について、外部の有識者・専門家等で構成される選定委員会により、実施の方策、事業計画、実施体制等の審査、一般競争又は企画競争(入れ)を行う調査、選定(入れ)を行った実施計画については、文部科学省と委託機関の長との間で委託契約を締結し、業務計画書に基づき事業を実施する。 【参考】H27実施テーマ： (1)教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究、 (2)大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査	0	0												1,b,2,6									非該当	

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考						
1174	文部科学 省	13		131		博士課程教育リーディ ングプログラム		優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産官学にわたリグ ローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外第一級 の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分 野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用す る質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院 教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の 形成を推進する。	○明確な人材育成像を設定し、博士課程前期・後期一貫し た世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築。 ○国内外の多様なセクターから第一級の教員・学生を結集 した密接な指導体制による独創的な教育研究を実施。 ○世界に先駆け解決すべき人類社会の課題に基づき、産・ 学・官がプログラムの企画段階から参画、国際性、実践性を 備えた研究訓練を行う教育プログラムを実施。 【定額補助】 ○国毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や 成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・ 実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラム により、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促 進。 ○平成23年度に「キャンパス・アジア中核拠点形成支援」と 「米国大学等との協働教育創成支援」を、平成24年度に 「ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」を、平成25年度 より「海外との戦略的高等教育連携支援（欧州・AIMS）」を、 平成26年度に「ロシア、インド等との大学間交流形成支援」 を、平成27年度に「中南米等との大学間交流形成支援」を 開始。	17,005,028	15,005,110	4	一般	-	13	4	○	-	-	-	5_c12_1											該当				
1175	文部科学 省	13		132		大学の世界展開力強化事業		我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を 伴った日本人学生の海外留学と外国人学生の受入を推進 する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援するこ とで、大学教育のグローバル展開力の強化を図る。	○国毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や 成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・ 実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラム により、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促 進。 ○平成23年度に「キャンパス・アジア中核拠点形成支援」と 「米国大学等との協働教育創成支援」を、平成24年度に 「ASEAN諸国等との大学間交流形成支援」を、平成25年度 より「海外との戦略的高等教育連携支援（欧州・AIMS）」を、 平成26年度に「ロシア、インド等との大学間交流形成支援」 を、平成27年度に「中南米等との大学間交流形成支援」を 開始。	0	0											5_a4_2										非該当				
1176	文部科学 省	13		133		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 運営費交付金に必要な経費		大学等の評価、学位授与、質保証連携及びこれらに関する 調査研究並びに国立大学等の施設費等の貸付・交付の業務 を通して、我が国の高等教育の質の向上を支援し、もって 我が国の高等教育の発展に寄与する。	○大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の 教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果に ついて、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表 すること。 ○国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部 科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置 若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設 費貸付事業）を行うこと。 ○国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところに より、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設 置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。 ○学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博 士）を授与すること。 ○大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関す る調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成 果の評価に関する調査研究を行うこと。 ○大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関す る情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報 の収集、整理及び提供を行うこと。 ○文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基 づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に 関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価 委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共 同利用機関に提供し、並びに公表すること。 ○国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の 償還及び当該承継債務に係る利子の支払を行うこと。（※） ○承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、独立 行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のう ち機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。（※） ○国立高等専門学校を救済し、これを運営すること。 ○学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する 相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。 ○機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行 う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研 究活動を行うこと。 ○公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の 機会を提供すること。	0	0															7_b_6									非該当	
1177	文部科学 省	13		134		独立行政法人国立高 等専門学校機構運営 費交付金に必要な経費		国立高等専門学校（全51校、平成27年4月1日現在）を設 置・運営することにより、職業に必要な実践的かつ専門的な 知識及び技術を有する創造的な人材を育成させるとともに、 我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図る。	○国立高等専門学校を救済し、これを運営すること。 ○学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する 相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。 ○機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行 う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研 究活動を行うこと。 ○公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の 機会を提供すること。	22,175,999	22,249,798	1	一般	-	15	3	-	-	○	-	7_a_1											該当				
1178	文部科学 省	13		136		国立大学法人船舶建 造費に必要な経費		国立大学法人が行う船舶の建造に要する経費に対して補助 を行い、もって大学の教育研究に対する国民の要請にこ たえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の 向上と均衡ある発展を図る。	国立大学法人の事業運営に資するため、海上における実 地の教育研究に必要な船舶の建造に係る経費を補助する ことにより、水産学、商船学など海上における実地の教育 研究が不可欠な分野の基盤の整備を図り、実践的な人材 養成及び高度な学術研究を推進する。老朽化が進行した船舶 は故障が頻発し、また、教育研究機器等の性能も旧来のも ので、安全な航海、円滑な教育研究に支障を来していること から、代船の建造を実施することにより、安全かつ円滑な教 育研究環境を確保する。（補助率・定額補助）	1,838,941	1,838,941	4	一般	-	15	2	-	-	-	-	4_a12_2											該当				
1179	文部科学 省	13		137		国立大学法人運営費 交付金に必要な経費		各国立大学法人は、我が国の学術研究と研究者等の人材 養成の中核的機関としての機能を担うほか、全国的に均 衡のとれた配置により、地域教育、文化、産業の基盤を 支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供して いる。 各国立大学法人が各々の中期目標・中期計画に定められ た教育研究活動等を継続的・安定的に実施するため、運営 に必要な経費を措置し、教育研究の充実と活性化を図る。	平成16年度の国立大学法人化以降、国立大学法人の教 育研究の特性に配慮するとともに、教育研究の活性化につ なげるため、全ての法人が安定的・継続的に運営を行うた めの基盤的な経費として「国立大学法人運営費交付金」を 措置。 平成28年度からの第3期中期目標期間の国立大学法人 運営費交付金においては、予算上、「3つの重点支援の枠 組み」を創設し、各法人から提出された財源を活用し、強 み・特色を踏まえた機能強化に積極的に取り組む法人に、 評価に基づき重点支援を行う再配分の仕組みを導入。（「国 立大学法人運営費交付金」「国立大学法人機能強化促進 大学、短期大学、高等専門学校同士が学長等のリーダー シップの下、以下の視点を踏まえ、地域や分野に応じて相 互に連携する取組を支援する。 ・使命の明確化：自らの強みを活かし、これからの社会に如 何なる人材を養成・輩出するか、使命を明確に示す。 ・教育改革：大学の垣根を超え、社会の多様な課題を解決 に導く学位課程を構築する。 ・社会との協働：学生を送り出す地域や分野に関わるステ ークホルダー（自治体、学協会等）と課題を共有、協働し、構 想から実行、評価までを実施する体制を構築する。 【定額補助】 大学等による以下の取組を支援する。【補助率：定額補助】 ＜取組①＞ 産学連携による課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育 の推進により、大学における情報技術人材の育成強化を目 指す。 （補足） ・平成24年度から平成28年度：大学院修士課程の学生を 主な育成対象として事業を実施。 ・平成28年度から平成32年度：学士課程の学生を主な育 成対象として事業を実施。 ・平成29年度から平成33年度：社会で活躍するIT技術者 等を主な対象として事業を実施。 ＜取組②＞ 産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、文系理系 を問わず様々な分野へ数理科学の応用展開を図り、それぞ れの応用分野で数理・情報的課題解決力を持ち、新しい価 値を創出する人材の育成を図る。 大学・学部を超えた連携・再編成など、国立大学改革 を促進させるためには、各大学の強み・特色を活かした機 能の再構築とそれを支えるガバナンス改革が求められる。 国立大学に対して、大学・学部の設置目的を明確化し、必 要な経費の補助を行う。 【補助率：定額補助】	811,058,434	812,919,839	4	一般	-	15	3	-	-	-	-	7_a_1														該当	
1180	文部科学 省	13		138		大学間連携共同教育 推進事業		国公立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間 が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証 システムの構築を行う優れた取組を選定し、重点的な財政 支援を行うことにより、教育の質の保証と向上、強みを活か した機能別分化を推進するため、地域や分野を超えてネット ワークを形成することにより、個性・特色を踏まえた人材を 育成することを目的とする。	大学・学部を超えた連携・再編成など、国立大学改革 を促進させるためには、各大学の強み・特色を活かした機 能の再構築とそれを支えるガバナンス改革が求められる。 国立大学に対して、大学・学部の設置目的を明確化し、必 要な経費の補助を行う。 【定額補助】	0	0											5_c4_2										非該当				
1181	文部科学 省	13		139		Society5.0に対応した高 度技術人材育成事業		サイバーセキュリティ、IoT、ビッグデータ、人工知能、組込み システムなど情報技術を高度に活用して、Society5.0に対応 した社会の具体的な課題を解決することのできる人材の育 成は、我が国の極めて重要な課題である。本事業では、産 学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、 Society5.0の実現に向けて人材不足が深刻化しているサイ バーセキュリティ人材やデータサイエンティストといった、大 学等における産業界のニーズに応じた人材の育成を目的と する。	大学等による以下の取組を支援する。【補助率：定額補助】 ＜取組①＞ 産学連携による課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育 の推進により、大学における情報技術人材の育成強化を目 指す。 （補足） ・平成24年度から平成28年度：大学院修士課程の学生を 主な育成対象として事業を実施。 ・平成28年度から平成32年度：学士課程の学生を主な育 成対象として事業を実施。 ・平成29年度から平成33年度：社会で活躍するIT技術者 等を主な対象として事業を実施。 ＜取組②＞ 産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、文系理系 を問わず様々な分野へ数理科学の応用展開を図り、それぞ れの応用分野で数理・情報的課題解決力を持ち、新しい価 値を創出する人材の育成を図る。 大学・学部を超えた連携・再編成など、国立大学改革 を促進させるためには、各大学の強み・特色を活かした機 能の再構築とそれを支えるガバナンス改革が求められる。 国立大学に対して、大学・学部の設置目的を明確化し、必 要な経費の補助を行う。 【補助率：定額補助】	652,206	862,857	4	一般	-	13	4	○	-	-	-	5_a12_1												該当			
1182	文部科学 省	13		140		国立大学改革強化推 進事業		我が国の高等教育、学術研究の水準の向上及び高度な 人材育成に資する、国立大学の改革強化、機能強化等を推 進するための取組に必要な経費を補助する。	大学・学部を超えた連携・再編成など、国立大学改革 を促進させるためには、各大学の強み・特色を活かした機 能の再構築とそれを支えるガバナンス改革が求められる。 国立大学に対して、大学・学部の設置目的を明確化し、必 要な経費の補助を行う。 【補助率：定額補助】	4,446,000	3,830,970	4	一般	-	15	3	○	-	-	-	5_b12_1										該当					
1183	文部科学 省	13		141		国立大学改革基盤強 化促進事業		各国立大学の機能強化に結実する改革構想の実現のた めに必要な教育研究環境整備に関して、基盤強化の観点 から重点支援を行う。	各国立大学の機能強化に結実する各大学の改革構想の 実現のため、学生の主体的な学びの確立や学修環境整備 による大学教育の質的転換に資する教育環境の整備や各 国立大学の強み・特色の強化に必要な教育研究環境整 備に必要な経費の補助を行う。 【補助率：定額補助】	1,482,000		0	4	一般	-	15	2	-	-	-	-	4_a12_2									該当					

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一・般・特 別)	復興特金 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBI対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1211	文部科学 省	13		170		イノベーション創出の総 合的推進		大学や公的研究機関等で生み出される優れた基礎研究 の成果をはじめとする革新的な研究開発成果をイノベ ーションにつなげていくため、イノベーション創出や研究成果の社会 還元に関する施策を総合的に推進するとともに、イノベ ーションに係る成果の国民への発信を行う。	オープンイノベーションの「場」としての大学の重要性がますます高まってきたことから、大学を核とした本格的な産 学連携に向けて、施策の企画立案のための情報収集、国 内・国外における産学連携活動の事例調査等を行う事業 である。具体的には、イノベーション創出の実現のためには 大学の研究経営力の強化が必要である。叫ばれる中、各 大学が人・モノ・金といった研究経営資源を効果的・効率的 にマネジメントするための在り方と、研究経営の一端を担う URAのキャリアパスの充実化、明確化について、調査・分析	48,972	48,972	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b_2_2												該当		
1212	文部科学 省	13		171		大学等シーズ・ニーズ 創出強化支援事業		世界と戦える大規模産学連携研究開発拠点であるセン ター・オブ・イノベーション(COI)拠点の研究プロジェクト戦 略等の策定・運営を統括し、COI拠点における戦略的研究開 発と非顕在シーズ・ニーズのマッチング等について一 体的に運営することにより、ビジネスにつながる新価値・市場 創造を継続的に生み出すシステムを構築する。	COI拠点に研究推進機構を設置し、COI拠点としての基本 戦略の策定、研究企画の立案、各研究課題の運営管理等、 構想段階から事業化に至るまでの拠点における活動全体 のマネジメントを行い、COI拠点における戦略的研究開発と 非顕在化シーズ・ニーズのマッチング等を高度コーディネ ート活動チームの活用も含め一体的に運営することにより、 拠点の活動を推進していく。(定額補助)。COI拠点における持 続的な拠点活動促進の一助とするため、若手研究者の連 携のあり方に関し調査委託する。(外部委託)。	38,054	38,054	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5_b1_1												該当		
1213	文部科学 省	13		172		研究交流促進事業の 推進		筑波研究学園都市に集積された研究機関や大学等への 情報交換の機会の提供をすると共にイノベーションエコシ テム構築の推進を図る。また、研究交流センターの共同利 用施設である国際会議場等の運営、筑波研究学園都市に おける研究者の研究環境の状況調査、共同研究などに従 事するために招へいされた外国人研究者が利用する宿泊 施設を確保するなど、研究環境を整備することで研究交流 の促進を図る。	筑波研究学園都市における研究交流の促進およびイノベ ーションエコシステムの構築を図るため、以下の業務を行う。 ・研究交流センターの共同利用施設(国際会議場等)の運 営、研究交流集会等の開催および設備の改修、点検、管 理、清掃業務 等 ・イノベーションシステム構築のための関係機関との連絡 調整やイベントの開催 等 外国人研究者宿泊施設の整備、運用に係る以下の業務を 行う。 ・宿泊施設の利用者の入退去・家賃等の管理、施設敷地 内の清掃、施設内外の巡回等の管理、経年劣化部分の改	52,846	52,846	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5_a1_1	4_a1_2												該当	
1214	文部科学 省	13		173		国立研究開発法人理 化学研究所運営費交 付金に必要な経費		我が国における最大規模かつ最高水準の自然科学全般 に関する総合的研究機関として、我が国や国際社会が抱え る重要な課題の達成を図り、イノベーションの実現や新た な価値の創出に向け、総合力を発揮しつつ邁進すると、世 界トップレベルの研究開発機関として、優れた研究環境や 先進的な研究システムの整備に努め、研究開発能力を強 化し、新たな分野を開き創出を目的とする。	我が国唯一の科学技術全般を総合的に行う研究機関とし て、物理学、化学、生物学、医科学等の幅広い研究分野を 対象に、国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な 研究開発、世界トップレベルの研究基盤の整備・共用、利用 研究及びパラダイム転換をもたらすような創造的・挑戦的な 先端融合研究等を実施するとともに、優秀な研究者等の育 成・輩出等を図る。	51,591,219	52,591,219	1	一般	-	13	3	-	-	-	-	7_a_2											該当			
1215	文部科学 省	13		175		産学官連携リスクマ ネジメントモデル事業		大学と社会との連携強化によって生じるリスクに対する実効 的なマネジメントを行うこととて、社会的価値の創造と大学 の成長を適切な形で実現し、大学に対する信頼をさらに高 め、社会の期待に応えるイノベーションを継続的に創出し ていくことが求められている。その為、我が国の大学における 産学官連携に関わるリスクマネジメント等を確立していくこ を目的とする。	事業目的の達成に向け、以下2つの取組を実施する 産学官連携リスクマネジメント推進事業 大学等において、リスクマネジメントの仕組みを整備・運用し 望ましいモデルを確立するとともに、事業実施機関のみな らず、全国の大学等の産学官連携リスクマネジメントを推進 するためのネットワークを形成すること等を行う。	109,931	119,931	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	-	5_b12_1											該当		
1216	文部科学 省	13		176		国立研究開発法人科 学技術振興機構運営 費交付金に必要な経費	未来社会創造事 業、戦略的創造 研究推 進事業、研究成 果展開事業、国 際科学技術共同 研究推進事業	科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機 関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するた めの研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出及びそ の基盤形成を推進することにより、科学技術の振興を図る。	①我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するた めの研究開発戦略を立案し、独創的なシーズの創出から研究 成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進すること により、科学技術イノベーションを創出する。 ②科学技術イノベーション創出のために必要な基盤(知識イ ンフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ)の形成を 戦略的に推進する。	79,832,056	80,844,344	1	一般	-	13	3	○	○	-	○	7_a_2											該当			
1217	文部科学 省	13		176		国立研究開発法人科 学技術振興機構運営 費交付金に必要な経費	次世代人材育成 事業等	科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機 関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するた めの研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出及びそ の基盤形成を推進することにより、科学技術の振興を図る。	①我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するた めの研究開発戦略を立案し、独創的なシーズの創出から研究 成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進すること により、科学技術イノベーションを創出する。 ②科学技術イノベーション創出のために必要な基盤(知識イ ンフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ)の形成を 戦略的に推進する。	21,056,317	21,024,362	1	一般	-	13	3	○	-	-	-	7_a_2											該当			
1218	文部科学 省	13		177		国立研究開発法人科 学技術振興機構施設 整備に必要な経費		科学技術振興機構(JST)が設置する施設の整備・充実を 図るために要する経費を補助することにより、科学技術基本 計画に定める事業等の着実な実施を図り、もって科学技術 の振興に資することを目的とする。	JSTに対して、以下の取組を実施するための経費を補助 する。[定額補助] ・科学技術振興機構の施設について老朽化等により性能を 維持できなくなったものの改修等を行う。	0	48,289	1	一般	-	13	3	-	-	-	-	4_a1_2										該当				
1219	文部科学 省	13	13	179		国際科学技術センター		国際的な知的公共財の創出や地球規模課題の解決に資する 科学技術協力を国際機関への拠出を通じて行い、我が国の 科学技術の戦略的推進を図ることを目的としている「国際 機関への拠出等」のうち、国際科学技術センター(ISTC)は 平成6年に日、米、EU等によって設立された国際機関であ り、旧ソ連諸国の大量破壊兵器等の技術及び専門的知 識を持つ科学者等に平和活動に従事する機会を与えるこ と、同諸国の市場経済移行を促進すること、また、同諸国 のみならず地球規模問題の解決に寄与することを目的とす る。	日、米、EU等により設立された国際科学技術センター(IST C)において実施される地球規模問題研究の実施に必要な 経費を拠出するもの。拠出された経費の中には、各国政府 が支援するプロジェクト(レギュラープロジェクト)の実施や ワークショップを実施するための経費等が含まれている。また、 我が国の民間企業や政府関係機関が、CIS諸国及び ジョージアと共同研究を行えるパートナープロジェクトの推 進に係る経費が含まれる。パートナープロジェクトにより、我 国の民間企業や政府関係機関はCIS諸国及びジョージ アにおいて、必要な物品の輸入手続きの支援や、税制面の	81,588	74,789	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	6_1	1_a_1											該当		
1220	文部科学 省	13		180		OECDが実施する地球 規模課題の解決に向けた 取組への拠出		国際的な知的公共財の創出や地球規模課題の解決に資する 科学技術協力を国際機関への拠出を通じて行い、我が国の 科学技術の戦略的推進を図る「国際機関への拠出等」の うち、「OECDが実施する地球規模課題の解決に向けた取組 への拠出」は、地球規模課題の解決に向けた科学技術面 の取組を実施することを目的とする。	国際的な協議・協力によって解決を図ることが求められる地球 規模課題に対し、科学技術面から対応するために、OECD が実施する事業の推進に必要な経費を拠出。OECDで は、我が国からの拠出金等により、地球規模課題の科学技 術面からの解決に向けて、先進国と途上国の科学技術協 力のあり方について調査分析を実施しており、本事業では OECDと協力しながら各国が実施する地球規模課題の解決 に向けた施策を比較し、我が国が実施する国際共同研究を 戦略的に行うための調査、情報交換、情報分析を実施。 ※なお2013年10月には、我が国がホストし、東京において ヨーロッパ以外では初めてとなるOECD/GSFの定期会合が 開催された。	26,903	23,958	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b_2_1												該当		
1221	文部科学 省	13		181		OECD／GSF分担金		「OECD／GSF分担金」は、経済協力開発機構(OECD)／ グローバル・サイエンス・フォーラム(GSF)において、各国が 主導して行う様々なプロジェクト活動に参画・寄与すること により、各プロジェクトに関する国際的な動向を集め、我が国 における政策立案に役立てていくことを目的とする。	特定の科学分野における新しい国際協力機会の模索や、 国内及び域内の重要な科学政策決定に活用可能な国際的 な枠組の構築、地球規模の問題に対する科学的側面からの 検討など、OECD/GSFの活動を推進するための経費を 分担する。GSFによって推進されているプロジェクトの一例と して、我が国が主導して行っている「政策立案のための科学的 助言・実行における政策立案者と科学者の役割と責任」 プロジェクトが挙げられる。本プロジェクトでは、科学者と政 策決定者のより良い関係の形成を旨とし、科学的助言のあり 方等についての検討を行っており、世界各国の研究者が	12,759	10,588	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5_d1_1												該当		
1222	文部科学 省	13		182		科学技術国際活動の 推進		研究者の科学技術国際活動の状況について調査し、研究 者の国際交流を推進するとともに、戦略的な国際共同研究 や政府間会合等を通じて、各国との持続的な関係構築を促 進するための基礎的な情報として活用されることを目的とす	我が国の国公私立大学・独立行政法人等の研究者の派 遣・受入数を国別・期間別といった観点から調査し、諸外国 との年間の研究交流状況等を分析する。	5,000	5,000	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b_2_1										該当				
1223	文部科学 省	13		183		科学技術国際活動の 推進事務費		政府間会合等を通じ、科学技術外交の戦略的推進による重 層的な協力関係の構築に貢献する。	科学技術協力協定に基づく合同委員会や国際機関での会 合等における二国間、他国間での意見交換や発表、専門的 な議論を行うための専門家の派遣・招へいを行う。	160,707	159,464	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5_a1_1									該当					
1224	文部科学 省	13		184		頭脳循環を加速する戦 略的国際研究ネット ワーク推進事業 (頭脳循環を加速する 若手研究者戦略的海外 派遣事業)		国際的な頭脳循環を促進することで、我が国の大学等の研究 機関が世界のトップクラスの研究機関とネットワークを形成 し、国際研究ネットワークの強化を図る。	高いポテンシャルを有する我が国の研究グループが特定の 研究領域で国際研究ネットワークを戦略的に形成するた め、大学等研究機関の国際戦略に基づき、研究者を海外の トップクラスの研究機関へ長期間派遣するとともに、相手の 研究機関からも研究者を長期間受け入れることにより、海外 のトップクラスの研究機関と特定の研究領域で強固な ネットワークを構築する大学等研究機関の取組を支援す	1,607,887	1,124,298	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5_a1_1	5_a12_1									該当				
1225	文部科学 省	13		185		独立行政法人日本学 術振興会運営費交付 金に必要な経費		科学技術基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究 者の活動を安定的・継続的に支援することにより、学術の 振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関 (ファンディングエージェンシー)として、その責務を果たす。	①学術研究に関する必要助成、②若手研究者の養成・確保 ③学術に関する国際交流の促進、④学術の発展に用いる 研究の実施、⑤学術の社会的連携・協力の推進、⑥国の 助成事業に関する審査・評価、⑦学術の振興に関する調査 及び研究等により、資金配分機関(ファンディングエージェ ンシー)として、大学等の研究者の自由な発想に基づく人文・ 社会科学から自然科学までのあらゆる分野の研究を総合	26,708,591	26,711,905	1	一般	-	13	3	-	-	○	-	7_a_2											該当			

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一、特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	分類9	科技該 当・非該 当	備考				
1226	文部科学 省	13		186		研究開発管理システム 運営		e-Radの維持運用を行うこと。 e-Radの利便性向上や事業制度改正に伴うシステム改修 を行うこと。	研究開発管理システム(以下「e-Rad」)は、研究開発管理 に係る一連のプロセス(応募受付―審査―採択―採択課題 管理―成果報告等)をオンライン化し、関係9府省(内閣府、 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業 省、国土交通省、環境省、防衛省)の競争的資金及びプロ ジェクト研究の課題情報等を登録・情報共有することによ り、研究者の利便性向上及び配分機関相互の円滑な情報 共有を図り、研究開発管理業務の業務効率化を実現してい る。 本事業は、e-Radの機器貸賃借、維持運用に必要な作業 並びに利便性向上や事業制度改正に伴うシステム改修を 主として行うものである。(機器貸賃借については、5年度間の 国庫債務負担行為により措置するとともに、その他の維	471,317	642,692	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	4,b1,2	4,b1,3											該当		
1227	文部科学 省	13		187		研究及び開発の向上に 関する評価環境の戦略 的構築		研究開発の評価については、これまで「国の研究開発評価 に関する大綱の指針」及び「文部科学省における研究及び 開発に関する評価指針」を踏まえた評価を行ってきた。第4 期科学技術基本計画においては、実効性のある科学技術 イノベーション政策の推進、科学技術の成果の社会への還元 の一層の促進が求められており、研究開発の質を高める 上で、研究開発評価の重要性が益々高まっている。本事業 においては、研究開発評価システムの一層の改善と充実を 図るため、研究開発システムの在り方について幅広く検討 を行うこと、評価に関する専門的知見や経験を有する人材 の育成を行うなど、研究開発評価システムを改善及び充実	研究及び開発の特性に応じた評価方法、評価環境の構築 のための調査・分析を実施するとともに、「文部科学省にお ける研究及び開発に関する評価指針」の普及、研究開発機 関等における研究開発評価の実施状況の把握や課題抽出 のための意見交換を実施し、これらの結果をもとに実例集 や報告書を作成・配布する。また、文部科学省、研究開発法 人及び大学等の職員や研究者を対象に、国内外の有識者 による研究開発評価に関する研修及び国内外における研 究開発評価事例等の情報を共有するための研究開発評価 事例研究会を実施する。	24,891	23,822	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1,b,3,3													該当	
1228	文部科学 省	13		188		政策の企画立案等に必 要な国内外の動向調査・分析等		我が国の科学技術・学術政策の企画立案等に必要な国内 外の科学技術・学術政策動向の調査・分析等を行う。	我が国の科学技術・学術に関する政策の企画立案等に必要 な調査・分析等のため、以下の取組を実施する。 ・海外の科学技術・学術に関連する政策動向等の情報の入手・分析等 ・政策の企画・立案・推進等に貢献するため、文部科学省にお ける科学技術イノベーション政策に係る所掌事務のうち、 分野横断的かつ重要性・有用性の高い課題を選定し、機動的 に調査 ・OECD科学技術政策委員会の下に設けられている科学技術 指標専門家作業部会(NEST)による科学技術指標の国際 基準の制定等の活動に対して任意拠出金により支援し、科 学技術指標の国際的基準を定めるイニシアチブをとり、国	48,030	60,553	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1,b,2,1													該当	
1229	文部科学 省	13		189		科学技術イノベーション 政策における政策のた めの科学の推進		客観的根拠(エビデンス)に基づいた合理的なプロセスによる 科学技術イノベーション政策の形成の実現を目指し、科 学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に 関する体制、基盤の整備、研究の推進、人材の育成を行 う。	①事業全体の方向性等について議論し、文部科学省に對し て助言するアドバイザー委員会を文部科学省に設置する 等の「政策のための科学」推進体制の整備。 ②科学技術イノベーション政策形成及び調査・分析・研究 に活用するデータ等を体系的かつ継続的に蓄積していくた めのデータ・情報基盤の構築。	131,178	123,178	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	8,1,1	4,c,1,7											該当		
1230	文部科学 省	13				科学技術イノベーション 政策における政策のた めの科学の推進		客観的根拠(エビデンス)に基づいた合理的なプロセスによる 科学技術イノベーション政策の形成の実現を目指し、科 学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に 関する体制、基盤の整備、研究の推進、人材の育成を行 う。	③大学院を中核とした国際的水準の基盤的研究・人材育成 拠点の構築を通じた研究・人材育成の推進。(定額補助) ④経済的・社会的影響分析を盛り込んだ選択可能な政策オ プションの立案等を通じた政策形成実践の推進。	497,095	474,000	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	5,c,1,1	1,b,2,1										該当			
1231	文部科学 省	13		190		社会システム改革と研究 開発の一体的推進 事業		科学技術イノベーションを推進するため、地域や利用者の ニーズを踏まえた研究開発とその成果の実利用、普及段階 で隘路となる社会システムの転換とを一体的に推進する。	○総合科学技術会議(当時)により策定された基本方針、実 施方針に沿って、各省連携の枠組みを活用しつつ、研究開 発成果の社会実装を推進するとともに、社会システムの転 換を一体的に推進するもの ○平成22年度までは科学技術振興調整費、平成23～24年 度は科学技術戦略推進費で実施していた継続プロジェクト を、平成24年度度行政刷新レビュー公開コメントの結果等 を踏まえ、平成25年度より、文部科学省所管の目定事業として 実施している ○事業全体を統括するプログラム・ディレクター(PD)に加 え、当該分野の専門家をプログラム・オフィサー(PO)として 選任し、実施計画の調整、助言等、プログラムのマネジメ ントを適切に実施 ○プロジェクトの実施機関のうち、各省庁所管の国立試験	99,375	0	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	○	1,a,1	2,a,1												該当	
1232	文部科学 省	13		191		イノベーション創出のメ カニズムに係る基盤的 研究		我が国の持続的発展に資する成長の源泉となるイノベ ーションに着目し、その実現の基礎となる理論を構築すると ともに、その創出メカニズムを明らかにするため、イノベ ーション活動の動態的、構造的な調査研究、分析を行う。また、以 上の成果を発信、提供することで、行政当局等における議 論並びに政策の企画立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等 を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、 成果の普及を図る。具体的な調査研究は以下のとおり。 1) ナショナルイノベーションシステムとその要素に係る理 論的研究 2) 産学官連携と地域イノベーションに関する調査研究 3) 民間企業の研究活動に関する調査研究	27,428	27,508	2	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1,c,3,1													該当	
1233	文部科学 省	13		192		科学技術システムの現 状と課題に係る基盤的 調査研究		科学技術人材をはじめ我が国の科学技術振興のための体 制・システム等について、国際比較も行いつつ現状と課題を 浮き彫りにし、科学技術政策をとりまき諸問題の解決に寄 与する基盤的・基盤的な調査研究、分析を行う。また、以上の 成果を発信、提供することで、行政当局における議論並び に政策の企画立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等 を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、 成果の普及を図る。具体的な調査研究等は以下のとおり。 1) 科学技術人材に関する調査研究 2) 科学技術と社会の関係に関する調査研究 3) 科学技術・学術政策基礎調査 4) 科学技術指標 5) 国際連携・協力のための会合開催	131,657	119,629	2	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1,c,3,1													該当	
1234	文部科学 省	13		193		科学技術イノベーション 政策の科学の推進に資 する基盤的調査研究		我が国の科学技術イノベーション政策における「政策のた めの科学」の推進に貢献するため、その基盤となる客観的 根拠を提示するために必要な調査研究を実施する。また、行 政当局のニーズに対応して、政策の企画・立案等のために不 可欠となるデータを整備、分析、提供することで、行政当 局における議論並びに政策の企画・立案へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等 を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、 成果の普及を図る。具体的な調査研究は以下のとおり。 1) 我が国のイノベーションの状況に係る調査研究	42,947	62,695	2	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1,c,3,1													該当	
1235	文部科学 省	13		194		社会的課題対応型科 学技術に係る調査研究		当研究所と幅広い分野の専門家がネットワークを構築し、 意見集約、情報共有等を効果的・効率的に行うとともに、我 が国の多様な社会的課題 に対応する科学技術の動向に関 する調査、分析を実施する。また、以上の成果を発信、提 供することで、行政当局における議論並びに政策の企画立案 へ貢献する。	当研究所の研究者が科学技術政策に関する調査研究等 を実施し、行政当局の関係部署等に報告書を提供するなど、 成果の普及を図る。具体的な調査研究等は以下のとおり。 1) 社会的課題に対応した先端領域等の動向に関する調査 研究 2) 科学技術動向の調査手法に関する研究 3) 科学技術専門家ネットワークの運用・高度化 文部科学省及び所管独法から競争的資金等の配分を受け る研究機関に対し、機関における研究費の管理・監査体 制の報告書の提出を求めるとともに、現地調査等も行った 上で、体制整備状況を分析結果報告書として取りまとめ、研 修会により周知する。また、機関における管理・監査体制 の整備状況の確認においては、調査結果を公表し、体制整備 に不備があった機関に対して、改善に向けた指導を行う 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライ ン(実施基準)」のフォローアップに係る指導・助言を得るた め、有識者会議を開催する。	39,558	36,852	2	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1,c,3,1													該当	
1236	文部科学 省	13		195		競争的資金調整経費		大学等の研究機関で管理されている競争的資金等研究 費の不正使用を防止するため、研究機関における研究費の 管理・監査体制の構築を促進する。	大学等の研究機関で管理されている競争的資金等研究 費の不正使用を防止するため、研究機関における研究費の 管理・監査体制の構築を促進する。	8,185	8,185	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	5,c,1,1										該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1237	文部科学 省	13		196		科学技術に関する人材 の養成・活躍促進及び 理解増進		若手研究者等が能力を発揮できる自立的な研究環境の 整備等を支援するとともに、女性研究者の活躍を促進する ための環境の整備等、理数分野において優れた素質を持 つ児童生徒を発掘して、その能力を伸ばすための取組を推 進する。また、科学技術の社会的信頼を得るために、広く 国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会 の拡充を図る。	【科学技術人材育成費補助金】 ○ 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築：複数の 大学・研究機関等で“コンソーシアム”を形成し、企業等とも 連携して、若手研究者及び研究支援人材の流動性を高め つつ、安定的な雇用を確保することで、キャリアアップを図る とともに、キャリアパスの多様化を進める仕組みを構築する 大学を支援する。【定額補助】 ○ ポストドクター・キャリア開発事業：ポストドクター等を 対象に、企業等における長期インターンシップの機会の提 供等、多様なキャリアパスを整備するための組織的な支援 体制を構築する大学等を支援する。【定額補助】 ○ ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ：研究と 出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上を 一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に 関する企画・計画・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に 実施する大学等を選定し、支援する。【定額補助】 ○ グローバルアントレプレナー育成促進事業：起業に 挑戦する人材や産業界でイノベーションを起こす人材の育 成プログラムを開発・実施する大学等を支援する。【定額補 助】 ○ リスクコミュニケーションのモデル形成事業：「学協会 型」により、専門家集団として責任ある情報発信等のリス クコミュニケーションを行う取組を支援し、「機関型」により、大 学や研究機関がリスクコミュニケーションの活動を通して活 動に携わる人材のリスクコミュニケーションの基礎的能力を 育成する取組を支援し、モデル化する。【定額補助】 【研究支援体制整備事業費補助金】 ○ リサーチ・アドミニストレーター(※)を育成・確保するシ ステムの整備：リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保 する全学的なシステムを構築するとともに、専門性の高い機 能・スキルを有する人材を育成する。【定額補助】 ○ テニュアトラック制を実施する大学等を支援する。具体的 には、各機関に制度実施のための支援を行うとともに、テニ ュアトラック制により採用された研究者に対して2年間のス タートアップのための研究費支援を行う。【定額補助】 ・補助対象となる機関については、公募により募集し、外部 有識者の審査により選定する。 提案に当たっては、中間時(3年目)及び終了時(5年目)に 目指す具体的な成果の目標(可能な限り定量的な目標を記 述したもの)を作成する。課題開始後3年目に中間評価を行 い、その結果に応じて、計画の変更、課題の中止等の見直 しを実施するとともに、課題終了後に事後評価を行う。	4,008,825	2,971,457	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	5,a12,1	5,c1,2													該当
1238	文部科学 省	13		197		テニュアトラック普及・ 定着事業		・我が国の成長を牽引する柱として掲げられている科学技 術イノベーションを担う人材として、創造性豊かな若手研究 者を育成・確保していくことが重要である。 ・本事業により、若手研究者が自らの発想に基づき、自立し て研究し、活躍できる環境を整備していく制度としてのテ ニュアトラック制の導入を促進する。	・テニュアトラック制を実施する大学等を支援する。具体的 には、各機関に制度実施のための支援を行うとともに、テニ ュアトラック制により採用された研究者に対して2年間のス タートアップのための研究費支援を行う。【定額補助】 ・補助対象となる機関については、公募により募集し、外部 有識者の審査により選定する。 提案に当たっては、中間時(3年目)及び終了時(5年目)に 目指す具体的な成果の目標(可能な限り定量的な目標を記 述したもの)を作成する。課題開始後3年目に中間評価を行 い、その結果に応じて、計画の変更、課題の中止等の見直 しを実施するとともに、課題終了後に事後評価を行う。	1,225,186	567,035	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	5,c1,2												該当		
1239	文部科学 省	13		198		スーパーサイエンスハ イスchoolにかかる事 務費		文部科学省は、将来の国際的な科学技術関係人材を育成 するため、先進的な科学技術・理数教育を実施する高等学 校等を「スーパーサイエンスハイスchool(SSH)」として指定 している。本事務費により、優れた素質を持つ生徒等の発 掘・能力伸長や学習指導要領によらないカリキュラムの開 発・実践、課題研究の推進等を支援する事業の円滑かつ効 果的な実施に必要な検討等を行う。	文部科学省においてスーパーサイエンスハイスchoolの指 定・企画評価会議の開催、中間評価の実施等を行う。	3,011	4,861	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5,a3,1									該当					
1240	文部科学 省	13		199		理科教育等設備整備 費補助等		科学的な思考力・判断力・表現力の育成のためには、理科 教育における観察・実験の充実が不可欠であり、そのため に観察・実験にかかる理科設備の充実、観察・実験の指導 に注力できる環境の整備等を目的とする。	○理科教育振興法に基づいて、公・私立学校の設置者に対 して、理科設備、算数・数学設備を整備するために必要な経 費の一部を補助する。 ○公・私立学校の設置者に対して、小学校、中学校におけ る理科の観察・実験に使用する設備の整備・調整等を行う 補助員として、観察実験アシスタントを配置するために必要 な経費の一部を補助する。	2,033,708	1,990,873	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5,a3,1										該当				
1241	文部科学 省	13		200		科学技術分野の文部 科学大臣表彰		科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な 成果を収めた者について、その功績を讃えることにより、科 学技術に携わる者の意欲の向上を図り、我が国の科学技 術水準の向上に寄与することを目的とする。	科学技術分野の文部科学大臣表彰についての審査・選考 を行い、表彰を行う。 ・科学技術特別賞 ・科学技術員(開発部門、研究部門、科学技術振興部門、技 術部門、理解増進部門) ・若手科学者賞 ・創意工夫成功者賞 ・創意工夫成功者学校賞	24,669	24,669	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	3,b,1,7										該当				
1242	文部科学 省	13		201		世界トップレベル研究 拠点プログラム		近年、優れた頭脳の獲得競争が世界的に激化している中 で、我が国が科学技術の力で世界をリードしていくために は、優秀な人材の世界的な循環の「環」の中に位置付けら れ、内外の研究人材が自然に蓄積されるような研究機関を 我が国にも作っていくことが必要である。 本事業において、世界的な著名研究者を拠点長として責 任者に位置付け、その下に高いレベルの研究者が結集す る。優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界トップレベ ルの研究拠点を構築することを目指す。	本プログラムは、大学等を対象とし、高いレベルの研究者を 中核とした拠点形成を目指す構想に集約的な支援を行う。 研究対象は、基礎研究分野(基礎から応用への展開を目指 す分野を含む。)で、複数の分野にまたがる融合領域とす る。5年ごとの評価を終えた上で、1拠点当たり年間13～14億 円程度(平成24、29年度採択拠点については年間最大7億 円程度)の支援を10年間(特に優れた拠点については15年 間)行う。本プログラムは研究費を提供するプログラムでは なく、拠点形成のための基盤的経費を支援するものであり、 各拠点のホスト機関には、国の施策等が時限性により終了 したあとも、自主的なリソース確保等により同程度の規模の 措置が継続できるよう必要な支援を行うことを求めている。 更に、平成29年度からは、本プログラムの新たな展開として 成果の横展開に係る取組を新たに開始した。本補助金は	9,440,858	6,001,035	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5,b1,2												該当		
1243	文部科学 省	13		202		学術研究機関調査支 援事業		大学共同利用機関法人、国立大学法人の附属研究所及び 研究施設等の活動状況を調査し、今後の施策へ反映させ る。また、動物実験施設や機器分析センター等の大学等に おける学術研究支援組織に対し、学術政策の動向や遵守 すべき規則等についての周知・啓発を行うことで、我が国の 学術研究の水準の向上を図る。	大学共同利用機関法人、国立大学法人の附属研究所及 び研究施設等へ職員等を派遣し、今後の施策へ反映させ る。また、動物実験施設や機器分析センター等の大学等に おける学術研究支援組織の代表者が参加する会議等へ 職員等を派遣し、学術政策等の情報発信を行う。	4,212	4,212	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1,b,2,1									該当					
1244	文部科学 省	13		203		科学官の運営等		我が国の学術研究の振興のために施策を研究現場の実 態に即したものとするため、専門的知見を有する大学等の 研究者を科学官及び学術調査官(非常勤の国家公務員)と して採用し、必要に応じて適切な助言、指導を受ける。	科学官は、学術に関する重要事項の企画及び立案に参画 する。 学術調査官は、学術に関する事項についての調査、指導 及び助言に当たるほか、特に科学研究費助成事業につい ては、研究経験のある専門的知識を持った者として、文部 科学省が所管する研究種目の審査・評価の運営等を行う。 本事業は、科学官および学術調査官が上記職務にあたっ た際の給与および旅費を支給するものである。	32,323	32,323	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	6,1										該当				
1245	文部科学 省	13		204		科学研究情報発信基 盤の強化		科学技術・学術情報(以下「科学研究情報」という。)の円滑 かつ効率的な発信・流通を図るため、科学研究情報発信基 盤の現状を明らかにし、文部科学省における施策の企画立 案や各大学における提案等に供することにより、科学研究 情報発信基盤の強化を促進する。	科学研究情報発信基盤の強化に資するため、有識者の参 画を得て、大学等の教育研究活動を支える重要な基盤で ある科学研究情報発信基盤の整備改善の在り方を検討す るとともに、当該検討の基礎としても活用される科学研究 情報発信基盤の委託を実施する。	9,685	9,685	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1,b,3,1	1,b,4,1								該当					
1246	文部科学 省	13		205		科学研究費助成事業		科学研究費助成事業(以下「科研費」という。))は、人文学・ 社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から 応用までのあらゆる「学術研究(研究者の自由な発想に基 づく研究)を対象とする唯一の競争的資金であり、人類共通 の知的資産を創出するとともに、厚厚な知的蓄積の形成に 資する。	科研費は、大学等の研究者に広く公募を行っており、応 募された研究課題については、延べ6,000人以上の研究 者による専門分野毎のピアレビュー(専門分野の近い複数 の研究者による審査)を行い、研究者に研究費を支給して いる(ピアレビューによる審査結果を踏まえて査定の上必要 な額を全額補助)。なお、科研費においては、研究者の能力 や研究の深まりに応じた応募が可能となるよう、研究期間 や規模により様々な応募区分(研究種目)を設定している。 また、平成23年度から複数年度研究費の改革(基金化)に より、一部の研究種目で単年度の補助金制度に比べ、年度 の区分にとられない研究費の使用など柔軟な使用を可能 とす。	227,329,932	228,389,932	1	一般	-	13	4	○	○	○	-	1,a,1											該当			
1247	文部科学 省	13		206		特色ある共同研究拠 点の整備の推進事業		従来にない特色ある研究分野において、優れた学術資 料、研究設備等を有する潜在的研究力の高い公私立大学 の研究所有の研究資源を、大学の枠を超えて研究者の共 同利用・共同研究に活用率の向上と異分野融合による新た な学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を目 指す。	文部科学大臣の認定を受けた公私立大学の共同利用・共 同研究拠点を対象に拠点としての研究環境の整備に係るス タートアップのための支援を行う。事業の実施に当たって は、拠点の認定を受けた大学を対象に公募を行い、外部有 識者委員会において審査を実施して採択拠点を決定してい る。	294,227	294,227	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	4,a1,3									該当					
1248	文部科学 省	13		207		研究大学強化促進事 業		我が国の大学等が、研究マネジメント人材(リサーチ・アド ミニストレーターを含む)群の確保や集中的な研究環境改革 等の研究力強化の取組を実施するために必要な補助を行 うことにより、世界水準の優れた研究活動を行う大学群を 増強することを目的とする。	本事業は、近時の学術政策、大学政策及び科学技術政策 の一体的改革の方向性を踏まえ、大学等が自らの研究活 動の強み・弱みや課題等の状況分析に基づき、策定した研 究力強化方針及びその取組を支援する補助事業(定額補 助)である。 今後、事業の進捗状況のフォローアップを通じて、各大 学の大学改革と研究環境改革の一体的な推進を加速する とともに平成29年度は中間評価を実施し、取組の評価を 通	5,589,067	5,558,294	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	5,b12,1										該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考							
1249	文部科学 省	13		208		日本学士院会員年金 の支給等に必要な経費		日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関として、学術の発達に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする(日本学士院法第1条)。	(日本学士院法第8条関係) ・学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対して、恩賜賞及び日本学士院賞並びに日本学士院エッジンバラ公賞を授賞する。 ・会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行を行う ・学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするものを行う。 (日本学士院法第9条関係) ・日本学士院会員に対して年金を支給する。	437,997	445,943	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	6.5,7	6,1									該当						
1250	文部科学 省	13		209		大学が保管するアイヌ 遺骨の返還に向けた手 続等に関する調査研究		大学が保管しているアイヌ遺骨の返還に向けた手続等について、調査研究や有識者による検討会により当該手続等の在り方の検討を行い、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」に基づく返還を促進することで、アイヌの方々や学術に対する信頼を再構築し、もって我が国における学術研究の基盤の適正化を図る。	大学が保管しているアイヌ遺骨の返還に向けた手続等について、海外における遺骨返還の実態に関する調査を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、検討を行う。具体的には、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」に基づく返還に向けた手続に係る詳細やDNA鑑定等による個人・個体の特定の可能性や実効性等、大学との協力体制の在り方などの事項について検討を行い、検討結果を踏まえ、関係大学の体制整備を推進す	9,204	9,204	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b,1										該当						
1251	文部科学 省	13		210		先端研究基盤共用促進 事業		競争的研究費改革と連携し、研究組織のマネジメントと一体となった研究設備・機器の整備・運営の早期確立により、研究開発と共用の好循環を実現する新たな共用システムの導入を加速するとともに、産学官が共用可能な研究施設・設備等における施設間のネットワークを構築する共用プラットフォームを形成することにより、世界最高水準の研究開発基盤の維持・高度化を図ることを目的とする。	・共用プラットフォーム形成支援プログラムでは、最先端技術を中核とした同一技術領域の施設・設備等によるネットワークを構築する「共用プラットフォーム」の形成による高度利用支援体制を構築する。 ・新たな共用システム導入支援プログラムでは、大学及び研究機関等において競争的研究費群で購入し、研究室等に分散管理されている研究設備・機器群を、組織の経営・研究戦略の下で管理・運営する共用システムの導入を支援する。 ・両プログラムとも、委託対象となる機関については公募により募集し、外部有識者からなる先端研究基盤共用促進事業採択審査会による書類審査及び面接審査によって選定する。また、学技術・研究設備共用プラットフォーム委員会スーパーコンピュータ「京」を中核としたHPCIを構築するとともに、この利用を推進する。具体的には、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」の対象である「京」と国内の大学等のスパコンを高速ネットワークで結び、データの共有や共同分析などが可能となるHPCIを構築するとともに、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された登録施設利用促進機関が、利用者の公募・選定、利用相談、利用講習会等の利用促進業務を実施する。(補助率:定額)	1,063,996	1,523,866	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	-	4_a,1,3												該当			
1252	文部科学 省	13		211		革新的ハイパフォーマ ンス・コンピューティ ング・インフラ(HPCI)の構 築		我が国の科学の発展、産業競争力の強化に資するため、イノベーションの創出や国民の安全・安心の確保につながる最先端の研究基盤として、スーパーコンピュータ「京」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)を構築・運用するとともに、この利用を推進し、画期的な成果創出と社会への還元を図る。	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」に基づき、理化学研究所が設置した大型放射光施設(Spring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)について、安定した運転の確保や必要な施設整備を行い、施設の供用を実施する。また、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された登録施設利用促進機関が、施設利用研究を行う者の選定(利用者選定業務)を実施するとともに、利用者に対する情報提供・相談・その他Spring-8及びSACLAを利用する上で必要な支援	12,516,022	12,692,795	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	4_a,1,3											該当					
1253	文部科学 省	13				大型放射光施設(SPri ng-8)及びX線自由電 子レーザー施設(SAC LA)の整備・共用		我が国の科学技術の発展や国際競争力の強化に貢献するため、世界最高の明るさ・品質の放射光を利用して、物質の種類や構造解析、様々な機能の解析や分析を可能にする大型放射光施設(Spring-8)及び物質の原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とするX線自由電子レーザー施設(SACLA)について、必要な運転時間の確保及び利用環境の充実に努め、学術界・産業界の広範な分野の研究者等の利用に供する。	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」に基づき、理化学研究所が設置した大型放射光施設(Spring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)について、安定した運転の確保や必要な施設整備を行い、施設の供用を実施する。また、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された施設の設置主体とは別の第三者機関である登録施設利用促進機関が、施設利用研究を行う者の選定(利用者選定業務)を実施するとともに、利用者に対する情報提供・相談・その他Spring-8及びSACLAを利用する上で必要な支援	15,656,383	15,442,724	5	一般	-	13	2	-	-	-	-	4_a,1,3											該当					
1254	文部科学 省	13		215		大強度陽子加速器施設 (J-PARC)の整備・共 用		物質科学、生命科学、原子核・素粒子物理学など、基礎科学から産業応用までの幅広い研究開発を推進するため、世界最高レベルのビーム強度を有する大強度陽子加速器施設(J-PARC)により、多彩な二次粒子を用いた新しい研究手段を提供する。	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」の対象であるJ-PARCの中性子実験施設について、施設の整備や全体の機器等の運転を実施する。 幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された施設の設置主体とは別の第三者機関である登録施設利用促進機関が、施設利用研究を行う者の選定(利用者選定業務)を実施するとともに、利用者に対する情報提供・相談・その他J-PARCを利用する上で必要な支援	10,441,487	10,976,584	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	4_a,1,3											該当					
1255	文部科学 省	13		216		ポスト「京」の開発		2021年～2022年の運用開始を目標に、我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に資する世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータを国として戦略的に開発・整備する。	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)」に基づき、理化学研究所が設置した大型放射光施設(Spring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)について、安定した運転の確保や必要な施設整備を行い、施設の供用を実施する。また、幅広い分野の研究者等による利用を促進するため、共用法に基づき登録された施設の設置主体とは別の第三者機関である登録施設利用促進機関が、施設利用研究を行う者の選定(利用者選定業務)を実施するとともに、利用者に対する情報提供・相談・その他J-PARCを利用する上で必要な支援	6,700,000	6,700,000	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_a,1											該当					
1256	文部科学 省	13		217		基礎研究振興・研究環 境整備経費		科学技術に関する基礎研究や研究開発の推進のための環境の整備について、外部有識者との意見交換等を通じて今後の基礎研究振興の検討及び推進を図る。特に、国際リニアコライダー計画の実現可能性についての課題や要件を把握・分析し、本計画についての政策判断に必要な調査研究の実施等を行う。	科学技術に関する基礎研究や研究開発の推進に関する今後の検討や環境整備について、検討会の開催や外部有識者との意見交換を行うとともに国内外における各機関の現地調査やシンポジウムなどを通じて、基礎研究振興・研究環境整備の推進を図る。 特に、国際リニアコライダー計画については、関係研究者や自治体及び産業界等からの期待が集まっているところ。しかしながら、本計画の本格実施の検討にあたっては、客観的かつ詳細なデータに基づくことが必要であり、日本学術会議においても同様の指摘をしている。そのため、外部有識者によるデータ収集及び分析・検討を行うものである。	24,026	84,026	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_c,2,1												該当				
1257	文部科学 省	13		219		食品成分データベース 整備の推進		食品成分に関する唯一の全国規模かつ公的な基礎データである「日本食品標準成分表」をインターネット上のデータベースとして公開し、研究や行政の他、学校や病院等における給食・調理の現場等に従事する栄養士はもとより一般家庭等が日常的に活用可能な情報を提供する。	「日本食品標準成分表」の食品成分値をデジタル情報として提供する「食品成分データベース」を整備・運用するとともに、利用者ニーズを踏まえた問い合わせやメール、チャットからの質問等にメール、ファックス等で回答するなどのサポートや委託等を実施する。	7,595	7,595	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	4_c,1,1										該当						
1258	文部科学 省	13		220		現代型食生活のための 食品成分情報取得強 化事業		新たに流通してきた食品や品種改良された食品が増加するとともに、高齢者世帯や単身世帯の増加による加工食品に対するニーズが増大している。また、食品への栄養表示の義務化が検討されるなど、食品成分に係る情報の重要性が高まっている。このような中、食品成分に関する唯一の公的データである日本食品標準成分表について、現代型食生活を踏まえた収載食品を追加するなど、食品成分の把握に不可欠な基礎データの充実を図る。	日本食品標準成分表の収載内容の充実を図るため、近年になって流通してきた食品、既収載食品の加工調理後の食品の一般成分(水分、たんばく質、脂質、炭水化物、灰分)、無機質(ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム等)、ビタミン(ビタミンA,B,C、葉酸、ビオチン等)、脂肪酸(飽和、一価不飽和、多価不飽和)、コレステロール及び食物繊維(水溶性、不溶性)の定量分析を行う。更に、炭水化物、アミノ酸及びたんばく質等については、組成レベルの定量分析等を行う。これらに合わせ、一定期間経過した成分値の実社会のニーズを踏まえて研究開発する分野を設定し、具体的なシステムを構築するとともに、実用化を担う民間企業等と連携して実証実験を実施することで、社会実装につなげる。文部科学省が設定した政策課題に対応した委託により、あるべき未来社会の実現に必要なICT技術の確立に向けて必要な研究開発を重点的に実施する。具体的な研究開発課題は以下の通り。 ①断災害性に優れた安心・安全社会のためのスピントロニクス材料・デバイス基礎技術の研究開発	67,566	67,566	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_c,2,1															該当	
1259	文部科学 省	13		221		未来社会実現のための ICT基盤技術の研究開 発		情報通信機器が処理する情報量とその消費電力が増加する中で、機器レベルでの技術的な省エネ化とデータ処理能力の高度化を図るとともに、災害時において十分な性能と信頼性を保証できる耐災害強化技術を確立するなど、あるべき未来社会の実現に必要なICT技術の確立のための研究開発を実施する。	実社会のニーズを踏まえて研究開発する分野を設定し、具体的なシステムを構築するとともに、実用化を担う民間企業等と連携して実証実験を実施することで、社会実装につなげる。文部科学省が設定した政策課題に対応した委託により、あるべき未来社会の実現に必要なICT技術の確立に向けて必要な研究開発を重点的に実施する。具体的な研究開発課題は以下の通り。 ①断災害性に優れた安心・安全社会のためのスピントロニクス材料・デバイス基礎技術の研究開発	232,082		0	5	一般	-	13	4	○	○	-	-	2_a,1												該当			
1260	文部科学 省	13		222		国立研究開発法人物 質・材料研究機構運営 費交付金に必要な経費		社会のあらゆる分野を支える基盤となる物質・材料科学技術に関して、基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行的物質・材料科学技術の水準の向上を図るとともに、物質・材料科学を牽引する国の中核的機関として、社会的ニーズに応える幅広い分野の革新を先導することを目的とする。	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ・前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ・機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ・物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	12,020,623	13,459,125	1	一般	-	13	3	-	-	○	-	7_a,2											該当					
1261	文部科学 省	13		224		ナノテクノロジー・材料 科学技術の戦略的研 究開発・基盤整備	・元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型> ・統合型材料開発プロジェクト	ナノテクノロジー・材料科学技術は、新たな価値創出のコアとなる強みを有するとともに、未来社会において広範かつ多様な分野の産業を支える重要な基盤技術である。本事業は、ナノテクノロジー・材料科学技術分野の戦略的な研究開発・基盤整備を行うことにより、我が国における産業の国際競争力を維持・強化するために必要な革新的技術の創出を目指す。	ナノテクノロジー・材料科学技術に係る、基礎的・先導的な研究から実用化を展望した技術開発までを戦略的に推進するとともに、人材育成への取組や研究開発拠点の形成、基盤整備強化等への支援を実施している。具体的な取組は以下のとおり。 (1)元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型> (2)統合型材料開発プロジェクト(H28年度よりナノテクノロジーを活用した環境技術開発を改組)	2,355,204	2,344,782	5	一般	-	13	4	○	○	-	-	1_a,1	5_a,1,1										該当					

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
1262	文部科学 省	13		224		ナノテクノロジー・材料科学技術の戦略的研究開発・基盤整備	ナノテクノロジー プラットフォーム 等	ナノテクノロジー・材料科学技術は、新たな価値創出のコアとなる強みを有するとともに、未来社会において広範かつ多様な分野の産業を支える重要な基盤技術である。本事業は、ナノテクノロジー・材料科学技術分野の戦略的な研究開発・基盤整備を行うことにより、我が国における産業の国際競争力を維持・強化するために必要な革新的技術の創出を目指す。	ナノテクノロジー・材料科学技術に係る、基礎的・先進的な研究から実用化を展望した技術開発までを戦略的に推進するとともに、人材育成への取組や研究開発拠点の形成、基盤整備強化等への支援を実施している。具体的な取組は以下のとおり。 (1)元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型> (2)統合型材料開発プロジェクト(H28年度よりナノテクノロジーを活用した環境技術開発を改組)	1,701,400	1,590,908	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	1_a_1	5_a1_1									該当			
1263	文部科学 省	13		225		光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発等		先端科学技術分野や産業分野での革新的な成果を創出することを目指し、全国に散在する光科学技術・量子ビーム技術のポテンシャルを結集し、光・量子科学技術分野の研究開発課題を国として戦略的・積極的に実施するとともに、次世代の光・量子科学技術を担う若手人材の育成を図	最先端の光通や計測手法の研究開発や、光科学技術と量子ビーム技術の融合・連携の推進と先導的利用研究による成果の創出を目的とする課題を公募により採択し、実施する。	1,431,354	1,289,310	5	一般	ー	13	4	○	○	ー	ー	1_a_1								該当					
1264	文部科学 省	13		226		先端基盤技術研究開発推進経費		様々な分野の研究開発に活用される基盤技術に関する研究推進方策や、研究基盤施設の整備・運営等について、検討会や動向調査等を通じて今後の施策の在り方の検討及び推進を図る。	様々な分野の研究開発に活用される光・量子科学技術等の基盤技術の今後の在り方及び開発・活用方策や、研究基盤施設の整備・運営等について、検討会の開催や外部有識者からのアラング等を行うとともに、国内における各機関の現地調査や各種学会・シンポジウムを通じた動向調査、更には国際会議等を通じて諸外国の取組等の情報収集・情報交換を行い、基盤技術の開発・活用や研究基盤施設の整備・運営等に関する施策の検討及び推進に資する。	12,054	12,054	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1_b_2_1									該当				
1265	文部科学 省	13		227		数学・数理科学と諸科学・産業との協働によるイノベーション創出のための研究促進プログラム		情報化等により諸科学や産業界ではデータが大量かつ複雑化する傾向にあり、この効果的活用が課題となっている。またリスク評価・予測・シミュレーション・CG・暗号セキュリティ等の数学が直接使われる分野の社会的重要性が一層増大している。 そこで産業界や諸科学分野において従来の方法では解決困難な課題に対して、数学・数理科学との協働による研究を促進し、新たな価値の創出を図る。	数学・数理科学者と諸科学・産業における研究者とが属する場を形成し、両者の協働作業による研究テーマの設定から課題解決型研究の実施につなげていく枠組みを構築する。 具体的には、 ○諸科学分野・産業界と数学・数理科学との連携による研究集会等の開催、 ○諸科学分野や産業界側から具体的課題を数学・数理科学者側に提示し数学的解決法について議論する集会の開催。 ○諸科学分野・産業界や一般向けに数学の有用性や数学的手法を知ってもらう活動等を通じて、諸科学・産業界に潜在する数学・数理科学による解決が期待できる課題(数学・数理科学へのニーズ)を発掘し、その解決に貢献し得る数学・数理科学的手法(シー	33,741		0	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	5_b1_1										該当		
1266	文部科学 省	13		228		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金に必要な経費		量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。	量子科学技術に関する研究開発として、量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発、放射線の革新的医学利用等のための研究開発、放射線影響・被ばく医療研究、量子ビームの応用に関する研究開発、核融合に関する研究開発を行うとともに、成果の普及及びその活用の促進、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成及び資質の向上等を行う。 ※量子科学技術研究開発機構は、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構(原子力機構)の業務の一部を移管・統合し、平成28年4月1日に設立。 ※本事業レビューシートの平成27年度以前については、放射線医学総合研究所運営費交付金に必要な経費について量子科学技術等の水準の向上を図るため、量子科学技術研究開発機構の設置する研究所施設の整備充実を図る目的で、機構が行う研究施設の整備に要する経費に対し補助を実施する。(補助率:定額)	21,557,994	21,609,247	1	一般	ー	13	3	ー	ー	ー	ー	7_a_2											該当		
1267	文部科学 省	13		229		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備に必要な経費		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の施設整備に必要な経費に係る補助金の交付を通じ、同機構法第16条に規定する業務を効率的かつ円滑に遂行する。	※量子科学技術研究開発機構は、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構(原子力機構)の業務の一部を移管・統合し、平成28年4月1日に設立。 ※本事業レビューシートのH27年度以前については、放射線医学総合研究所の施設設備に必要な経費を記載。	4,723,759	4,272,715	1	一般	ー	13	2	ー	ー	ー	ー	4_a1_2									該当				
1268	文部科学 省	13		230		気候変動適応戦略イニシアチブ		地球温暖化・気候変動に関する地球観測や気候変動予測等のデータ収集からそれらのデータを解析処理するための共通プラットフォームであるデータ統合・解析システム(DIAS)を国内外の多くの利用者に長期的・安定的に利用される「気候変動への適応・緩和をはじめとした多様な社会課題の解決に貢献していくための社会基盤」へと発展させる。また、利害関係者と協働で行われる必要な研究・技術開発を推進し、気候変動予測データ等を用いた地域等の適応策の立案等に資する情報を提供する。さらに、気候モデルの高度化等の気候変動研究を推進し、IPCC 等外交の場でのプレゼンス維持・向上及び国内外の防災・減災等への活用を一層進める。	①「地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム」では、地球観測データ・気候変動予測データ・社会・経済データ等を統合・解析して地球環境情報を創出するための情報基盤となるデータ統合・解析システム(DIAS)について、長期的・安定的に気候変動適応策・緩和策等に貢献する「地球環境情報プラットフォーム」の構築のための共通基盤技術の開発を行い、様々な社会課題解決に資する成果の創出を促進する。 ②「気候変動適応技術社会実装プログラム」では、全国の地方自治体等で気候変動適応施策の検討・策定に活用できる汎用的な基盤技術を開発し、地方自治体における最適な気候変動適応策の導入に貢献する。 ③「統合的気候モデル高度化研究プログラム」(平成29～33年度)では、国際社会及び、国・地方公共団体や民間企業のニーズ等に基づき、全ての気候変動対策の基盤となる気候モデルの高度化(将来予測の不確実性低減、時空間解像度向上による予測情報の高精度化等)を通じて、国内外における気候変動対策に活用できる、気候変動メカニズム等の解明や高精度予測情報を創出する。※「気候変動リス	919,178	1,418,611	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	1_a_1	4_c_1_1											該当	
1269	文部科学 省	13		231		地球観測衛星システムの開発に必要な経費		地球観測サミットにおいて採択された「GEOSS(複数システム)10年実施計画」及び地球観測に関する政府間会合(GEO)開催機会において策定された「GEO戦略計画2016-2025」への日本の貢献を着実に実施していくために必要な人工衛星及び地上設備の研究開発等に要する経費に対して補助を行い、地球観測に関する国の責務の遂行に寄与することを目的とする。	本事業では、平成15年のG8エビアンサミットで我が国が提唱し、平成17年の第3回地球観測サミットで採択された「GEOSS(複数システムからなる全球地球観測システム)」10年実施計画」及び平成27年の第12回地球観測に関する政府間会合(GEO)開催機会において策定された「GEO戦略計画2016-2025」に基づく全球地球観測体制の構築に対する、我が国の貢献(災害、水循環、気候変動に重点化)を着実に実施するため、多様な宇宙システムとアプリケーションの一体的開発を進め、衛星による地球観測網の構築を推進することを目的に、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び温室効果ガス観測技術衛星2号(GOSAT-2)、水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)、雲エアロゾル放射ミッション／雲プロファイリングレーダー(EarthCARE/OPR)、全球降水観測計画／二周波降水レーダー(GPM/DPR)及び気候変動観測衛星(GCOM-C)、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)及び陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)	12,353,125	6,897,807	5	一般	ー	13	4	ー	ー	○	ー	1_a_1											該当		
1270	文部科学 省	13				海底地震・津波観測網の運用		海底地震・津波観測網の運用により、海域で発生する地震や津波を早期かつ精度よく検知し、緊急地震速報及び津波即時予測技術の精度向上、地震・津波の発生メカニズムの解明に貢献する。また、関係省庁・研究機関・地方公共団体・民間企業に観測データを提供し、より適切な地震・津波に関する情報提供や防災対応に貢献する。	巨大地震発生のおそれがある南海トラフ沿いに整備した地震・津波観測監視システム(DONET)及び今後東日本大震災から引き続き大きな余震・誘発地震発生のおそれがある日本海溝沿い(東北地方太平洋沖)に整備した日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の運用・管理を行うものである。	1,061,459	1,061,459	5	一般	ー	13	4	ー	ー	○	ー	4_a1.6									該当				
1271	文部科学 省	13		235		地球観測に関する政府間会合(GEO)		「GEO戦略計画2016－2025」に基づき、各国が衛星、海洋、地上観測から得られた地球観測データやそれらのデータを活用した気候変動予測結果等とを共有し、地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する全球地球観測システム(GEOSS)を国際協力により構築する。GEOSS構築を通じて、我が国単独では入手不可能な観測データの入手を可能にし、我が国の研究者等が使用できる観測情報を増加させる。	地球観測に関する政府間会合(GEO)は、「GEO戦略計画2016－2025」の実施を推進する政府間の組織であり、平成28年3月現在、102か国、EG、93機関が参加している。GEOの特報の下、地球観測サミット(GEO開催会合)、GEO本会合、執行委員会及び専門委員会等が開催され、観測システムの整備、データ提供、研究開発、能力開発等の活動が行われている。本活動は、スイス・ジュネーブの世界気象機関(WMO)本部内に設置されているGEO事務局が、会議開催、関係国・機関間の調整や各種サポートを実施しており、本事業はそのGEO事務局に対して、会議開催等の経費を提出す	35,556	35,556	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	5_d1_1											該当		

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1272	文部科学 省	13		236	環境分野の研究開発 の推進		環境分野の研究開発を効率的かつ円滑な推進を目指し、地球科学技術に関する各国の研究成果、活動等の情報交換を行い、文部科学省における環境分野の研究開発を効果的かつ円滑に推進するとともに、国際共同研究への分担金拠出等についての日本学術会議の勧告(平成2年第109回総会、平成11年第130回総会)を踏まえ、研究者コミュニティ以外の(政策・行政担当者、経済界、各種NGO/NPO などの)ステークホルダーとの協働(超学際的・trans-disciplinary)を通して、地域から地球全体の環境保全と持続可能性を追求する国際協同研究計画を推進する。	環境分野の研究開発を効率的かつ円滑に推進するため、研究成果等の情報交換、他国との間で討議を行う国際会議への出席及び国内推進会議を実施する。さらに、地球環境問題等に関する科学的知見の充実に資するため、地球環境科学技術を推進する観点から地球環境問題に関する国際会議に参加するほか、関係省庁や有識者による国内推進会議を開催する。 また、各国政府等からの拠出金により、地球環境国際協同研究計画事務局(フューチャー・アース本部事務局)が、各国の研究者の参加を得て、研究内容や国際協力の調整等を行いながら、国際協同研究計画を進め、上記の目的を達成するため、公募により競争的に選定された研究機関により以下の研究課題について、気候変動リスクに関する世界最高水準の研究等を実施。 ①直面する地球環境変動の予測と診断(気候変動要因の特定とメカニズム解明、統合的予測システムの開発) ②安定化目標値設定に資する気候変動予測及び気候変動研究の推進・連携体制の構築(長期的な地球環境変動の予測、気候変動等に係る新たな科学的知見の創出) ③気候変動リスク情報の基盤技術開発(リスクの評価基盤となる確率予測情報の創出、高度利活用に資する標準的気候シナリオの創出) ④課題対応型の精密な影響評価(自然災害、水資源、生態系・生物多様性の分野に関する気候変動リスク情報の創出) ⑤気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1作業部会に日欧米などの7種の協力によりITER計画を推進しており、我が国はITERの組立や運転等を担う国際機関である国際核融合エネルギー機構(ITER機構)に対する分担金を拠出するとともに、ITER建設のために我が国が調達責任を有する機器の製作やITER機構への人員派遣等を実施。(補助率:定額)(機器製作の一部は国庫債務負担行為で実施)	24,496	30,088	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	5_d1.1													該当		
1273	文部科学 省	13		237	気候変動リスク情報創 生プログラム		地球温暖化への適応等に寄与する政策や対策の立案に資するとともに自然災害に対応する持続的な社会を構築するためには、高い信頼性を有する気候変動予測情報や気候変動に関するリスク情報が不可欠である。このため本事業では、予測の信頼性向上、リスクの生起確率(起こりやすさ)情報創出技術及び影響を評価する技術の開発を行い、気候変動によって生じる多様なリスクのマネジメントを可能とする基盤的情報を創出するとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的取組に貢献する。	①直面する地球環境変動の予測と診断(気候変動要因の特定とメカニズム解明、統合的予測システムの開発) ②安定化目標値設定に資する気候変動予測及び気候変動研究の推進・連携体制の構築(長期的な地球環境変動の予測、気候変動等に係る新たな科学的知見の創出) ③気候変動リスク情報の基盤技術開発(リスクの評価基盤となる確率予測情報の創出、高度利活用に資する標準的気候シナリオの創出) ④課題対応型の精密な影響評価(自然災害、水資源、生態系・生物多様性の分野に関する気候変動リスク情報の創出) ⑤気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1作業部会に日欧米などの7種の協力によりITER計画を推進しており、我が国はITERの組立や運転等を担う国際機関である国際核融合エネルギー機構(ITER機構)に対する分担金を拠出するとともに、ITER建設のために我が国が調達責任を有する機器の製作やITER機構への人員派遣等を実施。(補助率:定額)(機器製作の一部は国庫債務負担行為で実施)	600,000	0	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	1_a.1												該当			
1274	文部科学 省	13		238	国際熱核融合実験炉 計画の推進に必要な経 費		恒久的な人類のエネルギー源として有力な候補である核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する。国際熱核融合実験炉(ITER)計画について、着実に実施する。	日欧が協力して青森県及び茨城県に世界最先端の核融合研究開発拠点を形成し、先進的な材料研究、プラズマ物理実験、計算科学研究など、原型炉での発電実証に必要な先進的核融合研究開発を実施し、原型炉の実現に向けて世界をリードする。(補助率:定額)	15,947,115	16,079,637	5	一般	ー	13	4	ー	ー	○	ー	1_a.1	7_b.1								該当					
1275	文部科学 省	13		239	幅広いアプローチ(BA) 活動の推進に必要な経 費		恒久的な人類のエネルギー源として有力な候補である核融合エネルギーについて、発電実証に必要な技術基盤の構築等を図るため、日欧の協力により幅広いアプローチ(BA)活動を推進。	日欧が協力して青森県及び茨城県に世界最先端の核融合研究開発拠点を形成し、先進的な材料研究、プラズマ物理実験、計算科学研究など、原型炉での発電実証に必要な先進的核融合研究開発を実施し、原型炉の実現に向けて世界をリードする。(補助率:定額)	2,812,739	2,397,587	5	一般	ー	13	4	ー	ー	○	ー	1_a.1									該当					
1276	文部科学 省	13		242	ライフサイエンス研究開 発推進経費		ライフサイエンス分野において、効率的・効果的に研究開発を推進するため国内外の研究の状況や社会ニーズ等を把握するための実態調査を行うとともに、先端医学研究、研究基盤整備を始めとしたライフサイエンス分野の推進方策について検討を行う。また、最先端のライフサイエンス研究に関する諸課題に関し、法令・指針に基づく対応、研究の進展状況を踏まえた対応、事業者への情報提供等による法令・指針の遵守の徹底等を図る。	ライフサイエンス分野の研究開発の推進全体に必要な経費及び、生命倫理・安全対策に関わる諸問題に対する調査検討、法令・指針の整備、法令・指針に基づく審査、情報提供等を実施する。	65,544	64,171	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	1_b.1									該当					
1277	文部科学 省	13		244	医療分野の研究開発 の推進		日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行うことで、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進し、健康長寿社会の形成を目指す。	健康・医療戦略(平成26年7月閣議決定)、医療分野研究開発推進計画(平成26年7月健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、日本医療研究開発機構において、以下のような医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するために必要な経費を措置する。(補助率:定額) ○医薬品・医療機器開発への取組 ○臨床研究・治験への取組 ○世界最先端の医療の実現に向けた取組 ○疾病領域ごとの取組 等	28,840,500	29,281,435	5	一般	ー	13	4	ー	○	○	○	1_a.1	2_a.1										該当			
1278	文部科学 省	13		244	医療分野の研究開発 の推進		日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行うことで、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進し、健康長寿社会の形成を目指す。	健康・医療戦略(平成26年7月閣議決定)、医療分野研究開発推進計画(平成26年7月健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、日本医療研究開発機構において、以下のような医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するために必要な経費を措置する。(補助率:定額) ○医薬品・医療機器開発への取組 ○臨床研究・治験への取組 ○世界最先端の医療の実現に向けた取組 ○疾病領域ごとの取組 等	24,841,346	23,872,837	5	一般	ー	13	4	ー	ー	○	○	1_a.1	2_a.1										該当			
1279	文部科学 省	13		245	国立研究開発法人日 本医療研究開発機構 運営費交付金に必要な 経費		日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行うことで、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進し、健康長寿社会の形成を目指す。	日本医療研究開発機構に係る人件費・管理費等の基盤的経費を措置することで、同機構が実施する医療分野の研究開発事業の円滑な実施を図る。	5,023,556	5,591,643	5	一般	ー	13	3	ー	ー	ー	ー	1_a.1									該当					
1280	文部科学 省	13		247	地震防災研究戦略プロ ジェクト		地震・津波の切迫性が高く、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域や、調査が不十分な地域において、以下の重点研究プロジェクトを実施し、その成果を普及することにより、国及び地方自治体による防災計画や、個人の防災意識の向上に貢献し、安全・安心な社会の構築を目指す。 ①日本海地震・津波調査プロジェクト ②南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト ③地域防災対策支援研究プロジェクト ④都市の脆弱性が引き起こす激甚災害軽減化プロジェクト ※28年度で終了 ⑤海底地殻変動観測技術の高度化 ※25年度で終了	①日本海側では観測データ等が不足し、自治体の地震の想定や防災対策の検討が困難な状況にあることから、自治体の要望等も踏まえ、日本海側の地震・津波像の解明等を行う。 ②南海トラフ域及び南西諸島海溝域を対象として構造調査、津波履歴調査並びにシミュレーション研究を行い、被害予測精度の向上を目指す。また効果的・効率的な防災・減災対策に貢献するための地域連携減災研究を行う。 ③地域の防災力の向上のため、全国の大学等における理学・工学・社会科学分野の防災研究の成果をまとめるデータベースの構築とともに、大学等の研究成果の展開を図り、大学・自治体・事業者等の防災・減災対策への研究成果の活用を促進する。 ④首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究、大型震動台等を活用した都市の機能維持・回復のための調査・研究、都市災害における災害対応能力の向上方策に関する調査・研究を実施する。 ⑤海底GPSによる高精度かつ高効率な海底地殻変動観測・解析技術を開発するとともに、セミリアルタイム連続観測の	1,179,960	731,337	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	1_a.1	1_b.1	3_b.1.7											該当	
1281	文部科学 省	13		248	地震調査研究推進本 部		地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された地震調査研究推進本部の円滑な運営、長期評価等の検討、及び、事業成果の公表に貢献する。	地震調査研究推進本部で実施する長期評価や長周期地震動ハザードマップの作成を効率的に進めるため、これに必要な調査観測データや文献を円滑かつ効率的に収集し、それらの解析による各種評価に係る資料の用意や、海溝型地震や陸海域の活断層等を対象とした調査観測・研究等を行う。また、同本部の役割の一つとして、気象庁等が所有する全国の地震観測データを一元的に収集・整理してその総合的な評価を行うため、「地域地震情報センターデータ処理システム(REDC)」の運用及び維持管理を行うとともに、地震調査研究推進本部のデータベース管理・評価・会議運営等の業務の円滑な実施と成果普及の支援を行う。	1,041,812	1,023,823	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	1_a.1	4_c.1.1	1_b.1								該当				
1282	文部科学 省	13		249	国立研究開発法人防 災科学技術研究所運 営費交付金に必要な経 費		防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発、それらに係る成果の普及及び活用の促進等の業務を総合的にに行い、防災科学技術の水準の向上を図り、成果の防災対策への反映を図ることにより、災害から人命を守り、災害の教訓を活かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指す。	防災科学技術の水準の向上を目指す。① 地震災害による被害の軽減に資する研究開発、② 火山災害による被害の軽減に資する研究開発、③ 気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害の軽減に資する研究開発、④ 災害に強い社会の形成に役立つ研究開発を各種の研究と密接な連携を保つとともに、分野横断的な研究開発を推進する。さらに、国や地方公共団体等が防災行政を行う上で必要としている防災科学技術へのニーズに柔軟に対応できる体制、制度を整備し、最大限の研究成果を創出することに努める。	7,021,088	7,100,419	1	一般	ー	13	3	ー	ー	○	ー	7_a.2										該当				
1283	文部科学 省	13		251	北極域研究推進プロ ジェクト		人間活動の影響を含め、気候、物質循環等、幅広い観点から北極域の変化及び北極の変化が全球に与える影響について包括的・総合的に捉え、変化の原因やメカニズムを明らかにし、精緻な将来予測を行い、社会・経済的インパクトを明らかにし、これらの科学に基づく情報及び課題解決のための手法や選択肢を適切に内外の利害関係者に伝えることを目指す。同時に、戦略的に北極圏国における拠点を設置し、国際的な取組を主導し、国際的な議論の場で活躍できる若手研究者の養成を目指す。	北極域は、気候変動の影響が最も顕著に表れる地域であり、北極域の環境の急激な変化は北極域にとどまる問題ではなく地球全体の環境や生態系に大きな影響を与えることが懸念される一方で、海氷の減少に伴い、北極海航路や新たな資源開発の可能性への期待も高まり、世界的な注目を集めている。しかし、北極域の科学データは不足しており、科学的理解が未だ十分でないため、利害関係者が環境保全を前提として北極域の持続可能な利用のあり方を考える上で必要な科学的知見を蓄積することが必要となる。このため、北極圏国に国際連携拠点を整備し、国際的に関心が高く、また日本の強みが活かせる分野での国際共同研究を実施するとともに、我が国の北極研究の発展に向けて若手文部科学省が担う原子力分野の研究開発利用を進めるために、原子力分野の国際協力、原子力関係者の海外派遣等の必要な事務を実施する。	760,000	823,656	5	一般	ー	13	4	○	ー	ー	ー	1_a.1	5_a.1.1										該当			
1284	文部科学 省	13		252	原子力研究開発の推 進事務		原子力科学技術に関する各国の研究成果、活動の情報交換を行い、文部科学省における原子力分野の研究開発利用を効果的かつ円滑に推進する。		99,308	98,379	5	一般	ー	13	4	ー	ー	ー	ー	5_a.1.1									該当					

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
1285	文部科学 省	13		253		国際原子力人材育成イ ニシアティブ		原子力教育を行うことのできる講師や放射性物質等を扱う ことのできる原子力施設は限定的であることから、産学官の 関係機関が連携することにより、人材育成資源を有効に活 用するとともに、企業や国際社会から求められる人材像をよ り適確に把握し、効果的・効率的・戦略的に人材育成を行う ことを目的とする。	本事業は、大学、高等専門学校、独立行政法人、民間企業 等を対象に、効果的・効率的・戦略的に行う機関横断的な 人材育成事業を支援する。具体的には、原子力や放射線に 係る基礎・専門教育を行うとともに、原子炉施設や大型実験 装置を用いた実験実習を通じて実践的な技術の習得を目 指す取組を支援する。さらには、原子力分野以外の学生に 対する原子力や放射線に係る導入教育の試行など、原子 力人材の裾野を広げる取組も支援する。なお、本事業にお ける実施課題については、広く一般から公募を行い、外部 有識者からなる審査評価委員会での審査を経た上で、選定	299,481	207,901	5	一般	-	63	4	○	-	-	-	5,a1_1	5,a12_1									該当		
1286	文部科学 省	13		254		核不拡散・核セキュリ ティ関連業務		平成22年(2010年)4月の第1回核セキュリティサミットにお けるナショナル・ステートメントを踏まえ、日本原子力研究開 発機構に設置した核不拡散・核セキュリティ総合支援セン ターを活用し、平成23年度から核不拡散・核セキュリティに 関する人材育成、核検知・核測定、核鑑識に関する技術開 発を実施し、国際的な核不拡散・核セキュリティ強化に貢献 する。	1. 人材育成 アジア諸国等を対象とし、核セキュリティ、保障措置・国内 計量管理制度等に関するトレーニング、セミナー等を実施 し、当該分野のアジア諸国の法令等の整備支援を行う。 2. 技術開発 高度な核物質の測定・検知に関する技術開発として、ガン マ線を用いて核物質の量を正確に検知・測定する技術開発 を行うとともに、超精密測定によりごく微量のアルトナ ムやワランの同位対比を測定したり、不純物や粒子形状を 測定することにより、生産施設、生産時期等を特定する核鑑 識技術の開発を行う。 (補助率:定額)	518,879	503,142	5	一般	-	63	4	-	-	○	-	5,a2_1	1,a_1									該当		
1287	文部科学 省	13		255		国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構運営費交付金に必要 な経費		原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、高速増殖 炉関連研究、核燃料物質の再処理及び高レベル放射性廃 棄物の処分等に関する技術開発を総合的、計画的かつ効 率的に行うとともに、原子力災害からの復興のために必要 な技術開発等に取り組む。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として 、原子力の基礎基盤研究、安全研究、核不拡散研究、人 材育成等の取組を推進するとともに、中長期的なエネル ギー安定確保のための高速増殖炉サイクル技術開発等の 取組を実施する。また、東京電力福島第一原子力発電所の 廃止措置等に向けた研究開発など、原子力災害からの復興 に向けた取組を重点的に推進する。	34,614,821	37,981,917	1	一般	-	63	3	-	-	-	-	7,a_2								該当				
1288	文部科学 省	13		255		国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構運営費交付金に必要 な経費		原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、高速増殖 炉関連研究、核燃料物質の再処理及び高レベル放射性廃 棄物の処分等に関する技術開発を総合的、計画的かつ効 率的に行うとともに、原子力災害からの復興のために必要 な技術開発等に取り組む。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として 、原子力の基礎基盤研究、安全研究、核不拡散研究、人 材育成等の取組を推進するとともに、中長期的なエネル ギー安定確保のための高速増殖炉サイクル技術開発等の 取組を実施する。また、東京電力福島第一原子力発電所の 廃止措置等に向けた研究開発など、原子力災害からの復興 に向けた取組を重点的に推進する。	91,519,824	91,239,131	1	特別	-	90022	3	-	-	-	-	7,a_2								該当				
1289	文部科学 省	13		256		国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構施設整備に必要な経 費		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の施設整備に 必要な経費に係る補助金の交付を通じ、同機構法第十七 条に規定する業務を効率的かつ円滑に遂行する。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として 、中長期的なエネルギーの安定確保の観点から、大強度 陽子加速器施設(J-PARC)等の整備と高度化、ならびに震 災からの復旧および安全確保に係る原子力施設等の整備 を行うために、国立研究開発法人日本原子力研究開発機 構に対し、これらの研究及び技術基盤維持のための施設整 備に必要な経費について補助を行い、原子力の研究、開発	1,029,823		0	1	一般	-	63	2	-	-	-	-	4,a1_1								該当			
1290	文部科学 省	13		257		経済協力開発機構原 子機関(OECD/NEA) 共同事業参加		経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)のデータバン クは、原子力基礎・基盤のためのデータ整備・利用促進事 業の国際的な核センターとして位置付けられている。デー タバンク事業に参加することにより、先進諸国の最新の計算 プログラムや評価された実験データを整備されたものとして 入手し、利用することが可能であり、我が国の原子力研究 開発の基盤整備に資することに加え、NEA等を通じて新興 国への計算プログラム等の配布により国際的な原子力基盤 整備にも貢献する。	OECD/NEAのデータバンク事業に参加するための分担金を 提出し、同機関は参加国からニーズの高い原子力関係の 核データ(原子核反応の起こりやすさを表す断面積や核分 裂の際に発生する放射線の種類やエネルギーなどの原子 核に関する基本的なデータ)や計算コード(各種の計算や解 析に用いるプログラム(ソフトウェア))等の収集・整備・配布 等を行う。なお、データバンクから入手したデータは、我が 国の政府機関のみならず、大学等においても原子力に関す る研究、開発設計等に活用されているほか、NEA加盟国や新 興国においても我が国が提供したデータも含めて同様に活	100,360	83,465	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	4,c_1_1									該当			
1291	文部科学 省	13		258		放射性廃棄物減容化 研究開発の推進		エネルギー基本計画に基づき、放射性廃棄物の減容化・有 害度低減のための技術開発として、加速器を組み込んだ原 子炉を用いる新たなシステムについて検討し、高レベル放 射性廃棄物の処理・処分における将来の幅広い選択肢の 確保にむけて取り組む。	加速器を組み込んだ原子炉を用いて毒性の高い核種を毒 性の低い核種に変換するための技術開発を実施する。具 体的には、技術開発の中核となる工学規模の実験施設に係 る研究開発、実験装置の要素技術検証や性能向上のための 技術検証を実施する。(補助率:定額)	267,127	170,446	5	一般	-	13	4	-	-	○	-	1,a_1								該当				
1292	文部科学 省	13		260		放射線利用技術等 国際交流事業委託費		アジア諸国を中心とする国々を対象に放射線利用技術・原 子力基盤技術等に関する国際会議・研修等を実施し、我が 国の原子力施設等の立地地域等へ各国の専門家・技術者 等を招聘することで、立地地域等が中心となって進めている 原子力研究開発利用を促進するとともに、当該立地地域等 における原子力分野の国際交流の拠点化に貢献する。	I. アジア諸国における放射線利用技術・原子力基盤技術 等について、アジア諸国との国際協力の枠組みであるアジ ア原子力協力フォーラム(FNCA: Forum for Nuclear Cooperation in Asia)の下、専門家等によるテーマ別、分野 別のワークショップ等の国際会議等を開催。 II. アジア諸国を中心とする諸外国を対象として、各国の技 術者や現場指導者の我が国への招へいや我が国の専門家 の派遣を通して、各国に対して数週間から半年程度の原子 力研究開発利用に関する研修、技術訓練を行う。 ※平成25年度から既設の「放射線利用技術・原子力基盤技 術移転事業等委託費」及び「国際原子力安全交流対策委託 費」を整理統合し、連携強化。	209,277	207,279	5	特別	-	90022	4	-	-	-	-	5,a1_1									該当			
1293	文部科学 省	13		261		核燃料サイクル関係推 進調整等委託費		大科学省が所管する原子力施設等に関し、情報公開に よる透明性の向上を目指して、国民(情報の受け手側)の視 点に立った迅速な情報提供等に取り組むとともに、国民の 多様なニーズを踏まえ、各種広告媒体を用いた広報活動を 体系的に実施することにより、原子力研究開発の意義や原 子力施設の安全対策等に対する国民への知識の普及を図 る。	高速増殖炉「もんじゅ」が立地する地域を中心にアンケート 調査を実施し、情報の受け手側のニーズ(知りたい情報) を調査した上で、ニーズにマッチした情報(「もんじゅ」研究開 発の意義や安全対策等)を各種広報媒体(意見交換会・新 聞広告)を通じて提供する。	38,840	38,840	5	特別	-	90022	4	-	-	-	-	3,b_1_1									該当			
1294	文部科学 省	13		262		電源立地産業育成支 援補助金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公 共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の 振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福 祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑 化を図る。 電源立地対策のうち、本事業においては電源立地地域の 自立的・持続的発展に結びつく産業の発掘・育成に関する 当該地域の自発的努力に対し、国として側面からの支援措 置を講じることを目的とする。	本制度の対象となる国立研究開発法人日本原子力研究開 発機構の原子力発電施設等が設置されている都道府県 (電源立地地域)が実施する産業育成事業に対する補助金 を交付する。(補助率:定額) 原子力の研究開発の実施に際しては、核燃料物質の研究 使用や研究用原子炉そのものの立地・建設が必要となる。 本事業については、「特別会計に関する法律」が「発電用施 設周辺地域整備法」に基づき、日本原子力研究開発機構の 設置する実験炉や技術実証施設の運転の円滑化に資する ための財政上の措置である。即ち、原子力機構等が研究開 発を履行するに際して、必須的に必要となる経費。	114,356	114,356	5	特別	-	90022	4	-	-	-	-	8_2_1											該当	
1295	文部科学 省	13		263		電源地域振興促進事 業費補助金 (特別電源所在県科学 技術振興事業補助金)		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公 共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の 振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福 祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑 化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については、国立研究開発 法人日本原子力研究開発機構の原子力発電施設等の所 在する都道府県における科学技術振興のための調査、試 験研究及び基盤整備に対する補助を行うことにより、地域に 密着した科学技術振興のための研究・開発・利用の基盤整	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発 電施設等の所在する都道府県(電源立地地域)に対し、当 該都道府県内における科学技術振興のための試験研究及 び基盤整備事業を支援するための補助金(補助金額は交 付要綱において規定)を交付する。(補助率:定額)	1,830,133	1,802,134	5	特別	-	90022	4	-	-	-	-	1,a_1									該当			
1296	文部科学 省	13		264		原子力発電施設等研 修事業費補助金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公 共用施設の整備をはじめ、住民生活の利便性向上・産業の 振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福 祉の向上を図ることをもって、発電用施設の設置及び運転 の円滑化の推進を目的としている。このうち、本事業にお いては、原子力発電施設等が所在している都道府県(電源立 地地域)が実施する原子力周辺分野の技術者に対する原子 力基礎知識等の研修、原子力関連業務従事者への原子 力及び原子力関連の基礎知識等の研修及び地元企業の原 子力関連技術のレベル向上を図るための事業に対して補 助金を交付するもの。	原子力発電施設等が所在している都道府県(電源立地地 域)の計画と申請に基づき、当該都道府県が実施する原子 力関連基礎知識や原子力関連技術のレベル向上を図るた めの研修事業に対する補助金(補助率:定額)。 原子力の研究開発の実施に際しては、核燃料物質の研究 使用や研究用原子炉そのものの立地・建設が必要となる。 本事業については、「特別会計に関する法律」が「発電用施 設周辺地域整備法」に基づき、日本原子力研究開発機構の 設置する実験炉や技術実証施設の運転の円滑化に資する ための財政上の措置である。即ち、原子力機構等が研究開 発を履行するに際して、必須的に必要となる経費。	90,469	95,853	5	特別	-	90022	4	-	-	-	-	5,a2_1										該当		
1297	文部科学 省	13		265		電源立地地域対策交 付金、交付金事務等交 付金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公 共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の 振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福 祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑 化を図る。 電源立地対策のうち、本事業においては発電用施設等の 周辺地域における住民の福祉の向上を目指して行われる 公共用施設の整備や各種の事業活動など、ハードソフト両 面にわたる事業に要する費用に充てるための交付金を交付 することを目的とする。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の発電用施 設周辺の地方自治体(電源立地地域)からの申請に基づ き、当該地方自治体による住民の福祉の向上等を目的と して行われる公共用施設の整備や各種の事業活動などに要 する費用に充てるため、発電用施設の種類・規模や周辺地 域の世帯数等により算定される交付金額(交付金額は交付 規則において規定)を交付。(補助率:定額) 原子力の研究開発の実施に際しては、核燃料物質の研究 使用や研究用原子炉そのものの立地・建設が必要となる。 本事業については、「特別会計に関する法律」が「発電用施 設周辺地域整備法」に基づき、日本原子力研究開発機構の 設置する実験炉や技術実証施設の運転の円滑化に資する ための財政上の措置である。即ち、原子力機構等が研究開 発を履行するに際して、必須的に必要となる経費。	7,304,262	7,594,877	5	特別	-	90022	4	-	-	-	-	8_2_1										該当		

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考
1298	文部科学 省	13	266		広報・調査等交付金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については、原子力発電施設等が所在する地方自治体等を対象として、地域住民への原子力発電及び核燃料サイクルに関する知識の普及、当該知識の普及に係る施設の整備、周辺地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査並びに関係機関等との連絡調整に要する費用に充てるための交付金を交付する。(補助率:定額) 原子力の研究開発の実施に際しては、核燃料物質の研究使用や研究用原子炉そのものの立地・建設が必要となる。本事業については、「特別会計に関する法律」や「発電用施設周辺地域整備法」に基づき、日本原子力研究開発機構の設置する実験炉や技術実証施設の運転の円滑化に資するための財政上の措置である。即ち、原子力機構等が研究開発を履行するに際して、必須的に必要となる経費。	108,719	124,569	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	3_b_1_1			該当							
1299	文部科学 省	13	267		放射線利用・原子力基 礎技術試験研究推進 交付金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については、原子力発電施設等の設置されている地域における、放射線利用や原子力の基礎技術に関する試験研究の推進に要する費用に充てるための交付金を交付し、科学技術振興のための研究・開	1,420,015	388,378	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	4_a_1_2	1_a_1	5_a_1_1							該当	
1300	文部科学 省	13	268		原子力・エネルギー教 育支援事業交付金		発電の用に供する施設の運転の円滑化等に資するための電源立地対策として、学校教育段階からの原子力・エネルギーに対する理解増進を目的として、各都道府県自ら行う原子力その他のエネルギーに関する教育の取組に要する費用を交付する。	242,583	232,583	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	3_b_1_1									該当	
1301	文部科学 省	13	269		核燃料サイクル関係推 進調整等交付金		電源立地対策として、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、住民生活の利便性向上及び産業振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。 電源立地対策のうち、本事業については核燃料サイクルの推進を図るため、核燃料サイクル関係施設が設置されている都道府県等(電源立地地域)が実施する研究機関等集積活用事業等に要する費用に充てるための交付金を交付することを目的とする。	3,249,479	2,996,897	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	1_a_1	1_c_2_1									該当
1302	文部科学 省	13	270		経済協力開発機構原 子力機関拠出金		経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)に特別拠出金を拠出し、先進国において蓄積された原子力科学に関する知見、各国の原子力の研究開発に関する動向などに関する調査等を活用し、我が国の原子力政策に反映する。	130,620	115,276	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	7_b_1									該当	
1303	文部科学 省	13	271		原子力平和利用確保 調査委託費		我が国の原子力研究開発等を円滑に推進するため、米国等の研究開発や国際協力等を巡る動向について調査し、効果的かつ効率的な政策立案に資する。	12,581	12,455	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	1_c_2_1									該当	
1304	文部科学 省	13	272		原子力システム研究開 発委託費		エネルギーの安定供給を図るため、原子力が円滑に直面的な課題に的確に対応し解決するとともに、原子力分野における我が国の国際競争力の維持・向上を図るため、多様な原子力システム(原子炉、再処理、燃料加工)に関し、基礎的研究から工学的検証に至る領域における革新的な技術開発を進めることを目的とする。	1,970,441	1,336,983	5	特別	ー	90022	4	○	○	ー	ー	1_a_1									該当	
1305	文部科学 省	13	273		原子力平和利用調査 等事業拠出金		国際原子力機関(IAEA)、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)に対する特別拠出金の拠出を通じて、我が国の原子力利用が核不拡散の点から平和的に進められていることについて国際的な理解・協力を得るとともに技術・制度等に関する情報を入手することで、我が国の原子力施設等の利用の促進等に資することに加え、国際的な核セキュリティ強化や核拡散抵抗性の向上などの国際貢献にも資す	88,962	79,222	5	特別	ー	90022	4	ー	ー	ー	ー	7_b_2									該当	
1306	文部科学 省	13	274		国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構施設整備費		施設の設置又は改造に要する費用に係る補助金の交付を通じ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特別会計に関する法律施行令第51条第2項に掲げる業務を円滑に実施する。	1,165,443	3,096,224	1	特別	ー	90022	2	ー	ー	ー	ー	4_a_1_1									該当	
1307	文部科学 省	13	276		英知を結集した原子力 科学技術・人材育成推 進事業	原子力施設廃止 措置研究棟委託 費	東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」という。)福島第一原子力発電所の廃炉等を始めた原子力分野の課題解決に資する基礎的・基盤的研究を推進する。	0	549,962	5	一般	ー	63	4	○	○	ー	ー	1_a_1									該当	
1308	文部科学 省	13	276		英知を結集した原子力 科学技術・人材育成推 進事業	科学技術試験研 究委託費 経済協力開発機 構拠出金	東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」という。)福島第一原子力発電所の廃炉等を始めた原子力分野の課題解決に資する基礎的・基盤的研究を推進する。	1,486,007	994,482	5	一般	ー	13	4	○	○	ー	ー	1_a_1									該当	
1309	文部科学 省	13	277		国際宇宙ステーション 開発に必要な経費		「民生用国際宇宙基地のための協力に関する宇宙基地協力協定」等の国際約束に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が実施する国際宇宙ステーションの運用に要する経費に対して補助を行い、新たな技術・科学的知見の獲得や国際協力の推進などを行うことを目的とする。	34,689,429	28,747,061	5	一般	ー	13	4	ー	ー	○	ー	1_a_1									該当	
1310	文部科学 省	13	278		宇宙・航空科学技術推 進の調整に必要な経費		宇宙航空開発利用を新たな分野で進めるにあたって端緒となる技術的課題にチャレンジする研究開発、宇宙航空開発利用の発展を支える人材育成等、宇宙航空開発利用の新たな可能性を開拓するための取組を行い、さらなる裾野拡大を目的とする。	462,366	426,297	5	一般	ー	13	4	○	○	ー	ー	1_a_1	5_a_1_1								該当	

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考	
1311	文部科学 省	13		279	宇宙・航空分野の戦略 的研究開発・国際展開 の推進		「宇宙基本計画」(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)に掲げられた「宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化」、「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で掲げられた「新たに立ち上げる宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)を通じ官民一体となって海外の商業宇宙市場の開拓やG空間関連プロジェクトの推進」等を踏まえ、戦略的研究開発・国際展開の推進を図る。	上記目的に照らし、我が国の宇宙開発利用政策推進に係る調査・研究や、国際協力調整に関する各種事務を行う。具体的には、以下の事項を実施。 ①宇宙開発利用等に係る国内外の動向調査、その他の事務 ②宇宙分野の国際会議等や二国間の会談等により国際協力・調整を積極的に進め、宇宙分野の戦略的な国際展開を推進。 ③政府職員を諸外国の宇宙政策等の中核をなす専門家のもとに派遣し、調査・協力業務に当たらせ、宇宙分野の国際動向・技術動向の情報収集体制を強化。	95,570	129,951	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_b_2_1	5_c1_1								該当	
1312	文部科学 省	13		280	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 運営費交付金に必要な経費		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、総合的かつ計面的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基礎的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。	関係府省と緊密に連携しながら、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において以下の施策を推進する。 ・宇宙空間へのアクセスを可能とする手段として、自立的な宇宙活動の根幹である「宇宙輸送システム」 ・社会的ニーズの高い災害対応に資する衛星の研究開発等を推進するとともに、新たな利用の創出を図る「衛星による宇宙利用」 ・我が国の特徴を活かした独創的かつ先端的な研究を推進するとともに、未知のフロンティアである宇宙の探査に挑戦する「宇宙科学・宇宙探査」 ・国際宇宙ステーション(ISS)/日本実験棟「きぼう」を利用した「宇宙環境利用の推進」 ・民間では保有困難な大型・高性能の風洞施設等の試験設備を整備・供用し、航空科学技術に係る先端的・基盤的な研究開発を実施する「航空科学技術」 ・ロケットや衛星に係る信頼性向上や宇宙航空科学技術に係る基礎・基盤的な研究開発を実施する「基礎・基盤的な研	105,342,777	111,286,260	5	一般	-	13	3	-	-	-	-	7_a_2									該当	
1313	文部科学 省	13		281	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 施設整備に必要な経費		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の設置する施設の整備充実を図るために要する経費に対して補助を行い、もって宇宙科学に関する学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の設置する施設の整備充実を図るために要する経費に対して補助を行う。【補助率:定額】	1,368,471	4,725,291	5	一般	-	13	2	-	-	-	-	4_a1_2								該当		
1314	文部科学 省	13		282	基幹ロケット高度化の 推進		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が実施する宇宙基本法(平成20年法律第43号)に基づき作成される「宇宙基本計画」の施策を推進するために行なう基幹ロケットの打ち上げ能力の向上等のための技術開発の取り組みを推進するために要する経費に対して補助を行い、もって宇宙輸送システムに関する国の責務の遂行に寄与することを目的とする。	我が国の競争力強化策に資する取組みとして、国産ロケットの高度化を行い、海外需要の獲得等を通じて我が国宇宙産業の振興と経済成長力の強化を図る。【補助率:定額】	359,138	2,012,000	5	一般	-	13	4	-	-	○	-	1_a_1								該当		
1315	文部科学 省	13		284	海洋生物資源確保技術 高度化		近年、地球環境の変動による海洋生物資源への影響や乱獲に伴う漁獲制限等の問題が顕在化し、海洋生物資源の安定的、持続的な供給が喫緊の課題となっている。そのため、増養殖技術においては、海洋生物の生理機能を解明して生産性を向上させることが重要な課題となっている。また一方で、正確な資源量予測を行うためには、海洋生態系を総合的に解明することが必要不可欠であるが、海洋生物資源の分布や変動については、未解明部分が多い。そこで、大学等が有する研究手法や技術を核として、関係機関と連携の上、これらの課題を解決するための研究開発を実施	国公立大学、独立行政法人・国立研究開発法人、民間企業等を対象に公募を行い、外部有識者による審査を経て研究課題を選定した後、採択機関と委託研究契約を結び、海洋生物の生理機能を解明し、革新的な生産につなげる研究開発(テーマ1)及び海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系を総合的に解明する研究開発(テーマ2)を実施する。テーマ2では、生産性が高く、我が国の漁業に関して特に重要な海域である沿岸域及び黒潮域において、複雑に相互作用する生態系の変動機構を解明し、海洋生物資源量の予測手法の高度化を目指す研究を実施する。	104,316	103,149	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1_a_1									該当	
1316	文部科学 省	13		285	海洋鉱物資源広域探 査システム開発		我が国周辺海域において確認されている海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の海洋鉱物資源の賦存量を効率的かつ効果的に把握するためのセンサー等については、大学等の知見を活用した開発及び実海域における実証が進められてきた。このため、実際の資源探査に用いるためには、技術の汎用化とともに各々のセンサー技術を統合・システム化する必要がある。本事業では、海洋鉱物資源の探査にとって必要な情報が得られる技術の実用化を進めるとともに、それらの技術を組み合わせた広域探査システムの開発などを行う。	国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等を対象に公募を行い、採択機関と委託研究契約を締結する。平成25年度に研究課題を採択し、5年間で海洋鉱物資源の探査にとつて必要な情報が得られる技術の実用化を進めるとともに、それらの技術を組み合わせた広域探査システムの開発を行う。具体的には、海底熱水鉱床等の海洋鉱物資源が存在する水深3,000mまでの海域において、探査技術を実際に用いた調査を行い、データを取得、処理、解析しながら、実用化に向けた問題点を抽出し、これらの問題点を解決するために必要な高度化を行う。また、それら複数技術を用いた実海域における調査等を実施し、取得したデータを統合的に解釈することで、海洋鉱物資源の正確な分布及び量が把握可能となる効率的な広域探査システムの開発を行う。これらを通じて、5年間で実用に供することのできる技術及びシステムとして完成させるとともに、民間企業等への技術移	452,205	445,116	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	1_a_1									該当	
1317	文部科学 省	13		286	海洋分野の研究開発 の推進		①海洋科学技術及び地球科学技術に関する各国の研究成果、活動の情報交換を行い、文部科学省における海洋地球分野の研究開発を効果的かつ円滑に推進する。 ②平成25年10月より新しいフェーズに移行した国際深海底科学掘削計画(ODDP)のフレームワーク文書に基づき、各掘削船運用委員会等(リエゾン)を派遣し、運用方針の共有・意見交換を図ることで、計画を推進する。	①海洋地球分野の研究開発を効率的かつ円滑に推進するため、研究成果等の情報交換、他国との間で討議を行う国際会議への出席及び国内推進会議を実施する。 ②IODPは、日本(地球深部探査船「ちきゅう」)、米国(ジョイントレゾリューション号)、欧州連合(特定任務掘削船)がそれぞれ提供する掘削船を用いて深海底を掘削し、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命の解明等を目的とする多国間国際協力プロジェクトである。	10,129	9,379	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5_a1_1									該当	
1318	文部科学 省	13		287	南極地域観測事業に必要 な経費		近年、地球温暖化をはじめ地球規模での環境問題が拡大する中、極域特有の大気、海洋、雪氷等に関する研究・観測を実施することにより、地球規模での気候・環境変動のメカニズムの解明に資する。	南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)において策定された南極地域観測計画に基づき、地球温暖化など地球環境変動の解明に向け各分野における地球の諸現象に関する研究・観測を推進するため、南極地域において継続的に種々の観測を実施する。南極観測船「しらせ」による南極地域(昭和基地)への観測隊員・物資等の輸送を実施するとともに、そのために必要となる「しらせ」及び南極輸送支援ヘリコプターの保守・整備等を実施する。	6,408,327	4,507,041	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1_b_1	4_a1_2							該当		
1319	文部科学 省	13		288	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営 費交付金に必要な経費		平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。	事業の目的を達成するために、「海底資源研究開発」、「海洋・地球環境変動研究開発」、「海域地震発生帯研究開発」、「海洋生命理工学研究開発」、「先進的掘削技術を活用した総合海洋掘削科学の推進」、「先進的融合情報科学の研究開発」、「海洋フロンティアを切り拓く研究基盤の構築」の7つの重点研究開発を推進するとともに、研究船や「地球シミュレーター」等研究施設及び設備を科学技術に関する研究開発または学術研究を行う者の利用に供する。	30,618,486	31,718,486	1	一般	-	13	3	-	-	-	-	7_a_2								該当		
1320	文部科学 省	13		291	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査		本事業は、全国的な子供の体力や運動習慣等の状況を把握・分析することにより課題や好事例等を明らかにし、国の施策の改善に活かすとともに、各教育委員会や各学校単位での分析を促すことにより、各教育委員会及び各学校における子供の体力向上に向けた指導の改善に役立てることを	小学5年生と中学2年生に対する実証調査及び質問紙調査、学校及び教育委員会に対する質問紙調査の実施(調査票の作成・配送・回収・入力・集計)、調査結果の分析、学校等における取組事例の取りまとめ、結果の提供等を実施。	0	0										1_b_2_6							非該当			
1321	文部科学 省	13		293	中学校・高等学校ス ポーツ活動振興事業		全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって中学校及び高等学校のスポーツの振興に寄与すること。	開催都道府県の経費の一部(諸謝金(競技役員等の謝金に限る。)、旅費(選手旅費は除く。)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費)について補助。 【実施方法】開催地の都道府県に補助(補助率:定額)	0	0											6_6							非該当		
1322	文部科学 省	13		294	学校における体育活動 での事故防止対策推進 事業		学校における体育活動は、体力向上、健康増進、競争心や協調、他を尊重する精神の涵養、人間関係の形成など、生涯にわたる豊かな生活を実現するための基礎となるものである。一方で、毎年報告される死亡等の重大事故の発生といった課題も抱えている。この課題に対応する取組を推進することで、安全でより効果的な体育活動を実施することを	体育活動中の重大な事故事例や情報、再発防止のために留意すべき点、防止方策等について把握・分析・研究を行い、その成果を全国教育委員会、学校、大学、スポーツ関係団体等の関係者と協議会を開催する。	0	0										3_c4_5	1_b_3_6						非該当			
1323	文部科学 省	13		295	運動部活動指導の工夫・改善 支援事業		運動部活動の活性化により、子供たちがスポーツの楽しさや喜びを味わえるようになり、その結果、子供の体力向上につなげること。	【スポーツ医・科学等を活用した高度な運動部活動指導体制の構築】 教員以外のスポーツ医・科学の知見を持った外部指導者等の参画による子供たちへの技術指導の充実とその指導を定着させる取組について実践研究を行う。 【多様な運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善の実践】 運動部活動の選択の幅を広げるための工夫改善について検討し、運動部活動運営の工夫改善について、実践研究を行う。 【運動部活動指導者の指導者養成事業】 運動部活動指導者の資質向上を目的として、競技種目別研修、習熟度別研修を実施する。 【運動部活動指導者サミットの開催】 運動部活動関係者が参集して、運動部活動の指導に關す	0	0												1_b_2_6	5_a4_1_6						非該当	
1324	文部科学 省	13		297	武道指導充実・資質向上 支援事業		学校の体育・保健体育の授業において、学習指導要領のねらいの実現や運動苦手・嫌いな子供をつくらないようにするために、全国的に武道を含む一部領域等での質の高い授業の実践や若手教員をはじめとした指導者の資質向上・指導力強化を図るためのプログラム開発・実践研究等を実施することにより、体育・保健体育の授業の充実を図ることを	質の高い体育、保健体育授業の実践、若手教員をはじめとした指導者の資質向上や指導力強化を推進するため、教育委員会と大学・地域等が連携・協働した先導的な取組、特色ある武道指導の実践研究、支援体制の強化、指導成果の検証及び指導法の研究を行う。	0	0										1_b_3_6							非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	分類9	科技該 当・非該 当	備考				
1325	文部科学 省	13		299		日本体育協会補助		スポーツ基本法の規定に基づき、我が国の国民スポーツの統一組織である公益財団法人日本体育協会に対し、スポーツ指導者養成事業及びアジア地区スポーツ交流事業、海外青少年スポーツ振興事業に必要な経費の一部を補助し、生涯スポーツ社会の実現に向けて、必要なスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るとともに、スポーツを通じた国際交流及び貢献を推進する。	公益財団法人日本体育協会が実施する以下の事業について、必要な経費を補助する。(補助率:定額) (1)スポーツ指導者養成事業 スポーツのより一層の振興を図るため、資質の高い指導者の養成及び有資格者の資質向上を図る。 (2)アジア地区スポーツ交流事業 日韓中ジュニア交流競技会等のスポーツ交流事業を通じて、相互理解を深めながら、時代を担う国際的な視野と資質を持った青少年の健全な育成に寄与するとともに、近隣のアジア諸国とのスポーツ交流を促進し、国内外の市民レベルスポーツについて一層の振興を図る。 (3)海外青少年スポーツ振興事業(ODA) アセアン、および東アジア諸国から青少年スポーツ関係団体の育成等を行う青少年スポーツ指導員を受け入れ、我が国の青少年スポーツ振興方策などを提供し、海外における青少年スポーツの振興に寄与する。	0	0											5,a4,2	5,c4,2									非該当			
1326	文部科学 省	13		300		生涯スポーツ振興事業		国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。	(1)生涯スポーツ・体力づくり全国会議の開催 (2)指導者養成研修会の開催 (3)体力・運動能力調査の実施 (4)生涯スポーツ功労者等の表彰 (5)スポーツ施設等安全管理推進事業の実施	0	0									3,b,4	5,a4,2	1,c,3,6	5,d4,2							非該当					
1327	文部科学 省	13		301		スポーツ政策の戦略的 立案基盤の強化		海外や地域・現場におけるスポーツ施策・行政体制・予算等に関するデータの整備や、政策や社会の要請に応える理論的・実証的研究など、我が国のスポーツ政策の企画立案の基盤を強化するための調査研究を実施し、海外や地域・現場などにおけるスポーツ振興施策の最新の状況を適切に踏まえた、効果的・効率的かつ戦略的なスポーツ政策の企画立案に資することを目的とする。	平成28年度末に策定される予定の第2期スポーツ基本計画の内容を踏まえ、スポーツを通じた健康増進をはじめとする、国内外における各種スポーツ施策の現状と課題を調査し、それらの結果に基づきスポーツ推進に資する具体的施策の検討を行う。	0	0										1,b,2,6										非該当				
1328	文部科学 省	13		302		スポーツ施設等安全 管理推進事業		ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するためには、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる環境を整備する必要がある。そのため、スポーツによって生じる事故の防止、応急手当等の知識の普及・啓発を図り、国民が安心してスポーツ活動を行うことができる社会の実現を目指すものである。	プール、体育館、武道場など、子供をはじめ広く一般に利用されるスポーツ施設や学校体育施設における事故を未然に防止するための施設・設備の点検や指導方法及び事故を軽減するための応急手当(AEDの活用含む)等について、具体的な知識の普及・啓発を図るため、施設の設置者である地方公共団体の担当者や施設管理者、学校関係者等を対象とした安全管理講習会を都道府県教育委員会等と共同全国スポーツ大会の運営費の一部を補助金として開催都道府県へ交付する。	0	0											3,b,4										非該当			
1329	文部科学 省	13		304		全国障害者スポーツ大 会開催事業(地方ス ポーツ振興費補助)		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、都道府県が開催する全国障害者スポーツ大会に要する経費の一部を補助することにより、障害者のスポーツ参加を促進するとともに、国民の障害者スポーツに対する理解・関心を深める。	平成25年度まで厚生労働省で実施(「身体障害者体育等振興」事業番号:763)	0	0										8,6										非該当				
1330	文部科学 省	13		305		日本障がい者スポーツ 協会補助		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に対し、事業に必要な経費の一部を補助する。	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助する。 (1)障害者スポーツ振興費:障害者スポーツに関する調査研究や情報収集・提供、障害者スポーツの普及・啓発、指導者の研修等を実施する。 (2)総合国際競技大会派遣等事業:日本代表選手団の派遣を実施する。(2015スペシャルオリンピックス夏季世界大会) (3)競技力向上推進事業:メダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進に取り組む。	0	0											3,b,4	8,6	5,a4,2									非該当		
1331	文部科学 省	13		306		スポーツによる地域活 性化推進事業		地方公共団体が実施するスポーツを通じた健康増進事業や、スポーツツーリズム等の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、地域におけるスポーツの振興並びにスポーツによる地域活性化を図る。	※平成25年度まで、厚生労働省「身体障害者体育等振興」地方公共団体が行う以下の事業の実施に要する経費の一部を補助する。(補助率:定額) (1)運動・スポーツ習慣化促進事業 域内のスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能とするために行う。行政内、民間企業、スポーツ団体等から構成する実行委員会等の開催及び運動・スポーツへの興味・関心を継続させる取組。 (2)地域スポーツコミッションへの活動支援 地域スポーツコミッション等地域が一体となった組織が実施する新たなスポーツイベントの創出や誘致等の取組。	0	0												3,c2,3											非該当	
1332	文部科学 省	13		307		地域における障害者ス ポーツ普及促進事業		地域において障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を促進するため、都道府県・指定都市における障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウ開発等を推進するとともに、スポーツ参加における障壁の調査分析を実施する。	地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究において、都道府県・市町村を対象に、域内のスポーツ・障害福祉関係者から構成される実行委員会を開催し、地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究を実施するとともに、障害者のスポーツ参加における障壁の	0	0										1,b,2,6										非該当				
1333	文部科学 省	13		308		体育・スポーツ施設に 関する調査研究		我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることにより、2020年以降も見据えた国民のスポーツ活動の推進に向けて、体育・スポーツ施設の整備に関する指針等の作成に係る基礎	「スポーツ施設の整備・運営に関する計画指針策定 地方公共団体がスポーツ施設の整備を計画的に推進するため、施設の管理運営のコスト算出方法、ストックの適正化に向けた検討手法等について検討し、指針等としてとりまとめる。	0	0										1,b,3,6										非該当				
1334	文部科学 省	13		309		スポーツキャリアサ ポート戦略		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国としてアスリートの競技力向上を推進している中、トップアスリートが安心してスポーツに専念できるよう、アスリートのキャリアについて、関係者が協働して効果的な支援を行うための仕組みを構築する。	(1)スポーツキャリアサポート推進戦略 我が国におけるスポーツキャリア形成支援体制の整備を図るため、関係団体・機関等の連携・協働を推進し、アスリートのスポーツキャリア全体を効果的に支援する体制を構築するほか、アスリートのデュアルキャリアに関する関係者の意識改革のため、主に大学生以下の年代を対象としたプログラムを実施するとともに、アスリートキャリア形成に係るアスリート、スポーツ団体、企業、教育機関等における意識・支援等の状況について調査を実施する。 (2)エリートアカデミー生の学習等支援 JOCエリートアカデミー事業におけるジュニアアスリートを対象とした学校教育支援、心のケアや進路相談等、関係者と連携した学習及び生活面に対するサポートプログラムを提供する。 (3)アスリートと企業等とのマッチング支援 引退移行期のアスリートの意識改革を行う一方で、競技引退後のセカンドキャリアをより充実させるためには幅広い職域の開拓を行う必要がある。そこで、先進的なロールモデルを創出するため、引退移行期のアスリートと新たな戦域の	0	0											5,a4,2											非該当		
1335	文部科学 省	13		310		ナショナルトレーニング センター競技強化拠 点施設活用事業		北地区が丘に設置したナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)では対応できない冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技及び高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存のトレーニング施設を競技別のNTCに指定し、トップレベル競技者が、集中的、継続的にトレーニング・強化活動を行うための強化拠点として機能させることにより国際競技力の向上を図る。	我が国の国際競技力の向上を図るため、NTC競技強化拠点に指定した施設について、国際競技大会と同等の競技条件下でトレーニングを行うための環境整備や、医・科学サポートなどを行うための物品の導入やサポートスタッフの配置並びにNTCとの情報ネットワークを構築するなどにより、トレーニング拠点のより一層の活用を図る。	0	0										4,a4,1,6	8,6	5,b4,1,6									非該当			
1336	文部科学 省	13		311		国際競技大会情報ネッ トワーク形成支援事業		我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興のみならず、国際親善、地域の活性化等に大きな意義を有する。しかし、特に東日本大震災以降、我が国で国際競技大会やスポーツ研究集会の円滑な開催に困難な状況がみられる。これを克服するためには、国際競技大会に係る情報の収集・活用や積極的な情報発信が重要であるとともに、我が国にふさわしい国際競技大会の在り方を探る必要がある。このため、海外における情報収集・発信活動を行えるネットワーク形成を支援する環境の整備や新たな国際競技大会等の招致・開催を検討する。(本事業は平成23年度「国際スポーツキャンプの招致・開催支援」から名称変更したものである。)	本事業の委託を受けた団体は、我が国で国際競技大会を開催するために必要な情報ネットワークの形成を支援する環境整備を行うとともに、新たな国際競技大会等の招致・開催を検討する。 (1)国際競技団体の本部が多数設置されているスイスのローザンヌ等の海外において、以下の事業を実施するため、以下(1)～(3)の事業を実施する。 ○国際的なスポーツに関する情報収集を行い、国内の中央競技団体等と情報共有する。 ○国際競技大会や国際会議、国際競技団体の本部等において、日本のスポーツ情報・大会開催能力のアピール、日本の安全性等について、情報発信する。 ○国際会議等に出席する中央競技団体の役員等が、現地での国際ネットワークを形成する際の支援を行う。 (2)国際審判員・国際競技大会サポートスタッフ等の国際的コミュニティへの積極的参加の支援を行う。 (3)新たな国際競技大会やスポーツ研究集会等の企画・立案に向けた検討を行う。	0	0												5,b4,1,6											非該当	

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特金 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBI対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
1337	文部科学 省	13		312		スポーツ仲裁活動推進 事業		競技者や、コーチ等の競技支援者は、競技団体の決定に従うことが求められるため、競技者等が競技団体の決定に不協がある場合、第三者による決定の当否について判断を仰ぐことができ、紛争が迅速・円滑に解決する仕組み(仲裁)の存在が重要である。一方、仲裁は競技者等の申立と競技団体の合意によって成立するため、当事者双方の理解が不可欠であるが、競技団体の紛争解決手続き(仲裁の自動受託条項など)の整備状況も踏まえると、現状は十分な理解を得ているとは言い難い。そのため、競技者及び競技団体等に対する普及・啓発活動、仲裁活動の中核的な人材の育成等を通じてスポーツ仲裁への理解増進を図り、仲裁活動の	研修会、国民体育大会におけるアウトリーチ、個別団体訪問等の機会を通じて競技者、団体会員、指導者等に対してスポーツ仲裁についての研修・説明等の理解増進活動、仲裁活動の中核的な人材の育成を行い、スポーツ仲裁の趣旨や手続などの理解増進を図る。	0	0										5_c4.2								非該当			
1338	文部科学 省	13		313		競技力向上支援体制 の充実		(1)競技スポーツ指導者等の顕彰 オリンピック等国際競技大会において優秀な成果を挙げた者等に対する顕彰・表彰制度を設け、競技スポーツの振興に資する。 (2)委託事業選定委員会等 競技力の向上に関する事業の実施にあたって、効果的な事業内容の検討を行う。 (3)日韓スポーツ交流実務者協議会の開催 2002年FIFAワールドカップ日本大会を契機に両国政府が発足した「日韓共同未来プロジェクト」により、日韓両国のスポーツ・青少年交流を推進する。 これらを実施することで、我が国トップアスリートの国際競技力の向上を図ることを目的とする。	(1)競技スポーツ指導者等の顕彰 オリンピック等国際競技大会にいて優秀な成績を挙げると、我が国のスポーツの振興に貢献した者等に対し、文部科学大臣が顕彰・表彰を行う。 (2)委託事業選定委員会 我が国の国際競技力の向上及びスポーツの振興のための事業を委託するにあたり、外部有識者で構成するスポーツ競技スポーツ課等技術審査定委員会を設置し、調査審議することにより、最適な事業を選定する。 (3)日韓スポーツ交流実務者協議会の開催 日韓両国のスポーツ担当行政機関及びスポーツ団体の実務担当者により、日韓共同未来プロジェクトにおける日韓スポーツ交流の推進方策について協議する。	0	0									3_c4.5	5_d4.2									非該当		
1339	文部科学 省	13		314		ドーピング防止活動推 進事業		ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、WADA常任理事会・理事会などの国際的な活動に参画することによって、ドーピング防止活動の推進を図る。	ユネスコの国際規約で国の役割とされているドーピングの防止に関する「教育」や「研究」について、以下の事業を行う。 (1)ドーピング防止教育・研修事業：ドーピング違反を未然に防止するため、競技者に対する研修会等を実施し、ドーピングの害などの教育を実施 (2)ドーピング防止活動に係る人材育成事業：ドーピングに関する検査、教育等の活動に必要な人材を育成するため、ドーピング検査員養成講習会等を実施 (3)高度化するドーピングに対する検査技術の開発・研究を	31,389	36,451	5	一般	-	15	4	-	-	-	-	5_a4.1.6	1_a.2									該当	
1340	文部科学 省	13		315		世界ドーピング防止機 構等関係経費		ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を損ねるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、WADA常任理事会・理事会などの国際的な活動に参画することによって、ドーピング防止活動の推進を図る。	(1)WADA常任理事会・理事会に出席し、WADAの活動、規程、国際基準、予算、決算等について要求、助言、折衝、承認等を行う。 (2)ユネスコ規約締約国会議に出席し、ユネスコの活動、規約・附属文書等について要求、助言、折衝、承認等を行う。 (3)ドーピング防止に関するアジア・オセアニア地域政府間会議に出席し、アジア地域における活動、WADAへの拠出金について要求、助言、折衝、承認等を行う。	0	0										5_d4.2									非該当		
1341	文部科学 省	13		316		世界ドーピング防止機 構拠出金		ドーピングは、競技者の健康を損ね、スポーツの価値を脅かすなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められている。我が国は、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジア地域代表常任理事国として、またユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締結を踏まえ、国際的なドーピング防止活動を行うWADAへ資金拠出を行い、WADAの任務を支援することによって、ドーピングのない健全なスポーツの国際的な普及・発展	国際的なドーピング防止活動を行うWADAへ資金拠出を行い、WADAの任務(世界ドーピング防止規程の策定・改定・普及、各国際基準の策定・改定・普及、RADO(地域ドーピング防止組織)活動の普及・促進、ドーピング防止教育の普及・促進など)を支援する。	0	0									3_c4.5									非該当			
1342	文部科学 省	13		317		国民体育大会開催事 業(地方スポーツ振興 費補助)		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、都道府県が開催する国民体育大会に要する経費の一部を補助し、もって、競技性の高い国内トップレベルの大会として国際的に通用する競技力向上の一翼を担うなど、我が国の体育・スポーツの振興に寄与する。	都道府県が開催する国民体育大会の運営費の一部を補助金として交付する。 補助率:定額	0	0									6.6									非該当			
1343	文部科学 省	13		318		日本オリンピック委員 会補助		スポーツ基本法(平成23年度法律第78号)の規定に基づき、我が国のトップレベル競技者の育成・強化を図り、スポーツ振興に寄与することを目的とする公益財団法人日本オリンピック委員会が行う事業に必要な経費の一部を補助し、もって、我が国のトップアスリートの国際競技力の向上に寄与する。	公益財団法人日本オリンピック委員会が行う、日韓両国の親善・友好を図るとともに日本選手の競技力向上に資する日韓競技力向上スポーツ交流事業や国際総合競技大会へ日本代表選手団を派遣する国際競技大会選手団派遣事業等の実施に必要な経費の一部を補助する。 補助率:定額	0	0									5_c4.2									非該当			
1344	文部科学 省	13		319		日本武道館補助		スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の規定に基づき、我が国伝統の武道を国民、特に青少年の間に普及奨励することを目的とする公益財団法人日本武道館に対し、古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業に必要な経費の一部を補助し、もって、我が国の武道の振興に寄与する。	公益財団法人日本武道館の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助金として交付する。 (1)古武道保存事業:全国各地に伝承されている古武道各流派による演武大会を開催する。 (2)青少年武道錬成大会:小・中・高校生を対象に、柔道・剣道等の錬成大会を開催する。 (3)武道指導者講習会:武道実技指導者、武道指導者を目指す者を対象に、研修会を実施する。 (4)武道国際交流事業:在日外国人武道修行者を対象とした国際武道文化セミナーの開催、海外に武道代表団を派遣しての交流事業を実施する。 補助率:定額	0	0										3_b.1.6										非該当	
1345	文部科学 省	13		320		独立行政法人日本ス ポーツ振興センター運 営費交付金に必要な経 費		独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う業務(スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進等)にかかる経費の一部に充てることにより、法人の業務の円滑な実施及び推進に寄与し、もって国民の心身の健全な発達に寄与する。	法人の下記業務に係る経費(事業費、人件費、一般管理費等)の一部に相当する額を運営費交付金として交付。 ①スポーツ施設及び附属施設を運営し、又は利用してスポーツの振興のための必要な業務を行うスポーツ施設運営事業 ②スポーツ振興基金の運用益を財源に、スポーツ団体が行う競技水準の向上等のための事業に助成するスポーツ振興基金業務 ③学校の管理下における児童生徒等の災害に関する災害共済給付事業及び免責特約事業 ④スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する業務 ⑤国立競技場・丘競技場の整備等に必要となる業務 ⑥オリンピック・パラリンピック競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、戦略的な選手強化を行う競技力向上事業に関する業務 なお、スポーツ振興投資事業については国費が投入されて	1,290,118	1,298,131	1	一般	-	15	3	-	-	-	-	7_b.1	7_b.6									該当	
1346	文部科学 省	13		321		独立行政法人日本ス ポーツ振興センター施 設整備費		独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)の設置するスポーツ施設(国立競技場等)及びスポーツ医・科学研究施設の整備充実を図るため、JSCが行う国立競技場等の整備に要する経費に対して補助を行い、もってスポーツの普及振興及びスポーツ医・科学研究の推進を通じた競技力向上等に資することを目的とする。	JSCが行うスポーツ施設(国立競技場等)の整備事業に必要な工事費、事務費(設計委託料、設計監理料、その他工事に直接なる事務の経費)、不動産購入費用について補助を行う。 ＜補助率:定額＞	0	0									4_a4.1.6									非該当			
1347	文部科学 省	13		322		2019年ラグビーワー ルドカップ普及啓発事 業		2019年ラグビーワールドカップ日本大会開催の成功に向けて、「タグラグビー」や「学外クラブ」などを活用して、障害者を含む全国の小・中学生年代をはじめ、幅広い層へ、ラグビーを普及・啓発するとともに、ラグビーを通じた国際交流を促進する。	ラグビーワールドカップが開催される2019年を視野に、継続してラグビーの普及啓発を行える団体に以下の事業を委託する。 1.「タグラグビー」を活用して、障害者を含む全国の小学生年代を対象にラグビーの普及・拡大を図る。 2.平日の放課後もラグビーが出来る環境(学外クラブ)を整備し、中学生等の競技者の拡大を図る。 3.国際感覚の養成、英語能力の向上を目指し、ラグビー先	0	0										3_c4.5	5_a4.2									非該当	
1348	文部科学 省	13		323		女性アスリートの育成・ 支援プロジェクト		「スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学省策定)」に掲げられている「日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」という政策目標の実現を図るため、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境を整備する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの国際競技力向上のために、女性トップアスリート及び次世代(ジュニア)アスリートに着目して、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムを実施する。また、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化プログラムや、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。また、全国の女性アスリートの相談・受診環境改善に向け、産婦人科医療等に対し、女性アスリート特有の課題等に関する知識	0	0										1_b.3.6	5_a4.1.6									非該当	
1349	文部科学 省	13		325		国連ジュニアスポー ツリーダー研修事業		アジアやアフリカなどの青年を対象とした研修により、地域のコミュニティにおいてリーダーシップを発揮できる青年を育成し、我が国のスポーツ教育の諸外国への普及及びオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進を図る。	国連・開発と平和のためのスポーツ事務局では、アジアやアフリカなどの青年を対象とした研修事業を実施している。国連との共催による本研修は、女性のスポーツ参加、障害者のためのスポーツ、健康教育と社会的課題に応じたテーマを取り上げ、合同形式で実施するものである。研修では、教室での活動のほか、実践的なトレーニング等を通じてコミュニティの状況を改善するために、スポーツをどう活用すればよいか等について、理論と実践の両面から学ぶ。	0	0									5_a4.1.6										非該当		

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
1350	文部科学 省	13		326		ハイパフォーマンス・サ ポート事業		「スポーツ基本計画(平成29年3月24日文部科学省策定)」 に掲げられている「日本オリンピック委員会(JOC)及び日本 パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏 まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パ ラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀 な成績を収めることができるよう支援する」という政策目標 の実現を図るため、メダル獲得が期待される競技をターゲッ トとして、アスリート支援等について多岐面から専門的かつ 高度な支援を戦略的・包括的に実施する。	オリンピック競技・パラリンピック競技において、メダル獲得 が期待されるスポーツを対象に我が国のトップアスリートが 世界の強豪国に競り勝ち確実にメダルを獲得することがで きるよう、多岐面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括 的に実施する。また、2018年にジャカルタ(インドネシア)で 開催されるアジア競技大会及びアジアパラ競技大会におい て、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのサ ポートを想定し、競技直前の準備のためにアスリート、コー チ等が必要とする機能を選択できる現地拠点を設置する。	3,528,493	1,591,489	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	5,a3,1										該当			
1351	文部科学 省	13		327		スポーツ研究イノベー ション拠点形成プロジェ クト		〔平成29年3月24日文部科学省策定〕に掲げられている「日 本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会 (JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国の トップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過 去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることが できるよう支援する」という政策目標の実現に資するよう、 スポーツにおける独創的で革新的な研究や、地域・組織の 特性を最大限に活かした斬新な研究について、次世代の中 核を担う若手研究者の育成を含めて行う。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功や 2020年以降における国際競技力の向上のために、「スポー ツ研究イノベーション拠点」を指定し、研究者の自由な発想 に基づき、スポーツと異分野の融合による独創的で革新的 な研究や、地域や組織の特性を最大限に活かした斬新な研 究について取り組む。また、拠点においては、スポーツ研究 イノベーション活動を通じて、次世代の中核を担う若手研究 者の育成プログラムを実施する。	90,000	85,588	5	一般	-	13	4	○	-	-	-	1,a,1										該当			
1352	文部科学 省	13		328		国際情報戦略強化事 業(IF役員倍増戦略)		我が国が国際競技力の向上を図り、オリンピック競技大会 等において飛躍的に多くのメダルを獲得するためには、競 技者等の育成強化に加え、国際競技連盟(IF)等における 政策決定過程において、我が国のスポーツ関係者の意向 が十分に反映されるよう、国際スポーツ界における情報取 集・発信能力を高めることが求められている。	〔1〕IF役員ポスト獲得支援事業 国内競技団体(NF)等の優れた人材がIFの要職ポストを獲 得するため、各NFに対して国際競技大会・国際会議の機会 を活用した選挙活動に必要なサポート等を実施することによ り、IFの役員ポストを獲得する。 〔2〕IF事務局スタッフ派遣支援事業 国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会 (IPC)又はIF等の人材を派遣して実務を経験させ、国際的 な実務能力及び人的ネットワークを有する人材を養成する。	0	0												5,a4,2								非該当			
1353	文部科学 省	13		329		スポーツ・フットウモ ロー等推進プログラム		2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、ス ポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献 するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際ス ポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推 進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フットウモロー」 プログラムに取り組むとともに、オリンピック・パラリンピッ ク・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取り組みを 実施する。	〔1〕スポーツ・アカデミー形成支援事業 IOC、JOC、NOC、体育系大学等が連携して、オリンピズム の普及とスポーツ医科学研究の推進を図るため、IOC関係 者等を教員等として招聘、国際的なスポーツ界での活躍が 期待される人材の受入れ・養成を行う中核拠点を構築する。 〔2〕戦略的二国間スポーツ国際貢献事業 青年海外協力隊等と連携し、学校教育カリキュラム等の策 定支援など、途上国のスポーツ環境の整備に協力する。官 民連携協力によるスポーツの国際協力コンソーシアムを構 築し、各国の協力要請に迅速かつ的確に対応する。 〔3〕国際アンチ・ドーピング強化支援事業 ・アンチ・ドーピング活動が遅れている国へのドーピング防 止教育・研修パッケージの導入・普及、人材育成支援、それ らを支える研究開発、国際会議・シンポジウムの開催等を 通じて、世界のスポーツにおけるドーピングの撲滅に貢献す る。 ・アンチ・ドーピング研究の高度化を支援するため、世界ドー ピング防止機関(新研究基金)に資金を提出する。 〔4〕オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業 ・オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に波及さ せ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成 功に資するため、オリンピック・パラリンピック教育を全国に 展開する。また、実施にあたっては、先行して取組を行って いる東京都や、東京2020大会組織委員会が行う教育プロ グラム(ようい、ドム1)との連携を図る。 ・全国的なコンソーシアムの形成、オリパラ教育セミナー の開催等を行い、各地域の取組を支援する「オリパラ教育全 国中核拠点」を設置する。 ・道府県等教育委員会に委託を行う「オリパラ教育地域拠 点」(本取組)・各地域拠点で特色あるオリパラ教育を実施す	0	0															5,c3,2	5,c4,1,6	3,c4,5	8,1,6	3,b,1,6	8,1,4		非該当	
1354	文部科学 省	13		330		ナショナルトレーニング センターの拡充整備		「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文部科学省策 定)に掲げられている、「日本オリンピック委員会(JOC)及び 日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目 標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピッ ク・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する 等優秀な成績を収めることができるよう支援する」という政策 目標の実現に資するよう、我が国のトップレベル競技者が、 同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活 動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセン	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功や 2020年以降の国際競技力の向上に向け、国立スポーツ科 学センターが行っている最新のスポーツ・医学に関する研究 成果を取り入れた科学的トレーニングを通じて、我が国の トップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的 にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナ ショナルトレーニングセンター(NTC)のオリンピック競技とパ ラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るた め、NTCを拡充整備する。	199,802	3,640,231	5	一般	-	13	2	-	-	-	-	4,a2,1										該当			
1355	文部科学 省	13		331		文化功労者年金の支 給に必要な経費		文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に 功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に 功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議 会に諮問し、その選考した者のうちから閣議了解を経て決 定)に年金を支給し、これを顕彰すること。	0	0																	非該当						
1356	文部科学 省	13		332		舞台芸術創造力向上・ 発信プラン		トップレベルの芸術団体による舞台芸術の創造に対する 重点的な支援や我が国の芸術文化の振興における課題解 決に資する取組を実施することにより、我が国の芸術水準 の向上を図り、優れた芸術文化活動が活発に行われるよう な環境を醸成する。	独立行政法人日本芸術文化振興会が行う我が国の芸術 水準向上の直接的な牽引力となっているトップレベルの芸 術創造活動に必要な経費(稽古費、文芸費等)を支援する 事業に対し補助する。〔事業費補助・定額補助〕 その支援の過程においては、随外国のアーティスト等 に相当する新たな仕組みを導入して、独立行政法人日本芸 術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査 研究機能を大幅に強化し、文化芸術への支援策をより有効 に機能させる。 また、国が我が国の芸術文化振興における課題を示し て、課題解決に資する取組を公募し、採択した事業を実施 するほか、平成32年のオリンピック・パラリンピックの文化プ ログラムに関連する海外への発信力のあるプログラムや国 内の公演情報を一元的に国際発信していくための調査研究	0	0														8,5,7							非該当		
1357	文部科学 省	13		333		芸術祭・芸術選奨		優れた成果を上げた公演・芸術家等を顕彰するとともに、優 れた舞台芸術の主催公演を実施することで、優れた芸術文 化活動が活発に行われるような環境を醸成する。	①芸術祭(昭和21年度開始)⇒芸術の祭典として、舞台芸 術の参加公演及び放送・レコード等の参加作品を募集し、 優れた成果を上げたものについて顕彰を行うとともに、芸術 の創造とその発展を図るため、音楽、演劇等の優れた舞台 芸術の主催公演を実施する。 ②芸術選奨(昭和29年度開始)⇒演劇、映画、音楽、メ ディア芸術、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メ ディア芸術の11部門において年間顕著な業績をあげた者を顕	0	0													8,5,5							非該当			
1358	文部科学 省	13		334		国民文化祭		国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場 を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起 し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発 展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資す ることを目的とする。	全国各地で国民が行っている各種の文化活動を、全国的な 規模で発表する機会として、年度ごとに都道府県単位で行 う。国民文化祭を開催する。文化活動を行う、各地の国民が 競演することにより、国民間の幅広い交流を促進し、地域の 文化活動の活性化を図る国民文化祭を契機として、開催の 前後にわたる長いスパンでの、芸術文化活動の発展・充実 へとつなげる。平成27年度 第30回国民文化祭は、鹿児島 県(10/31～11/15)での開催である。現在、第33回大会(30 年度)まで、開催県の内定をしているところである。	0	0																				非該当			
1359	文部科学 省	13		335		全国高等学校総合文 化祭		全国都道府県代表の高等学校の生徒による芸術文化活動 の発表会を総合的に開催し、創造活動の向上を図るととも に相互の交流を深めることにより、豊かな感性や創造性を 育むことを目的とする。	高校生の文化芸術活動の、全国規模の発表の場を提供す る全国高等学校総合文化祭を実施する。開催内定後、生徒 を主眼とした実行委員会を設置し、2年の準備期間を経て開 催年度を迎える。また、文化祭で選出された優秀校による 全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演を国立劇場にて 開催する。文化系部活動の「インターハイ」、「甲子園」として 多くの生徒の目標となっている。27年度の文化祭は滋賀県 での開催(7/28～8/1)である。現在、第44回大会(32年度) まで、開催県の内定をしているところである。	0	0																				非該当			
1360	文部科学 省	13		336		日本映画の創造・交 流・発信		日本映画の振興のため、日本映画の製作活動を支援する とともに、国際共同製作に対する支援による国際文化交 流や、海外における上映機会の獲得等を推進し、我が国の 芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動が活発に行 われるような環境を醸成する。	上記の目的を達成するため、日本映画の自立的な創造サ イクルの確立を目指し、 ①日本映画の製作や、海外との国際共同製作への支援 (定額補助) ②各地フィルムコミッションが持つ情報を集約したロケー ションデータベースの運営 ③優れた文化記録映画作品及び映画界で顕著な業績を 上げた者の顕彰等を行う文化庁映画賞の実施や、映画関 係者が交流・発信できる機会の提供 ④海外映画祭等へ出品する際の字幕製作や渡航費の支 援、⑤アジア地域における日本映画の上映 ⑥日本の映画情報を一括管理する「日本映画情報システ ム」の運用 を行う。	0	0																				非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
1361	文部科学 省	13		337		若手映画作家等の育 成		日本映画の創造活動を活性化させ、多様で優れた作品の 生産を継続し得る、製作と上映・保存を含めた創造サイクル の確立を目指すとともに、映画製作を目指す者に技術や知識、 興味を持たせ、次代を担う人材を育成する。	若手映画作家に本格的な映画製作に必要な技術・知識の 習得の機会を設けるとともに、実際の短編映画作品の製作 を通して実践する場を与える。また、学生に実際の製作現場 で可能な限り製作・演出・シナリオ・撮影・照明・録音など 各職種の全過程を経験し、プロフェッショナルな作品製作を 自ら体感することにより、将来必要となる知識・技術等を学 文化庁メディア芸術祭の開催により優れた作品を発掘・顕 彰し、地方展の実施により国民の鑑賞機会を提供すると ともに、海外で開催されるメディア芸術関連フェスティバル等 への参加・出展を通して、最新の我が国のメディア芸術を発 信する。散逸、劣化の危険性の高い作品の保存に資するよう 、メディア芸術作品に係るデータベースを運用・活用し、ま た、各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組への支 援を行う。分野・領域を横断した産・学・官(館)の連携・協力 により実施することにより、恒常的にメディア芸術分野の文 化資源の運用・展開を図る。優れたアニメーション映画の製 作の促進を図る。	0	0												5,a4_1,7									非該当		
1362	文部科学 省	13		338		メディア芸術の創造・発 信		メディア芸術の創造とその発展を図り、もって我が国文化の 向上と振興に資するため、メディア芸術の総合的発信、推 進拠点とネットワークの強化、創作活動の促進に資する事 業を実施し、我が国の芸術家や芸術団体に、優れた芸術 文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。	メディア芸術の創造とその発展を図り、もって我が国文化の 向上と振興に資するため、メディア芸術の総合的発信、推 進拠点とネットワークの強化、創作活動の促進に資する事 業を実施し、我が国の芸術家や芸術団体に、優れた芸術 文化活動が活発に行われるような環境を醸成する。	0	0											8,5,7								非該当				
1363	文部科学 省	13		339		メディア芸術の人材育 成		我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進め、世 界中の愛好者の一層の拡大に寄与するため、メディア芸術 を支える優れたクリエイター等の輩出を図る。	我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進め、世 界中の愛好者の一層の拡大に寄与するため、メディア芸術 を支える優れたクリエイター等の輩出を図る。	0	0										5,a4_1,7								非該当					
1364	文部科学 省	13		340		新進芸術家等の人材 育成		新進芸術家や文化芸術活動を支える人材等に対して、公演 や展覧会等を通じた実践的な研修や幅広い知識の修得等 に資するワークショップ、セミナーといった研修機会を提供 するほか、海外の芸術関係機関や学校等での研修に係る支 援を行うとともに、国内外の人材交流・ネットワーク化を推 進し、次代の文化芸術振興を担い、グローバルに活躍する人 材の育成を図る。また、小学校・中学校等において一流の 文化芸術団体による巡回公演を行い、又は小学校・中学校 等に芸術家を派遣することにより、子供たちの発想力やコ ミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や 国民の芸術鑑賞能力の向上につなげる。	(1)グローバルに活躍する新進芸術家等の育成 ・次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 発表機会が乏しい新進芸術家が参加する公演・展覧会 や幅広い知識の修得や技術の向上に資するワークショッ プ・セミナー等を実施するほか、新進芸術家等が海外の芸 術関係機関や学校等で行う研修を行う際の渡航費、滞在費 等を支援等を行う。 ・大学を活用した文化芸術推進事業 芸術系大学等が実施するアートマネジメント人材の育成 カリキュラム(プログラム)の開発・実施を支援するとともに 、開発されたカリキュラムの周知・普及により、高度な専門性 を有したアートマネジメント人材の養成・能力向上の推進等 を行う。 (2)文化芸術による子供の育成事業 対象:小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支 援学校の児童・生徒 【巡回公演事業】 文化庁において選定した優れた舞台芸術(オーケストラ、 バレエ、演劇等)を行う団体が、学校の体育館等で公演を実 施するほか、事前ワークショップや公演時に子供たちとの共 演を行う。	0	0										5,a4_1,5											非該当		
1365	文部科学 省	13		341		日本芸術院会員年金 の支給等に必要な経費		日本芸術院は、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等芸術各分 野の優れた芸術家を優遇するために設けられた栄誉機関 である。本事業は芸術の発達に寄与する活動、芸術に関す る重要事項の審議及びこれらに関して文部科学大臣又は 文化庁長官に対し意見を述べるなどの会員の活動を支える とともに、日本芸術院会館の運営を円滑に行うことを目的 としている。	・日本芸術院は、院長1名と会員120名以内で組織され、「美 術」、「文芸」、「音楽・演劇・舞踊」の3部で構成されている。 ・会員は終身とし、予算の範囲内で年金が支給される。 ・新たな会員は各部の選挙で過半数を得た者が、総会の承認 を経た後、文部科学大臣より任命されることがなっており、 会員はその選挙を行う。 ・会員以外の者で、卓越した芸術作品と認められるものを制 作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認 められる者に対して、毎年、天皇皇后両陛下のご臨席のも と日本芸術院授賞式を挙行し恩賜賞と日本芸術院賞を授 与する。また会員はその選挙を行う。 ・日本芸術院の所蔵作品の公開展示や会員による特別講 演会の開催、その他日本芸術院の活動記録作成や会員に 関する記録制作を行う。	0	0										8,6										非該当			
1366	文部科学 省	13		342		独立行政法人国立美 術館運営費交付金に必 要な経費		美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その 他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すると共に、こ れに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等 を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目 的とする。	国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術 館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館 を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査 結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展 示事業や教育普及・研究事業、美術(映画を含む。)に関す る作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機 的に連携して実施する。	0	0											7,b,5									非該当			
1367	文部科学 省	13		343		独立行政法人国立美 術館施設整備に必要な 経費		美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、 保管して公衆の観覧に供すると共に、これに関連する調査 及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、 芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人「国 立美術館」の施設・設備の老朽化への対応、美術館利用者の 安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。	独立行政法人国立美術館が設置する美術館の狭隘・老朽 化等への対応のために必要な施設整備の実施及び敷地の 購入。(定額補助) 平成28年度に行った整備は以下のとおり。 (国立新美術館)土地購入 (東京国立近代美術館)工芸館外壁・屋根廻り塗装工事、フ ィルムセンター電気設備改修他工事、基幹設備安全対策工 事(京都国立近代美術館)1階講堂改修工事、ハロン消火器 設備更新工事 (国立西洋美術館)建築整備改修工事、昇降機改修工事 (国立国際美術館)自動火災報知装置等改修工事、電話交 換機設備等更新工事 (国立新美術館)空調機等整備等工事、非常用蓄電池設備 更新工事、西側カサカーテンホールへの開閉式遮光カーテン 設置工事	0	0											4,a4_1,5									非該当			
1368	文部科学 省	13		344		独立行政法人日本芸 術文化振興会運営費交 付金に必要な経費		芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及 を図るための活動その他の文化の振興または普及を図る ための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の 伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行 い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代 の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、 その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上	国立劇場、国立演舞場、国立能楽堂、新国立劇場、国立劇 場おきなわを設置し、それぞれの施設の理念・目的に基づ き、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代 舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台 芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代 舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び 活用等の事業を有機的・体系的に行う。	211,646	209,530	1	一般	-	95	3	-	-	-	-	7,b,1	3,b,1,5									該当			
1369	文部科学 省	13		345		独立行政法人日本芸 術文化振興会施設設 備に必要な経費		我が国古来の伝統的な伝統的な芸能の公開、伝承者の養成 、調査研究等事業の充実により、芸術その他の文化の向上 に寄与するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設 ・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利 便性の向上等のための施設整備を行う。	独立行政法人日本芸術文化振興会の設置する施設の狭 隘・老朽化等への対応のため、必要な設備整備を実施。平 成28年度に行った整備は以下のとおり。 国立劇場等大規模改修工事関連調査等 国立文楽劇場舞台吊物機構更新工事等 国立能楽堂基幹設備等更新工事 国立文楽劇場基幹施設等更新工事 国立劇場おきなわ基幹設備等更新工事 新国立劇場基幹設備等更新工事 国立文楽劇場舞台機構設備整備工事 新国立劇場舞台機構設備整備工事 新国立劇場舞台照明設備整備工事 国立劇場おきなわ舞台照明設備整備工事	0	0												4,a4_1,5									非該当		
1370	文部科学 省	13		346		劇場・音楽堂等活性化 事業		「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽 堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を踏ま え、我が国の劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や 専門的人材の養成、普及啓発事業等を総合的に支援する ことにより、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術 の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生 を推進し、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れら れる環境を醸成する。	○特別支援事業:我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等 が行う実演芸術の創造発信や人材養成事業等を総合的に 支援(補助率:1/2以内かつ自己負担金内)。 ○共同制作支援事業:複数の劇場・音楽堂等が実演芸術 団体と共同で行う実演芸術の新たな創造活動を支援(補助 率:同上)。 ○活動別支援事業:地域のリーダー格の役割を担う劇場・音 楽堂等の創造発信や人材養成事業、普及啓発事業を活動 単位で支援(補助率:同上)。 ○劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業:劇場・音楽 堂等間の連携を促進し、国民が居住する地域にかかわらず 実演芸術を鑑賞できるよう、巡回公演に対し支援(補助額: 旅費及び運輸費の合計額)。 ○劇場、音楽堂等基盤整備事業:劇場・音楽堂等に関する 調査研究や研修会等を文化庁が実施。	0	0														8,5,7	5,c4_1,5							非該当	

[illegible]

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考						
1388	文部科学 省	13		364		文化財建造物等を活用 した地域活性化事業		本事業は、国及び地域の「たから」である重要文化財(建 造物)、登録有形文化財(建造物)及び重要伝統的建造物 群保存地区の施設の充実を図り、文化の振興並びに魅力 ある地域づくりに資するため、公開活用を推進することを 目的とする。また、重要文化財(建造物)の壁や屋根等の外 観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を、健全で美しい状 態に回復する取組に対して支援を行うことで、観光資源の魅 力向上に資する。	本事業は、文化振興を図るとともに魅力ある地域づくりに 資することを目的として、所有者や都道府県・市区町村等 が、国及び地域の「たから」である地域の重要文化財(建造 物)及び登録有形文化財(建造物)、重要伝統的建造物群 保存地区の保存活用計画の策定や、公開活用に関する設 備整備、耐震対策等に支援し、公開活用を推進する(補助 率:原則50%)。また、重要文化財(建造物)所有者等が土壁 の塗り直しや屋根の差し茅等の外観及び公開範囲の仕上 げに関わる部位を健全で美しい状態に回復する取組に対し		0	0										4,a4_1,5									非該当					
1389	文部科学 省	13		366		文化遺産を活かした地 域活性化事業		我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を 活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典 に親しむ活動等の地域の特色ある総合的な取組を支援す ることで、文化振興とともに地域活性化を推進することを 目的とする。	①地域の文化遺産次世代継承事業 地方公共団体が策定する事業実施計画に基づき、地域の 文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委 員会等が実施する地域の文化遺産に関する情報発信、人 材育成、普及啓発、継承、記録作成、調査研究等の取組に 対して補助を行う(補助率:定額)。 ②世界文化遺産活性化事業(平成27年度～) 地方公共団体が策定する事業実施計画に基づき、世界文 化遺産の構成資産の所有者、保護団体等によって構成され る実行委員会等が実施する世界文化遺産に関する情報発 信、人材育成、普及啓発、調査研究等の取組に対して補助 を行う(補助率:定額)。 ③歴史文化基本構想策定支援事業(平成27年度～) 文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用する ための「歴史文化基本構想」の策定・改訂に要する経費を 地方公共団体に対して補助(補助率:定額)。 ④日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業(平成28年度 ～) 地方公共団体が行う、地域の文化財に対する外国人旅行 者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信等の		0	0														3,c4,5	5,a4,2								非該当	
1390	文部科学 省	13		367		世界遺産普及活用・推 薦のための事業推進		世界文化遺産の推薦件数が1年1件に限られ、また、諮問 機関の審査が厳しくなっている中で、海外専門家との情報 交換等を通じ、専門的・技術的に十分な推薦準備を行うこと で、我が国の推薦資産の世界遺産リストへの確実な登録を 促進するとともに、我が国が誇る様々な文化遺産の国内外 への発信力強化を図る。	我が国の推薦案件を確実に世界遺産登録へとつなげるた め、世界遺産委員会や専門家会合に出席し情報収集、審 査傾向の分析等を行う。		0	0										1,b_2,6									非該当					
1391	文部科学 省	13		368		伝統文化親子教室事 業		次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦 楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化に関 する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供 することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切 に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継 承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養 (かんよう)することを目的とする。	伝統文化に関する活動を行う団体等に、親子等を対象とし て民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道など の伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する 取組等(以下「教室」という。)を委託する。		0	0										8,5,5									非該当					
1392	文部科学 省	13		369		日本遺産魅力発信推 進事業		地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語 るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定すると ともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の 文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国 内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。	○日本遺産魅力発信推進事業 地域に点在する有形・無形の文化財を「地域型」と「シリアル 型」の2タイプにパッケージ化し、自治体に対して、日本遺産 に関する情報発信や人材育成事業、普及啓発、公開活用 のための整備に係る事業等を補助事業により支援する。 (補助率:定額) ○日本遺産プロモーション事業 認定「日本遺産」関係者が一堂に会するシンポジウムを開 催し、他の日本遺産で行われている事業についての先進的 な取組事例の共有化を図る。加えて、地域に専門家を派遣 しアドバイスを行うことで、各地域が抱える課題を解決し日		0	0											3,c4,5										非該当			
1393	文部科学 省	13		370		地域の核となる美術 館・歴史博物館支援事 業		地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国 際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成 等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組及び美術館・ 歴史博物館に係る緊急的かつ重点的な分野等の取組を支 援することにより、美術館・歴史博物館が地域の核として文 化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目 的とする。	①地域文化の振興と国際発信事業 地域に存する文化財の総合把握、情報連携、活用のため のコミュニティ形成、美術館・歴史博物館の情報発信、相 互連携、ユニークベニューの推進、外国人利用者のための 環境整備(展示案内やインターネットホームページの多言語 化等) ②美術館・歴史博物館との共同による地域文化振興 学芸員等の招へい・派遣、障害者の芸術活動支援、子供 を対象とした取組等の支援 ③美術館・歴史博物館重点支援分野 我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・ 文化財の保存活用による国民の文化的生活の向上を図る ため、補助を行う(補助率:原則50パーセント)。補助事業 者は事業により得られる効果を各自で設定し、事業終了 後、文化庁に対して成果報告を行う。 (1)保存整備に係る事業 修理・環境整備・防災施設設置・災害復旧等 (2)活用整備及び活用整備に関連する普及・啓発事業 復元的整備・歴史的建造物の復元・ガイダンス施設 の設置・災害防止対策・現場説明会・体験学習会等 地域の活性化を目的として実施する埋蔵文化財の公開・活 用事業に対し総合的な支援を行う。(補助率50%) ○埋蔵文化財の公開・活用に係る事業 ○埋蔵文化財の展示・収蔵・整理及び活用を行う拠点とな る施設の設備整備 ○埋蔵文化財等の展示を行うための設備整備		0	0												3,c4,2	5,a4_1,5									非該当		
1394	文部科学 省	13		371		歴史活き活き！史跡等 総合活用整備事業		文化財を活かした地域の個性ある活性化、まちづくりを推 進するため、歴史的に由緒ある史跡等、登録記念物又は歴史 の道の整備を国庫補助により促進し、積極的な公開・活用 を図る。	文化財の保存活用による国民の文化的生活の向上を図る ため、補助を行う(補助率:原則50パーセント)。補助事業 者は事業により得られる効果を各自で設定し、事業終了 後、文化庁に対して成果報告を行う。 (1)保存整備に係る事業 修理・環境整備・防災施設設置・災害復旧等 (2)活用整備及び活用整備に関連する普及・啓発事業 復元的整備・歴史的建造物の復元・ガイダンス施設 の設置・災害防止対策・現場説明会・体験学習会等 地域の活性化を目的として実施する埋蔵文化財の公開・活 用事業に対し総合的な支援を行う。(補助率50%) ○埋蔵文化財の公開・活用に係る事業 ○埋蔵文化財の展示・収蔵・整理及び活用を行う拠点とな る施設の設備整備 ○埋蔵文化財等の展示を行うための設備整備		0	0												4,a4_1,5	8,5,5									非該当		
1395	文部科学 省	13		372		地域の特色ある埋蔵文 化財活用事業		埋蔵文化財の公開・活用事業を支援することにより、地域の 文化財に対する理解促進・普及啓発を図る。	埋蔵文化財の公開・活用事業を支援することにより、地域の 文化財に対する理解促進・普及啓発を図る。 ○埋蔵文化財の公開・活用に係る事業 ○埋蔵文化財の展示・収蔵・整理及び活用を行う拠点とな る施設の設備整備 ○埋蔵文化財等の展示を行うための設備整備		0	0											8,5,5	4,a4_1,5									非該当			
1396	文部科学 省	13		373		国産良質材使用推進・ 供給地活性化事業		重要文化財建造物の修理にあたっては、在来と同品種、 同品質の資材を確保することが必要不可欠である。しかし、 社会経済の急激な変化により、修理工資材の地域における 安定的な供給が困難な状況にある。このような状況を改善 するため、重要文化財建造物の各地域における保存修理 用資材の長期需要予測調査を実施し、国産良質材の地域 における安定的な供給体制の構築や保存修理事業におけ る国産良質材の使用量の増大を図る。	国産良質材の供給確保に向け、建造物種別、規模及び 修理周期から今後必要となる修理工資材の長期的な需要 予測を各地域別に算出するための調査を実施する。		0	0											1,b_2,6									非該当				
1397	文部科学 省	13		374		文化芸術の海外発信 拠点形成事業		異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的な受け 入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取 り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イ ン・レジデンス等)への支援を通じて、日本各地において文 化芸術の創造と発信を行う国際的な拠点づくりを推進する。	外国人芸術家を招へいて行う滞在型の芸術創造支援プロ グラム及び併随して実施される外国人研究者等を招へいし て行う滞在型の研究支援プログラムや滞在制作した作品の 展示会、共同創作活動、ワークショップ等の事業に対して補 助を行う(「AIR事業」)。補助額は700万、500万の上限額を 設定。 なお、25年度まで実施していた国際展等の国際芸術フェス ティバルにおいて行う滞在型のプログラム(「類似・関連事 業」)は26年度に整理統合し、平成28年度からは、本活動の 機能を一層強化するため、海外のAIR団体と協定等により、		0	0												5,b4_1,5									非該当			
1398	文部科学 省	13		375		国際文化ネットワーク の構築及び文化多様性 の保護・促進への対応		我が国の文化政策上、意義の深い国際会議に参画すると ともに、諸外国の優れた芸術家・文化財専門家を日本に招 へいして知見を得ることによって、我が国の文化振興と国際 文化交流の推進を図る。	①国際会議への参加等 各国の文化政策担当機関や国際機関等が開催する国際 会議に文化庁国際交流担当官等を派遣する。 ②外国人芸術家・文化財専門家招へい 諸外国より芸術・文化に優れた業績を残し指導的立場に ある芸術家・文化財専門家を招へいし、我が国関係者との 意見交換、共同制作及び共同研究等の諸活動を行う機会		0	0											5,a4_1,5									非該当				
1399	文部科学 省	13		376		芸術家・文化人等によ る文化発信推進事業ー 文化庁「文化交流使」 の派遣等ー		我が国の芸術家・文化人等が「文化交流使」として、世界 各国において創意に満ちた日本文化紹介活動を展開するこ とによって、日本の文化的イメージの向上、諸外国との国際 文化交流の推進、文化人や芸術家とのネットワーク形成 の強化を図る。	我が国の芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名、一定 期間海外に派遣し、その専門分野に関する実演、演技指 導、講演、上映、展示、共同制作、情報交換等の活動を 当該国において実施することにより、日本文化の紹介・芸 術家等とのネットワークづくりを行う。活動終了後には、文化 交流使としての活動内容を一般対象に発表する活動報告。 日本と諸外国の首脳間や政府間で設定される周年事業等 の機会において、文化政策上の重要性や国際貢献の意義 等に基づき、国として対応が必要となるトップレベルの文化 芸術発信事業や国際文化交流事業を行う。 具体的には、上記趣旨を踏まえ、国内外において、様々な 分野の芸術公演、展覧会、国際会議等の各種事業を企画・ 実施する。		0	0													3,c4,5									非該当		
1400	文部科学 省	13		377		国際文化交流・協力推 進事業		国際的な要請や文化政策上の意義に基づく重要な国際文 化交流・協力事業を実施することによって、諸外国との友好 と相互理解を深める。			0	0										5,b4_1,5									非該当					

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
1401	文部科学 省	13		378		文化財の国際協力の 推進		我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用し、海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携による保存修復事業を通じた現地の専門家や若手研究者の人材養成等の実施により、海外の文化遺産保護の国際協力を推進する。	①文化遺産国際協力拠点交流事業：日本の文化遺産の専門家を派遣し、保存修復事業を通じた現地の専門家や若手研究者の人材養成を行う。 ②無形文化遺産保護パートナーシッププログラム：無形文化遺産保護条約の締約国に求められている無形文化遺産保護の国際協力等を実施する。 ③文化遺産国際協力コンソーシアム事業：官民が連携を強化し、効果的・効率的な文化遺産国際協力を推進するため、国際各機関間のネットワーク構築、情報の収集・提供、文化遺産国際協力に関する調査研究等を実施する「文化遺産国際協力コンソーシアム」の運営を行う。 これらの他、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業、戦略的・二国間文化遺産国際交流推進事業、文化財の海外交流・協力の推進、アジア諸国文化財の保存修復等協力事業、ユネスコ無形文化遺産戦略的登録等推進	0	0										5,c4_1,5									非該当		
1402	文部科学 省	13		379		東アジア文化交流推進 プロジェクト事業		日中韓文化大臣会合やASEAN+3文化大臣会合における合意事項等を踏まえた各種の文化交流事業を展開し、今後の世界の成長の源泉であるとともに、多くの課題を抱えている東アジア地域における相互理解の増進、異質性の受容、信頼感の深化を図ることを目的とする。	①東アジア文化都市中韓交流事業の実施 日中韓3か国で選定した文化芸術活動を集中的に実施する「東アジア文化都市」において、3か国の共同事業として実施することが合意された事業の中で、我が国の文化芸術団体等の中韓への派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを実施する。 ②東アジア芸術家・文化人等交流協力の実施 ASEAN諸国及び中国、韓国との間で、将来の文化交流の担い手となる中堅・若手の芸術家・文化人等の交流事業を実施するとともに、日本が強みを有する分野における文化協力事業を実施する	0	0											5,a4_1,5									非該当	
1403	文部科学 省	13		380		芸術文化の世界への 発信と新たな展開		海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際フェスティバルの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組に対する支援を通じて、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術や映画、現代アートなど各分野における我が国の優れた芸術文化を世界に発信する。	①国際芸術交流支援事業 【補助率 対象経費の一部】 舞台芸術関係団体が行う海外公演、海外の芸術団体との国際共同制作公演、我が国で開催される国際フェスティバルに対して支援。 ②優れた現代美術の海外発信促進事業 【補助率 対象経費の1/2】 海外の著名なアートフェスティバル等への我が国の現代美術作家・作品の出展や国内の国際発信力のある現代美術の展覧会等に対して支援。 ③国際芸術フェスティバル支援事業 我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバル(美術・映画)に対し戦略的かつ重点的に支援。〔補助率 定額〕 ④現代美術の海外発信の推進 我が国の現代美術の海外発信を推進するため、シンポジウム及び調査研究を実施	0	0											8,5,7									非該当	
1404	文部科学 省	13		381		文化政策企画立案		文化行政に関する各種データや資料の収集、調査研究等を行い、文化芸術振興基本法に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)を踏まえた、我が国の文化芸術の総合的な振興を図るための施策の企画・立案に資することを目的とする。	文化政策に関する企画立案等を行うための必要な客観的な情報を得るため、シンクタンク等に委託調査研究を行う事業で、平成27年度は、3つの委託調査研究を実施。今後の我が国の文化政策を戦略的に企画立案することを目的に、①海外における著作権制度及び関連政策動向等の考察 ②文化・アートプロデュースによる地域振興方策の考察 ③文化産業の経済規模(文化GDP)算出及び経済波及効果の考察 ④文化プログラムの実施に向けたシンポジウムの実施を行った。	0	0										1,b_2,6								非該当			
1405	文部科学 省	13		382		文化芸術創造都市の 推進		文化芸術振興のための基盤として、文化芸術の持つ創造性を活かして、産業振興、地域活性化等を図る多様な取組を支援・促進し、「文化芸術創造都市」の取組を行う自治体や、その関係者によるネットワーク組織を強化する。	全国各地の自治体等が、文化芸術創造都市の取組を推進するためのノウハウを取得することを目指し、委託事業により、自治体等が一瞥に会って意見交換等を行うネットワーク会議や、創造農村・ワーキングキャンプ等を開催するとともに、海外の文化芸術創造都市やユネスコの関係者との交流を促進する。また、文化芸術創造都市の取組を集約したホームページを作成し、各都市の取組内容等の広報を行う。	0	0										5,b4_1,5								非該当			
1406	文部科学 省	13		383		文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究		アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行い、文化芸術振興の基盤である、歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料の散逸・消失を防止する。	上記の目的を達成するため、中長期的な視点も含めた文化関係資料のアーカイブの取組の総合的な推進方策を検討するため有識者会議を設けるとともに、我が国の貴重な文化関係資料のうち、①テレビ・ラジオ番組の脚本・台本(主に1980年代以前のもの)、②写真フィルム(主に1945年から1970年頃までに、物故写真家により撮影されたもの)、③音楽関係資料(主に1945年以前に我が国で出版された楽譜)、の分野ごとに実践的調査研究等を行い、目録の作成、目録及び資料のデジタル化、目録の資料の公開に係る課題と具体方策の調査研究、委員会の開催、報告書の作成等を行う。また、著作権法に規定する著作権者人格権、著作権、著作権接権及び二次使用料または報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員会を置き、これにより当事者間のあっせんを行うものである。	0	0										8,5,5								非該当			
1407	文部科学 省	13		384		著作権行政の充実		著作権紛争解決あっせん制度は、著作権等に関する紛争が生じた場合、第三者が関与することで実情に即した簡易、迅速な解決を図ることを目的とする。 また、世界知的所有権機関分担金は世界知的所有権機関(WIPO)加盟国としてWIPOの運営費を支払い、加盟国の著作権者の権利の保護に資することを目的とする。	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法に規定する著作権者人格権、著作権、著作権接権及び二次使用料または報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員会を置き、これにより当事者間のあっせんを行うものである。 また、世界知的所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約第25条(4)(a)において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ(その他の等級Ⅰの加盟国：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)に分類されて、これを文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率で支払っている。	0	0										8,5,7									非該当		
1408	文部科学 省	13		385		著作権施策の推進		デジタル化、ネットワーク化の進展に伴う国内外の様々な課題に対応するため、著作権法の適切な運用、著作権制度の改善、普及啓発、資料・教材作成、調査研究、各種講習会・セミナー、各国との協議等により、我が国の著作物を適切に保護するための環境整備を図る。	著作権に関する普及啓発事業として、対象者別セミナーの開催など国民への啓発活動や著作権学習教材作成等を行う。 情報化の進展に対応した著作権施策の推進のため、著作権制度の在り方等についての検討に資する各種調査研究等を実施する。 著作権制度の国際的調和の推進は、多国間、複数国間、二国間の著作権に関する国際的な枠組み策定の動きに対応するため、世界知的所有権機関(WIPO)における国際会議等への参加、WIPOに対する拠出金によるアジア地域著作権制度普及促進事業(アジア諸国を対象とした国際シンポジウム・各種セミナーの開催、専門家の派遣等)を実施する。 また、二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取組強化の要請、権利行使の支援、トレーニングセミナーの実施などにより、現代の社会状況の変化に伴う日本人の国語に関する意識や具体的な言葉の理解の状況について調査する。ユネスコから消滅の危機にあるものとして挙げられた8言語・方言等の実態や保存継承の取組に関する調査等を実施する。これらの事業については委託により実施する。また、指導主事及び初等中等教育諸学校の教職員並びに大学等の教職員をはじめ国語に関心のある者の参加を募り、我が国の国語施策について周知するとともに、国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について研究協議する協議会の開催や国語審議会や文化審議会における国語に関する寄申等の情報をホームページで提供する。	0	0										8,5,5	1,b_3,6	5,c4,2								非該当	
1409	文部科学 省	13		386		国語施策の充実		日本人の国語に関する意識や理解の現状を調査し、その結果を報道機関等に報道してもらえるような能動的な広報を行うことにより、より多くの国民に国語に関する興味・関心を喚起する。また、学校教育に携わる国語教育関係者等に対して、国語施策に関する理解を促す協議会を開催することにより、効果的な国語施策の普及を図る。	全国の16歳以上の男女個人3,000人に対し、調査員による面接聴取法により、現代の社会状況の変化に伴う日本人の国語に関する意識や具体的な言葉の理解の状況について調査する。ユネスコから消滅の危機にあるものとして挙げられた8言語・方言等の実態や保存継承の取組に関する調査等を実施する。これらの事業については委託により実施する。また、指導主事及び初等中等教育諸学校の教職員並びに大学等の教職員をはじめ国語に関心のある者の参加を募り、我が国の国語施策について周知するとともに、国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について研究協議する協議会の開催や国語審議会や文化審議会における国語に関する寄申等の情報をホームページで提供する。	0	0											8,1,6	3,b_4							非該当		
1410	文部科学 省	13		387		外国人に対する日本語 教育の推進		外国人が日本での生活に必要な日本語を習得する体制を整備し、国内に居住する外国人の日常生活に必要なとされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになる。	都道府県などに調査票を送付し回答を得ることによって、日本語教育機関・施設等数、日本語学習者数、日本語教師数等を集計し、国内における日本語教育の現状を把握する。条約難民及び第三国定住難民に対し、定住支援施設において日本語教育を実施するとともに、定住先においても継続的に日本語が学習できる環境を整備する。日本で生活する外国人に対して、日本語教育の実施、日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、日本語教育のための学習教材の作成や、地域の創意に基づき多様な機関等との連携・協力を図り、日本語教育の体制を整備する取組を実施する。これらの事業については委託により実施する。また、日本語教育を行う者等を対象として、日本語教育の内容や方法をまとめた「標準的なカリキュラム案」等を活用するための実践的なワークショップなどを行う協議会の開催や日本語教育機関が持つ日本語教育コンテンツを横断的に検索できる	0	0											8,1,6	5,c4,2							非該当		
1411	文部科学 省	13		388		宗務行政の推進		宗教法人法に基づく宗教法人の規則認証等行政事務処理、宗教に関する情報資料の収集や宗教法人の適正な管理運営に資する事業を通じて、円滑な宗務行政の推進を図る。	宗教法人の規則認証等経常的に必要な行政事務処理、宗教事情等に関する調査及び宗教関係統計等資料の収集整理のほか、宗教法人の管理運営に係る資料の作成、宗教法人等に対する実務研修会等宗教法人の適正な管理運営に資する事業及び不活動宗教法人の整理促進のための対	0	0									8,6								非該当				

通番	府省庁 ORDER	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
1412	文部科学 省	13		389		近現代建築資料の収 集・保存		文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)に定める重点戦略「文化芸術の次世代への確実な継承」及び重点的に取り組むべき施策「文化芸術分野のアーカイブ構築」に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。」を踏まえ、近代以前の伝統的建造物に係る保存政策に比し十分とは言えない近現代建築について、その学術的・歴史的・芸術的価値を次世代に確実に継承して行く体制を構築する。	我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型など)については、その学術的・歴史的・芸術的価値が評価され、海外の美術館や大学等から譲渡の要請がある一方で、国内における保存体制は十分ではなく、貴重な資料が散逸等の危機に瀕している。近現代建築に関する資料の劣化、散逸、海外への流出などを防ぐため、平成24年度に湯島地方合同庁舎を一部改修・設備整備して設置された国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査・把握、関連資料を持つ機関(大学など)との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、収集した資料群の調査、その成果の展示や普及活動を通じ、近現代建築とそ	0	0												8,5,5								非該当	
1413	文部科学 省	13		390		国際教育交流事業の 振興		高度な外国語及び日本語能力を有し、かつ文部科学行政及び国際教育交流に関する知識を有する人材を「国際交流アソシエイト」として配置し、諸外国に対して、我が国の教育、文化、スポーツ、科学技術・学術分野における取組を適切かつ効果的に情報発信することに資する。	「国際交流アソシエイト」(公募の上、書面・実技・面接により選考)により、国際会議関係資料や文部科学省来訪の外国人等に対する説明資料等の翻訳を行う。	12,779	12,779	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	3_b,1,7								該当			
1414	文部科学 省	13		391		学者・教職員等の交流		諸外国と我が国の学者・専門家、行政官及び教職員等が相互に交流することを通して、互いの連携、協力の強化、相互理解の増進・友好親善関係の構築を図る。	諸外国の学者・専門家、行政官、教職員等を我が国に招へい、また我が国からもこれらの者を諸外国に派遣し、学校現場・教育等関係施設の訪問、講演会等への参加、互いの国の教育事情・教育政策等に関する講義、相互の意見交換等を実施する。これにより、教育・科学技術・学術、スポーツ、文化の分野において、諸外国との連携・協力の強化、相互理解の増進・友好親善関係の構築を図る。	0	0										5,a4,1,7								非該当			
1415	文部科学 省	13		392		国際業務研修の実施		文部科学省職員等を諸外国の行政・教育・文化機関等に派遣し、語学研修・実務研修及び当該国の教育・科学技術等に係る調査研究に従事させることにより、国際関係業務遂行能力の向上を図り、研修終了後には中・長期的に国際関係分野の業務で活用される人材を育成する。	1年2か月間国内における英語研修を実施した後米国に約10か月間派遣し、語学研修・米国の高等教育機関等における実務研修及び自身の研究テーマに沿った調査研究・レポート執筆に従事する「国際教育交流担当職員長期研修プログラム」を実施するとともに、米国、英国、仏国等にある国際機関等に派遣し語学研修・調査研究に従事する「外国政府等職員交流研修プログラム」を実施する。	0	0										5,a4,2								非該当			
1416	文部科学 省	13		393		日米教育交流の推進		日本と米国との間の教育交流事業を実施することにより、日米間の教育分野における学生交流や教員の交流を促進する。	○日米教育交流計画(日本におけるフルブライト交流計画)分担金:フルブライト奨学生として、日米両国の優秀な学生・研究者等を相互に相手国の大学等に留学させることにより、各界の次世代リーダーを育成すると共に、両国民の相互理解の促進を図る。 ○日米教育交流プログラム拠出金:持続可能な開発のための教育(ESD)に関する日米教員交流プログラム及び次世代の日米関係を担う人材育成プログラムを実施する。 なお、日米間のフルブライト交流計画は1951年の吉田・シムラ交換公文に基づき「日米教育交流計画」の発出により、全額米国政府負担のもと開始され、1979年2月に署名された「教育交流計画」に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の協定」に基づき、経費折半方式により実施している。事業は上記協定に基づき設置された国際機関である日米教育委員会が実施する。	0	0												5,a4,2								非該当	
1417	文部科学 省	13		394		国際バカロレア事業へ の拠出		我が国におけるグローバル人材の育成に貢献するため、国際バカロレア(IB)を実施する認定校等の増加を図る。特に、高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム(DP)」を日本国内の学校へ普及・拡大するため、その一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入等を図る。	国際バカロレア(IB)は、豊かなコミュニケーション能力、異文化への理解、課題発見・解決能力等グローバル化に対応したスキルを身に付けさせることを重視したカリキュラムであり、我が国においても、世界で活躍できるグローバルリーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する上で有益なプログラムである。「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においては、2018年までにIB認定校等を200校へ大幅に増加させるとの目標が掲げられており、目標の達成に向け、国際バカロレア機構との協力の下、特に高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム(DP)」の一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入を行うとともに、その普及・拡大に向け、シンポジウム等により情報発信する。	0	0											5,a4,2								非該当		
1418	文部科学 省	13		395		オーストラリア科学奨学 生の派遣		科学分野等に興味のある日本の高校生を対象に、高校生段階における国際交流を通して、広い視野を持って異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく態度を育成し、国際的に活躍できるグローバル人材となるための機運を醸成する。	国際バカロレア(IB)は、豊かなコミュニケーション能力、異文化への理解、課題発見・解決能力等グローバル化に対応したスキルを身に付けさせることを重視したカリキュラムであり、我が国においても、世界で活躍できるグローバルリーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する上で有益なプログラムである。「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においては、2018年までにIB認定校等を200校へ大幅に増加させるとの目標が掲げられており、目標の達成に向け、国際バカロレア機構との協力の下、特に高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム(DP)」の一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入を行うとともに、その普及・拡大に向け、シンポジウム等により情報発信する。	0	1,317	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	5,a3,1									該当		
1419	文部科学 省	13		396		国際視覚障害者援護 協会		我が国と諸外国との教育交流及び相互理解の増進を図るため、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会が行う視覚障害者がある外国人留学生等に対する予備教育に係る支援事業に必要な経費を補助することにより、日本での生活に必要な基礎的知識・技術を身に付けさせる。	我が国と諸外国との教育交流及び相互理解の増進を図るため、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会が行う視覚障害者がある外国人留学生等に対する予備教育に係る支援事業に必要な経費を補助することにより、日本での生活に必要な基礎的知識・技術を身に付けさせる。	0	0										5,a4,2								非該当			
1420	文部科学 省	13		397		留学生の受入・派遣体 制の改善充実		留学生の受入・派遣体制の改善充実等の政策の遂行を目的として、そのために必要となる行政事務を実施する。	以下の行政事務を実施する。 ・国費外国人留学生の募集受入 ・留学生政策の推進(留学生政策についての調査研究等) ・外国政府奨学金留学生の選考 ・その他、留学生の受入・派遣体制の改善充実等に資する一般行政事務	0	0										5,a4,2								非該当			
1421	文部科学 省	13		398		国費外国人留学生制 度		諸外国の優れた人材を我が国の高等教育機関で受け入れることで、我が国と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、将来を担う人材の育成に資することを目的とする。	諸外国の優れた人材を我が国の高等教育機関で受け入れることで、我が国と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、将来を担う人材の育成に資することを目的とする。	0	0										5,a4,2								非該当			
1422	文部科学 省	13		399		外国政府派遣留学生 の予備教育等留学生 受入れ促進事業		中国国政府との教育交流計画及びマレーシア政府の東方政策に基づき我が国への留学生派遣に関し、現地で行う予備教育のための教員派遣や選考試験実施等に対する協力の実施を目的とする。 また、外国において学校教育を受けた者の我が国の大学への入学については、外国において学校教育における12年の課程を修了した、又はこれと同等以上の学力を有することを要件としているが、諸外国においては中等教育の課程修了まで12年を要しない国がある。そのため、これらの国々で中等教育を修了した者については、「文部科学大臣が指定した教育施設において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程(準備教育課程)」を修了し、かつ、18歳に達した者に対し、大学入学資格を与えることとしており、こうした準備教育課程を開始する教育機関の指定を行う。 併せて、アジア太平洋地域における高等教育機関間の学生等の交流促進を目的とし、単位互換を普及するための単位互換方式の開発・活用などを行い、アジア太平洋地域の留学生交流の国際的な取り組みを支援する。	① 中国国政府派遣留学生 日中間の教育交流計画に基づき、中国人留学生を我が国の大学院へ受け入れている。文部科学省ではこれらの留学生の受け入れにあたり、現地で行う日本語の予備教育のための教員派遣等の協力を行っている。 ② マレーシア政府派遣留学生 マレーシア政府の国策である東方政策に基づき、マレーシア政府派遣留学生を我が国の大学学部及び高等専門学校へ受け入れている。文部科学省ではこれらの留学生の受け入れにあたり、現地で行う教科教育のための高等学校教諭の派遣(学部のみ)、選考試験実施等の協力を行っている。 ③準備教育課程推進経費 文部科学省が設置する「大学入学のための準備教育課程の指定等に関する調査会議」において、準備教育課程を開始する教育機関の指定等のための調査を行っている。 UMAP(University Mobility in Asia and the Pacific:アジア太平洋大学交流機構) UMAPにおけるアジア太平洋地域内の高等教育機関間の協力を推進するとともに、学生等の交流を増やし、高等教育の質を高めることによって域内諸国・諸地域の文化・経済・社会制度の理解を深めるため、学生交流の阻害要因となっている単位互換問題を解決するための「UMAP単位互換方式(UCTS(UMAP Credit Transfer Scheme))」の開発の実施	0	0												5,a4,2	8,1,6							非該当	
1423	文部科学 省	13		400		日本台湾交流協会		「1972年の日中国交正常化に伴い、我が国は台湾と断交したが、外交を除く従来の関係を維持するための民間レベルの交流団体として、財団法人交流協会(現公益財団法人日本台湾交流協会)が設立された。この交流協会を通じて、台湾からの留学生に対する奨学援助を支援することによって、日台間留学生交流の一層の拡充を図る。」	日本の大学で研究指導を受けている若しくは受けようとする台湾からの長期留学生(大学院レベル及び学部レベル)、及び、留学期間が3月以上1年未満の短期留学生に対し、日本台湾交流協会を通じて奨学金等の援助を実施する。 (定額補助)	0	0										5,a4,2								非該当			
1424	文部科学 省	13		402		社会総がかりで行う高 校生留学促進事業		高校生の国際交流は、異文化理解や友好親善を促進するものであり、特に留学は、外国語(英語)の運用能力の強化、コミュニケーション能力の向上など、グローバル人材の育成に効果がある。グローバル人材育成のため、高校生等に国際的な視野を持たせるとともに、海外留学への機運を高めさせる取組を行い、高校生の留学を促進する。	地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加を対象に、都道府県を通じて留学経費の支援を行う。対象となる留学は、原則2週間以上1年未満で、学校単位での応募とする。併せて、海外留学への機運を高めさせる取組として、留学経費や海外勤務者等を高等学校等へ派遣して体験講話や、海外で留学プログラム等を開催する都道府県に支援する。また、海外で日本語を専攻している外国人高校生を6週間程度招致して、日本の高等学校に体験入学させて交流する取組を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じて実施する。これらの取組を全ての予算の範囲内において定額にて補助する。	0	0												5,a4,2								非該当	

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1455	復興庁 (文部科 学省)	8		49		被災児童生徒就学支 援等事業		東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。	東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった幼児児童生徒の就学支援等を実施するため、「被災児童生徒就学支援等臨時特別交付金」(平成23年度から26年度までの4年間で約444億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する就園奨励事業や、小・中学生に対して学用品費や通学費(市町村が実施するスクールバスの運行委託費等)、学校給食費などを補助する就学援助事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を補助する就学奨励事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業を実施してきた。この基金事業は、26年度で終期を迎えることになったが、27年度からは、被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができる環境を引き続き確保するため、新たに全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」(約80億円)を実施した。また、28年度においても、引き続き27年度と同様の枠組み	0	0											5,a,4,2									非該当				
1456	復興庁 (文部科 学省)	8		50		義務教育費国庫負担 金に必要な経費		東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援を充実させる。	各都道府県からの申請に基づき教職員定数の加配措置を実施することにより、措置数に係る教職員給与費の1/3を国庫負担(義務教育費国庫負担金)とする。(義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法施行令第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令)	0	0										8,6								非該当						
1457	復興庁 (文部科 学省)	8		52		国立大学施設災害復 旧費等		東日本大震災により被災した国立大学施設の復旧により、教育研究機能の回復を図るとともに、被災地域の大学に復興・地域再生のための研究拠点となる施設を整備し、被災地域の再生を図ることを目的とする。	上記事業目的を達成するため、国立大学施設の復旧に要する経費及び被災地域の復興・地域再生の研究拠点となる施設の整備に要する経費に対して補助を行う。	773,092	1,051,750	5	特別	○	15	2	-	-	-	-	4,a,1,2									該当					
1458	復興庁 (文部科 学省)	8		55		育英事業に必要な経費 (育英資金貸付金)		東日本大震災により被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう無利子奨学金を貸与し、教育の機会を確保する。	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学・短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって返還金の回収を行っており、特に本事業では東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう、無利子奨学	0	0											5,a,4,2								非該当					
1459	復興庁 (文部科 学省)	8		56		私立大学等経常費補 助		被災した学生に対する授業料減免等や被災地にある私立大学等の安定的な教育環境の整備等の支援を行う学校法人に対して下記のとおり補助を行う。 【補助率】定額補助 ①授業料減免事業・・・被災して経済的に修学困難となった学生を対象とした授業料・入学料等の減免事業等を行っている私立大学等に対して支援(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援) ②被災私立大学等復興特別補助・・・被災した私立大学等に対して、安定的・継続的な教育環境の保障と、新入生も含	880,830	876,214	4	特別	○	15	3	-	-	-	-	7,a,1											該当				
1460	復興庁 (文部科 学省)	8		57		私立高等学校等経常 費補助		東日本大震災によって被害を受けた私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び、特別支援学校(以下「私立高等学校等」という。)を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費について、私立高等学校等経常費助成費補助において支	各都道府県が東日本大震災によって被災した私立高等学校等に対し、教育活動の復旧のための補助を行った場合、私立高等学校等経常費助成費補助において措置。	0	0										5,c,4,2								非該当						
1461	復興庁 (文部科 学省)	8		58		私立学校施設災害復 旧(私立大学等)		東日本大震災において激甚災害を受けた私立の学校の用に供される建物等の災害復旧に要する工事費等については、私立の大学、短期大学、高等専修学校(以下大学等という)の設置者に対し、補助する。 また、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校(以下高等学校等という)における災害復旧に要する工事費については、都道府県への支出委任をおこなっている。	私立学校施設災害復旧事業 地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害(本拠)に指定された場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第17条に基づき、私立学校における校舎等施設の復旧に要する工事費及び土地処理等について、私立の学校の設置者に対し、補助する。 【補助率】1/2以内 ○補助対象施設 私立大学等及び私立高等学校等の施設(建物、工作物、土	0	0										4,a,4,2												非該当		
1462	復興庁 (文部科 学省)	8		59		私立学校施設事務経 費		東日本大震災において被災した私立学校(大学、短期大学、高等専修学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校(以下私立学校等という))における私立学校建物其他災害復旧事業の実施に伴う、都道府県の事務費負担の軽減。	私立学校災害復旧都道府県事務費交付金 私立学校建物其他災害復旧事業のため、国の業務の一部を委任されている事務処理に対して必要な経費を都道府県に補助する経費である。 【補助率】10/10	0	0										4,a,4,2								非該当						
1463	復興庁 (文部科 学省)	8		61		産学官連携による東北 発科学技術イノベーシ ョン創出プロジェクト		被災地自治体主導の地域の強みを活かした科学技術駆動型の地域発展モデルに対する支援を行うことで、被災地復興に貢献する。具体的には、地域イノベーション創出に向けた主体的かつ優れた構想に対して、大学の研究段階から事業化に至るまでシームレスに展開できるよう、関係府有の施策を協働員するシステムを構築する。文部科学省では、大学の地域貢献能力の強化など、地域独自の取組で不足している部分を支援し、自立的で魅力的な地域づくりにより、東日本大震災からの復興、ひいては我が国の科学技術の高度化・多様化を目指す。	被災地自治体が主導し、被災地の産学官等の総力を結集した被災地からのイノベーション創出を支援する。具体的には、被災地の産学官等の参画機関が地域の強みや特性を活かした取組を通じて、持続的・発展的イノベーション創出の仕組みを構築する取組について、海外からヒト・モノ・カネを惹きつける強力なポテンシャルを持った地域を国際競争力強化地域、地域の特性を活かしたイノベーションが期待でき、将来的には海外市場を獲得できるポテンシャルを有する地域を研究機能・産業集積高度化地域のいずれかに選定し、文部科学省による支援が地域イノベーション戦略の実現へ貢献すると認められる地域に対して、研究者の集積・人材育成プログラムの開発・実施、大学等の知のネットワーク構築、研究設備・機器等の共用化に対する支援を組み合わせて支援を行う。(定額補助。同規模の事業を事業実施	802,683		0	5	特別	○	13	4	○	-	-	-	-	5,a,1	5,a,1,2	4,a,1,3								該当		
1464	復興庁 (文部科 学省)	8		62		国立研究開発法人量 子科学技術研究開発 機構運営費交付金に必 要な経費		東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に対し、福島県民をはじめとする国民の安全・安心を確保するとともに、放射性セシウム捕集材の実用化を進め、福島の被災地における安全な水利用・処理環境の構築に貢献する。また、放射線影響の低減法の開発、合理的な放射線防護体系構築への貢献を行う。	放射性セシウム捕集材の実用化を進め、被災地の水利用・処理環境における実装や、除染除去物一時保管場所の排水水に含まれる放射性物質の検知システムの整備等に取組む。また、放射性核種による健康影響を評価し、提言方策の提示等を実施する。 ※量子科学技術研究開発機構は、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構(原子力機構)の業務の一部を移管・統合し、平成28年4月1日に設立。 ※本事業レビューシートの日27年度以前については、放射線医学総合研究所運営費交付金に必要な経費を記載。	554,720	416,609	1	特別	○	13	3	-	-	-	-	1,a,1										該当				
1465	復興庁 (文部科 学省)	8		63		東北発 素材技術先導 プロジェクト		東北の大学や製造業が強みを有するナノテクノロジー・材料分野において、産学官協働によるナノテク研究開発拠点を形成し、世界最先端の技術を活用した先端材料を開発することにより、東北素材産業の発展を牽引し、もって東日本大震災からの復興に資することを目的とする。	被災地域の大学、公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新(イノベーション)の拠点機能を形成する。具体的な拠点形成の進め方としては、以下の3つの技術領域を推進する。 (1)超低摩擦技術領域 (2)超低損失磁心材料領域 (3)希少元素高効率抽出技術領域 (補助率・定額)	801,177		0	5	特別	○	13	4	-	-	-	-	1,a,1										該当			
1466	復興庁 (文部科 学省)	8		67		医療分野の研究開発 の推進(東北メディカ ル・メガバンク)		将来的に東北発の次世代医療を実現することを目指し、東日本大震災の被災地の住民を対象として健康調査を実施し、大規模なバイオバンクを構築する。現在は、健康調査の結果の回付等を通じて被災地の住民の健康管理に貢献するとともに、バイオバンクを用いた解析研究を実施することにより、個別化予防等の基盤を形成する。	東日本大震災の被災地に医療関係人材を派遣して住民の同意を得つつ健康調査を実施し、健康調査の結果の回付等を通じて被災地住民の健康不安の解消に貢献するとともに、15万人規模の生体試料、健康情報等が収集されたバイオバンクを構築することで、次世代医療の実現のための基盤を形成する。さらに、協力者から得られたゲノム情報、健康情報、診療情報等を併せて解析することで、遺伝的要因や環境要因と疾患との関係を明らかにし、病気の正確な診断や予防、薬の副作用の低減等の次世代医療の実現を目指す 我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、機構の人的資源、研究施設群を最大限に活用し、福島県等地方自治体、国内外の大学・研究開発機関、民間企業と連携・協力しつつ、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復に向けて、環境モニタリング・マッピングの技術開発、放射性物質の環境動態に係る研究及び除染技術の高度化に係る技術開発等を行い、環境回復を促進する。活動に当たっては、福島県が設置した環境創造センターを拠点に福島県、国立環境研究所と協力・連携しながら事	1,217,836	1,592,780	5	特別	○	13	4	-	-	○	-	1,a,1	4,c,1,2												該当	
1467	復興庁 (文部科 学省)	8		68		国立研究開発法人日 本原子力研究開発機 構運営費交付金に必要 な経費		日本原子力研究開発機構は、基礎基盤研究からプロジェクト研究開発までを包含する我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害からの復興に向けた取組を行う。	我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、機構の人的資源、研究施設群を最大限に活用し、福島県等地方自治体、国内外の大学・研究開発機関、民間企業と連携・協力しつつ、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復に向けて、環境モニタリング・マッピングの技術開発、放射性物質の環境動態に係る研究及び除染技術の高度化に係る技術開発等を行い、環境回復を促進する。活動に当たっては、福島県が設置した環境創造センターを拠点に福島県、国立環境研究所と協力・連携しながら事	3,251,288	2,808,231	1	特別	○	63	3	-	-	-	-	1,a,1										該当				

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
1468	復興庁 (文部科学省)	8		69	東北マリンサイエンス 拠点の形成		大学、研究機関、民間企業等による東日本大震災からの復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を構築し、海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施することで、漁場の回復や持続的・効果的な漁業・水産加工業に資する情報・技術等を地元へ提供し、東北太平洋側沿岸地域の水産業の復興を目指す。	東日本大震災の津波・地震による多量のガレキの堆積や築堤の喪失、岩壁への砂泥の堆積により、東北沖では沿岸域の漁場を含め海洋生態系が激変した。大学等に蓄積された科学的知見を有効活用しつつ、全く初めての海洋環境で漁場を回復させ、漁業及び水産業の復興に資するため、大学等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を構築し、東北沖の海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施。(補助率:定額) ※平成24年度までは文部科学省において計上、平成25年度以降は予算計上所管の変更に伴い復興庁一括計上事業	722,340	707,366	5	特別	○	13	4	○	-	-	-	1_a_1										該当	
1469	復興庁 (文部科学省)	8		70	原子力損害賠償紛争 審査会等		東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償について、早期の被害者救済を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、広範囲にわたる多数の被害者が公平かつ適正な賠償を受けられるようにする必要があるため、被害の実態に応じて原子力損害賠償紛争審査会により指針を策定する。また、被害者の迅速な賠償を行うため、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を行う。	0	0										8_6								非該当			
1470	復興庁 (文部科学省)	8		71	国宝・重要文化財等の 保存整備等		東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の数は700件を超えており、貴重な国民的財産である文化財を着実に後世へ継承するために、被災文化財について早急に保存・修復等の措置を講じる。	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の所有者、管理団体等が実施する文化財の復旧事業に対して補助を行う。(補助率50%～85%)	0	0										4_a4_1,5								非該当			
1471	復興庁 (文部科学省)	8		72	被災ミュージアム再興 事業		東日本大震災からの復興に資するため、被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることを目的とする。	県が実施する東日本大震災で被災した博物館資料の修理・修理した資料の整理・データベース化・応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、被災した博物館の復興に資する事業等に必要経費について補助を行う。(定額補助)	0	0										4_a4_1,5								非該当			
1472	厚生労働 省	14	新28	1	かかりつけ医普及促進 事業		身近な医師が、患者の状態や価値観も踏まえて、全人的な医療サービスを提供し、また適切な医療を円滑に受けられるよう支援できる体制を構築する。	地域の病院・診療所における外来機能の実態や、診療以外の社会活動等の実態把握のための調査を実施する。(定額)	0	0										1_b_3,6								非該当			
1473	厚生労働 省	14	新28	2	サミット関連経費		主要国首脳会議(サミット)は国際的な首脳会議の一つであり、その開催については毎年、各国の持ち回り開催となっている。平成28年度は三重県志摩市にある賢島で開催されることとなり、サミットに参加する主要国要人等や毒劇物によるテロ災害等に対する救急医療体制の確保が必要がある。	サミット開催地である三重県との事前打合せやサミット開催時の首脳国要人等に対する救急医療体制の確保や毒劇物によるテロ災害対策について体制整備を行う。	0	0										8_6								非該当			
1474	厚生労働 省	14	新28	3	歯科疾患実態調査費		わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	国民生活基礎調査により設定された単位区から層化無作為抽出した区内の世帯および当該世帯の満1歳以上の世帯員を調査対象とし、国民の歯の健康状況等を調査する。	27,524	0	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	1_c_2,2								該当			
1475	厚生労働 省	14	新28	4	医師需給見通しに関連 した検討会		「新医師確保総合対策」(平成18年8月地域医療に関する関係省庁連絡会議)において平成20年度から最大10年間に限り、医師不足県を対象とした暫定的な医学部入学生員の増員を行っているが、平成30年度以降の対応について今後の医学部入学生員の在り方等の方向性の検討が必要であり、また「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)においても、「医師・看護職員等の需給について、検討する」とされたことから、医療従事者の需給見通しについて、検討を行う。	医療従事者の需給見通しについて、検討を行う。	0	0										1_b_3,6								非該当			
1476	厚生労働 省	14	新28	5	補聴器販売者の技能 向上研修等経費		補聴器については、近年、消費者トラブルが急増しており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点も指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、補聴器販売者の技能向上等に必要経費を要求するものである。	補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を習得させるための研修の実施。また、補聴器を取り扱う販売店の販売・サービス体制の充実・向上を図るとともに、消費者が機能や価格などを十分に理解した上で販売するよう促すマニュアルを作成し、補聴器販売者や販売店において活用できるようにする。併せて補聴器に関する情報等について普及啓発を行う。	0	0										5_a4_1,2	3_b_4							非該当			
1477	厚生労働 省	14	新28	6	医療情報連携ネット ワーク構築支援サービ ス事業		地域の医療機関の連携による患者の状態にあった質の高い医療提供のため、ICTを活用したネットワークを構築し、医療機関間の医療情報連携を促進する。	医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を目指し、以下の事業を行う。 ○医療情報連携ネットワーク構築支援サービス事業 既存の医療情報連携ネットワークから得られた知見や実際の活用事例、実証事業を通して得られた汎用性のある通信規格やその実装ガイド等、ネットワーク構築に有用な情報を集約し、一元的に医療機関等に情報発信することにより、医療機関等が地域の実情に応じた最適なネットワークを構築できるよう、企画面および技術面から支援する。 ○医療情報連携ネットワークの構築状況等調査事業 国内の医療情報連携ネットワークの現状を調査し、持続可能な医療情報連携ネットワークが備えるべき標準的な要素等の分析を実施する。	0	0										4_b4_1,2									非該当		
1478	厚生労働 省	14	新28	7	国立研究開発法人国 立成育医療研究セン ター施設整備費		国立研究開発法人国立成育医療研究センターの施設の整備のために要する経費を補助することにより、同センターが行う業務(母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするものに係る医療)に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等)の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。	国立研究開発法人国立成育医療研究センターが施工する施設の整備費。平成28年度からの整備内容は次のとおり。 ・空調設備更新・整備(平成28年度～平成29年度(予定))	150,000	0	1	一般	-	7	2	-	-	-	-	4_a1,2									該当		
1479	厚生労働 省	14	新28	8	国際的な安全性情報の 収集・提供体制の整備 事業		我が国においては、ドラッグ・ラグも改善され、世界同時承認、世界初の承認も増えてきている。海外安全性情報が十分でない状況で、国民皆保険の下、我が国では新薬が海外よりも短い期間に広く使用される可能性があり、海外からの安全性情報の速やかな収集並びに我が国の情報を世界に提供する体制の整備が必要となっている。特に、新医薬品の添付文書は海外規制当局にとっても貴重な情報である。我が国の安全性情報として迅速・的確に添付文書の英訳が行われ、最新の情報が海外規制当局に提供されることにより、我が国の安全対策の国際展開を図ることにつながる。そのため、医薬品等の国際規制情報を評価し、海外規制当局との間の情報の収集・提供を行うとともに、「添付文書英訳	①海外規制情報の評価(医薬品、医療機器ともほぼ毎日更新) ②海外規制当局との調整 EMA及びFDAとの月例電話会議 EMA及びFDAとの対面での意見交換(年1回予定) ③国内安全性情報、関連通知等の英訳と海外規制当局への提供、照会対応 ④「添付文書英訳ガイドライン」の検討・作成	6,692	6,104	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	3_b_1,2	2_c_6									該当	
1480	厚生労働 省	14	新28	9	患者のための薬局ビ ジョン推進事業費		かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、24時間対応や在宅対応等における地域の薬局間での連携体制の構築のための取組や健康サポート機能の更なる強化に向けた先進的な取組など、薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業を実施する。	(1)患者のための薬局ビジョンの実現に資するテーマ別モデル事業 ①地域の薬局全体のかかりつけ薬局機能強化のための連携推進事業 ②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業 ③電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康づくり推進事業 ④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり推進事業 (2)患者のための薬局ビジョン実現のための調査・検討事業 現在の薬局の実態(立地条件、設備、人員体制、在宅医療等の取組状況など)を調査・分析し、当該結果を踏まえて、ビジョン実現のためのロードマップや具体の施策を講じ	0	0											3_c2,3	1_b_3,6							非該当		
1481	厚生労働 省	14	新28	10	医療機器に係る安全管 理の促進事業		平成25年8月、「医療安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく報告」の内容(特定機能病院以外の医療機関においても、特に安全使用に際して技術の習熟が必要と考えられる医療機器について、各医療機器の設置状況や使用頻度等を考慮した上で、定期的な研修を行うよう措置すること)を実行することを目的とする。	医療機関職員の個々の能力の向上とともに、医療現場における医療機器の安全性をより高めるための知識の習得及び普及を図ること等を目的に、特定機能病院以外の医療機関(特に、中小規模の医療機関)のスタッフを対象に、講師として医政局職員を全国8カ所に派遣し、安全管理が強く求められる医療機器(人工呼吸器及び呼吸モニター、輸液ポンプ等)に關して、全国8カ所(地方厚生(支)局所在地等)において年1回の研修を実施する。	0	0										5_a4_1,2								非該当			
1482	厚生労働 省	14	新28	11	臨床研究実施体制確 保対策費		医療法(昭和23年法律第205号)第25条第3項の規定に基づく立入検査により、臨床研究中核病院がその有する人員若しくは医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、臨床研究中核病院を科学的で、かつ、適正な臨床研究を行う場にふさわしいものとする	医療法第25条第3項に基づく立入検査については、厚生労働大臣の承認を得た臨床研究中核病院の各施設に赴き、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を適じ改善を図る。	0	0										8_6								非該当			
1483	厚生労働 省	14	新28	12	臨床研究適正化等推 進事業		認定臨床研究審査委員会の認定・管理、臨床研究の実施状況の管理及び有害事象報告の収集により、被験者の保護と我が国での臨床研究の質と信頼性の確保を図る。	①臨床研究審査委員会認定・管理事業：臨床研究の研究計画、実施体制の確認を行う臨床研究審査委員会を認定し、審査状況の把握、必要に応じた実地調査等により、適切な審査体制の確保を図る。 ②臨床研究安全性確保事業：臨床研究において生じた有害事象について報告を受け、管理するためのシステムを構築し、安全性の確保を図る。	0	0										8_1,6	8_2,6							非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特金 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1515	厚生労働 省	14	新29	7		歯科情報の利活用及び 標準化普及事業		東日本大震災で、身元不明遺体の歯科情報と歯科医療機 関が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによ る身元確認の有効性が改めて示された。このような歯科 診療情報の効果的な活用を図るため、平成28年度で実施 していた「歯科診療情報の標準化に関する検証事業」で、身 元確認に資する歯科診療情報を標準化する基盤を確立す ることができた。今後の発展的な展開のために、標準化され た歯科診療情報が全国展開されるための普及・啓発や、そ の利活用の有用性に係る検証を行う。	標準化された歯科情報を普及するため、以下のとおり全国 で講習会を行って歯科医師等に普及すると共に、歯科情報 の利活用に係るモデル事業を行って標準化された歯科情報 の有用性について実証する。 ① 歯科情報の標準化に関する検討会 ② 歯科情報の標準化普及事業 ③ 歯科情報の利活用実証モデル事業	0	9,280	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	2_c,3	3_b,3	2_b,2,3									該当			
1516	厚生労働 省	14	新29	8		地域医療連携推進法人 制度普及事業		平成29年4月から、地域医療連携推進法人の認定制度、 外部監査の義務づけ及び関係事業者との取引状況に関す る報告制度等、医療法人に関する新たな制度が複数導入さ れる。地域医療構想の推進や法人経営の透明化などを目的 としたこれらの制度について、全国約6万の医療法人に対 して、各地できめ細やかに説明していくことで、医療法人 がその趣旨と詳細を十分に理解し、自ら着実に実行してい	平成29年4月より施行される地域医療連携推進法人の認 定制度、外部監査の義務づけ及び関係事業者との取引状 況に関する報告制度等について、全国の医療法人を対象と したセミナーを開催(委託)し、制度の普及を図る。具体的 には、当該で作成した医療法人制度に関する詳細な資料を基 に、全国各地でのセミナーの実施を事業者に委託する。	0	0	0									3_c,4,5										非該当				
1517	厚生労働 省	14	新29	10		医療従事者勤務環境 改善推進事業		医療機関の勤務環境の改善により、医療従事者を惹きつけ られる医療機関となるだけでなく、「医療の質」が向上し、患 者の満足度も向上するとともに、医療機関の経営の安定化 にも資することを目的とする。	都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教 材を開発(委託)し、また、支援センター実施団体及びアドバ イザーに対する指導・助言を行う有識者の委嘱、会議の実 施等により、支援センターの活動の活性化やアドバイザー の質の均てん化及び向上を図る。	0	0	0									5_c,4,2										非該当				
1518	厚生労働 省	14	新29	11		看護職員の多様なキャ リアパス周知事業		看護職員の理想的であるとともに実現可能な働き方モデル を作成し、看護職員等に向けて周知すること。看護職員 自身にキャリアの選択肢は多岐にわたることを認識してもら い、ライフサイクルやスタイルに合わせたキャリアの継続や 新たなキャリア形成につなげ、看護職員の確保に寄与する ことを目的とする。	看護職員の理想的であるとともに実現可能な働き方モデル を作成するため、有識者、看護関係者等を構成員とする検 討会を開催し、多様な働き方モデルを作成するとともに、看 護職員、看護学生・大学院生に向けて、インターネット等を 活用し幅広く提供する。 委託先:公路上より選定	0	0	0										3_c,2,3										非該当			
1519	厚生労働 省	14	新29	12		特定機能病院管理者 研修事業		特定機能病院の承認要件見直しに関連して、特定機能病 院の医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管 理者、医療安全管理責任者などを養成することを目的とす る。	特定機能病院を対象として、特定機能病院の管理 者、医療安全管理責任者などが医療安全管理を的確に行 えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を 実施する。	0	0											5_a,4_1,2										非該当			
1520	厚生労働 省	14	新29	13		在宅看取りに関する研 修事業		在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、規 制改革実施計画において、受診後24時間を経過していま も、特定の要件を満たす場合には、医師が対面での死後診 察によらず死亡診断を行い死亡診断書を交付できるよう、 早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされた。 この内容を踏まえ、看護師を対象にした法医学等に関する 研修を実施することで、看護師の資質向上並びに在宅での 看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備に寄与する。	在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備を 図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決 定)を踏まえ、医師による死亡診断に関わる看護師を対 象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行 う。なお、具体的な研修内容等については、平成28年度厚 生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究 事業「ICTを利用した死亡診断に関する研究(研究代表者: 東海大学 大澤貴樹)」による研究結果を踏まえて策定する 予定である。	0	0	0											5_a,4_1,2										非該当		
1521	厚生労働 省	14	新29	14		歯科衛生士に対する復 職支援・離職防止等推 進事業		免許取得直後の新人歯科衛生士や、介護等によって離職し ていた歯科衛生士に対して、研修及び復職支援等に対する 制度や歯科衛生士に対する復職支援対策等を実施すること で、離職防止や復職支援を推進する。	① 歯科衛生士復職支援共通ガイドラインの策定 ② 研修指導者、臨床実地指導者養成のための中央研修 等を実施 ③ 技術修練部門の整備と運営 ④ 復職支援中央相談センターの設置 ⑤ 求人及び求職情報等システム構築に向けた調査検証	0	0											8_6	5_a,4,2	5_c,4,2	1_b,2,6							非該当			
1522	厚生労働 省	14	新29	15		歯科補てつ物製作過程 等の情報提供推進事 業		安全・安心な歯科医療を提供する観点から、患者に対して の義歯などの歯科補てつ物に関する情報提供を推進する。	歯科補てつ物の作製に関する情報提供(委託先、作製者、 作製過程のポスター掲示等)について、歯科医療関係者向 けの講習会等を全国で開催し、安心・安全な歯科補てつ物 の普及・推進を図る。	0	0	0										3_b,4										非該当			
1523	厚生労働 省	14	新29	16		歯科大学等機能転換・ 活用促進モデル事業		歯科医療機関を受診する高齢者や基礎疾患を有する者の 増加に合わせた歯科医師の多様な働き方に対する支援 や、出産や育児等で一時的に離職した者に対して円滑に職 場に復帰できるような体制の整備が必要とされている。この ため、歯科大学等で学生教育を行っている教員及び場所 を、卒業生等に対する技術修練や進路相談や女性歯科医 師に対する復職支援等に転換・活用するためのモデル事業 を行う。	歯科大学等において、歯科医師の多様なキャリアパスを支 援する観点から、学生に対応している教員等の人員体制や 実習の場所等を、卒業生等に対する技術修練や女性歯科 医師の復職支援等に転換・活用するモデル事業を実施し、 その際に要する設備整備や部門別調整に係る費用を支 援する。 なお、本事業においては、学生に対応するための人員体制 や場所等の合理化に合わせた適切な入学生員の設定を考 慮し、歯科医師の資質向上を前提とした具体的な歯科医療 の展開方策を検討するために、関係者主体で以下のような事 項について協議・検証を行う。 ①歯科医師の専門医に関する制度設計と展開方策 ②女性歯科医師の活躍に関する展開方策 ③歯科医師の国際展開 ④その他歯科業界の活性化に関する展開方策	0	0													3_c,2,3										非該当	
1524	厚生労働 省	14	新29	17		歯科医療の展開に向け た協議・検証事業		日本歯科医師会等の職能団体や、歯科大学等の教育機関 の間で、歯科医師の資質向上を前提とした具体的な歯科医 療の展開方策を検討する。	①歯科医師の専門医に関する制度設計と展開方策 ②女性歯科医師の活躍に関する展開方策 ③歯科医師の国際展開 ④その他歯科業界の活性化に関する展開方策	0	0	0										5_d,4_1,2										非該当			
1525	厚生労働 省	14	新29	18		支援団体等連絡協議 会運営事業		医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、そ の調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援セン ター)が収集・分析し、再発防止のための普及啓発を行い、医療の安全を確保することを目的 とする医療事故調査制度について、支援団体等が意見交 換等を実施し、円滑に施行する。	医療事故調査支援団体が組織する支援団体等連絡協議会 は、都道府県の区域を単位として1か所(地方協議会)、全 国に1か所(中央協議会)設置され、 ① 病院等の管理者が、医療事故に該当するかどうかの判 断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる 標準的な取扱いについて意見交換を行うこと ② 病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに 支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修を行うこと ③ 地方協議会は、各都道府県の支援団体の窓口となり、 病院等の管理者の求めに応じて、個別の事例に応じて適切 な支援を行うことができる支援団体を紹介すること 等の役割が求められている。	0	0	0											5_d,4_1,2										非該当		
1526	厚生労働 省	14	新29	19		歯科医療事故情報収 集等事業		平成27年10月より医療事故調査制度が開始されているが、 歯科については現場レベルでのインシデント・アクシデント に関する情報が少なく、未だ医療安全に対する意識が低い 状況にある。このため、歯科医療に係るインシデント・アク シデントを把握し、その傾向と対策を分析した上で、医療従 事者間で共有して医療安全を向上させる。	インシデントレポートを歯科医療機関ごとに蓄積し集計す る。歯科医療に特化したシステムを用いて、インシデントレ ポートの集計・分析・管理等を行うことで、インシデント・ア クシデントを把握し、その傾向と対策を分析した上で、医療従 事者間で共有して医療安全を向上させる。	0	11,399	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	1_c,2,2													該当	
1527	厚生労働 省	14	新29	20		医師法と刑事責任との 関係等についての調査 検討事業		医療事故における医師の刑事責任が問われる事件が社会 問題化し、医療が委縮しかねない状況を踏まえ、医療行為 と刑事責任との関係等について、医療や司法の専門家等 による議論の場を設け、このような問題について調査の実 施及び検討を行い、医療事故における医療行為と刑事責任 の問題について整理する。	医療行為と刑事責任との関係等について、医療や司法の専 門家等による議論の場を設け、調査及び検討を行い医療行 為と刑事責任との関係等について整理する。	0	0	0											1_b,3,6										非該当		
1528	厚生労働 省	14	新29	23		AMR対策推進費		平成28年4月5日にとりまとめられた「薬剤耐性(AMR)対 策アクションプラン(国際的に脅威となる感染症対策関係閣 僚会議とりまとめ)」に基づき、薬剤耐性に関する各種施策 を推進することにより、薬剤耐性感染症の発生・まん延を防 止することを目的とする。	①AMR対策に関する国際的な連携の強化 AMR対策に関する国際会議を開催し、国際連携の強化を 図る。 ②AMRIに係る普及啓発 AMR及び薬剤の適正使用について普及啓発を行う。 ③AMRIに関する臨床情報センター事業 薬剤耐性に関する医療・福祉における情報を臨床情報セ ンターに集約し、医療専門職、福祉従事者等に向けたオン ラインでの情報提供・研修教育を実施する。	0	390,157	5	一般	-	95	4	-	-	○	-	3_b,1,2	5_a,4_1,2											該当		
1529	厚生労働 省	14	新29	24		慢性疼痛診療システム 構築モデル事業		慢性疼痛については、「慢性の痛みに関する検討会」の報 告を踏まえ、痛みセンター(19か所)の構築と診断・治療法 の研究開発、患者に対する相談事業と痛みの適切な管理・理 解の普及等の取組みを進めているところ。平成28年度の研 究において、痛みセンターを核とし、地域の医療機関と連携 した診療モデルを研究することとしている。本事業におい ては、そこで得られた診療モデルを全国に普及するため、全 国8カ所の痛みセンターで地域の医療機関と連携した診療	①痛みセンターに地域医療との連携調整のためのコーディ ネーターを配置 ②痛みセンターと地域医療機関が相互に診療に参加し、地 域医療と連携した診療モデルを実践 ③診療モデルに参加した医療機関以外の医療機関、従事 者向けの啓発研修会を実施	0	0	0											3_c,2,3										非該当		
1530	厚生労働 省	14	新29	25		循環器病対策費		脳卒中、心臓病その他の循環器病は、我が国の主要な死 亡原因であるとともに、介護が必要となる主な原因のひと つである。 循環器病に係る医療又は介護に要する負担の軽減を図る ことが喫緊の課題となっていることに鑑み、国民の健康寿命 の延伸等を図るため、循環器病対策の在り方に関する検討 会を開催し、疾病による死亡や国民が介護を要する状態と なる主要な原因となっている脳卒中、心臓病その他の循環 器病対策の在り方について検討する。	①脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療体制の在 り方に関する検討会開催経費 ②ワーキンググループ(心筋梗塞・脳卒中)開催経費	0	0	0												5_d,4,2										非該当	
1531	厚生労働 省	14	新29	27		特区薬事戦略相談等 推進事業		日本発の「革新的医療機器」の開発の促進し、医療イノベ ーションを強力に推進するため、日本再興戦略等の提言を 受けて開始した特区薬事戦略相談に独立行政法人医薬品 医療機器総合機構が対応するための体制整備事業。	特区薬事戦略等の体制強化として以下の事業を行う。 ・特区薬事戦略相談の創設に伴う体制の強化 ・国際薬事戦略相談の創設に伴う体制の強化	0	23,760	1	一般	-	95	3	-	-	○	-	5_b,2,1										該当				

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 金(該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1532	厚生労働 省	14	新29	28	医療系ベンチャー育成 支援事業のうちベン チャートータルサポート 事業		欧米では、例えばバイオ医薬品をメガファーマが自社で一 から開発したケースは稀であり、アカデミアやベンチャー主 体で取り組んでいた医薬品開発がある段階からメガファーマ が取り込んでいくというケースが多く、また、人工知能(AI)、 ビッグデータ(BD)、インターネット等の最先端の技術を活用 して医療分野への参入を試みる企業も多いなど、革新的な 医薬品・医療機器の創出において、医療系ベンチャーが重 要な役割を担っている。 一方日本では、アカデミアにおける優れた基礎研究や、中 小企業等が有するものづくり技術などの優位性を持ちなが ら、そのポテンシャルを十分に活かしていない現状がある。 こうした現状を打破するため、医薬品・医療機器等分野にお ける成長の起爆剤として、これらの分野のベンチャー(医療 系ベンチャー)を育てる好循環(ベンチャーのエコシステム) の確立を図る必要がある。 そのため、塩崎厚生労働大臣の指示により「医療のイノベ ーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」を開 催し、昨年7月に報告書がとりまとめられた。 これを受けて、平成29年度より、報告書に基づく支援事 業を開始したところであるが、平成30年度においても、施 策の効果等の検証を行いながら医療系ベンチャーの振興策 を積極的に進めることによって、日本のベンチャー発の医 薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内外での上市の 活性化	日本でのベンチャーの活動が活発でない理由として、産 学官を通じた人材の異動が活発でないことから、ベンチャ ー活動に必要な各分野に精通するそれぞれの人材の確保が 難しいという実情がある。さらに、医療系の分野は、事業 や保険など制度面でハードルを乗り越える必要があり、よ り一層シーズの実用化が難しい分野であると言える。 そこで、ベンチャー企業に対して企業から実用化に至るま での適切なサポートを行う人材を確保するため、医薬品・医 療機器メーカーOB、病院・大学での研究者等、知財管理、 薬事・保険、経営等に豊富な知見を有する国内外の人材を 登録したデータベースを構築し、これをもとに各ベンチャー のニーズに応じたマッチングを行う。 また、ベンチャー企業に対してメンターとなり得るサポート 人材を紹介し、研究開発の段階から、臨床現場での実用・ 保険収載(公定価格設定)、グローバル市場への進出・普及 までを総合的・俯瞰的に見据えたうえで、各段階で生じた課 題等に対して、きめ細かな相談・支援を実施する。 さらに平成30年度はこれまでの事業に加え、有望なシー ズについて、知財調査やマーケティング調査を通じてその市 場性を明確にし、実用化するための戦略づくりの助言をする とともに、ベンチャーに参画する研究者向けに、ヘルスケア 分野での知的財産の保護方法と非臨床試験から臨床試験 によるPOC取得までの事業戦略に関する研修プログラムを 作成する。	0	301,516	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	5.b2.1	5.b4.1.2												該当	
1533	厚生労働 省	14	新29	29	診療報酬体系見直し後 の評価等にかかる調査 に必要な経費(高額薬 剤に係る適正使用実態 調査費)		「経済財政運営と改革の基本方針2016について」(平成28 年6月2日閣議決定)において、「費用対効果評価の導入と 併せ、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図るととも に、生活習慣病治療薬等の処方の方針等について本年 度より検討を開始し、平成30年度中に結論を得る。」とされ ていることから、これらについて検討・考察するための基礎 資料を収集するため、医療現場における実態・取組み等に	上記骨太の方針に基づき、薬価に係る特例的な対応に加 えて、新規活用機序医薬品の最適な使用を進めるためのガ イドライン(最適使用推進GL)を策定することとしていること から、最適使用推進GLの医療現場における遵守状況や、 使用の最適化を確保するための問題点を把握するため、レ セプトを用いた保険者調査、医療現場における使用実態、 企業による情報提供状況の調査を行う。	0	0										1.c.2.9										非該当				
1534	厚生労働 省	14	新29	30	療養費制度の見直し等 に要する経費		療養費制度については、現在、社会保障審議会医療保 険部会の下に設置された療養費検討専門委員会におい て、制度の在り方等についての議論が行われており、同委 員会の議論を踏まえ、適正化に向けた必要な施策等を講 じることとしている。 このうち、柔道整復療養費については、支給申請書の電 子化について方向性が示され、審査業務の適正化・効率化 及び申請内容のデータ化・分析の向上を図ることを目的 として、電子請求の導入に向けた事前調査等を実施する。 また、治療用器具療養費については、既製品として流通 している治療用器具のリスト化について方向性が示され、 適正な基準価格の設定を行うことを目的として、治療用 器具の実勢価格の調査を実施する。	柔道整復療養費支給申請書の電子化に向けた調査につ いて以下の調査等を実施する ・ 柔道整復療養費支給申請書の電子化に向けた基礎調 査 ・ 電子化した場合の費用対効果に係る調査 など 既製品として流通している治療用器具の実勢価格調査につ いて以下の調査等を実施する ・ 既製品としての治療用器具の取扱企業等の調査 ・ 公開情報及びヒアリングベースでの価格調査 など	0	26,000	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	1.c.2.2												該当		
1535	厚生労働 省	14	新29	31	水道施設強靱化推進 事業費		将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジン gを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選 定・口径決定及びバックアップのあり方等、管路の耐震化計 画や更新計画を策定する上での重要な検討課題である水 道管路の再構築のあり方について、水道事業体アンケー トを行い先進的な考え方やノウハウを収集し、手引き書等 にとりまとめ、全国の水道事業体における水道施設全 体の早期強靱化に向けた効率的な耐震化対策を加速させ る。	その他、療養費検討専門委員会での議論を踏まえ、制度の ・ 将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジ ングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート 選定・口径決定及びバックアップのあり方等の水道管路の 再構築のあり方について、全国の水道事業者に対しアン ケート調査等を実施し、先進的な事例を収集する。 ・ 水道施設全体として強靱化を図るための方策や、耐震化 に関する技術的な対応方策や効果的・効率的な道方、断 水した場合の優先的復旧に係る対応など、ソフト・ハード 両面における強靱化方策を整理する。	0	0										1.b.2.6										非該当				
1536	厚生労働 省	14	新29	32	水道水質管理向上に関 する検討調査費		水道水供給の末端に位置する貯水槽水道について、その 指導を管轄する地方公共団体における管理の向上方策を 検討するとともに、水道事業者が水源から蛇口について統 合的に管理するために必要となる水安全計画についてその 継続的運用を推進するための方策を検討し、もって水道水 の安全を確保する。	水道担当行政部局における貯水槽水道に関する条例等 制度、管理体制の把握、不適切施設に対する指導及び水 道事業者等との連携状況を確認し、地方公共団体におけ るより効率的な貯水槽水道の管理方策を全国へ展開する。 また、水道事業体における水安全計画の運用及び見直し状 況を把握し、継続的な計画の運用に当たっての課題を整理 する。運用中の水安全計画をもとに水源から蛇口に至る過 程のカテゴリー分類ごとリスク因子を分析することで運用 における重要な管理ポイントを抽出し、水安全計画策定ガ イドライン(平成20年5月)を改訂し、全国への普及を図る。	0	0										8.1.6	2.b.2.4									非該当				
1537	厚生労働 省	14	新29	33	「仕事と子育てを支援 する」サテライトオフィ スを活用したモデル事業		テレワークによる働き方は、時間と場所を有効に活用でき る柔軟な働き方を可能とするものであり、これを推進する ことで、ワーク・ライフバランスや育児・介護等との両立の実 現を可能にするものであるが、その中でも、住居に近いサ テライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働 に係る総拘束時間が減少するため、育児の時間を必要とし る子育て世代や、保育施設に子供を預けられない等の理由 で就労機会を得られない子育て世代に大きなメリットがある も	郊外の駅の近く等に、託児・学童施設に隣接・近接した サテライトオフィスを設置し、その利用・運営状況の実証 によってサテライトオフィスの労務管理の在り方を示す とともに、サテライトオフィスの有効な活用方法の在り方 を示すためのモデル事業を行って、サテライトオフィスで のテレワークによる働き方を普及促進させる。	0	0											3.c.4.5									非該当				
1538	厚生労働 省	14	新29	34	テレワーク宣言応援事 業		テレワークによる働き方は、時間と場所を有効に活用でき る柔軟な働き方を可能とするものであり、これを推進する ことで、ワーク・ライフバランスや育児・介護等との両立の実 現及び、企業の生産性向上や雇用創出を図る。	企業トップが、テレワークによる働き方改革の取組を宣 言した企業について、取組内容等を記事や動画によって情 報発信する。	0	0											3.c.4.5									非該当				
1539	厚生労働 省	14	新29	35	総合的職場情報提供 サイト(仮称)の構築等		「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「規 制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を受けて、現 状では個別分野毎の提供に留まっている企業の職場情報を 求職者、学生等に総合的に提供することにより、求職者、 学生等の職業選択を支援して労働市場のマッチング機能 を改善するとともに、企業が労働市場で選ばれるために雇 用管理改善(働き方改革、人材育成、女性活躍等)に積極 的に取り組むインセンティブを強化していくことを目的と する。	企業の職場情報を求職者、学生等に総合的に提供するた めのウェブサイト(総合的職場情報提供サイト(仮称))を構 築する。 既存の事業で提供している職場情報を収集したうえで、 求職者、学生等に対して検索、企業間の比較を容易にする 一覧化の仕組みを提供する。	0	0												4.b4.2	4.c.1.9								非該当			
1540	厚生労働 省	14	新29	36	地域活性化雇用創造プ ロジェクト(仮称)の実 施		地域においては、良質・安定的な雇用につながる生産性 の高い事業の創出に向け、地域経済の新陳代謝と新事業 へのチャレンジといったことが求められている。こうした地 域の課題を解決するため、産業政策と一体となった安定的 な正社員雇用機会の創出のための支援を行い、ひいては地 域における生産性の向上や経済的基盤の強化に資すること を目的とする。	①地域活性化雇用創造プロジェクト 各都道府県の提案する産業政策と一体となつて雇用を創 出する事業から、コンテスト方式により安定的な正社員雇 用の創造効果が高い事業を選定し、その費用について補助 を行う(実施期間最大3年間、補助率8割(雇用創造効果に 応じて年間上限10億円))。事業を選定された都道府県は、 地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機 関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。 ②地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業 地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する企業であ って、融資期間内に一定数以上雇用を増加させることを 誓約したのに対し、金融機関に当該融資に係る利子補給(給 付期間最大5年間、支給率最大1.0%)を行う。	0	0														5.c.4.2									非該当	
1541	厚生労働 省	14	新29	37	生涯現役社会実現に向 けての「働く」魅力プ ロジェクト(仮称)		高齢化に伴う生産年齢人口の減少により企業の人手不足 や地域社会の担い手不足が問題となるとともに、高齢者 の増加に伴い、医療費等の社会保障費の増加が問題とな っている。本事業は、生きがいをもってシルバー人材セン ターで働く高齢者を増加させ、以上の問題を解決すること を目的と	本事業は高齢者にシルバー人材センターで働く魅力を 伝え、高齢者のシルバー人材センターの活用を推進する ため、①シルバー人材センターでの体験就業を実施、②市 町村と連携した高齢者の就業への誘導、③企業訪問等に よる退職予定者への周知 等を行う。	0	0												3.c.4.5									非該当			
1542	厚生労働 省	14	新29	38	65歳超雇用推進助成 金(仮称)		65歳以上の雇用を安定を図るため、高齢者が健康で、意 欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働ける生涯現役 社会を実現していくことを目的とする。	65歳以上への定年の引上げ等や高齢者の雇用環境整備 の措置の実施、有期契約の高齢者を無期雇用へ転換を 実施する事業などに対して助成を行う。	0	0												8.6									非該当			
1543	厚生労働 省	14	新29	39	就労支援団体育成モ デル事業(仮称)		本事業は、高齢者に就業機会を提供する団体を増やすこ とを通じて、高齢者の就業を推進するため、業界団体や企 業OB会等の民間団体を高齢者に就業機会を提供する団体 として育成するための方策を検証するものである。	業界団体や企業OB会等が、企業等から仕事を受注し、そ れらの実施を高齢者に依頼する形で、高齢者に就業機会 を提供するモデル事業を実施し、事業の実施方法や効果等 を取りまとめ、企業等へ周知する。事業は、①高齢者、企 業等のニーズ調査、②事業計画の策定、③事業の実施、④ 効果検証(実績分析、アンケート調査等)、⑤報告書とり まとめ、企業等への周知の流れにより実施する。	0	0													3.c.4.5										非該当	
1544	厚生労働 省	14	新29	40	高齢者スキルアップ・就 職促進事業(仮称)		本事業は、高齢者の未経験分野等での就職を推進し、高 齢者が年齢にかかわらず生涯現役で働ける社会を実現す ることを目的に、高齢者に必要な能力を習得させる技能 講習と就職支援を一体的に実施するものである。	就職を希望する55歳以上の高齢者に、必要な能力を習 得させる技能講習と、就職先企業の開拓、就職が見込ま れる分野の企業での職場体験、就職面接会、就職後のフォ ロアップ等の就職支援を一体的に実施する。 技能講習は、全国的に高齢者の採用ニーズが高い分野 で行う全国共通講習と、各地域の高齢者の採用ニーズ に応じて行う地域設定講習を組み合わせ実施する。	0	0													5.c.4.2									非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○、非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○、非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBR対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考			
1545	厚生労働省	14	新29	41		在宅就業障害者支援推進事業		在宅就業支援団体への発注促進を行うための共同支援窓口を設置し、発注開始員による自治体や企業へ発注開始など、在宅就業支援団体の事業活性化に向けた取組を行うことにより、雇用に移行する準備段階にある在宅就業障害者の就業機会の安定的な確保を通じて職業経験の蓄積・職業能力の向上を図る。	国から委託を受けた民間団体等が、以下の事業を実施する。 ①発注開始員の配置 ア「在宅就業支援団体」の登録障害者の状況や受注実績等を踏まえた得意分野を情報収集し、「在宅就業支援団体」の業務対応力を整理したデータベースを構築 イ 地方自治体や情報通信企業等の企業の発注先を開拓し、具体的な業務発注ニーズを把握した場合は、優先的に得意分野に応じた「在宅就業支援団体」を紹介 ②企業からの業務発注を促進するためのパンフレットの作成やセミナーの開催 ③既存の「在宅就業障害者支援制度」の周知（特例調整金・報奨金） ④交流会の開催（在宅就業支援団体や発注実績のある企業） ○精神・発達障害者しごとサポーター（仮称）の養成 ハローワークに配置している精神障害者雇用トータルサポーターを講師とし、各都道府県主要地域を中心に100人規模の講座を年3回以上実施。 広く一般労働者を対象として、しごとサポーターを養成。 〇しごとサポーター意思表示シートの配布等 机上貼付用シート、名刺貼付用シート、ピンバッジ等を講座参加者等（精神・発達障害者しごとサポーター）に配付し、自身が在籍する職場内で「自分は精神・発達障害に関して一定の知識、理解がある」ということの意味表示に活用。さらに、講座で得た知識の活用により、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進。	0	0											8.6	3.c.4.5								非該当		
1546	厚生労働省	14	新29	42		精神・発達障害者しごとサポーター（仮称）の養成		広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者（精神・発達障害者しごとサポーター（仮称））を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。	〇精神・発達障害者しごとサポーター（仮称）の養成 ハローワークに配置している精神障害者雇用トータルサポーターを講師とし、各都道府県主要地域を中心に100人規模の講座を年3回以上実施。 広く一般労働者を対象として、しごとサポーターを養成。 〇しごとサポーター意思表示シートの配布等 机上貼付用シート、名刺貼付用シート、ピンバッジ等を講座参加者等（精神・発達障害者しごとサポーター）に配付し、自身が在籍する職場内で「自分は精神・発達障害に関して一定の知識、理解がある」ということの意味表示に活用。さらに、講座で得た知識の活用により、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進。	0	0												3.b.4									非該当	
1547	厚生労働省	14	新29	43		非正規雇用労働者の待遇改善支援事業（仮称）		我が国の非正規雇用労働者は増加傾向にあり、雇用労働者の約4割を占めている。非正規雇用労働者は、働き方について多様なニーズがある一方で、正規雇用労働者と比較して賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等の課題があることを踏まえ、非正規雇用労働者の待遇改善を実現することを目的とする。	民間事業者への委託により、47都道府県に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター（仮称）」を設置し、社労士等の労務管理の専門家を常駐させ、非正規雇用労働者の待遇改善に関する電話相談に応じるとともに、直接事業所を訪ねた上で、改善計画を策定するなどのコンサルティングも行う。また、各地域でシンポジウムを実施する。	0	0											8.6									非該当		
1548	厚生労働省	14	新29	44		特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等コース）		生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。	0	0										5.c.4.2									非該当			
1549	厚生労働省	14	新29	45		公的職業訓練の効果的な実施に向けた調査研究及び検証事業		職業訓練のニーズを把握し、職業訓練の幅広い職種や訓練対象者に対応する訓練コース（カリキュラム、教材等訓練手法）を継続的に研究・開発することにより、有効かつ効果的な職業訓練の継続的な実施を促進することを目的とする。	近年、職業訓練においては、著しい技術革新、産業界及び訓練受講生のニーズへの対応はもちろん、今後の中長期的な展望に立った人材の育成等から幅広い訓練職種や職業訓練の高度化への対応、政府の重点支援である者に応じた職業訓練カリキュラム及び実施手法の開発に向けた対応が求められるところである。 これには、効果的な訓練コースの開発に向け迅速な研究や試行実施による検証が必要であることから、調査研究や試行実施を行うための体制等が整備されている独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する委託により、事業の実施を行うものとする。	0	0											2.b.1.6									非該当		
1550	厚生労働省	14	新29	46		職業能力開発校及び障害者職業能力開発校における精神障害者等の受入体制の強化		障害者の新規求職申込件数が毎年増加を続け、特に精神障害者の同件数の増加が顕著となっており、その職業訓練の需要が高まっている。このため、障害者職業能力開発校及び47都道府県にある一般の職業能力開発校における精神障害者等の受入体制の強化を図る。	①職業能力開発校における精神保健福祉士の配置 職業能力開発校に精神保健福祉士を配置し、訓練生や訓練指導員に対する相談体制の確保を支援する。 ②障害者職業能力開発校における導入訓練の実施 障害者職業能力開発校において、当初から6か月から1年の本訓練の受講が困難な精神障害者等に對し、職業訓練への適応を促すための導入訓練を実施する体制整備を支援する。 ③職業能力開発校及び障害者職業能力開発校における職業訓練指導員の専門性の向上 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校における職業訓練指導員の精神障害等の障害特性に関する研修期間中、代替の講師を配置するなど職業訓練実施体制の確保	0	0												5.a.4.2									非該当	
1551	厚生労働省	14	新29	47		両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）		現在、年間約10万人の労働者が家族の介護や看護を理由として離職し、企業にとっても大きな損失となっている中で、企業の仕事と介護の両立に関する取組は進んでおらず、介護休業の取得等、企業における介護関係の制度の利用も少ない。 企業の中核を担う労働者等が家族の介護のために離職をせざるを得ない状況を防ぐため、介護休業の取得等の制度の利用を促す。	厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の免除制度等の利用者が生じた事業主に支給する。 1 介護休業を取得し復帰した場合 1人あたり38万円＜48万円＞（中小企業57万円＜72万円＞） 1事業主2人まで（無期雇用者、有期契約労働者） 2 介護のための両立支援制度（所定外労働の免除、時差出勤、深夜業の制限、短時間勤務）を3か月以上利用した場合 1人あたり19万円＜24万円＞（中小企業28.5万円＜36万円＞） 1事業主2人まで（無期雇用者、有期契約労働者） ※上記の＜＞内は、別途定める生産性要件を満たした場合の支給額	0	0											5.c.4.2										非該当	
1552	厚生労働省	14	新29	48		両立支援等助成金（育児休業等支援コース）		働き続けながら育児を行う労働者の雇用の継続を図るため、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を促進するための取組を行う事業主等に対して、助成金を支給することにより、当該労働者の雇用の継続を図ることを目的とする。	「育児復帰支援プラン」の作成により、育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行った場合や、育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を支給する。 育児取得時 28.5万円＜36万円＞ 職場復帰時 28.5万円＜36万円＞ 職場支援加算 19万円＜24万円＞ 代替要員確保時 47.5万円＜60万円＞ ※上記の＜＞内は、別途定める生産性要件を満たした場合の支給額	0	0											5.c.4.2									非該当		
1553	厚生労働省	14	新29	49		不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究		企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行うとともに、不妊治療と仕事の両立支援に係る各種施策の検討を行う。	（1）専門家による研究会の開催・運営 （2）企業及び労働者を対象とした不妊治療と仕事の両立に係る調査の実施及び広報資料の作成・周知 （3）不妊治療と仕事の両立支援のための「連絡カード」の作成・周知 （4）不妊専門相談センターに従事する相談員向けの研修資料の作成・周知	0	0										1.b.2.6									非該当			
1554	厚生労働省	14	新29	50		国立児童自立支援施設施設整備事業		特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設（国立武蔵野学院、国立きぬ川学院）及び児童自立支援専門員養成所に必要な施設整備を行う。	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成	0	0										4.a.4.2									非該当			
1555	厚生労働省	14	新29	51		妊産婦健康診査事業		産後うつ（抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害）の予防や新生児への虐待防止等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察）の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠前から子育て期にわたるまでの	地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分にかかる費用について公費助成を行う。 産婦健康診査で把握した支援が必要な産婦に対し、必要なサービスを提供できる体制を確保する観点から、産後ケア事業と合わせて実施することを条件とする。 （実施主体：市町村 補助率：国1/2、市町村1/2）	0	0										8.6										非該当		
1556	厚生労働省	14	新29	52		新生児聴覚検査の体制整備事業		聴覚障害は早期に見えられ適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象に新生児聴覚検査が実施され、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるように、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整	新生児聴覚検査に係る普及啓発や研修会の実施、行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。（実施主体：都道府県 補助率：国1/2、都道府県1/2）	0	0										8.6									非該当			
1557	厚生労働省	14	新29	53		医療的ケア児支援促進モデル事業（仮称）		医療的ケア児の受け入れ促進、事業所等職員への医療的ケアの知識・技能習得のための研修の実施、日中活動の支援体制の構築等、医療的ケア児への必要な支援の提供が可能となる体制を整備する都道府県、市町村（特別区含む）に対して補助を実施する。（補助率：国1/2、都道府県・市町村（特別区含む）1/2）	医療的ケア児の日中一時支援及び障害児通所支援事業所等での受け入れ促進、事業所等職員への医療的ケアの知識・技能習得のための研修の実施、日中活動の支援体制の構築等、医療的ケア児への必要な支援の提供が可能となる体制を整備する都道府県、市町村（特別区含む）に対して補助を実施する。（補助率：国1/2、都道府県・市町村（特別区含む）1/2）	0	0										5.c.4.1.2									非該当			

通番	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考					
1558	厚生労働 省	14	新29	54	障害者の介護人材等 育成支援事業		一徳総活躍社会を実現するためには、障害者の特性等に 応じた多様な活躍の場を確保することが必要である。一方 で、介護分野では、2025年に団塊の世代が75歳以上とな る中で、介護人材の育成・確保が喫緊の課題となっている。 このため、介護分野における障害者の就労の確保及び担い 手不足の解消を図るとともに、障害者が福祉の受け手から 担い手として活躍する取組を進めていくことを目的とする。	以下の取組を行うことにより、障害者の活躍の場を拡充して いく。(補助率:1/2) ・知的障害者や精神障害者などの障害者向けの介護技 能の研修カリキュラムの研究・開発 ・知的障害者や精神障害者などの介護分野(総合事業も 含む)等での就労を促進するための研修や現場実習の実施 ・ハローワークと連携した研修受講後の就職支援 ・介護事業所等に対する障害特性等の理解促進のため の研修の実施 等	0	0										5,c4,2									非該当					
1559	厚生労働 省	14	新29	55	国際保健政策人材費 成に係る取組経費		国際保健政策人材を取り巻く環境は著しく変化しており、世界 全体では、医療市場拡大に伴う国際的な規範・基準設定 に戦略的に関わる重要性が増加していることにより、変化に 対応した国際保健政策人材の養成と輩出が急務となっている。 本事業により、国内・海外における戦略的な国際保健人 材育成を強化し、「1」ポルディングドールによる人材プールの 構築と情報共有を図り、将来的に国際保健政策人材の増加	司令塔となる「グローバルヘルス人材戦略センター(仮称)」 を、国立研究開発法人国立国際医療研究センター内に設置 し、①厚生労働省・大学等と連携した人材育成戦略の企画 立案、②国際機関等からの求人情報等の情報収集と人材 受け入れの働きかけ、③登録希望者の受付・管理(人材プ ール)、④登録者のカウンセリング、技術支援、アプケー ア、⑤就職が決まるまでの間の働き場所の提供 等の業務	0	0											5,a4,2									非該当				
1560	厚生労働 省	14	新29	56	長寿革命に係る人口学 的観点からの総合的研 究		世界的に見ても未だに研究の蓄積が十分でない、長寿化や 長寿と健康の関連について分析することにより、長寿化・高 齢化の進展が社会保障等の社会経済システムに及ぼすイン パクトが解明される。また、次々期将来人口推計の精度 向上及び高齢化のバイオニアである日本に係る研究分析 結果を国際社会に発信することにより国際社会への貢献を 行うことを目的とする。	我が国初の試みとして開発した日本版死亡データベース(J MD)の維持・拡充のほか、骨太の方針2016に掲げられた 世界最先端の健康立国の実現を目指し、我が国の長寿化 の進展と健康期間の関係に係る研究等を進め、世界最長 寿国として、その成果を海外へも発信していく必要がある。 そこで本研究プロジェクトでは、全体を「日本版死亡デー タベースの整備・充実、長寿化に関する人口学的研究への応 用」「高齢者に関する健康および長寿者に関する研究」「高 齢者の死亡過程に関する研究」「高齢者に係る学際的な研 究と成果の発信」の4に分け、海外の研究機関と連携し つつ、長寿化を人口学的観点から総合的に研究していく。	0	4,541	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	4,c,1,2	1,a,1										該当			
1561	厚生労働 省	14	新29	58	先進事例調査分析・模 展開による自治体機能 強化支援総合研究		本事業を通じて、社人研の研究資源、これまでの市町村支 援の実績をベースに、市町村の地域マネジメント力の強化 を図る。その結果として、①地域資源の有効活用、②要介 護認定率の低減と健康寿命の延伸、③費用適正化に貢献 することを目的とする。	地域包括ケア構築を効果的に展開するためには、自治体の 地域マネジメント力の強化が必須となっている。そこで、地 域マネジメント力を構成する主要な3つの力、①地域診断力 (小地域単位)、②多主体参画の運営力、③先進地区のノ ハウの展開力)の強化を図るため、ツール開発、研修方法 の開発、ノウハウ集の作成等を総合的に行うとする。また 、都道府県や研究者(県立大学等)による継続的な支援 体制のあり方についての検討も行う。	0	18,540	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	1,b,1	5,b3,1										該当			
1562	厚生労働 省	14	新29	60	「一徳総活躍社会」実 現に向けた総合的研究		生活上の様々な困難に至る要因の特定及び予防を含めた 政策的介入を構想するための実証的知見の蓄積が行われ、 効果的な子育て支援策の整備、就職不安定世代の生活 強化を伴った社会的包摂及び介護者への効果的な支援策 の構築により、「一徳総活躍社会」の実現に資することを 目的とする。	子育てや介護をしている世代への支援にかかる次の施策 に焦点をあて、厚生労働本省所管部局と緊密に連携し、基 盤となるきめ細かい知見を整理するとともに、先進事例の 収集・模展開を行うことにより、効率的・効果的な政策の企 画立案、実施を担保する。①「希望どおりの出産・子育て」につ いて、特に優先度が高い子育て困難家庭の事情に即した効 果的な支援策を整理するため、子育て困難家庭に係る児童 相談所の個別のケース記録を詳細に分析する。②「若年 の雇用安定化・所得向上」について、就職不安定世代(水 河期世代)の生活を安定させる施策を整理するため、「生活と 支え」に関する調査」等で就職不安定世代の生活安定に活 用できる社会資源の実態の把握と就職不安定との関連要 因の解明を行う。③「介護離職ゼロの実現」について、家族 介護者の負担軽減に資するサービスや支援の在り方につ いて明らかにするため、家族介護者の介護負担、介護と仕 事の両立の状況や介護者支援の状況にかんするケアマネ	0	17,326	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	1,b,1													該当	
1563	厚生労働 省	14	新29	61	薬剤耐性菌感染症制 御研究事業費		国内外で薬剤耐性菌問題が深刻化していることを受け、 2016年4月に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議 が「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を策定した。この アクションプランに沿って、国立感染症研究所に薬剤耐性 感染症制御研究センター(仮称)を設置して、薬剤耐性に 関する基礎的な調査研究、医療現場や自治体で実施する臨床 的な薬剤耐性菌感染症対策支援、さらに国際協力などの活動 を包括的に行う。そして薬剤耐性に関するシンクタンクとし て情報収集、分析、発信、政策提言を行う。	病原体収束体制を構築して前住病原体の収束を進める。対 象とする病原体は公衆衛生上問題が大きい腸内細菌科細 菌等の細菌、マラリア、赤痢アメーバ等原虫、カンジダ等 真菌、ウイルスを媒介する蚊などとする。収集される菌株の 薬剤耐性遺伝子を調べ、国内での薬剤耐性の流行状況を分 析的に把握する。院内感染発生時には自治体と連携して 病原体解析、疫学解析を行い、感染対策支援を行う。さら に家畜、食品由来の薬剤耐性菌の情報も収集し、ワンヘル スの考え方から社会における薬剤耐性の動向を俯瞰的に 把握する。国際協力については、日本の薬剤耐性サーベ ランスの集計プログラムをアジア途上国に提供し、各国 での薬剤耐性サーベイランスシステムの構築を支援する。これ らの活動を通じて、薬剤耐性に関する各分野の様々な情報 を収集、集約、分析し、社会に情報発信するとともに政策 提言を行う。	0	222,513	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	1,a,1	3,a,1												該当	
1564	厚生労働 省	14	新29	62	国際的脅威となるジカ ウイルス感染症、SFTS 等の節足動物感染症 対策及び不明感染症例 の病理検査の確立		2011年に中国で新たに発見された新興ウイルス感染症の 一つである重症熱性血小板減少症候群(SFTS)が国内でも 流行していることが明らかにされた。SFTSの致死率は約 30%と極めて高い。また、2014年には日本国内でもデング 熱が流行し、さらにアメリカ大陸でジカウイルス感染症の大 規模流行が発生し、日本を含めて国際的な脅威となってい る。このように節足動物媒介感染症対策の強化が求められ ており、その感染症対策を構築・維持するため、病理学的 検査・診断法の確立させることで、地方衛生研究所にお ける検査体制の支援を図るもの。	ジカウイルス感染症、デング熱の国内流行に備えた対策 について、①地方衛生研究所等で実施可能なジカウイルス 感染症の迅速診断システム開発と改良、②ジカウイルスを 含むフラビウイルスの胎内感染機序の解明と予防(リスク低 減)、③ジカウイルス感染症に対する病理組織で診断可能 な免疫化学染色及び組織診断方法の確立に関する継続 した研究を行う。SFTS対策として、①患者、医療機関、地方衛 生研究所への継続的なSFTSの検査・診断支援、②国内に おけるSFTSに関する疫学的・臨床的特徴の調査及びSFTS 診断システムでの検査・改善、③SFTS剖検検体を用いた感染 機序の解析と診断支援を行う。さらに、不明感染症の病理 学的検査法の開発として、①外部から依頼された不明感 染症例の病理検体中の病原体遺伝子を網羅的遺伝子増幅法 を用いて検出することにより原因病原体の同定、患者の診 断・治療に寄与するための検査を実施する。	0	6,105	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	2,a,1	1,a,1											該当		
1565	厚生労働 省	14	新29	64	社会保障・税番号活用 推進事業(医療保険者 等)			①医療保険者等向け中間サーバ構築事業(補助率:定額) 医療保険者等が行う総合運用テスト支援、ハードウェア、 アプリケーションの導入等業務に対する補助事業(平成29 年度限り) ②中間サーバ等支援等業務(補助率:定額) 審査支払機関の中間サーバ導入等業務に対する補助事業 ③オンライン資格確認システム構築事業(補助率:定額) マイナンバーカードによる医療保険のオンライン資格確認 システム開発に対する補助事業 ④オンライン資格確認システム導入等業務(補助率:定額) 審査支払機関、医療保険者等の医療保険のオンライン資 格確認システムの導入等業務に対する補助事業 ⑤医療費通知を活用した医療費控除の簡素化システム構 築事業(補助率:定額) マイナンバーカードに医療費通知を活用するためのシステ ム開発に対する補助事業(平成29年度限り) ⑥医療費通知を活用した医療費控除の簡素化導入業務 (補助率:定額) 審査支払機関の医療費通知を活用した医療費控除の簡 素化システムの導入等業務に対する補助事業 ⑦サポートデスク運用等業務(補助率:定額) 医療保険のオンライン資格確認や医療費通知を活用した 医療費控除の簡素化システム等についての医療保険者等 からの問い合わせに対応するためのサポートデスクに対す る補助事業 ⑧マイナンバーに係る情報セキュリティ監査業務(補助率: 定額)	0	0																4,b4,2	8,6						非該当	
1566	厚生労働 省	14	新29	65	医療等IDのシステム開 発等事業		日本再興戦略改訂2016(平成28年6月閣議決定)において、 地域の医療機関の情報連携や研究開発の促進、医療の質 の向上に向け、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療 等分野の番号を導入することとされ、医療等分野における 番号制度の活用等に関する研究会報告書(平成27年12月 10 日同研究会取りまとめ)を踏まえ、医療保険のオンライ ン資格確認及び医療等ID 制度の導入について、2018 年度か らの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指す。	2018(平成30)年度からの段階的運用に向けて、2017(平成 29)年度から、医療保険のオンライン資格確認の基盤を活用 し、医療情報の地域連携や研究利用など、保健医療分野 の情報連携を安全で効率的に行うため、医療等分野で患者 を一意的に識別できる「医療等ID」を生成・発行するための システムの設計・開発を行う。	0	0														4,b4,1,1							非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:ー)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:ー)	競争的資 金(該当: ○非該 当:ー)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:ー)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:ー)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考		
1567	厚生労働省	14	新29	66		民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業経費		ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の手法(※)の有効性を図が検証することで、各自治体が地域の社会的課題に対して問題提起から解決までを自律的に解決する仕組みを普及することを目指す。また、創意工夫ある社会的取組のうち全国展開が可能なものについては、成果運動型評価の導入など予算事業等の改善に繋げる。 (※)行政、社会的投資家、NPO、評価機関等が連携して社会的成果に基づく質の高いサービスを提供することが目的。NPO等の主体が民間投資家からの出資を得た資金でサービスを提供し、成果が上がれば行政が投資家にプレミアムを付けて償還する。成果は定量的に評価される。	民間事業者が創意工夫ある取組を行う際の資金調達手段の1つであるSIBの手法について、地域福祉・健康づくり分野(健康づくり、生活困窮者施策、児童福祉施策、地域コミュニティづくり等)において、3か年のモデル事業を実施し、手法の有効性及び課題検証等を行う。 具体的には、①関係者が具体的な検討を進めていく場の構築②成果指標や成果達成度合いに応じた成果報酬の設定③民間資金提供者からの出資の呼びかけ④NPO等によるサービスの提供⑤サービス提供に関する評価と成果達成度合いに応じた支払⑥成果指標等の再検証を行う。その後、更に②～⑥のプロセスを繰り返し、より精度の高い検証を行う 上石神井庁舎においては、個々の設備等の不具合発生頻度(耐用年数)や緊急度により、時宜に応じた計画的な改修や更新等を実施している。 平成29年度においては、電算棟において経年劣化した設備機器の更新を行うほか、事務棟及び電算棟の照明器具をLEDに交換して消費電力の削減を図る等の施設整備を行	0	0		一般	-	13	2	-	-	-	-	1_b,3,6										非該当	
1568	厚生労働省	14	新29	67		上石神井庁舎の施設整備に必要な経費		上石神井庁舎は、事務棟及び電算棟となる庁舎であり、電算棟には労働行政にかかるとシステム及びその安定的な運用を行うための様々な設備、機器等が設置されている。必要な施設整備を行うことで円滑な行政事務の遂行及びシステムの安定稼働を行うことを目的とする。	老朽化のため、以下の設備について改修工事を行う ・本館及び別館の空調、電気等を制御する中央監視システムの改修工事 ・業務に必須の設備である電話交換機の改修工事 ・業務に必須の設備である照明制御盤の改修工事 ・研究・研修環境を整えるために必要な冷却塔三方井の改修工事	0	69,067	2	一般	-	13	2	-	-	-	-	4_a,4,2									非該当		
1569	厚生労働省	14	新29	68		国立保健医療科学院施設整備費		国立保健医療科学院の設備の改修を行い、研究及び研修環境を整えることにより、国立保健医療科学院の効率的な運営に資することを目的とする。	国立保健医療科学院の設備の改修を行い、研究及び研修環境を整えることにより、国立保健医療科学院の効率的な運営に資することを目的とする。	0	69,067	2	一般	-	13	2	-	-	-	-	4_a,1,2								該当			
1570	厚生労働省	14	新29	69		国立感染症研究所施設整備経費		国立感染症研究所戸山庁舎及び村山庁舎の老朽化が顕著な設備を最新の設備に更新し、研究所の適正かつ効果的な運営を確保するもの。	国立感染症研究所戸山庁舎及び村山庁舎において、老朽化が顕著な設備を最新の設備に更新するもの。	0	301,870	2	一般	-	13	2	-	-	-	-	4_a,1,2								該当			
1571	厚生労働省	14		1		中毒情報センター情報基盤整備費		化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行うことで、急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。	公益財団法人日本中毒情報センターが行う以下の事業に必要な経費(情報システム運用経費等)について、財政支援を行う。 (1)化学物質等によって起こる急性中毒に関する情報の収集及び提供 (2)(1)により収集した情報の整理集積 (3)急性中毒に関する情報提供に必要な基礎資料の作成 (4)24時間体制で医師の適切な指示が受けられる体制の	8,100	8,100	5	一般	-	5	4	-	-	-	-	4_c,1,2									該当		
1572	厚生労働省	14		1		中毒情報センター情報基盤整備費		化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行うことで、急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。	公益財団法人日本中毒情報センターが行う以下の事業に必要な経費(情報システム運用経費等)について、財政支援を行う。 (1)化学物質等によって起こる急性中毒に関する情報の収集及び提供 (2)(1)により収集した情報の整理集積 (3)急性中毒に関する情報提供に必要な基礎資料の作成 (4)24時間体制で医師の適切な指示が受けられる体制の	6,895	6,895	5	一般	-	5	4	-	-	-	-	3_b,1,2									該当		
1573	厚生労働省	14		1		中毒情報センター情報基盤整備費		化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行うことで、急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。	公益財団法人日本中毒情報センターが行う以下の事業に必要な経費(情報システム運用経費等)について、財政支援を行う。 (1)化学物質等によって起こる急性中毒に関する情報の収集及び提供 (2)(1)により収集した情報の整理集積 (3)急性中毒に関する情報提供に必要な基礎資料の作成 (4)24時間体制で医師の適切な指示が受けられる体制の	0	0									8_6									非該当			
1574	厚生労働省	14		2		救急医療従事者の育成・確保		救急医療を担う医師、看護師救急救命士等の知識・技術の向上を図る	救急医療を担う医師、看護師及び救急救命士の知識・技術の向上やチーム医療による質の向上を図るための研修 保健師助産師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会 救急救命士養成所の専任教員の養成確保を図るため、専任教員希望者を対象に救急救命士の養成所専任教員講習	0	0									5_a,4_1,2									非該当			
1575	厚生労働省	14		3		医療提供体制推進事業		都道府県が作成する医療計画に基づく事業の実施に必要な経費を補助することで、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成分力の充実等を図ることを目的とする。 ※個別の事業ごとの目的については、別紙(事業番号003-1～003-15)参照	都道府県が策定する医療計画に基づく、救急医療対策、周産期医療対策、看護職員確保対策、歯科保健医療対策等の事業を実施するため、医療施設等の運営及び設備整備等に必要な経費について財政支援を行う。 ※個別の事業ごとの事業概要については、別紙(事業番号003-1～003-15)参照	0	0									4_a,4_1,2									非該当			
1576	厚生労働省	14		4		へき地における医療提供体制整備の支援		都道府県単位で「へき地医療支援機構」を設置し、へき地診療所及び過疎地域等特定診療所並びに医師配置標準の特別措置の許可を受けた病院からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目指す。 また、全国の機構が参加して、国や他の都道府県並びに有識者と取組に関する情報交換等を行う機会を設け、へき地保健医療対策の質の向上を図る。	・へき地医療拠点病院等への医療従事者の派遣要請に関すること。 ・へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務、当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。 ・へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。 ・へき地診療所等への医師の派遣(へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。)の実施及び当該事業に必要なドクタープールの運営に関すること。 ・へき地従事者に対する研修計画・プログラム作成、キャリア形成推進に関すること。	0	0									5_a,4_1,2	8_5,2									非該当		
1577	厚生労働省	14		5		へき地における医療提供等の実施		へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で(へき地医療拠点病院)として構成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保する。また、へき地診療所等において、勤務医師を確保するため、交代要員を確保することによる診療所勤務医師の負担軽減及び子弟の教育環境の整備等に対する支援を行うこと、巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船を整備し、無医地区等又は無医地区に準ずる地区に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。	補助率:1/2・1/3 補助対象:都道府県、市町村、医療法人、学校法人等 ・巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。 ・へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助に関すること。 ・特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。 ・派遣医師等の確保に関すること。 ・へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。	0	0									5_a,4_1,2										非該当		
1578	厚生労働省	14		6		医療施設の耐震化		医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、病院設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を目的とする。	・耐震化整備が実施されていない救命救急センター等の政策医療実施施設において、耐震診断を行うために要する費用を補助する。 ・対象施設:耐震性の不明な建物を有する救命救急センター ・第二次救命医療機関 補助率:1/2(3)都道府県1/3、対象施設1/3)	0	0									4_a,4_1,2									非該当			
1579	厚生労働省	14		7		産科医・産科医療機関の確保		・分娩を行う医療機関が減速している現状を踏まえて、病院の集約化が困難な地域において、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、一医療機関当たりの分娩件数が少ない産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための財政支援を行う。 ・長年にわたり地域のお産を支え、産科医療の推進に貢献してきた産科医等に対して厚生労働大臣表彰を行い、功績をたたえ、功労に報いる。	・産科医療機関確保事業 一医療機関当たりの分娩件数が少ない産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費に対する財政支援。 補助率:国1/2 都道府県1/2 補助先:都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者 ・産科医療推進費 地域の産科医療の推進に貢献してきた産科医及び産科医療機関に対する厚生労働大臣表彰	0	0									5_c,4,2											非該当	
1580	厚生労働省	14		8		災害時における医療提供体制の確保		地震等大規模災害発生時に、一人でも多くの命を救うため急性期(発災後48時間以内)に活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修や実動訓練、また、被害状況等を迅速かつ的確に把握するための調査、関係機関への情報提供等を行う。 災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修(平成17年度～)NBC研修(平成18年度～)、DMAT事務局運営(平成22年度～)	DMAT養成研修では災害時に限られた医療物資や場所・時間、また人的制約を受けるなど、非常に厳しい環境を想定した医療活動や、トリアージや航空機内での医療提供など特殊かつ専門的な知識を受講者に習得させるとともに、災害時を想定した実動訓練、ヘリコプターでの情報収集、広域災害に対応できる効果的な広域情報ネットワークの構築を行う。また、災害医療に関する研修、訓練の開催及び災害対策マニュアル策定等の支援を実施し、災害時における	0	0										8_6	5_a,4_1,2								非該当		
1581	厚生労働省	14		9		へき地歯科巡回診療車運営事業		無歯科医地区及び無歯科医地区に準ずる地区(以下、「無歯科医地区等」という。)に対し巡回診療を行い、へき地における住民の歯科医療の確保。	無歯科医地区等において、地方公共団体等が行う巡回診療車の運営等に必要な経費に対する財政支援を行う。 補助対象経費:報酬、給料、賃金、旅費、報償費、需用費等 補助率:1/2(国1/2、都道府県1/2)	0	0									8_6									非該当			
1582	厚生労働省	14		10		離島歯科診療班運営事業		歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療の確保。	離島における歯科医療の確保を図るため、都道府県が行う歯科診療班の派遣に必要な経費に対する財政支援を行う。 対象経費:報酬、給料、賃金、旅費、報償費、需用費等 補助率:1/2(国1/2、都道府県1/2)	0	0									8_6									非該当			
1583	厚生労働省	14		11		医療問題調査費		我が国における医療体制の一層の質的な充実等を図るための検討を行う。	我が国における医療体制の一層の質的な充実等を図るため、現在の医療体制の問題やあり方等について検討会を開催して、有識者を招聘し検討を行う。	0	0									5_d,4_1,2								非該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1～5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1～4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考						
1584	厚生労働 省	14		12		医療施設指導等経費		救急・災害・へき地医療及び院内感染対策の充実や、医療計画推進に係る指導等を目的とする。	救急・災害・へき地医療及び院内感染に関する諸方策等の検討、医療計画の推進にかかる指導及び医療監視業務等の指導を行う。	0	0										5,a4,1,2								非該当							
1585	厚生労働 省	14		13		地域医療支援中央会 議		国において公的医療団体等が参画する「地域医療支援中央会議」を設置し、緊急臨時的医師派遣など地域の実情に応じた支援を行うことを目的とする。	地域で解決できない医師不足が生じた場合に、地域の要請を受けて「地域医療支援中央会議」を開催し、緊急臨時的医師派遣など地域の実情に応じた支援を行う。	0	0										5,d4,1,2								非該当							
1586	厚生労働 省	14		14		地域医療推進専門家 養成事業		地域完結型の医療提供体制を構築するため、都道府県における地域医療推進のリーダーの養成をするとともに、リーダー間の交流を図ることを目的とする。	医療計画の推進は、都道府県における主体的な施策の実施が必要である。そのため、都道府県職員には、関係法令及び制度についての理解、関係データの収集、評価及び分析手法等の実践的技術、関係者間の調整能力等を身につけるための研修を行う。	0	0										5,a4,1,2								非該当							
1587	厚生労働 省	14		15		医療施設経営安定化 対策費		医療施設をとりまく諸制度や環境の変化が医療施設経営に与える影響を調査研究し、その結果を医療施設等関係機関に情報提供することにより、医療施設の経営改善にかかる自助努力を支援し、もって医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図ることを目的とする。	医療施設経営に影響を与える諸制度や環境に関して、調査課題を設定した上で、民間シンクタンクの調査ノウハウ等を活用して調査研究するものである。	0	0										1,b,2,5								非該当							
1588	厚生労働 省	14		16		救急患者の受入体制 の充実		救急医療機関が救急患者を円滑に受け入れられる体制整備を図る。	①救急患者受入実態調査委託費 消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査を行う。 【創設年度】平成22年度 【委託先】都道府県 ②メディカルコントロール体制強化事業 救急医療体制の強化のため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するために必要な経費等について財政支援を行う。 【創設年度】平成26年度 【補助先】都道府県 【補助率】1／2(国1／2、都道府県1／2) ③搬送困難事例受入医療機関支援事業(②の事業を実施している地域で行う) 長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関に対して財政支援を行う。 【創設年度】平成26年度 【補助先】都道府県(間接補助先:医療機関) 【補助率】1／3(国1／3、都道府県1／3、医療機関1／3)	0	0																8,5,2	8,6							非該当	
1589	厚生労働 省	14		17		医療施設の設備整備 の支援		へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。	下記の事業等について、医療機器等を整備する際の経費について補助を行う。 ・へき地関係：へき地医療拠点病院、へき地診療所、へき地患者輸送車(艇)、へき地巡回診療車(船)、離島歯科巡回診療用設備、過疎地域等特定診療所、へき地保健指導所、へき地・離島診療支援システム、沖縄医療施設、奄美群島医療施設、地域医療充実のための遠隔医療設備、離島等患者宿泊施設 ・臨床研修：臨床研修病院支援システム ・産科：産科医療機関設備 補助先:都道府県、市町村等	0	0												4,a4,1,2	4,b4,1,2								非該当				
1590	厚生労働 省	14		18		医療施設の施設整備 の支援		へき地医療施設、救急医療施設、周産期医療施設等の施設を整備し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制の連携強化を図ることを目的とする。	下記の事業等について、医療機器等を整備する際の経費の補助を行う。 ・へき地関係：へき地医療拠点病院、へき地診療所、過疎地域等特定診療所、へき地保健指導所、離島等患者宿泊施設 ・臨床研修関係：研修医のための研修施設、臨床研修病院、研修医環境整備 ・産科：産科医療機関施設整備 ・医療計画等の推進に関する事業 ・施設環境等の改善に関する事業 ・医療従事者の養成力の発揮に関する事業 ・病院の耐震整備に関する事業 医療施設等施設整備費補助金 補助率:1/2,1/3 補助対象:都道府県、市町村等、医療法人、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者 医療提供体制施設整備交付金 補助率:1/2,1/3 補助対象:日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、民間事業者	0	0															4,a4,1,2								非該当		
1591	厚生労働 省	14		19		医療の質の評価・公表 等推進事業		国民の関心の高い特定の医療分野について、「医療の質の評価・公表等推進事業」を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。	・特定の分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。 ・関連する複数の医療機関から臨床データを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行う。 ・臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析 ・改善策の検討を行う。	0	0												1,b,2,6								非該当					
1592	厚生労働 省	14		20		医療計画に関する見直 し等の検討・推進支援 経費		都道府県の医療計画について、計画の実効性を確保するための支援を行うことにより、都道府県が自ら評価に必要な見直しを実施できるようにすることを目的とする。	都道府県の医療計画について都道府県が自ら評価に必要な見直しを実施することを支援するため、検討会を開催し、医療計画の評価等を行うための有効な指標の検討や、必要なデータの集計・可視化や支援ソフトの開発を行い、都道府県に提供等を行う。	0	0										8,5,2								非該当							
1593	厚生労働 省	14		21		外国人受入医療機関 認証制度等推進事業		外国人患者を受入れる医療機関の認証制度の整備等を行うことにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることを目的とする。	①国際医療交流を推進する観点から、本制度を普及させ制度に拠るための認証機関に対する支援を行う。 ・既に外国人患者受入の実績を有する主な病院の状況調査 ・当該病院を複数回利用している者のニーズ等の把握 ・審査予定の医療機関向けの講習会の実施 ・認証(予定)病院に対するコーディネート費用 等 ②外国人患者が、安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備に向け、通訳育成カリキュラム作成や外国人患者向け説明資料の標準化などを図る。	0	0												8,6	3,c4,5								非該当				
1594	厚生労働 省	14		22		在宅医療・介護の推進		できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。	①在宅チーム医療を担う人材の育成／H24～H25(定額) ・地域で在宅医療を担う人材(指導者)を養成するための多職種協働研修などを行うことにより、在宅医療を担う人材の知識・技術の向上やチーム医療の展開を図る事業 ②小児等在宅医療連携拠点事業／H25～H26(定額) ・小児等が安心して在宅に移行できる医療・福祉・教育等の連携体制を構築するため、好事例や課題を収集し、全国に普及するための施策について検討する事業 ③在宅医療・訪問看護ハイレベル人材養成事業／H27～(定額) ・地域において在宅医療の取組を牽引する高度な知識や経験をもった人材を国において育成する事業 ・H27年度は、「在宅医療(高齢者)」及び「小児等在宅医療」、H28年度は新たに「訪問看護」の領域を追加	0	0													5,c4,2								非該当				

[illegible]